

北電原第50号

令和2年5月29日

原子力規制委員会 殿

札幌市中央区大通東1丁目2番地

北海道電力株式会社

代表取締役社長 藤井 裕

泊発電所原子炉施設保安規定変更認可申請について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の24第1項の規定に基づき、下記のとおり泊発電所原子炉施設保安規定の変更の認可を申請いたします。

記

1. 変更の内容

昭和63年9月29日付63資庁第8339号をもって認可を受け、別紙のとおり変更認可を受けた泊発電所原子炉施設保安規定の記述を、別添の泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表の変更後の欄のとおり変更する。(ただし、下線は含まない。)

2. 変更の理由

(1) 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部施行に伴い、並びに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づき、及び同法を実施するため、令和2年4月1日付で実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部が施行されるとともに、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則が施行されたことから、関連する泊発電所原子炉施設保安規定の条文の変更および新規条文の追加を行う。

3. 施行期日

この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。

以 上

泊発電所原子炉施設保安規定変更認可の経緯

	認可年月日	認可証番号
1	平成元年 3月31日	元資庁第 3498号
2	平成 2年 3月23日	2 資庁第 1878号
3	平成 2年 5月31日	2 資庁第 5848号
4	平成 3年 4月 1日	3 資庁第 2003号
5	平成 5年 3月30日	5 資庁第 1830号
6	平成 6年12月15日	6 資庁第13397号
7	平成 8年10月11日	8 資庁第10163号
8	平成13年 1月 5日	平成12・09・20資第 5号
9	平成13年 2月23日	平成13・02・16原第 2号
10	平成13年 3月30日	平成13・03・23原第14号
11	平成13年10月29日	平成13・10・11原第 2号
12	平成14年 7月15日	平成14・06・27原第 2号
13	平成14年10月22日	平成14・09・30原第 6号
14	平成15年 1月16日	平成14・12・18原第12号
15	平成16年 5月20日	平成15・12・25原第 7号
16	平成17年 3月31日	平成17・03・10原第25号
17	平成17年 7月27日	平成17・07・21原第 4号
18	平成18年 2月22日	平成18・01・31原第11号
19	平成18年12月19日	平成18・11・21原第18号
20	平成19年 7月 5日	平成19・06・14原第 1号
21	平成19年12月13日	平成19.09.28原第27号 平成19・11・30原第 7号
22	平成20年 4月 1日	平成20・03・05原第 2号
23	平成20年 6月18日	平成20・05・22原第 8号
24	平成20年 8月22日	平成20・07・11原第31号
25	平成20年12月12日	平成20・10・31原第 9号
26	平成21年 4月20日	平成21・03・23原第23号
27	平成21年11月19日	平成21・10・15原第 4号
28	平成22年 3月 8日	平成22・02・01原第11号
29	平成22年 7月23日	平成22・06・16原第 2号
30	平成23年 5月 6日	平成23・04・08原第36号
31	平成23年 5月11日	平成23・04・21原第 6号
32	平成23年 7月22日	平成23・06・14原第21号
33	平成24年 9月 6日	20120726原第15号
34	平成25年 5月15日	原管P収第130219002号
35	平成26年 9月18日	原規規発第1409183号
36	平成28年 3月24日	原規規発第1603247号

	認 可 年 月 日	認 可 証 番 号
37	平成28年10月26日	原規規発第1610266号
38	平成30年 3月19日	原規規発第1803192号
39	令和元年 5月27日	原規規発第1905273号

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (1/37)

【第1章 総則】

変更前	変更後	備考
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(関係法令および保安規定の遵守)</p> <p>第2条の2 社長は、第2条(基本方針)に係る保安活動を実施するにあたり、関係法令および保安規定を遵守することを確実にするための活動の方針(以下、本条において「活動方針」という。)を表明するとともに、必要に応じて見直しを行う。</p> <p>また、活動方針に基づいた関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための活動(以下、本条において「本活動」という。)を確実にするため、原子力事業統括部長および原子力監査室長に、本活動の評価結果について年1回以上報告させ、必要な指示を行う。</p> <p>2 原子力事業統括部長は、次の事項を実施し、原子力安全・品質保証部長、原子力部長、資材部長および泊発電所長(以下、本条において「各実施部門長」という。)が行う本活動を統括する。</p> <p>(1) 各実施部門長に第1項の活動方針に基づいた活動計画を策定させ、その活動計画を原子力安全・品質保証部長に総括させて報告を受け、活動計画が第1項の活動方針に照らして妥当であることを確認する。</p> <p>(2) 各実施部門長に本活動を実施させる。</p> <p>(3) 各実施部門長に本活動の実施状況の評価させ、その評価結果を原子力安全・品質保証部長に総括させて報告を受け、評価し、必要な指示を行う。</p> <p>(4) (3)の各実施部門長および自らの評価結果を社長に報告し、指示を受ける。</p> <p>(5) 各実施部門長に、各実施部門長の評価結果および(3)(4)の指示に基づき必要な改善を活動計画に反映させる。</p> <p>3 原子力監査室長は、第1項の活動方針に基づいた活動計画を策定し、本活動を実施し、本活動の実施状況の評価するとともに、その評価結果を社長に報告し、評価結果および社長の指示に基づき、必要な改善を活動計画に反映する。</p> <p>また、第2項の活動を監査する。</p> <p>4 第4条(保安に関する組織)に定める組織は、第2項(1)および第3項の活動計画に基づいて活動し、関係法令および保安規定の遵守の意識の定着に取り組む。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(関係法令および保安規定の遵守)</p> <p>第2条の2 社長は、第2条(基本方針)に係る保安活動を実施するにあたり、関係法令および保安規定を遵守することを確実にするための活動の方針(以下、本条において「活動方針」という。)を品質方針に含めて表明するとともに、必要に応じて見直しを行う。</p> <p>また、活動方針に基づいた関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための活動(以下、本条において「本活動」という。)を確実にするため、第3条(品質マネジメントシステム計画)に基づいて任命する品質マネジメントシステム管理責任者である原子力事業統括部長および原子力監査室長に、本活動の評価結果についてマネジメントレビューの報告事項として年1回以上報告させ、必要な指示を行う。</p> <p>2 原子力事業統括部長は、原子力安全・品質保証部長に「原子力品質マネジメントシステム管理マニュアル」、泊発電所長に「泊発電所品質マネジメントシステム計画管理要領」を定めさせ、これに基づき次の事項を実施し、原子力安全・品質保証部長、原子力部長、資材部長および泊発電所長(以下、本条において「各実施部門長」という。)が行う本活動を統括する。</p> <p>(1) 各実施部門長に第1項の活動方針に基づいた活動計画を策定させ、その活動計画を原子力安全・品質保証部長に総括させて報告を受け、活動計画が第1項の活動方針に照らして妥当であることを確認する。</p> <p>(2) 各実施部門長に本活動を実施させる。</p> <p>(3) 各実施部門長に本活動の実施状況の評価させ、その評価結果を原子力安全・品質保証部長に総括させて報告を受け、評価し、必要な指示を行う。</p> <p>(4) (3)の各実施部門長および自らの評価結果を社長に報告し、指示を受ける。</p> <p>(5) 各実施部門長に、各実施部門長の評価結果および(3)(4)の指示に基づき必要な改善を活動計画に反映させる。</p> <p>3 原子力監査室長は、「原子力監査マニュアル」を定め、これに基づき第1項の活動方針に基づいた活動計画を策定し、本活動を実施し、本活動の実施状況の評価するとともに、その評価結果を社長に報告し、評価結果および社長の指示に基づき、必要な改善を活動計画に反映する。</p> <p>また、第2項の活動を監査する。</p> <p>4 第4条(保安に関する組織)に定める組織は、第2項(1)および第3項の活動計画に基づいて活動し、関係法令および保安規定の遵守の意識の定着に取り組む。</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(品質マネジメントシステム計画との関係を明確化)</p>

【第1章 総則】

変更前	変更後	備考
<p><u>(安全文化の醸成)</u> 第2条の3 社長は、安全を最優先とする価値観を醸成するため、第2条（基本方針）の保安活動の基礎となる、安全文化の醸成に係る活動の方針（以下、本条において「活動方針」という。）を表明するとともに、必要に応じて見直しを行う。 また、活動方針に基づいた安全文化の醸成に係る活動（以下、本条において「本活動」という。）を確実にするため、原子力事業統括部長および原子力監査室長に、本活動の評価結果について年1回以上報告させ、必要な指示を行う。</p> <p>2 原子力事業統括部長は、次の事項を実施し、原子力安全・品質保証部長、原子力部長、資材部長および泊発電所長（以下、本条において「各実施部門長」という。）が行う本活動を統括する。</p> <p>(1) 各実施部門長に第1項の活動方針に基づいた活動計画を策定させ、その活動計画を原子力安全・品質保証部長に総括させて報告を受け、活動計画が第1項の活動方針に照らして妥当であることを確認する。</p> <p>(2) 各実施部門長に本活動を実施させる。</p> <p>(3) 各実施部門長に本活動の実施状況を評価させ、その評価結果を原子力安全・品質保証部長に総括させて報告を受け、評価し、必要な指示を行う。</p> <p>(4) (3)の各実施部門長および自らの評価結果を社長に報告し、指示を受ける。</p> <p>(5) 各実施部門長に、各実施部門長の評価結果および(3)(4)の指示に基づく必要な改善を活動計画に反映させる。</p> <p>3 原子力監査室長は、第1項の活動方針に基づいた活動計画を策定し、本活動を実施し、本活動の実施状況を評価するとともに、その評価結果を社長に報告し、評価結果および社長の指示に基づき、必要な改善を活動計画に反映する。</p> <p>また、第2項の活動を監査する。</p> <p>4 第4条（保安に関する組織）に定める組織は、第2項(1)および第3項の活動計画に基づいて活動し、安全文化の醸成に取り組み。</p>	<p>(削除)</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（第3条（品質マネジメントシステム）に統合）</p>

【第2章 品質保証】

変更前	変更後	備考
<p style="text-align: center;">第2章 品質保証</p> <p>(品質保証計画) 第3条 第2条(基本方針)に係る保安活動のための品質保証活動(以下、「品質保証活動」という。)を実施するにあたり、次のとおり品質保証計画を定める。</p> <p>1 目的 本品質保証計画は、発電所の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力発電所における安全のための品質保証規程(JEAC4111-2009)」(以下、「JEAC4111」)に従って、「発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステム(以下、「品質マネジメントシステム」という。)」を確立し、実施し、継続的に改善することを目的とする。</p> <p>2 適用範囲 本品質保証計画は、発電所の保安活動に適用する。</p> <p>3 定義 本品質保証計画における用語の定義は、JEAC4111に従う。また、次に定める用語は、本品質保証計画およびその他の全ての章において適用する。</p> <p>(1) 原子力施設情報公開ライブラリー 原子力施設の事故または故障等の情報ならびに信頼性に関する情報を共有し活用することにより、事故および故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社団法人「原子力安全推進協会」が運営するデータベースのこと(以下、「ニューシア」)をいう。</p> <p>(2) PWR事業者連絡会 国内PWRプラントの安全安定運転のために、PWRプラントを所有する国内電力会社と国内PWRプラントメーカーの間で必要な技術検討の実施ならびに技術情報を共有するための連絡会のことをいう。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 品質保証</p> <p>(品質マネジメントシステム計画) 第3条 第2条(基本方針)に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、次のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。</p> <p>1 目的 本品質マネジメントシステム計画は、発電所の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制に関する規則」および「同規則の解釈」(以下、「品質管理基準規則」)に基づき品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。</p> <p>2 適用範囲 本品質マネジメントシステム計画は、発電所の保安活動に適用する。</p> <p>3 定義 本品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、以下に定めるものの他品質管理基準規則に従う。また、次に定める用語は、本品質マネジメントシステム計画およびその他の全ての章において適用する。</p> <p>(1) 原子炉施設 原子炉等規制法第43条3の5第2項第5号に規定する発電用原子炉施設をいう。</p> <p>(2) ニューシア 原子力施設の事故または故障等の情報ならびに信頼性に関する情報を共有し活用することにより、事故および故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社団法人「原子力安全推進協会」が運営するデータベース(原子力施設情報公開ライブラリー)のことをいう。</p> <p>(3) PWR事業者連絡会 国内PWR(加圧水型軽水炉)プラントの安全安定運転のために、PWRプラントを所有する国内電力会社と国内PWRプラントメーカーの間で必要な技術検討の実施および技術情報を共有するための連絡会のことをいう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制に関する規則)の制定に伴う変更) 表現の見直し

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (4/37)

【第2章 品質保証】

変更前	変更後	備考
<p>4 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 一般要求事項</p> <p>(1) 第4条(保安に関する組織)に定める組織(以下、「組織」という。)は、本品質保証計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、<u>文書化し、実施し、維持する。また、その品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</u></p> <p>(3) <u>組織は、品質マネジメントシステムの運用において、原子力安全に対する重要性に応じて重要度を分類した「泊発電所品質に係る重要度分類」を定め、これに基づき、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度について、グレード分けを行う。また、グレード分けの決定に際しては、「泊発電所品質に係る重要度分類」に加えて、次の事項を考慮することができる。</u></p> <p>a. <u>プロセスおよび原子炉施設の複雑性、独自性、または斬新性の程度</u></p> <p>b. <u>プロセスおよび原子炉施設の標準化の程度や記録のトレーサビリティの程度</u></p> <p>c. <u>検査または試験による原子力安全に対する要求事項への適合性の検証可能性の程度</u></p> <p>d. <u>作業または製造プロセス、要員、要領、装置等に対する特別な管理や検査の必要性の程度</u></p> <p>e. <u>運転開始後の原子炉施設に対する保守、供用期間中検査および取替えの難易度</u></p> <p>(2) <u>組織は、次の事項を実施する。</u></p> <p>a. <u>品質マネジメントシステムに必要なプロセスおよびそれらの組織への適用を、表3-1の社内規程において明確にする。</u></p> <p>b. <u>これらのプロセスの順序および相互関係を図3-1のとおりとする。</u></p> <p>c. <u>これらのプロセスの運用および管理のいずれもが効果的にできるようにするために必要な判断基準および方法を明確にする。</u></p> <p>d. <u>これらのプロセスの運用および監視を支援するために必要な資源および情報を利用できるようにする。</u></p> <p>e. <u>これらのプロセスを監視し、適用可能な場合には測定し、分析する。</u></p> <p>f. <u>これらのプロセスについて、計画どおりの結果を得るため、かつ、継続的改善を達成するために必要な処置をとる。</u></p>	<p>4 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>(1) 第4条(保安に関する組織)に定める組織(以下、「組織」という。)は、本品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、<u>その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。</u></p> <p>(2) <u>組織は、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次に掲げる事項を適切に考慮し、発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針(以下、「重要度分類指針」という。)に基づき重要性に応じて、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度について「泊発電所品質に係る重要度分類」を定め、グレード分けを行う。</u></p> <p>a. <u>原子炉施設、組織、または個別業務の重要度およびこれらの複雑さの程度</u></p> <p>b. <u>原子炉施設もしくは機器等の品質または保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるものおよびこれらに関連する潜在的影響の大きさ</u></p> <p>c. <u>機器等の故障もしくは通常想定されない事象の発生または保安活動が不適切に計画され、もしくは実行されたことにより起こり得る影響</u></p> <p>(3) <u>組織は、原子炉施設に適用される関係法令(以下、「関係法令」という。)を明確に認識し、品質マネジメントシステムに必要な文書(記録を除く。以下、「品質マネジメント文書」という。)に明記する。(7.2.1参照)</u></p> <p>(4) <u>組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行う。</u></p> <p>a. <u>プロセスの運用に必要な情報および当該プロセスの運用により達成される結果を、表3-1の社内規程において明確にする。</u></p> <p>b. <u>プロセスの順序および相互関係(組織内のプロセス間の相互関係を含む。)を図3-1に示す。</u></p> <p>c. <u>プロセスの運用および管理の実効性の確保に必要な組織の保安活動の状況を示す指標(以下、「保安活動指標(PI)」という。)ならびに当該指標に係る判定基準を明確に定める。</u></p> <p><u>なお、保安活動指標(PI)には、安全実績指標(特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。)を含む。</u></p> <p>d. <u>プロセスの運用ならびに監視および測定(以下、「監視測定」という。)に必要な資源および情報を利用できる体制を確保する(責任および権限の明確化を含む)。</u></p> <p>e. <u>プロセスの運用状況を監視測定し、分析する。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。</u></p> <p>f. <u>プロセスについて、意図した結果を得、および実効性を維持するための措置(プロセスの変更を含む。)を講ずる。</u></p>	<p>• 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(品質管理基準規則の制定に伴う変更)</p>

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (5/37)

【第2章 品質保証】

変更前	変更後	備考
<p>(4) <u>組織は、これらのプロセスを、本品質保証計画に従って運営管理する。</u></p> <p>(5) <u>組織は、原子力安全の達成に影響を与えるプロセスをアウトソースする場合には、7.4に従ってアウトソースしたプロセスの管理を確実にする。</u></p>	<p><u>g. プロセスおよび組織の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。</u></p> <p><u>h. 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにする。これには、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。</u></p> <p>(5) <u>組織は、健全な安全文化を育成および維持する。これは、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取り組みを通じて、次の状態を指していることをいう。</u></p> <p><u>a. 原子力の安全および安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。</u></p> <p><u>b. 風通しの良い組織文化が形成されている。</u></p> <p><u>c. 要員が、自ら行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。</u></p> <p><u>d. 全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。</u></p> <p><u>e. 要員が、常に問いかける姿勢および学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。</u></p> <p><u>f. 原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。</u></p> <p><u>g. 安全文化に関する内部監査および自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。</u></p> <p><u>h. 原子力の安全にはセキュリティが関係する場面があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。</u></p> <p>(6) <u>組織は、機器等または個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下、「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、7.4に従って当該プロセスが管理されているようにする。</u></p> <p>(7) <u>組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質管理基準規則の制定に伴う変更）

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (6/37)

【第2章 品質保証】

変更前	変更後	備考
<p>4.2 文書化に関する要求事項</p> <p>4.2.1 一般</p> <p>組織は、品質マネジメントシステムの文書に、次の事項を含める。また、これらの文書体系を図3-2に、社内規程（一次文書および二次文書）と保安規定の対照条文を 表3-1に、本品質保証計画と社内規程の対照を表3-2に示す。また、記録は適正に作成[*]する。</p> <p>なお、品質保証活動を行う上で必要とされる、表3-1以外の文書の保安規定上の位置付けは、表3-1の社内規程で明確にする。</p> <p>(1) 文書化した、品質方針および品質目標</p> <p>(2) 品質マニュアル</p> <p>(6) 組織内のプロセスの効果的な計画、運用および管理を確実に実施するために、必要と決定した記録を含む文書</p> <p>(3) 表3-1に示す社内規程のうち二次文書</p> <p>(4) 表3-1に示す社内規程において、作成することを定めた記録を含む文書</p> <p>(5) 表131-3に示す記録 (4.2.4 参照)</p> <p>※：「適正に作成」とは、不正行為を行わずに作成することをいう。</p> <p>4.2.2 品質マニュアル</p> <p>(1) 組織は、次の品質マニュアルを定め、維持する。</p> <p>a. 本品質保証計画 (社長制定)</p> <p>b. 「原子力総合品質保証規程」(社長制定)</p> <p>c. 「原子力品質保証計画書」(原子力安全・品質保証部長制定)</p> <p>d. 「泊発電所品質保証計画書」(所長制定)</p> <p>(2) 品質マニュアルには、次の事項を含める。</p> <p>a. 品質マネジメントシステムの適用範囲</p> <p>b. 品質マネジメントシステムについて確立された“文書化された手順”またはそれらを参照できる情報</p> <p>c. 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係に関する記述</p>	<p>4.2 品質マネジメントシステムの文書化</p> <p>4.2.1 一般</p> <p>組織は、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。また、これらの文書体系を図3-2に、社内規程（一次文書および二次文書）と保安規定の対照条文を表3-1に、本品質マネジメントシステム計画と社内規程の対照を表3-2に示す。また、記録は適正に作成[*]する。</p> <p>なお、品質保証活動を行う上で必要とされる、表3-1以外の文書の保安規定上の位置付けは、表3-1の社内規程で明確にする。</p> <p>(1) 品質方針および品質目標</p> <p>(2) 品質マニュアル</p> <p>(3) 実効性のあるプロセスの計画的な実施および管理がなされるようにするために、組織が必要と決定した記録を含む文書</p> <p>(4) 品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する手順書、指示書、図面等（以下、「手順書等」という。）</p> <p>a. 表3-1に示す社内規程のうち二次文書</p> <p>b. 表3-1に示す社内規程において、作成することを定めた記録を含む文書</p> <p>c. 表131-3に示す記録 (4.2.4 参照)</p> <p>※：「適正に作成」とは、不正行為を行わずに作成することをいう。</p> <p>4.2.2 品質マニュアル</p> <p>(1) 組織は、次の品質マニュアルを定め、維持する。</p> <p>a. 本品質マネジメントシステム計画 (社長制定)</p> <p>b. 「原子力総合品質保証規程」(社長制定)</p> <p>c. 「原子力品質保証計画書」(原子力安全・品質保証部長制定)</p> <p>d. 「泊発電所品質保証計画書」(所長制定)</p> <p>(2) 組織は、品質マニュアルに、次に掲げる事項を含める。</p> <p>a. 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項</p> <p>b. 保安活動の計画、実施、評価および改善に関する事項</p> <p>c. 品質マネジメントシステムの適用範囲</p> <p>d. 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報</p> <p>e. プロセスの相互の関係 (図3-1 参照)</p>	<p>• 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質管理基準規則の制定に伴う変更）</p>

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (7/37)

【第2章 品質保証】

変更前	変更後	備考
<p>4.2.3 文書管理</p> <p>組織は、品質マネジメントシステムに必要な文書を遵守するために、次の活動に必要な事項を規定した「原子力文書管理マニュアル」、「泊発電所文書管理要領」および「原子力監査マニュアル」を定め、これに従い保安活動の重要度に応じて管理する。ただし、記録については、4.2.4に従って管理する。</p> <p>(1) 発行前に、適切かどうかの観点から文書を承認する。</p> <p>(2) 文書をレビューする。また、必要に応じて更新し、再承認する。</p> <p>(3) 文書の変更の識別および現在有効な版の識別をする。</p> <p>(4) 該当する文書の適切な版が、必要ときに、必要なところで使用可能な状態にする。</p> <p>(5) 文書は読みやすく、かつ、容易に識別可能な状態とする。</p> <p>(6) 品質マネジメントシステムの計画および運用のために組織が必要と決定した外部からの文書を明確にし、その配付を管理する。</p> <p>(7) 廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを何らかの目的で保持する場合には、適切な識別をする。</p> <p>4.2.4 記録の管理</p> <p>(1) 組織は、要求事項への適合および品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠として作成された記録の識別、保管、保護、検索、保管期間および廃棄に関して必要な管理方法を規定した「原子力品質記録管理マニュアル」、「泊発電所記録管理要領」および「原子力監査マニュアル」を定め、これに従い記録を管理する。</p> <p>(2) 記録は、読みやすく、容易に識別可能、かつ、検索可能なものとする。</p>	<p>4.2.3 文書の管理</p> <p>(1) 組織は、次の事項を含む、品質マネジメント文書を管理する。</p> <p>a. 組織として承認されていない文書の使用、または適切ではない変更の防止</p> <p>b. 文書の組織外への流出等の防止</p> <p>c. 品質マネジメント文書の発行および改訂に係るレビューの結果、当該レビューの結果に基づき講じた措置ならびに当該発行および改訂を承認した者に関する情報の維持</p> <p>(2) 組織は、要員が判断および決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるように（文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む）、品質マネジメント文書に関する次に掲げる事項を定めた「原子力文書管理マニュアル」、「泊発電所文書管理要領」および「原子力監査マニュアル」を作成する。</p> <p>a. 品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性をレビューし、発行を承認する。</p> <p>b. 品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性をレビューし、改訂を承認する（a.と同様に改訂の妥当性をレビューし、承認することをいう）。</p> <p>c. 品質マネジメント文書のレビューおよび評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門（第4条（保安に関する組織）に規定する組織の最小単位をいう。）の要員を参画させる。</p> <p>d. 品質マネジメント文書の改訂内容および最新の改訂状況を識別できるようにする。</p> <p>e. 改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合には、当該文書の適切な制定版または改訂版が利用しやすい体制を確保する。</p> <p>f. 品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにする。</p> <p>g. 組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理する。</p> <p>h. 廃止した品質マネジメント文書が使用されることを防止する。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理する。</p> <p>4.2.4 記録の管理</p> <p>(1) 組織は、品質管理基準規則に規定する個別業務等要求事項への適合および品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。</p> <p>(2) 組織は、(1)の記録の識別、保存、保護、検索、および廃棄に関し、所要の管理の方法を定めた「原子力品質記録管理マニュアル」、「泊発電所記録管理要領」および「原子力監査マニュアル」を作成する。</p>	<p>• 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質管理基準規則の制定に伴う変更）</p>

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (8/37)

【第2章 品質保証】

変更前	変更後	備考
<p>5 経営者の責任</p> <p>5.1 経営者のコミットメント 社長は、品質マネジメントシステムの構築および実施、ならびにその有効性を継続的に改善することに對するコミットメントの証拠を、次の事項によって示す。</p> <p>(2) 品質方針を設定する。 (3) 品質目標を設定させる。</p> <p>(4) マネジメントレビューを実施する。 (5) 必要な資源を使用できるようにさせる。</p> <p>(1) 法令・規制要求事項の遵守および原子力安全の重要性を組織全体に周知する。</p>	<p>5 経営責任者等の責任</p> <p>5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ 社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その有効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことにより表証する。</p> <p>(1) 品質方針を定める。 (2) 品質目標が定められているようにする。 (3) 要員が、健全な安全文化を育成し、および維持することに貢献できるようにする（要員が健全な安全文化を育成し、維持する取組に参画できる環境を整えていることをいう）。</p> <p>(4) 5.6.1 に規定するマネジメントレビューを実施する。 (5) 資源が利用できる体制を確保する。 (6) 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知する。 (7) 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを、要員に認識させる。 (8) 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位および説明する責任を考慮して行われるようにする。</p>	<p>• 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質管理基準規則の制定に伴う変更）</p>
<p>5.2 原子力安全の重視 社長は、原子力安全を最優先に位置付け、業務に對する要求事項が決定され、その要求事項が満たされるように業務を実施させる。(7.2.1および8.2.1参照)</p>	<p>5.2 原子力の安全の確保の重視 社長は、組織の意思決定にあたり、機器等および個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。(7.2.1および8.2.1参照)</p>	
<p>5.3 品質方針 社長は、次の事項を品質方針に反映し、組織全体に伝達させ、理解させるとともに、適切性の持続のためレビューする。</p> <p>(1) 組織の目的（原子力安全の確保）に對して適切であること。 (2) 要求事項への適合および品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に對するコミットメントを含むこと。</p>	<p>5.3 品質方針 社長は、品質方針（健全な安全文化を育成し、および維持することに関するもの（この場合において、技術的、人的、組織的な要因ならびにそれらの間の相互作用が原子力の安全に對して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していること。）を含む。）が次に掲げる事項に適合しているようにする。</p> <p>(1) 組織の目的および状況に對して適切なものである（組織運営に関する方針と整合的なものであるを含む）。 (2) 要求事項への適合および品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持つて関与する。</p>	

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (9/37)

【第2章 品質保証】

変更前	変更後	備考
<p>(3) 品質目標の設定およびレビューのための枠組みを与えること。</p> <p>5.4 計画</p> <p>5.4.1 品質目標</p> <p>(1) 社長は、組織内のしかるべき部門および階層に品質目標を設定させる。その品質目標には、業務に対する要求事項 (7.1(3)a 参照) を満たすために必要なものを含める。</p> <p>(2) 品質目標は、その達成度が判定可能で、品質方針と整合がとれているようにする。</p> <p>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画</p> <p>社長は、組織に次の事項を実施させる。</p> <p>(1) 品質目標に加えて、4.1に規定する要求事項を満たすために、品質マネジメントシステムを構築し、維持するための計画を策定する。</p> <p>(2) 品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合性をとる。</p>	<p>(3) 品質目標を定め、レビューするにあたっての枠組みを与える。</p> <p>(4) 要員に周知され、理解されている。</p> <p>(5) 品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与する。</p> <p>5.4 計画</p> <p>5.4.1 品質目標</p> <p>(1) 社長は、部門において、品質目標 (個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。) が定められているようにする。これには、品質目標を達成するための計画として次の事項を含む。</p> <p>a. 実施項目</p> <p>b. 必要な資源</p> <p>c. 責任者</p> <p>d. 実施事項の完了時期</p> <p>e. 結果の評価方法</p> <p>(2) 社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにする。</p> <p>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画</p> <p>(1) 社長は、品質マネジメントシステムが4.1の規定に適合するよう、その実施にあたっての計画が策定されているようにする。</p> <p>(2) 社長は、プロセスおよび組織の変更 (累積的な影響が生じ得るプロセスおよび組織の軽微な変更を含む。) を含む、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。</p> <p>a. 品質マネジメントシステムの変更の目的および当該変更により起こりうる結果 (当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析および評価、ならびに当該分析および評価の結果に基づき講じた措置を含む。)</p> <p>b. 品質マネジメントシステムの実効性の維持</p> <p>c. 資源の利用可能性</p> <p>d. 責任および権限の割り当て</p>	<p>• 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品質管理基準規則の制定に伴う変更)</p>

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (10/37)

【第2章 品質保証】

変更前	変更後	備考
<p>5.5 責任、権限およびコミュニケーション</p> <p>5.5.1 責任および権限 社長は、当社の経営活動に必要な組織およびその管理に関する基本的事項を定めた「組織管理規程」を踏まえ、<u>保安活動を実施するための責任および権限を第5条（保安に関する職務）、第9条（原子炉主任技術者の職務等）および第9条の2（電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の職務等）に定める責任（担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。）および権限ならびに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</u></p> <p>5.5.2 管理責任者 社長は、原子力事業統括部長および原子力監査室長を管理責任者として任命し、<u>与えられている他の責任とかわりなく、次に示す責任と権限を与える。</u></p> <p>(1) <u>原子力事業統括部長の管理責任者としての責任および権限</u></p> <p>a. <u>品質マネジメントシステムに必要なプロセス（内部監査プロセスを除く。）の確立、実施および維持を確保にする。</u></p> <p>b. <u>品質マネジメントシステム（内部監査プロセスを除く。）の成果を含む実施状況および改善の必要性の有無について、社長に報告する。</u></p> <p>c. <u>組織全体（原子力監査室長が所管している組織を除く。）にわたって、原子力安全についての認識を高めることを確実にする。</u></p> <p>(2) <u>原子力監査室長の管理責任者としての責任および権限</u></p> <p>a. <u>内部監査プロセスを通じて、品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施および維持を確実にする。</u></p> <p>b. <u>内部監査プロセスを通じて、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況および改善の必要性の有無について、社長に報告する。</u></p> <p>c. <u>内部監査プロセスを通じて、組織全体にわたって、原子力安全についての認識を高めることを確実にする。</u></p>	<p>5.5 責任、権限およびコミュニケーション</p> <p>5.5.1 責任および権限 社長は、当社の経営活動に必要な組織およびその管理に関する基本的事項を定めた「組織管理規程」を踏まえ、第5条（保安に関する職務）、第9条（原子炉主任技術者の職務等）および第9条の2（電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の職務等）に定める責任（担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。）および権限ならびに部門相互間の業務の手順を定めさせ、<u>関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</u></p> <p>5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者</p> <p>(1) 社長は、原子力事業統括部長を実施部門の品質マネジメントシステム管理責任者として、<u>原子力監査室長を監査部門の品質マネジメントシステム管理責任者として任命する。</u></p> <p>(2) <u>社長は、品質マネジメントシステム管理責任者（以下、「管理責任者」という。）に、次に掲げる業務に係る責任および権限を与える。</u></p> <p>a. <u>プロセスが確立され、実施されるときにも、その実効性が維持されているようにする。</u></p> <p>b. <u>品質マネジメントシステムの運用状況およびその改善の必要性について、社長に報告する。</u></p> <p>c. <u>健全な安全文化を育成し、および維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにする。</u></p> <p>d. <u>関係法令を遵守する。</u></p>	<p>• 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質管理基準規則の制定に伴う変更）</p>

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (11/37)

【第2章 品質保証】

変更前	変更後	備考
<p>5.5.3 内部コミュニケーション</p> <p>社長は、組織におけるコミュニケーションのため、次の委員会の設置を含めた適切なプロセスを確立させ、品質マネジメントシステムの有効性に関しての情報交換を行わせる。</p> <p>(1) 管理責任者（原子力事業統括部長）を委員長とする原子力安全・品質委員会 (2) 原子力部長を委員長とする原子力発電安全委員会 (3) 所長を委員長とする泊発電所安全運営委員会</p>	<p>5.5.3 管理者</p> <p>(1) 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（以下、「管理者」という。）に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任および権限を与える。</p> <p>a. 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにする。</p> <p>b. 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにする。</p> <p>c. 個別業務の実施状況に関する評価を行う。</p> <p>d. 健全な安全文化を育成し、および維持する。</p> <p>e. 関係法令を遵守する。</p> <p>(2) 管理者は、(1)の責任および権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</p> <p>a. 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定する。</p> <p>b. 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に進めるようにする。</p> <p>c. 原子力の安全に係る意思決定の理由およびその内容を、関係する要員に確実に伝達する。</p> <p>d. 常に問いかけの姿勢および学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に原子炉施設の保安に関する問題の報告を行えるようにする。</p> <p>e. 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにする。</p> <p>(3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価（安全文化についての弱点のある分野および強化すべき分野に係るものを含む。）を、あらかじめ定められた間隔で行う。</p> <p>5.5.4 組織の内部の情報の伝達</p> <p>社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組み（次の委員会の設置を含む。）が確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。</p> <p>(1) 管理責任者（原子力事業統括部長）を委員長とする原子力安全・品質委員会 (2) 原子力部長を委員長とする原子力発電安全委員会 (3) 所長を委員長とする泊発電所安全運営委員会</p>	<p>• 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質管理基準規則の制定に伴う変更）</p>

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (12/37)

【第2章 品質保証】

変更前	変更後	備考
<p>5.6 マネジメントレビュー</p> <p>5.6.1 一般</p> <p>(1) 社長は、<u>組織の品質マネジメントシステムが、引き続き適切で、妥当、かつ、有効であることを確実にするため、あらかじめ定められた間隔でマネジメントレビューを実施する。</u></p> <p>(2) マネジメントレビューでは、<u>品質マネジメントシステムの改善の機会の評価ならびに品質方針および品質目標を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。</u></p> <p>(3) <u>原子力安全・品質保証部長は、マネジメントレビューの結果の記録を維持する。</u> <u>(4.2.4 参照)</u></p> <p>5.6.2 マネジメントレビューへの報告事項 (インプット)</p> <p>マネジメントレビューには、<u>次の情報を含める。</u></p> <p>(1) 監査の結果</p> <p>(2) <u>原子力安全の達成に関する外部の受け止め方</u></p> <p>(3) <u>プロセスの成果を含む実施状況ならびに検査および試験の結果</u></p> <p>(4) <u>予防処置および是正処置の状況</u></p> <p>(5) <u>前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ</u></p> <p>(6) <u>品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更</u></p> <p>(7) <u>品質マネジメントシステムの改善のための提案</u></p>	<p>5.6 マネジメントレビュー</p> <p>5.6.1 一般</p> <p>社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、<u>改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、品質マネジメントシステムの評価(以下、「マネジメントレビュー」という。)を、あらかじめ定められた間隔で行う。</u></p> <p>5.6.2 マネジメントレビューに用いる情報</p> <p><u>組織は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。</u></p> <p>(1) <u>内部監査の結果</u></p> <p>(2) <u>組織の外部の者の意見(外部監査(安全文化の外部評価を含む。)の結果(外部監査を受けた場合に限る。))、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。)</u></p> <p>(3) <u>プロセスの運用状況</u></p> <p>(4) <u>使用前事業者検査および定期事業者検査(以下、「使用前事業者検査等」という。)ならびに自主検査等の結果</u></p> <p>(5) <u>品質目標の達成状況</u></p> <p>(6) <u>健全な安全文化の育成および維持の状況(内部監査による安全文化の育成および維持の取組状況に係る評価の結果ならびに管理者による安全文化についての弱点のある分野および強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。)</u></p> <p>(7) <u>関係法令の遵守状況</u></p> <p>(8) <u>不適合ならびに是正処置および未然防止処置の状況(組織の内外で得られた知見(技術的な進歩により得られたものを含む。)ならびに不適合その他の事象から得られた教訓を含む。)</u></p> <p>(9) <u>従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置</u></p> <p>(10) <u>品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更</u></p> <p>(11) <u>部門または要員からの改善のための提案</u></p> <p>(12) <u>資源の妥当性</u></p> <p>(13) <u>保安活動の改善のために講じた措置(品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組みを含む。)の実効性</u></p>	<p>• 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(品質管理基準規則の制定に伴う変更)</p>

【第2章 品質保証】

変更前	変更後	備考
<p>5.6.3 マネジメントレビューからの指示事項(アウトプット) <u>マネジメントレビューからの指示事項には、次の事項に関する決定および処置すべてを含める。</u></p> <p>(1) 品質マネジメントシステムおよびそのプロセスの有効性の改善 (2) 業務の計画および実施に係る改善 (3) 資源の必要性</p> <p>【再掲：5.6.1の(3)】 (3) 原子力安全・品質保証部長は、マネジメントレビューの結果の記録を維持する。 (4.2.4 参照)</p> <p>6 資源の運用管理</p> <p>6.1 資源の提供 組織は、原子力安全に必要な資源を明確にし、提供する。</p> <p>6.2 人的資源 6.2.1 一般 組織は、原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員は、適切な教育・訓練、技能および経験を判断の根拠として、力量を有する者を割り当てる。</p>	<p>5.6.3 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置</p> <p>(1) 組織は、<u>マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。</u></p> <p>a. 品質マネジメントシステムおよびプロセスの実効性の維持に必要な改善 b. 個別業務に関する計画および個別業務の実施に関連する保安活動の改善 c. 品質マネジメントシステムの実効性の維持および継続的な改善のために必要な資源 d. 健全な安全文化の育成および維持に関する改善 (安全文化についての弱点のある分野および強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。) e. <u>関係法令の遵守に関する改善</u></p> <p>(2) 原子力安全・品質保証部長は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。(4.2.4 参照)</p> <p>(3) 組織は、(1)の決定をした事項について、必要な措置を講じる。</p> <p>6 資源の管理</p> <p>6.1 資源の確保 組織は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、および管理する。</p> <p>(1) 要員 (2) 個別業務に必要な施設、設備、およびサービスの体系 (インフラストラクチャ) (3) 作業環境 (作業場所の放射線量、温度、湿度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。) (4) その他必要な資源</p> <p>6.2 要員の力量の確保および教育訓練</p> <p>(1) 組織は、<u>個別業務の実施に必要な技能および経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識および技能ならびにそれを適用する能力 (以下、「力量」という。また、この力量には、組織が必要とする技術的、人的および組織的側面に関する知識を含む。) が実証された者を要員に充てる。</u></p> <p>(2) 組織は、<u>要員の力量を確保するために、保安活動の重要性に応じて、次に掲げる業務を行う。</u></p> <p>a. <u>要員にどのような力量が必要かを明確に定める。</u> b. <u>要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置 (必要な力量を有する要員を新たに配属し、または雇用することを含む。) を講ずる。</u></p>	<p>• 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品質管理基準規則の制定に伴う変更)</p>

【第2章 品質保証】

変更前	変更後	備考
<p>6.2.2 <u>力量、教育・訓練および認識</u> <u>組織は、原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員に必要な力量を規定した「原子力教育訓練管理マニュアル」、「泊発電所教育訓練管理要領」および「原子力監査マニュアル」を定め、これに従い次の事項を実施する。</u></p> <p>(1) <u>業務の実施に必要な力量が不足している場合には、その必要な力量に到達することができるように教育・訓練を行うか、または他の処置をとる。</u></p> <p>(2) <u>原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員に対する、(1)項の教育・訓練または他の処置の有効性を評価する。</u></p> <p>(3) <u>組織の要員が、自らの活動のもつ意味および重要性を認識し、品質目標の達成に向けて自らがどのように貢献できるかを認識するようにする。</u></p> <p>(4) <u>教育・訓練、技能および経験について該当する記録を維持する。(4.2.4 参照)</u></p> <p>6.3 <u>原子力施設</u> <u>組織は、原子力安全の達成のために必要な原子力施設を明確にし、維持管理する。</u></p> <p>6.4 <u>作業環境</u> <u>組織は、原子力安全の達成のために必要な作業環境を明確にし、運営管理する。</u></p>	<p>c. <u>教育訓練その他の措置の実効性を評価する。</u></p> <p>d. <u>要員が自らの個別業務について、次に掲げる事項を認識しているようにする。</u></p> <p>(a) <u>品質目標の達成に向けた自らの貢献</u></p> <p>(b) <u>品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献</u></p> <p>(c) <u>原子力の安全に対する当該個別業務の重要性</u></p> <p>e. <u>要員の力量および教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理する。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質管理基準規則の制定に伴う変更）

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (15/37)

【第2章 品質保証】

変更前	変更後	備考
<p>7 業務の計画および実施</p> <p>7.1 業務の計画</p> <p>(1) 組織は、<u>保安活動に関する業務に必要なプロセスを計画し、構築する。</u></p> <p>(2) <u>業務の計画は、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合をとる。(4.1参照)</u></p> <p>(3) 組織は、<u>業務の計画にあたって、次の事項について該当するものを適切に明確にする。</u></p> <p>a. 業務に対する品質目標および要求事項</p> <p>b. 業務に特有な、プロセスおよび文書の確立の必要性、ならびに<u>資源の提供の必要性</u></p> <p>c. <u>業務のための検証、妥当性確認、監視、測定、検査および試験ならびにこれらの合否判定基準</u></p> <p>d. <u>業務のプロセスおよびその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録(4.2.4参照)</u></p> <p>(4) <u>この計画のアウトプットは、組織の業務の運営方法に適した形式とする。</u></p> <p>7.2 業務に対する要求事項に関するプロセス</p> <p>7.2.1 <u>業務に対する要求事項の明確化</u></p> <p>組織は、<u>次の要求事項を、業務の計画(7.1参照)で明確にする。</u></p> <p>(2) <u>明示されていないが、業務に不可欠な要求事項</u></p> <p>(1) <u>業務に適用される法令・規制要求事項</u></p> <p>(3) <u>その他原子力安全の確保のために組織が必要と判断する追加要求事項すべて</u></p>	<p>7 <u>個別業務に関する計画の策定および個別業務の実施</u></p> <p>7.1 <u>個別業務に必要なプロセスの計画</u></p> <p>(1) 組織は、<u>個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定する(4.1(2)cを考慮して計画を策定することを含む。)</u>とともに、<u>そのプロセスを確立する。</u></p> <p>(2) 組織は、<u>(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性(業務計画を変更する場合の整合性を含む。)を確保する。</u></p> <p>(3) 組織は、<u>個別業務に関する計画(以下、「個別業務計画」という。)の策定または変更(プロセスおよび組織の変更(累積的な影響が生じ得るプロセスおよび組織の軽微な変更を含む。))を行うにあたり、次に掲げる事項を明確にする。</u></p> <p>a. <u>個別業務計画の策定または変更の目的および当該計画の策定または変更により起こり得る結果(当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析および評価、ならびに当該分析および評価の結果に基づき講じた措置を含む。)</u></p> <p>b. <u>機器等または個別業務に係る品質目標および個別業務等要求事項</u></p> <p>c. <u>機器等または個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書および資源</u></p> <p>d. <u>使用前事業者検査等、検証、妥当性確認および監視測定ならびにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準(以下、「合否判定基準」という。)</u></p> <p>e. <u>個別業務に必要なプロセスおよび当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録(4.2.4参照)</u></p> <p>(4) 組織は、<u>策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとす。</u></p> <p>7.2 <u>個別業務等要求事項に関するプロセス</u></p> <p>7.2.1 <u>個別業務等要求事項として明確にすべき事項</u></p> <p>組織は、<u>次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定める。</u></p> <p>(1) <u>組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等または個別業務に必要な要求事項</u></p> <p>(2) <u>関係法令</u></p> <p>(3) <u>(1)および(2)に掲げるもののほか、組織が必要とする要求事項</u></p>	<p>• 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(品質管理基準規則の制定に伴う変更)</p>

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (16/37)

【第2章 品質保証】

変更前	変更後	備考
<p>7.2.2 業務に対する要求事項のレビュー</p> <p>(1) 組織は、業務に対する要求事項をレビューする。このレビューは、業務を行う前に実施する。</p> <p>(2) レビューでは、次の事項を確実にする。</p> <p>a. 業務に対する要求事項が定められていること。</p> <p>b. 業務に対する要求事項が変更になった場合には、それについて解決されていること。</p> <p>c. 定められた要求事項を満たす能力を持っていること。</p> <p>(3) 組織は、このレビューの結果の記録およびこのレビューを受けてとられた処置の記録を維持する。(4.2.4 参照)</p> <p>(4) 組織は、業務に対する要求事項が書面で示されない場合には、その要求事項を適用する前に確認する。</p> <p>(5) 組織は、業務に対する要求事項が変更された場合には、関連する文書を修正する。また、変更後の要求事項を、関連する要員に理解させる。</p> <p>7.2.3 外部とのコミュニケーション</p> <p>組織は、原子力安全に関して外部とのコミュニケーションを図るための効果的な方法を明確にし、実施する。</p>	<p>7.2.2 個別業務等要求事項の審査</p> <p>(1) 組織は、機器等の使用または個別業務の実施にあたり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査(以下、「レビュー」という。)を実施する。</p> <p>(2) 組織は、個別業務等要求事項のレビューを実施するにあたり、次に掲げる事項を確認する。</p> <p>a. 当該個別業務等要求事項が定められている。</p> <p>b. 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が説明されている。</p> <p>c. 組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有している。</p> <p>(3) 組織は、(1)のレビューの結果の記録および当該レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。(4.2.4 参照)</p> <p>(4) 組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。</p> <p>7.2.3 組織の外部の者との情報の伝達等</p> <p>組織は、組織の外部の者からの情報の収集および組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法を明確に定め、これを実施する。これには次の事項を含む。</p> <p>(1) 組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法</p> <p>(2) 予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法</p> <p>(3) 原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法</p> <p>(4) 原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法</p>	<p>• 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(品質管理基準規則の制定に伴う変更)</p>

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (17/37)

【第2章 品質保証】

変更前	変更後	備考
<p>7.3 設計・開発</p> <p>組織は、<u>原子力施設の改造工事および設置工事の設計・開発</u>（以下、「設計」という。）の管理について、「原子力設計管理マニュアル」および「泊発電所設計管理要領」に定め、これに従い次の事項を実施する。</p> <p>7.3.1 設計の計画</p> <p>(1) 組織は、設計の計画を策定し、管理する。</p> <p>(2) 組織は、設計の計画において、次の事項を明確にする。</p> <p>a. 設計の段階</p> <p>b. 設計の各段階に適したレビュー、検証および妥当性確認</p> <p>c. 設計に関する責任および権限</p> <p>(3) 組織は、<u>効果的なコミュニケーション</u>および責任の明確な割り当てを<u>確実</u>にするために、設計に関与する<u>グループ間のインタフェースを運営</u>管理する。</p> <p>(4) 組織は、設計の進捗に応じて、<u>策定した計画を適切に更新</u>する。</p> <p>7.3.2 設計へのインプット</p> <p>(1) 組織は、<u>原子力施設の要求事項に関連する設計へのインプット</u>を明確にするとともに、<u>その記録を維持</u>する。(4.2.4 参照)</p> <p>なお、<u>設計へのインプットには、次の事項を含める。</u></p> <p>a. 機能および性能に関する要求事項</p> <p>c. <u>適用可能な場合は、以前の類似した設計から得られた情報</u></p> <p>b. <u>適用される法令・規制要求事項</u></p> <p>d. 設計に<u>不可欠なその他の要求事項</u></p> <p>(2) 組織は、<u>原子力施設の要求事項に関連する設計へのインプットについては、その適切性をレビューする。要求事項は、漏れがなく、曖昧ではなく、相反することがないものと</u>する。</p>	<p>7.3 設計開発</p> <p>組織は、<u>原子炉施設において用いるための設計開発</u>（以下、「設計」という。）の管理について、「原子力設計管理マニュアル」および「泊発電所設計管理要領」に定め、これに従い次の事項を実施する。</p> <p>7.3.1 設計の計画</p> <p>(1) 組織は、設計（専ら原子炉施設において用いるための設計に限る。）の計画を策定する（<u>不適合および予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動（4.1(2)cの事項を考慮して行うものを含む。）を行うことを含む。</u>）とともに、<u>設計を管理</u>する。</p> <p><u>この設計には、設備、施設、ソフトウェアおよび手順書等に関する設計を含む。この場合において、原子力の安全のために重要な手順書等の設計については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う。</u></p> <p>(2) 組織は、設計の計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。</p> <p>a. 設計の性質、期間および複雑さの程度</p> <p>b. 設計の各段階における適切なレビュー、検証および妥当性確認の方法ならびに管理体制</p> <p>c. 設計に係る部門および要員の責任および権限</p> <p>d. 設計に必要な組織の内部および外部の資源</p> <p>(3) 組織は、<u>実効性のある情報の伝達ならびに責任および権限の明確な割り当てがなされるよう</u>にするために、設計に関与する各者間の<u>連絡を管理</u>する。</p> <p>(4) 組織は、(1)により策定された設計の計画を、<u>設計の進行に応じて適切に変更</u>する。</p> <p>7.3.2 設計に用いる情報</p> <p>(1) 組織は、<u>個別業務等要求事項として設計に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理</u>する。(4.2.4 参照)</p> <p>a. 機能および性能に係る要求事項</p> <p>b. <u>従前の類似した設計から得られた情報であって、当該設計に用いる情報として適用可能なもの</u></p> <p>c. <u>関係法令</u></p> <p>d. <u>その他設計に必要な要求事項</u></p> <p>(2) 組織は、<u>設計に用いる情報について、その妥当性をレビューし、承認する。</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質管理基準規則の制定に伴う変更）</p>

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (18/37)

【第2章 品質保証】

変更前	変更後	備考
<p>7.3.3 設計からのアウトプット</p> <p>(1) 組織は、設計からのアウトプットを、設計へのインプットと対比した検証が実施でき、電所文書管理要領に基つき承認を行う。</p> <p>(2) 組織は、設計からのアウトプットを次の状態にする。</p> <p>a. 設計へのインプットで与えられた要求事項を満たす。</p> <p>b. 調達、業務の実施に対して適切な情報を提供する。</p> <p>c. 関係する検査および試験の合否判定基準を含むか、またはそれを参照している。</p> <p>d. 安全な使用および適正な使用に不可欠な原子炉施設の特性を明確にする。</p> <p>7.3.4 設計のレビュー</p> <p>(1) 組織は、設計の適切な段階において、次の事項を目的として、計画されたとおりに(7.3.1参照)体系的なレビューを行う。</p> <p>a. 設計の結果が要求事項を満たせるかどうかを評価する。</p> <p>b. 問題を明確にし、必要な処置を提案する。</p> <p>(2) 組織は、(1)項の設計のレビューへの参加者として、レビューの対象となっている設計の各段階に関係する部門を代表する者を含める。</p> <p>(3) 組織は、(1)および(2)項の設計のレビューの結果の記録および必要な処置があればその記録を維持する。(4.2.4参照)</p> <p>7.3.5 設計の検証</p> <p>(1) 組織は、設計からのアウトプットの内容が設計へのインプットで与えられた要求事項を満たしていることを確実にするために、計画されたとおりに(7.3.1参照)設計の検証を実施する。</p> <p>なお、設計の検証は、原設計者以外の者またはグループが実施する。</p> <p>(2) 組織は、(1)項の設計の検証の結果の記録および必要な処置があればその記録を維持する。(4.2.4参照)</p>	<p>7.3.3 設計の結果に係る情報</p> <p>(1) 組織は、設計の結果に係る情報を、設計に用いた情報と対比して検証することができ、形式により管理する。</p> <p>(2) 組織は、設計の次の段階のプロセスに進むにあたり、あらかじめ、当該設計の結果に係る情報を「原子力文書管理マニュアル」または「泊発電所文書管理要領」に基つき承認する。</p> <p>(3) 組織は、設計の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。</p> <p>a. 設計に係る個別業務等要求事項に適合するものである。</p> <p>b. 調達、機器等の使用および個別業務の実施のために適切な情報を提供するものである。</p> <p>c. 合否判定基準を含むものである。</p> <p>d. 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確である。</p> <p>7.3.4 設計のレビュー</p> <p>(1) 組織は、設計の適切な段階において、設計の計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的なレビューを実施する。</p> <p>a. 設計の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価する。</p> <p>b. 設計に問題がある場合には、当該問題の内容を明確にし、必要な処置を提案する。</p> <p>(2) 組織は、設計のレビューに、当該レビューの対象となっている設計段階に関連する部門の代表者および当該設計に係る専門家に参加させる。</p> <p>(3) 組織は、設計のレビューの結果の記録および当該レビューの結果に基つき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。(4.2.4参照)</p> <p>7.3.5 設計の検証</p> <p>(1) 組織は、設計の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計の計画に従って検証を実施する(設計の計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該設計に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うことを含む)。</p> <p>(2) 組織は、設計の検証の結果の記録および当該検証の結果に基つき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。(4.2.4参照)</p> <p>(3) 組織は、当該設計を行った要員に当該設計の検証をさせない。</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(品質管理基準規則の制定に伴う変更)</p>

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (19/37)

【第2章 品質保証】

変更前	変更後	備考
<p>7.3.6 設計の妥当性確認</p> <p>(1) 組織は、結果として得られる原子炉施設が、指定された用途または意図された用途に応じた要求事項を満たし得ることを確実にするために、<u>検査および試験等の計画した方法(7.3.1参照)</u>に従って、設計の妥当性確認を実施する。</p> <p>(2) 組織は、<u>実行可能な場合にはいつでも、(1)項の設計の妥当性確認を当該原子炉施設の使用開始前までに完了させる。</u></p> <p>(3) 組織は、<u>(1)および(2)項の設計の妥当性確認の結果の記録および必要な処置があればその記録を維持する。</u> (4.2.4参照)</p> <p>7.3.7 設計の変更管理</p> <p>(1) 組織は、<u>設計に変更が生じた場合には、設計の変更を明確にし、記録を維持する。</u> (4.2.4参照)</p> <p>(2) 組織は、<u>(1)項の設計変更に対して、設計のレビュー、検証および妥当性確認を適切に行い、その変更を実施する前に、「原子力文書管理マニュアル」または「泊発電所文書管理要領」に基づき承認する。</u></p> <p>(3) 設計変更のレビューには、<u>その変更が、当該原子炉施設を構成する要素および関連する原子炉施設に及ぼす影響の評価を含める。</u></p> <p>(4) 組織は、<u>設計変更のレビューの結果の記録および必要な処置があればその記録を維持する。</u> (4.2.4参照)</p>	<p>7.3.6 設計の妥当性確認</p> <p>(1) 組織は、<u>設計の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計の計画に従って、当該設計の妥当性確認を実施する（機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計の妥当性確認を行うことを含む）。</u></p> <p>(2) 組織は、<u>機器等の使用または個別業務の実施にあたり、あらかじめ、設計の妥当性確認を完了する。</u></p> <p>(3) 組織は、<u>設計の妥当性確認の結果の記録および当該妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</u> (4.2.4参照)</p> <p>7.3.7 設計の変更管理</p> <p>(1) 組織は、<u>設計の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにする</u>とともに、<u>当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。</u> (4.2.4参照)</p> <p>(2) 組織は、<u>設計の変更を行うにあたり、あらかじめ、設計のレビュー、検証および妥当性確認を行い、「原子力文書管理マニュアル」または「泊発電所文書管理要領」に基づきその変更を承認する。</u></p> <p>(3) 組織は、<u>(2)の設計の変更のレビューにおいて、設計の変更が原子炉施設に及ぼす影響の評価（当該原子炉施設を構成する材料または部品に及ぼす影響の評価を含む。）を行う。</u></p> <p>(4) 組織は、<u>(2)の設計の変更のレビュー、検証および妥当性確認の結果の記録およびその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</u> (4.2.4参照)</p>	<p>• 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質管理基準規則の制定に伴う変更）</p>

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (20/37)

【第2章 品質保証】

変更前	変更後	備考
<p>7.4 調達 組織は、次の事項を「原子力調達管理マニュアル」および「泊発電所調達管理要領」に定め、これに従い調達管理を実施する。</p> <p>7.4.1 調達プロセス</p> <p>(1) 組織は、規定された調達要求事項に、<u>調達製品が適合することを確実にする。</u></p> <p>(2) 組織は、<u>調達先および調達製品に対する管理の方式および程度を、調達製品が原子力安全に及ぼす影響に応じたものとする。</u></p> <p>(3) 組織は、<u>調達先が組織の要求事項に従って調達製品を供給する能力を判断の根拠として、調達先を評価し、選定する。</u> <u>このための選定、評価および再評価の基準を定める。</u></p> <p>(4) 組織は、評価の結果の記録および評価によって必要とされた処置があればその記録を維持する。(4.2.4 参照)</p> <p>(5) 組織は、調達製品の調達後における、維持または運用に必要な保安に係る技術情報を取得するための方法を定める。</p>	<p>7.4 調達 組織は、次の事項を「原子力調達管理マニュアル」および「泊発電所調達管理要領」に定め、これに従い調達管理を実施する。</p> <p>7.4.1 調達プロセス</p> <p>(1) 組織は、<u>調達する物品または役務（以下、「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下、「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにする。</u></p> <p>(2) 組織は、<u>保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者および調達物品等に適用される管理の方法および程度（力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。）を定める。この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報入手し、当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定める。</u></p> <p>(3) 組織は、<u>調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。</u></p> <p>(4) 組織は、<u>調達物品等の供給者の評価および選定に係る判定基準を定める。</u></p> <p>(5) 組織は、(3)の評価の結果の記録および当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。(4.2.4 参照)</p> <p>(6) 組織は、<u>調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項（当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持または運用に必要な技術情報（原子炉施設の保安に係るものに限る。）の取得および当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。）を定める。</u></p>	<p>• 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質管理基準規則の制定に伴う変更）</p>

【第2章 品質保証】

変更前	変更後	備考
<p>7.4.2 調達要求事項</p> <p>(1) 組織は、<u>調達製品に関する要求事項を購入仕様書等の調達文書（以下、「仕様書」という。）において明確にし、必要な場合には、次の事項のうち該当するものを含める。</u></p> <p>a. <u>製品、手順、プロセスおよび設備の承認に関する要求事項</u></p> <p>b. <u>要員の資格等の適格性確認に関する要求事項</u></p> <p>c. <u>品質マネジメントシステムに関する要求事項</u></p> <p>(2) 組織は、<u>仕様書を発行する前に、仕様書の調達要求事項が妥当であることを確認し、「原子力文書管理マニュアル」または「泊発電所文書管理要領」に基づき承認を行う。</u></p> <p>7.4.3 調達製品の検証</p> <p>(1) 組織は、<u>調達製品が仕様書の調達要求事項を満たしていることを確実にするために、必要な検査またはその他の活動を定めて実施する。</u></p> <p>(2) 組織が、<u>調達先の工場等において検証を実施することにした場合には、組織は、その検証の要領および調達製品のリリースの方法を、調達要求事項の中で明確にする。</u></p>	<p>7.4.2 調達物品等要求事項</p> <p>(1) 組織は、<u>調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。</u></p> <p>a. <u>調達物品等の供給者の業務のプロセスおよび設備に係る要求事項</u></p> <p>b. <u>調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項</u></p> <p>c. <u>調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項</u></p> <p>d. <u>調達物品等の不適合の報告（偽造品または模造品等の報告を含む。）および処理に係る要求事項</u></p> <p>e. <u>調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、および維持するために必要な要求事項</u></p> <p>f. <u>一般産業用工業品を機器等に使用するにあたっての評価に必要な要求事項</u></p> <p>g. <u>その他調達物品等に必要な要求事項</u></p> <p>(2) 組織は、<u>調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。</u></p> <p>(3) 組織は、<u>調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するにあたり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認し、「原子力文書管理マニュアル」または「泊発電所文書管理要領」に基づき承認を行う。</u></p> <p>(4) 組織は、<u>調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</u></p> <p>7.4.3 調達物品等の検証</p> <p>(1) 組織は、<u>調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。</u></p> <p>(2) 組織は、<u>調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領および調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。</u></p>	<p>• 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質管理基準規則の制定に伴う変更）</p>

【第2章 品質保証】

変更前	変更後	備考
<p>7.5 業務の実施 組織は、業務の計画 (7.1 参照) に基づき、次の事項を実施する。</p> <p>7.5.1 業務の管理 組織は、業務を管理された状態で実施する。管理された状態には、次の事項のうち該当するものを含める。</p> <p>(1) 原子力安全との係わりを述べた情報が利用できる。</p> <p>(2) 必要に応じて、作業手順が利用できる。</p> <p>(3) 適切な設備を使用している。</p> <p>(4) 監視機器および測定機器が利用でき、必要ときは使用している。</p> <p>(5) 監視および測定が実施されている。</p> <p>(6) 業務のリリース (次工程への引渡し) が定められた手順で実施されている。</p> <p>7.5.2 業務に関するプロセスの妥当性確認</p> <p>(1) 組織は、業務の過程で結果として生じるアウトプットが、それ以降の監視または測定で検証することが不可能で、その結果、業務が実施された後でしか不具合が顕在化しない場合には、その業務の該当するプロセスの妥当性確認を行う。</p> <p>(2) 組織は、妥当性確認によって、これらのプロセスが計画どおりの結果を出せることを実証する。</p> <p>(3) 組織は、これらのプロセスについて、次の事項のうち該当するものを含んだ手続きを確立する。</p> <p>a. 当該プロセスのレビューおよび承認のための明確な基準</p> <p>b. 当該業務プロセスに使用する設備が適切であることの承認</p> <p>c. 要員の適格性確認</p> <p>d. 当該業務プロセスへの所定の方法および手順の適用</p> <p>e. 記録に関する要求事項 (4.2.4 参照)</p> <p>f. 当該業務プロセスの妥当性の再確認</p>	<p>7.5 個別業務の管理</p> <p>7.5.1 個別業務の管理 組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項 (当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。) に適合するように実施する。</p> <p>(1) 原子炉施設の保安のために必要な次の事項を含む情報が利用できる体制にある。</p> <p>a. 保安のために使用する機器等または実施する個別業務の特性</p> <p>b. 当該機器等の使用または個別業務の実施により達成すべき結果</p> <p>(2) 手順書等が必要な時に利用できる体制にある。</p> <p>(3) 当該個別業務に見合う設備を使用している。</p> <p>(4) 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用している。</p> <p>(5) 8.2.3 に基づき監視測定を実施している。</p> <p>(6) 本品質マネジメントシステム計画に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っている。</p> <p>7.5.2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認</p> <p>(1) 組織は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合 (個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。) においては、妥当性確認を行う。</p> <p>(2) 組織は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、(1)の妥当性確認によって実証する。</p> <p>(3) 組織は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。(4.2.4 参照)</p> <p>(4) 組織は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項 (当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。) を明確にする。</p> <p>a. 当該プロセスのレビューおよび承認のための判定基準</p> <p>b. 妥当性確認に用いる設備の承認および要員の力量を確認する方法</p> <p>c. 妥当性確認 (対象となる個別業務計画の変更時の再確認および一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。) の方法</p>	<p>• 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品質管理基準規則の制定に伴う変更)</p>

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (23/37)

【第2章 品質保証】

変更前	変更後	備考
<p>7.5.3 識別およびトレーサビリティ</p> <p>(1) 組織は、業務の計画および実施の全過程において、必要に応じて、適切な手段で業務を識別する。</p> <p>(2) 組織は、業務の計画および実施の全過程において、監視および測定 of 要求事項に関連して、業務の状態を識別する。</p> <p>(3) 組織は、設備や業務に対するトレーサビリティが要求事項となっている場合には、二意の識別を管理し、必要な記録を維持する。(4.2.4 参照)</p> <p>7.5.4 組織外の所有物</p> <p>組織は、組織外の所有物について、それが組織の管理下にある間、注意を払い、必要に応じて記録を維持する。(4.2.4 参照)</p> <p>7.5.5 調達製品の保存</p> <p>組織は、調達製品について、受入検査合格から据付(使用)までの間、識別、取扱い、包装、保管および保護のうち該当する必要な事項を実施し、要求事項への適合性を維持するように保存する。保存は、取替品、予備品にも適用する。</p> <p>7.6 監視機器および測定機器の管理</p> <p>(1) 組織は、業務に対する要求事項への適合性を実証するために実施すべき監視および測定を、明確にする。また、そのために必要な監視機器および測定機器を明確にする。</p> <p>(2) 組織は、(1)項の監視および測定に関する要求事項との整合性を確保できる方法で監視および測定が実施できることを確実にする手順を定める。</p> <p>(3) 組織は、測定機器の測定値の正当性が保証されなければならない場合には、測定機器に対し、次の事項を実施する。</p> <p>a. 定められた間隔または使用前に、国際または国家計量標準にトレース可能な計量標準に照らして校正もしくは検証またはその両方を行う。そのような標準が存在しない場合には、校正または検証に用いた基準を記録する。(4.2.4 参照)</p> <p>c. 校正の状態を明確にするために識別をする。</p> <p>b. 機器の調整をする、または必要に応じて再調整する。</p> <p>d. 測定した結果が無効になるような操作ができないようにする。</p> <p>e. 取扱い、保守および保管において、損傷および劣化しないように保護する。</p>	<p>7.5.3 識別管理およびトレーサビリティの確保</p> <p>(1) 組織は、個別業務計画および個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等および個別業務の状態を識別し、管理する。</p> <p>(2) 組織は、トレーサビリティ(機器等の使用または個別業務の実施に係る履歴、適用または所在を追跡できる状態をいう。)の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等または個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。(4.2.4 参照)</p> <p>7.5.4 組織の外部の者の物品</p> <p>組織は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。(4.2.4 参照)</p> <p>7.5.5 調達物品の管理</p> <p>組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理(識別表示、取扱い、包装、保管および保護を含む。)する。</p> <p>7.6 監視測定のための設備の管理</p> <p>(1) 組織は、機器等または個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定および当該監視測定のための設備を明確に定める。</p> <p>(2) 組織は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。</p> <p>(3) 組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。</p> <p>a. あらかじめ定められた間隔で、または使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法(当該計量の標準が存在しない場合には、校正または検証の根拠に基づいて記録する(4.2.4 参照)方法)により校正または検証がなされている。</p> <p>b. 校正の状態が明確になるよう、識別されている。</p> <p>c. 所要の調整がなされている。</p> <p>d. 監視測定の結果が無効とする操作から保護されている。</p> <p>e. 取扱い、維持および保管の間、損傷および劣化から保護されている。</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(品質管理基準規則の制定に伴う変更)</p>

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (24/37)

【第2章 品質保証】

変更前	変更後	備考
<p>さらに、測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、<u>その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し、記録する。(4.2.4 参照)</u> <u>組織は、その機器および影響を受けた業務すべてに対して、適切な処置をとる。</u></p> <p>校正および検証の結果の記録を維持する。(4.2.4 参照)</p> <p><u>(4) 組織は、規定要求事項に係る監視および測定にコンピュータソフトウェアを使う場合には、初めて使用する前に、そのコンピュータソフトウェアによって意図した監視および測定ができることを確認する。また、必要に応じて再確認する。</u></p> <p>8 評価および改善</p> <p>8.1 <u>一般</u></p> <p>(1) 組織は、次の事項のために必要となる監視、測定、分析および改善のプロセスを計画し、実施する。</p> <p>a. <u>業務に対する要求事項への適合を実証する。</u></p> <p>b. <u>品質マネジメントシステムの適合性を確実にする。</u></p> <p>c. <u>品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</u></p> <p><u>(2) これには、統計的手法を含め、適用可能な方法およびその使用の程度を決定することを含める。</u></p> <p>8.2 監視および測定</p> <p>8.2.1 <u>原子力安全の達成</u></p> <p>組織は「原子力品質マネジメントシステム管理マニュアル」、「泊発電所品質マネジメントシステム計画管理要領」および「原子力監査マニュアル」を定め、これに従い次の事項を実施する。</p> <p>(1) <u>品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定のひとつとして、原子力安全を達成しているかどうかに関して、外部がどのように受け止めているかについての情報を入手し、監視する。当該情報は、品質マネジメントシステムに関する情報(データ)の分析(8.4 参照)における対象データとし、必要に応じてマネジメントレビューへの報告事項(5.6.2 参照)として使用する。</u></p>	<p><u>(4) 組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。(4.2.4 参照)</u></p> <p><u>(5) 組織は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備および(4)の不適合により影響を受けた機器等または個別業務について、適切な措置を講じる。</u></p> <p><u>(6) 組織は、監視測定のための設備の校正および検証の結果の記録を作成し、これを管理する。(4.2.4 参照)</u></p> <p><u>(7) 組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用にあたり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。</u></p> <p>8 評価および改善</p> <p>8.1 <u>監視測定、分析、評価および改善</u></p> <p>(1) 組織は、監視測定、分析、評価および改善のプロセス(取り組むべき改善に関する部門の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。)を計画し、実施する。</p> <p><u>(2) 組織は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする。</u></p> <p>8.2 監視および測定</p> <p>8.2.1 <u>組織の外部の者の意見</u></p> <p>組織は「原子力品質マネジメントシステム管理マニュアル」、「泊発電所品質マネジメントシステム計画管理要領」および「原子力監査マニュアル」を定め、これに従い次の事項を実施する。</p> <p>(1) 組織は、<u>監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。</u></p> <p><u>(2) 組織は、(1)の意見の把握および当該意見の反映に係る方法を定める。</u></p>	<p>• 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(品質管理基準規則の制定に伴う変更)</p>

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (25/37)

【第2章 品質保証】

変更前	変更後	備考
<p>8.2.2 内部監査</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムの次の事項が満たされているか否かを明確にするため、あらかじめ定められた間隔で内部監査を実施する。</p> <p>a. 品質マネジメントシステムが、業務の計画(7.1 参照)に適合しているか、JEAC4111の要求事項に適合しているか、および組織が決めた品質マネジメントシステム要求事項に適合しているか。</p> <p>b. 品質マネジメントシステムが効果的に実施され、維持されているか。</p> <p>(2) 組織は、監査の対象となるプロセスおよび領域の状態と重要性ならびにこれまでの監査の結果を考慮して、<u>監査プログラムを策定し、監査の基準、範囲、頻度および方法を規定する。</u></p> <p>監査員の選定および監査の実施においては、<u>監査プロセスの客観性および公平性を確保する。</u></p> <p><u>また、監査員は自らの業務を監査しない。</u></p> <p>(3) 組織は、<u>監査の計画および実施、記録の作成および結果の報告に関する責任、ならびに要求事項を「原子力監査マニュアル」に定める。</u></p> <p>(4) 組織は、<u>監査およびその結果の記録を維持する。(4.2.4 参照)</u></p> <p>(5) <u>監査された領域に責任を持つ管理者は、検出された不適合およびその原因を除去するために遅滞なく、必要な修正および是正処置すべてがとられることを確実にする。また、フォローアップには、とられた処置の検証および検証結果の報告を含める。(8.5.2 参照)</u></p>	<p>8.2.2 内部監査</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、<u>保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門により内部監査を実施する。</u></p> <p>a. <u>本品質マネジメントシステム計画に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項</u></p> <p>b. <u>実効性のある実施および実効性の維持</u></p> <p>(2) <u>組織は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法および責任を定める。</u></p> <p>(3) <u>組織は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域（以下、「領域」という。）の状態および重要性ならびに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画（以下、「内部監査実施計画」という。）を策定し、および実施することにより、内部監査の実効性を維持する。</u></p> <p>(4) <u>組織は、内部監査を行う要員（以下、「内部監査員」という。）の選定および内部監査の実施においては、客観性および公平性を確保する。</u></p> <p>(5) <u>組織は、内部監査員または管理者に自らの個別業務または管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。</u></p> <p>(6) 組織は、<u>内部監査実施計画の策定および実施ならびに内部監査結果の報告ならびに記録の作成および管理(4.2.4 参照)について、その責任および権限（必要に応じ、内部監査員または内部監査を実施した部門が内部監査結果を社長に直接報告する権限を含む。）ならびに内部監査に係る要求事項を「原子力監査マニュアル」に定める。</u></p> <p>(7) 組織は、<u>内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。</u></p> <p>(8) 組織は、<u>不適合が発見された場合には、(7)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置および是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行う</u><u>せ、その結果を報告させる。(8.5.2 参照)</u></p>	<p>• 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質管理基準規則の制定に伴う変更）</p>

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (26/37)

【第2章 品質保証】

変更前	変更後	備考
<p>8.2.3 プロセスの監視および測定</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視および適用可能な場合に行う測定には、適切な方法を適用する。</p> <p>(2) これらの方法は、プロセスが計画どおりの結果を達成する能力があることを実証するものであることとする。</p> <p>(3) 計画どおりの結果が達成できない場合には、適切に、修正および是正処置をとる。</p> <p>8.2.4 検査および試験</p> <p>組織は、「原子力関係検査および試験管理マニュアル」、「泊発電所試験および検査の管理要領」および「泊発電所検査・試験要員の独立の程度に係る運用要領」を定め、これに従い次の事項を実施する。</p> <p>(1) 原子力施設の要求事項が満たされていることを検証するために、原子力施設の検査および試験を行う。</p> <p>検査および試験の合否判定基準への適合の証拠として記録を作成し、維持する。(4.2.4 参照)</p> <p>(3) 検査および試験の記録には、リリース（次工程への引渡し）を正式に許可した人を明記する。(4.2.4 参照)</p> <p>(4) 業務の計画（7.1 参照）で決めた検査および試験が完了するまでは、当該原子力施設を据え付けたり運転したりする等の次工程に進めない。ただし、当該の権限をもつ者が承認したときは、この限りではない。</p>	<p>8.2.3 プロセスの監視測定</p> <p>(1) 組織は、プロセスの監視測定（対象には、機器等および保安活動に係る不適合についての弱点のある分野および強化すべき分野等に関する情報を含む。）を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法により、これを行う。</p> <p>監視測定の方法には、次の事項を含む。</p> <p>a. 監視測定の実施時期</p> <p>b. 監視測定の結果の分析および評価の方法ならびに時期</p> <p>(2) 組織は、(1)の監視測定の実施にあたり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標（PI：Performance Indicator）を用いる。</p> <p>(3) 組織は、(1)の方法により、プロセスが5.4.2(1)および7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができることを実証する。</p> <p>(4) 組織は、(1)の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。</p> <p>(5) 組織は、5.4.2(1)および7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができない場合または当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。</p> <p>8.2.4 機器等の検査等</p> <p>組織は、「原子力関係検査および試験管理マニュアル」、「泊発電所試験および検査の管理要領」および「泊発電所検査・試験要員の独立の程度に係る運用要領」を定め、これに従い次の事項を実施する。</p> <p>(1) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等または自主検査等を実施する。</p> <p>(2) 組織は、使用前事業者検査等または自主検査等の結果に係る記録（必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。）を作成し、これを管理する。(4.2.4 参照)</p> <p>(3) 組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。(4.2.4 参照)</p> <p>(4) 組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等または自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限をもつ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りではない。</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質管理基準規則の制定に伴う変更）</p>

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (27/37)

【第2章 品質保証】

変更前	変更後	備考
<p>(2) <u>検査および試験を実施する際の検査・試験要員の独立の程度を定める。</u></p> <p>8.3 不適合管理</p> <p>a. <u>業務に対する要求事項に適合しない状況が放置されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。</u></p> <p>(1) 組織は、不適合管理およびそれに関連する責任と権限を「原子力不適合是正管理マニュアル」、「泊発電所不適合是正管理要領」および「原子力監査マニュアル」に定め、これに従い次の事項を実施する。</p> <p>b. 該当する場合には、次の一つまたはそれ以上の方法で、不適合を処理する。</p> <p>(a) <u>検出された不適合を除去するための処置をとる。</u></p> <p>(b) <u>当該の権限をもつ者が、特別採用によって、その使用、リリース（次工程への引渡し）、または合格と判定することを正式に許可する。</u></p> <p>(c) <u>本来の意図された使用または適用ができないような処置をとる。</u></p> <p>(d) <u>外部に提出した情報または業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響または起こり得る影響に対して適切な処置をとる。</u></p> <p>d. <u>不適合の性質の記録および不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を維持する。</u> (4.2.4 参照)</p> <p>c. <u>不適合に修正を施した場合には、業務に対する要求事項への適合を実証するために再検証を実施する。</u></p> <p>(2) 組織は、原子炉施設の保安の向上を図る観点から、<u>不適合の公開基準</u>を「泊発電所トランプル対応マニュアル」に定め、その基準に従い不適合の内容をニューシアへ登録することにより情報の公開を行う。</p>	<p>(5) <u>組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性および信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。</u></p> <p>(6) <u>組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性（自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員とすることその他の方法により、自主検査等の中立性および信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。</u></p> <p>8.3 不適合の管理</p> <p>(1) <u>組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、または個別業務が実施されることのないよう、当該機器等または個別業務を特定し、これを管理する。</u></p> <p>(2) <u>組織は、不適合の処理に係る管理（不適合に関連する管理者に報告することを含む。）ならびにそれに関連する責任および権限を「原子力改善措置活動管理マニュアル」、「泊発電所改善措置活動管理要領」および「原子力監査マニュアル」に定める。</u></p> <p>(3) <u>組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。</u></p> <p>a. <u>発見された不適合を除去するための措置を講ずる。</u></p> <p>b. <u>不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用または個別業務の実施についての承認を行う（以下、「特別採用」という。）</u></p> <p>c. <u>機器等の使用または個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずる。</u></p> <p>d. <u>機器等の使用または個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響または起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずる。</u></p> <p>(4) <u>組織は、不適合の内容の記録および当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）に係る記録を作成し、これを管理する。</u> (4.2.4 参照)</p> <p>(5) <u>組織は、(3)aの措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</u></p> <p>(6) 組織は、原子炉施設の保安の向上を図る観点から、公開基準を「泊発電所トランプル対応マニュアル」に定め、その基準に従い不適合の内容をニューシアへ登録することにより情報の公開を行う。</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質管理基準規則の制定に伴う変更）</p>

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (28/37)

【第2章 品質保証】

変更前	変更後	備考
<p>8.4 データの分析</p> <p>組織は、「原子力品質マネジメントシステム管理マニュアル」、「泊発電所品質マネジメントシステム計画管理要領」および「原子力監査マニュアル」を定め、これに従い次の事項を実施する。</p> <p>(1) 品質マネジメントシステムの<u>適切性および有効性を実証</u>するため、また、品質マネジメントシステムの<u>有効性の継続的な改善の可能性を評価</u>するために、適切なデータを明確にし<u>収集し、分析する。</u>この中には、<u>監視および測定の結果から得られたデータならびにそれ以外の該当する情報源からのデータを含める。</u></p> <p>(2) データの分析によって、次の事項に関連する情報を提供する。</p> <p>a. <u>原子力安全の達成に関する外部の受け止め方</u> (8.2.1 参照)</p> <p>b. <u>業務に対する要求事項への適合</u> (8.2.3 および 8.2.4 参照)</p> <p>c. <u>予防処置の機会を得ることを含む、プロセスおよび原子炉施設の、特性および傾向</u> (8.2.3 および 8.2.4 参照)</p> <p>d. <u>調達先の能力</u> (7.4 参照)</p> <p>8.5 改善</p> <p>8.5.1 継続的改善</p> <p>組織は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、<u>是正処置、予防処置およびマネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</u></p>	<p>8.4 データの分析および評価</p> <p>組織は、「原子力品質マネジメントシステム管理マニュアル」、「泊発電所品質マネジメントシステム計画管理要領」および「原子力監査マニュアル」を定め、これに従い次の事項を実施する。</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムが<u>実効性のあるものであること</u>を実証するため、および当該品質マネジメントシステムの<u>実効性の改善</u> (品質マネジメントシステムの<u>実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。</u>)の<u>必要性を評価</u>するために、適切なデータ (<u>監視測定の結果から得られたデータおよびそれ以外の関連情報源からのデータを含む。</u>)を明確にし、<u>収集し、および分析する。</u></p> <p>(2) 組織は、(1)のデータの分析およびこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。</p> <p>a. <u>組織の外部の者からの意見の傾向および特徴その他分析により得られる知見</u> (8.2.1 参照)</p> <p>b. <u>個別業務等要求事項への適合性</u> (8.2.3 および 8.2.4 参照)</p> <p>c. <u>機器等およびプロセスの特性および傾向</u> (<u>是正処置を行う端緒となるものを含む。</u>) (8.2.3 および 8.2.4 参照)</p> <p>d. <u>調達物品等の供給者の供給能力</u> (7.4 参照)</p> <p>8.5 改善</p> <p>8.5.1 継続的な改善</p> <p>組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、<u>品質方針および品質目標の設定、マネジメントレビューおよび内部監査の結果の活用、データの分析ならびに是正処置および未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。</u></p>	<p>• 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (品質管理基準規則の制定に伴う変更)</p>

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (29/37)

【第2章 品質保証】

変更前	変更後	備考
<p>8.5.2 是正処置</p> <p>(1) 組織は、次の事項を規定した「原子力不適合是正管理マニュアル」、「泊発電所不適合是正管理要領」および「原子力監査マニュアル」を定める。</p> <p>a. 不適合の内容確認</p> <p>b. 不適合の原因の特定</p> <p>c. 不適合の再発防止を確実にするための是正処置の必要性の評価</p> <p>d. 必要な是正処置の決定および実施</p> <p>f. 行った是正処置の有効性のレビュー</p> <p>g. 安全に重大な影響を与える事象について、根本原因分析を実施するため、次の事項を満たすような方法および体制に関する手順</p> <p>(a) 体制の主体の中立性が確保されていること。</p> <p>(b) 分析結果の客観性および分析方法の論理性が確保されていること。</p> <p>(c) 是正処置が分析結果に対応した適切なものであること。</p> <p>(d) 具体的な是正処置実施計画を明確にし、確実に実施すること。</p> <p>e. 行った是正処置の結果の記録(4.2.4 参照)</p> <p>(2) 組織は、(1)項の社内規程に基づき、次の事項を実施する。</p> <p>a. 不適合の再発防止のため不適合の原因を除去する是正処置をとる。</p> <p>b. 安全に重大な影響を与える事象について、事象毎に根本原因分析を実施する。</p> <p>c. 是正処置は、検出された不適合のもつ影響に応じたものとする。</p>	<p>8.5.2 是正処置等</p> <p>(1) 組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。</p> <p>a. 是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行う。</p> <p>(a) 不適合その他の事象の分析（情報の収集および整理、ならびに技術的、人的および組織的側面等の考慮を含む。）および当該不適合の原因の明確化（必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野および強化すべき分野との関係を整理することを含む。）</p> <p>(b) 類似の不適合その他の事象の有無または当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化</p> <p>b. 必要な是正処置を明確にし、実施する。</p> <p>c. 講じた全ての是正処置の実効性の評価（有効性のレビュー）を行う。</p> <p>d. 必要に応じて、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置（品質方針に影響を与えるおそれのある原子力部門の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。）を変更する。</p> <p>e. 必要に応じて、品質マネジメントシステムを変更する。</p> <p>f. 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合（単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。）に関して、根本的な原因を究明するために<u>分析の手順を確立し、実施する。</u></p> <p>g. 講じた全ての是正処置およびその結果の記録を作成し、これを管理する。(4.2.4 参照)</p> <p>(2) 組織は、(1)に掲げる事項について、「原子力改善措置活動管理マニュアル」、「泊発電所改善措置活動管理要領」および「原子力監査マニュアル」に定める。</p> <p>(3) 組織は、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる。</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質管理基準規則の制定に伴う変更）</p>

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (30/37)

【第2章 品質保証】

変更前	変更後	備考
<p>8.5.3 予防処置</p> <p>(1) 組織は、<u>国内外の原子力発電所（泊発電所を除く。）および他の施設において発生したトラブル情報（PWR事業者連絡会で取り扱う技術情報およびニューシア登録情報を含む。）</u>について、<u>次の事項を規定した「原子力トラブル情報検討マニュアル」、</u>「<u>泊発電所トラブル情報検討要領</u>」および「<u>原子力監査マニュアル</u>」を定める。</p> <p>a. <u>起こり得る不適合およびその原因の特定</u></p> <p>b. <u>不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価</u></p> <p>c. <u>必要な予防処置の決定および実施</u></p> <p>e. <u>とった予防処置の有効性のレビュー</u></p> <p>d. <u>とった予防処置の結果の記録(4.2.4 参照)</u></p> <p>(2) 組織は、<u>8.3に係る不適合について、次の事項を規定した「原子力不適合是正管理マニュアル」、</u>「<u>泊発電所不適合是正管理要領</u>」および「<u>原子力監査マニュアル</u>」を定める。</p> <p>a. <u>起こり得る不適合およびその原因の特定</u></p> <p>b. <u>不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価</u></p> <p>c. <u>必要な予防処置の決定および実施</u></p> <p>d. <u>とった予防処置の結果の記録(4.2.4 参照)</u></p> <p>e. <u>とった予防処置の有効性のレビュー</u></p> <p>f. <u>安全に重大な影響を与える事象以外の事象について、必要に応じて、根本原因分析を実施するため、次の事項を満たすような方法および体制に関する手順</u></p> <p>(a) <u>体制の主体の中立性が確保されていること。</u></p> <p>(b) <u>分析結果の客観性および分析方法の論理性が確保されていること。</u></p> <p>(c) <u>予防処置が分析結果に対応した適切なものであること。</u></p> <p>(d) <u>具体的な予防処置実施計画を明確にし、確実に実施すること。</u></p> <p>(3) 組織は、(1)または(2)項の社内規程に基づき、<u>次の事項を実施する。</u></p> <p>a. <u>起こり得る不適合が発生することを防止するために、8.3に係る不適合、ならびに保安活動の実施によって得られた知見および他の施設から得られた知見（PWR事業者連絡会で取り扱う技術情報およびニューシア登録情報を含む。）の活用を含め、必要に応じて、その原因を除去する予防処置をとる。</u></p> <p>b. <u>安全に重大な影響を与える事象以外の事象について、蓄積されている不適合等に関するデータを分析し、起こり得る不適合が発生することを防止する予防処置をとるため、必要に応じて、根本原因分析を実施する。</u></p> <p>c. <u>予防処置は、起こり得る問題の影響に応じたものとする。</u></p>	<p>8.5.3 未然防止処置</p> <p>(1) 組織は、<u>原子力施設その他の施設の運転経験等の知見（PWR事業者連絡会で取り扱う技術情報およびニューシア登録情報を含む。）を収集し、自らの組織で起こり得る不適合（原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。）の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じる。</u></p> <p>a. <u>起こり得る不適合およびその原因について調査する。</u></p> <p>b. <u>未然防止処置を講ずる必要性について評価する。</u></p> <p>c. <u>必要な未然防止処置を明確にし、実施する。</u></p> <p>d. <u>講じた全ての未然防止処置の実効性の評価（有効性のレビュー）を行う。</u></p> <p>e. <u>講じた全ての未然防止処置およびその結果の記録を作成し、これを管理する。</u></p> <p>(4.2.4 参照)</p> <p>(2) 組織は、(1)に掲げる事項について、「<u>原子力トラブル情報検討マニュアル</u>」、「<u>泊発電所トラブル情報検討要領</u>」および「<u>原子力監査マニュアル</u>」に定める。</p>	<p>• 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質管理基準規則の制定に伴う変更）</p>

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (31/37)

【第2章 品質保証】

変更前					変更後					備考
表3-1 社内規程一覧					表3-1 社内規程一覧					<ul style="list-style-type: none"> 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(品質マネジメントシステム計画の第2条および第2条の2への展開の反映、第98条の5への輸入廃棄物管理の追加、第118条の2以降の設計管理等の追加の展開および文書名称の変更) 表現の統一
一次文書	R-30	原子力総合品質保証規程	社長	原子力事業統括部	第4条以降の保安規定対照条文*1 第4条、第5条、第8条、第8条の2、第9条、第9条の2、第118条、第131条、第132条	R-30	原子力総合品質保証規程	社長	原子力事業統括部	
	R-30-100	原子力品質保証計画書	品質保証部長	原子力事業統括部	第4条～第6条、第118条、第118条の2、第131条、第132条	R-30-100	原子力品質保証計画書	品質保証部長	原子力事業統括部	第2条、第2条の2、第4条、第6条、第98条の5、第118条の6、第120条の2、第131条、第132条
	R-30-200	泊発電所品質保証計画書	所長	泊発電所原子力安全・品質保証室	第8条、第9条	R-30-200	泊発電所品質保証計画書	所長	泊発電所原子力安全・品質保証室	第2条、第2条の2、第4条、第5条、第7条、第11条～第132条(第98条の5を除く)
	R-30-1	原子力安全・品質委員会運営マニュアル	社長	原子力事業統括部	第8条の2、第9条の2	R-30-1	原子力安全・品質委員会運営マニュアル	社長	原子力事業統括部	第8条、第9条
	R-30-2	発電用原子炉主任技術者業務マニュアル	原子力事業統括部長	原子力事業統括部	第4条	R-30-2	発電用原子炉主任技術者業務マニュアル	原子力事業統括部長	原子力事業統括部	第8条、第9条
	R-30-3	泊発電所電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者業務マニュアル	原子力事業統括部長	原子力事業統括部	第131条	R-30-3	泊発電所電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者業務マニュアル	原子力事業統括部長	原子力事業統括部	第8条の2、第9条の2
	D-1-1	原子力監査マニュアル	原子力監査室長	原子力監査室	第6条	D-1-1	原子力監査マニュアル	原子力監査室長	原子力監査室	第2条、第2条の2、第4条、第5条、第131条
	R-30-101	原子力文書管理マニュアル	品質保証部長	原子力事業統括部		R-30-101	原子力文書管理マニュアル	品質保証部長	原子力事業統括部	
	R-30-102	原子力品質記録管理マニュアル	品質保証部長	原子力事業統括部		R-30-102	原子力品質記録管理マニュアル	品質保証部長	原子力事業統括部	第131条
	R-30-103	原子力品質マネジメントシステム管理マニュアル	品質保証部長	原子力事業統括部		R-30-103	原子力品質マネジメントシステム管理マニュアル	品質保証部長	原子力事業統括部	第2条、第2条の2、第98条の5、第118条
	R-30-104	原子力教育訓練管理マニュアル	品質保証部長	原子力事業統括部		R-30-104	原子力発電安全委員会運営マニュアル	品質保証部長	原子力事業統括部	第6条
	R-30-105	原子力設計管理マニュアル	品質保証部長	原子力事業統括部		R-30-105	原子力教育訓練管理マニュアル	品質保証部長	原子力事業統括部	
	R-30-106	原子力調達管理マニュアル	品質保証部長	原子力事業統括部		R-30-106	原子力設計管理マニュアル	品質保証部長	原子力事業統括部	第118条、第118条の2
	R-30-107	原子力関係検査および試験管理マニュアル	品質保証部長	原子力事業統括部		R-30-107	原子力調達管理マニュアル	品質保証部長	原子力事業統括部	第98条の5
	R-30-108	原子力不適合是正管理マニュアル	品質保証部長	原子力事業統括部		R-30-108	原子力関係検査および試験管理マニュアル	品質保証部長	原子力事業統括部	第98条の5
	R-30-109	原子力トラブル情報検討マニュアル	原子力部長	原子力事業統括部		R-30-109	原子力改善措置活動管理マニュアル	品質保証部長	原子力事業統括部	
	R-30-110	泊発電所トラブル対応マニュアル	原子力部長	原子力事業統括部	第118条、第132条	R-30-110	原子力トラブル情報検討マニュアル	原子力部長	原子力事業統括部	
	R-30-111	泊発電所原子炉施設の高経年化対策検討マニュアル	原子力部長	原子力事業統括部	第118条の2	R-30-111	泊発電所トラブル対応マニュアル	原子力部長	原子力事業統括部	第118条、第132条
	R-30-112	原子力緊急作業従事者管理マニュアル	原子力部長	原子力事業統括部	第120条の2	R-30-112	泊発電所原子炉施設の高経年化対策検討マニュアル	原子力部長	原子力事業統括部	第118条の6
	R-30-113					R-30-113	原子力緊急作業従事者管理マニュアル	原子力部長	原子力事業統括部	第120条の2

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (32/37)

【第2章 品質保証】

変更前					変更後					備考
表3-1 (続き)					表3-1 (続き)					
文書番号	文書名	承認者	管理箇所	保安規定対照条文 ^{*1}	文書番号	文書名	承認者	管理箇所	保安規定対照条文 ^{*1}	
R-30-201	泊発電所品質に係る重要度分類	所長	泊発電所原子力安全・品質保証室	第4条以降の保安規定対照条文 ^{*1}	R-30-201	泊発電所品質に係る重要度分類	所長	泊発電所原子力安全・品質保証室	第3条以外の保安規定対照条文 ^{*1}	<ul style="list-style-type: none"> 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(品質マネジメント計画の第2条および第2条の2への展開の反映、第98条の5への輸入廃棄物管理の追加、第118条の2以降の設計管理等の追加の展開)
R-30-202	泊発電所文書管理要領	所長	泊発電所原子力安全・品質保証室	第131条	R-30-202	泊発電所文書管理要領	所長	泊発電所原子力安全・品質保証室	第131条	
R-30-203	泊発電所記録管理要領	所長	泊発電所原子力安全・品質保証室	第7条	R-30-203	泊発電所記録管理要領	所長	泊発電所原子力安全・品質保証室	第2条、第2条の2	
R-30-204	泊発電所品質マネジメントシステム計画管理要領	所長	泊発電所原子力安全・品質保証室	第7条	R-30-204	泊発電所品質マネジメントシステム計画管理要領	所長	泊発電所原子力安全・品質保証室	第7条	
R-30-205	泊発電所安全運営委員会運営要領	所長	泊発電所原子力安全・品質保証室	第129条、第130条	R-30-205	泊発電所安全運営委員会運営要領	所長	泊発電所原子力安全・品質保証室	第129条、第130条	
R-30-206	泊発電所教育訓練管理要領	所長	泊発電所原子力教育センター	第11条～第17条、第19条～第91条、第132条	R-30-206	泊発電所教育訓練管理要領	所長	泊発電所原子力教育センター	第11条～第17条、第19条～第91条、第132条	
R-30-207	泊発電所運転要領	所長	泊発電所発電室	第18条、第27条、第47条、第49条、第50条、第53条、第54条、第57条、第79条、第94条	R-30-207	泊発電所運転要領	所長	泊発電所発電室	第18条、第27条、第47条、第49条、第50条、第53条、第54条、第57条、第79条、第94条	
R-30-208	泊発電所化学管理要領	所長	泊発電所安全管理課	第19条～第26条、第28条～第35条、第40条、第49条、第68条、第71条、第73条、第76条、第78条～第82条、第92条～第98条、第132条	R-30-208	泊発電所化学管理要領	所長	泊発電所安全管理課	第19条～第26条、第28条～第35条、第40条、第49条、第68条、第71条、第73条、第76条、第78条～第82条、第92条～第98条、第132条	
R-30-209	泊発電所燃料管理要領	所長	泊発電所技術課	第98条～第117条、第130条、第132条	R-30-209	泊発電所燃料管理要領	所長	泊発電所技術課	第98条～第117条、第130条、第132条	
R-30-210	泊発電所放射線管理要領	所長	泊発電所安全管理課	第11条の2	R-30-210	泊発電所放射線管理要領	所長	泊発電所安全管理課	第98条～第117条(第98条の5を除く)、第130条、第132条	
R-30-211	泊発電所保修要領	所長	泊発電所保全計画課	第16条、第17条、第22条、第24条、第29条、第30条、第32条、第33条、第43条～第48条、第51条、第55条～第58条、第60条～第64条、第66条～第69条、第72条、第75条、第87条、第89条、第101条、第113条、第118条、第118条の2～第118条の4、第132条	R-30-211	泊発電所保修要領	所長	泊発電所保全計画課	第16条、第17条、第22条、第24条、第29条、第30条、第32条、第33条、第43条～第48条、第51条、第55条～第58条、第60条～第64条、第66条～第69条、第72条、第75条、第87条、第89条、第101条、第113条、第118条、第118条の2～第118条の4、第132条	

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (33/37)

【第2章 品質保証】

変更前					変更後					備考
表3-1 (続き)										
文書番号	文書名	承認者	管理箇所	第4条以降の 保安規定対照条文**1	文書番号	文書名	承認者	管理箇所	第3条以外の 保安規定対照条文**1	・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(品質マネジメントシステム計画の第2条および第2条の2への展開の反映、および文書名称の変更)
R-30-212	泊発電所原子炉災害対策要領	所長	泊発電所防災・安全対策室	第119条、第120条、第121条～第127条、第128条	R-30-212	泊発電所原子炉災害対策要領	所長	泊発電所防災・安全対策室	第119条、第120条、第121条～第127条、第128条	
R-30-213	泊発電所設計管理要領	所長	泊発電所原子炉安全・品質保証室		R-30-213	泊発電所設計管理要領	所長	泊発電所原子炉安全・品質保証室	第118条、第118条の2	
R-30-214	泊発電所調達管理要領	所長	泊発電所原子炉安全・品質保証室		R-30-214	泊発電所調達管理要領	所長	泊発電所原子炉安全・品質保証室		
R-30-215	泊発電所試験および検査の管理要領	所長	泊発電所原子炉安全・品質保証室		R-30-215	泊発電所試験および検査の管理要領	所長	泊発電所原子炉安全・品質保証室		
R-30-216	泊発電所検査・試験要員の独立の程度に係る運用要領	所長	泊発電所原子炉安全・品質保証室		R-30-216	泊発電所検査・試験要員の独立の程度に係る運用要領	所長	泊発電所原子炉安全・品質保証室		
R-30-217	泊発電所不適合是正管理要領	所長	泊発電所原子炉安全・品質保証室		R-30-217	泊発電所改善措置活動管理要領	所長	泊発電所原子炉安全・品質保証室		
R-30-218	泊発電所トラブル情報検討要領	所長	泊発電所保全計画課		R-30-218	泊発電所トラブル情報検討要領	所長	泊発電所保全計画課		
R-30-219	泊発電所初期消火対応要領	所長	泊発電所運営課	第17条	R-30-219	泊発電所初期消火対応要領	所長	泊発電所運営課	第17条	
R-30-220	泊発電所津波による電源機能等喪失時対応要領	所長	泊発電所運営課	第17条の2	R-30-220	泊発電所津波による電源機能等喪失時対応要領	所長	泊発電所運営課	第17条の2	
R-30-221	泊発電所緊急作業従事者管理要領	所長	泊発電所防災・安全対策室	第120条の2、第127条の2	R-30-221	泊発電所緊急作業従事者管理要領	所長	泊発電所防災・安全対策室	第120条の2、第127条の2	
一 次 文 書										
※1： 第3条と社内規程との対照は、表3-2 本品質保証計画と社内規程の対照表による。 ※1： 第3条と社内規程との対照は、表3-2 本品質マネジメントシステム計画と社内規程の対照表による。										

【第2章 品質保証】

変更前				変更後				備考
表3-2 本品質保証計画と社内規程の対照表				表3-2 本品質マネジメントシステム計画と社内規程の対照表				
4 品質マネジメントシステム	4.1 一般要求事項	4.2.1 一般	社内規程 二次文書	4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項	4.2.1 一般	社内規程 二次文書	原子力品質保証計画書*1	原子力品質保証計画書*1
		4.2.2 品質マネジメントシステム	社内規程 二次文書		4.2.2 品質マネジメントシステム	社内規程 二次文書		
5 経営者の責任	5.1 経営者のコミットメント	5.2 原子力安全の重視	社内規程 二次文書	4.2 品質マネジメントシステムの文書化	4.2.3 文書の管理	社内規程 二次文書	泊発電所品質保証計画書*1	泊発電所品質保証計画書*2
		5.3 品質方針	社内規程 二次文書		4.2.3 文書の管理	社内規程 二次文書		
6 資源の運用管理	6.1 資源の提供	6.2 人的資源	社内規程 二次文書	5.1 経営責任者の原動力の安全のためのリーダーシップ	5.1 経営責任者の原動力の安全のためのリーダーシップ	社内規程 二次文書	泊発電所品質保証計画書*1	泊発電所品質保証計画書*2
		6.3 原子力施設	社内規程 二次文書		5.2 原子力安全の重視	社内規程 二次文書		

原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(本品質マネジメントシステム計画の項目変更、社内規程との対照の一部見直し)

(注1) *1は「管理箇所が、原子力事業統括部のマニユアル類」、*2は「管理箇所が、発電所の要領類」、*3は「管理箇所が、原子力監査室のマニユアル類」(表3-1参照)
 (注2) 「管理箇所が、原子力監査室のマニユアル類」は、一次文書「原子力総合品質保証規程」の直下に体系付けられている。

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (35/37)

【第2章 品質保証】

変更前		変更後		備考
表3-2 (続き)		表3-2 (続き)		
本品品質保証計画 (第3条)	社内規程	社内規程		原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(本品質マネジメントシステムの項目変更、社内規程との対照の一部見直し)
	一次文書	一次文書		
7.1 業務の計画	7.1 業務の計画 業務に対する要求事項の明確化	7.1 個別業務に必要なプロセスの計画	7.1 個別業務に必要なプロセスの計画	
7.2 業務の実施	7.2 業務の実施 業務に対する要求事項のレビュー	7.2 個別業務等要求事項に関するプロセス	7.2 個別業務等要求事項の審査	
7.3 業務の管理	7.3 業務の管理 業務の計画	7.3 設計開発	7.3.1 設計の計画 7.3.2 設計に用いる情報 7.3.3 設計の結果に係る情報 7.3.4 設計のレビュー 7.3.5 設計の検証 7.3.6 設計の妥当性確認 7.3.7 設計の変更管理	
7.4 業務の検証	7.4 業務の検証 業務に関するプロセス	7.4 調達	7.4.1 調達プロセス 7.4.2 調達物品等要求事項 7.4.3 調達物品等の検証	
7.5 業務の保存	7.5 業務の保存 業務の計画	7.5 個別業務の管理	7.5.1 個別業務の管理 7.5.2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認 7.5.3 識別およびトレサビリティの確保	
7.6 監視機器および測定機器の管理	7.6 監視機器および測定機器の管理	7.6 監視測定のための設備の管理	7.6 監視測定のための設備の管理	

(注1) *1は「管理箇所が、原子力事業統括部のマニユアル類」、*2は「管理箇所が、発電所の要領類」、*3は「管理箇所が、原子力監査室のマニユアル類」(表3-1 参照)
 (注2) 「管理箇所が、原子力監査室のマニユアル類」は、一次文書「原子力総合品質保証規程」の直下に体系付けられている。

(注1) *1は「管理箇所が、原子力事業統括部のマニユアル類」、*2は「管理箇所が、発電所の要領類」、*3は「管理箇所が、原子力監査室のマニユアル類」(表3-1 参照)
 (注2) 「管理箇所が、原子力監査室のマニユアル類」は、一次文書「原子力総合品質保証規程」の直下に体系付けられている。

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (36/37)

【第2章 品質保証】

変更前		変更後		備考
表3-2 (続き)				
<p>表3-2 (続き)</p> <p>品質保証計画 (第3条)</p>		<p>表3-2 (続き)</p> <p>品質管理計画 (第3条)</p>		<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (本品質マネジメントシステムの項目変更、社内規程との対照の一部見直し)</p>
<p>品質保証計画 (第3条)</p>		<p>品質管理計画 (第3条)</p>		
8.1 一般	8.1 監視測定、分析、評価および改善	8.1 監視測定、分析、評価および改善	8.1 監視測定、分析、評価および改善	
8.2 監視および測定	8.2.1 原子力安全の達成	8.2.1 組織の外部の者の意見	8.2.1 組織の外部の者の者の意見	
	8.2.2 内部監査	8.2.2 内部監査	8.2.2 内部監査	
	8.2.3 プロセスの監視および測定	8.2.3 プロセスの監視測定	8.2.3 プロセスの監視測定	
	8.2.4 検査および試験	8.2.4 機器等の検査等	8.2.4 機器等の検査等	
8.3 不適合管理	8.3 不適合管理	8.3 不適合の管理	8.3 不適合の管理	
8.4 データの分析	8.4 データの分析	8.4 データの分析および評価	8.4 データの分析および評価	
8.5 改善	8.5 改善	8.5.1 継続的改善	8.5.1 継続的改善	
		8.5.2 是正処置	8.5.2 是正処置等	
		8.5.3 予防処置	8.5.3 未然防止処置	

(注1) *1は「管理箇所が、原子力事業統括部のマニユアル類」、*2は「管理箇所が、発電所の要領類」、*3は「管理箇所が、原子力監査室のマニユアル類」(表3-1参照)

(注2) 「管理箇所が、原子力監査室のマニユアル類」は、一次文書「原子力総合品質保証規程」の直下に体系付けられている。

【第2章 品質保証】

変更前	変更後	備考
<p>図3-1 品質マネジメントシステムに関するプロセス相関図</p>	<p>図3-1 品質マネジメントシステムに関するプロセス相関図</p>	<ul style="list-style-type: none"> 原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（品質管理基準規則の制定に伴う変更、法令改正に伴う「保守管理」の「施設管理」への変更）

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表（1/5）

【第3章 保安管理体制】

変更前	変更後	備考
<p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条 社長は、組織における保安活動を統括する。<u>また、第2条の2に基づく関係法令および保安規定を遵守することを確実にするための活動ならびに第2条の3に基づく安全文化の醸成に係る活動（以下、本条において「醸成活動」という。）を確実にするための取り組みを統括する。</u></p> <p>2 原子力事業統括部長は、管理責任者として組織（原子力監査室長が所管している組織を除く。）における保安活動を統括し、原子炉保安統括、原子力安全・品質保証部長、原子力部長、原子力土木部長、資材部長および所長を指導、監督する。<u>また、組織（原子力監査室長が所管している組織を除く。）における醸成活動を統括する。</u></p> <p>3 原子力監査室長は、管理責任者として組織（原子力監査室長が所管している組織を除く。）の品質保証活動および醸成活動を監査する。また、所管している組織における品質保証活動および醸成活動を統括する。</p> <p>4 原子力安全・品質保証部長は、組織（原子力監査室長が所管している組織を除く。）における品質保証活動および醸成活動を統括する。また、所管している組織における品質保証活動および醸成活動を統括する。</p> <p>5 原子炉保安統括は、組織（原子力監査室長が所管している組織を除く。）に対し、発電所の安全性向上に係る指導・助言に関する業務を行う。</p> <p>6 原子力部長は、原子力事業統括部における保安活動（第7項に定める職務を除く。）および醸成活動を統括する。</p> <p>7 原子力土木部長は、原子力事業統括部における保安活動のうち、土木建築関係の技術的業務を統括する。</p> <p>8 資材部長は、資材部における調達業務に係る保安活動および醸成活動を統括する。</p> <p>9 第3項、第4項および第6項から第8項に定める職位（以下、「各部（室）長」という。）は、部（室）員を指示、指導し、所管する業務を遂行する。また、各部（室）員は、各部（室）長の指示、指導に従い業務を行う。</p> <p>10 所長は、発電所における保安活動および醸成活動を統括する。</p> <p>11 所長代理は、所長を補佐する。</p> <p>12 次長は、所長が特に管理を委任した業務を行うとともに、所長を補佐する。</p> <p>13 原子力安全・品質保証室長は、発電所における品質保証活動および醸成活動の統括を行う。</p> <p>14 防災・安全対策室長は、原子力防災対策および原子炉施設の安全性向上に関する業務を統括する。</p> <p>15 運営課長は、技術関係業務の統括および初期消火活動のための体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>16 施設防護課長は、保全区域および周辺監視区域の区域管理に関する業務を行う。</p> <p>17 技術課長は、原子炉施設の運転条件および燃料管理に関する業務を行う。</p> <p>18 安全管理課長は、放射線管理、放射性廃棄物管理および化学管理に関する業務を行う。</p> <p>19 発電室長は、原子炉施設の運転に関する業務を統括する。</p>	<p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条 社長は、組織における保安活動を統括する。</p> <p>2 原子力事業統括部長は、管理責任者として組織（原子力監査室長が所管している組織を除く。）における保安活動を統括し、原子炉保安統括、原子力安全・品質保証部長、原子力部長、原子力土木部長、資材部長および所長を指導、監督する。</p> <p>3 原子力監査室長は、管理責任者として組織（原子力監査室長が所管している組織を除く。）の品質保証活動を監査する。また、所管している組織における保安活動を統括する。</p> <p>4 原子力安全・品質保証部長は、組織（原子力監査室長が所管している組織を除く。）における品質保証活動を統括する。また、所管している組織における保安活動を統括する。</p> <p>5 原子炉保安統括は、組織（原子力監査室長が所管している組織を除く。）に対し、発電所の安全性向上に係る指導・助言に関する業務を行う。</p> <p>6 原子力部長は、原子力事業統括部における保安活動（第7項に定める職務を除く。）を統括する。</p> <p>7 原子力土木部長は、原子力事業統括部における保安活動のうち、土木建築関係の技術的業務を統括する。</p> <p>8 資材部長は、資材部における調達業務に係る保安活動を統括する。</p> <p>9 第3項、第4項および第6項から第8項に定める職位（以下、「各部（室）長」という。）は、部（室）員を指示、指導し、所管する業務を遂行する。また、各部（室）員は、各部（室）長の指示、指導に従い業務を行う。</p> <p>10 所長は、発電所における保安活動を統括する。</p> <p>11 所長代理は、所長を補佐する。</p> <p>12 次長は、所長が特に管理を委任した業務を行うとともに、所長を補佐する。</p> <p>13 原子力安全・品質保証室長は、発電所における品質保証活動の統括を行う。</p> <p>14 防災・安全対策室長は、原子力防災対策および原子炉施設の安全性向上に関する業務を統括する。</p> <p>15 運営課長は、技術関係業務の統括および初期消火活動のための体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>16 施設防護課長は、保全区域および周辺監視区域の区域管理に関する業務を行う。</p> <p>17 技術課長は、原子炉施設の運転条件および燃料管理に関する業務を行う。</p> <p>18 安全管理課長は、放射線管理、放射性廃棄物管理および化学管理に関する業務を行う。</p> <p>19 発電室長は、原子炉施設の運転に関する業務を統括する。</p>	<p>・保安活動は第3条の品質保証活動に基づき実施するが、その品質保証活動に醸成活動が含まれたことから醸成活動を削除</p> <p>・同上。（以下、「保安活動への統合」）</p> <p>・監査対象および統括対象は品質保証活動（醸成活動含）だけではないため保安活動に記載を適正化。</p> <p>・品証Grの活動も品質保証活動に基づく保安活動のため記載を適正化。</p> <p>・品証部長の統括対象は品質保証活動のみのため変更せず。</p> <p>・保安活動への統合</p> <p>・保安活動への統合</p> <p>・保安活動への統合</p> <p>・醸成活動は第3条の品質保証活動に含まれるため削除</p>

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (2/5)

【第3章 保安管理体制】

変更前	変更後	備考
<p>20 発電課長（当直）は、原子炉施設の運転に関する当直業務を行う。</p> <p>21 保全計画課長は、原子炉施設の保修、改造の計画に関する業務を行う。</p> <p>22 電気保修課長は、原子炉施設のうち、電気設備の保修、改造の実施に関する業務を行う。</p> <p>23 制御保修課長は、原子炉施設のうち、計装制御設備の保修、改造の実施に関する業務を行う。</p> <p>24 機械保修課長は、原子炉施設のうち、機械設備の保修、改造の実施に関する業務を行う。</p> <p>25 土木建築課長は、原子炉施設のうち、土木建築設備の保修、改造の実施に関する業務を行う。</p> <p>26 原子力教育センター長は、教育・訓練の総括を行う。</p> <p>27 第15項から第18項および第20項から第25項に定める職位（以下、「各課長」という。）ならびに第13項、第14項、第19項および第26項に定める職位（以下、総称して「各課（室、センター）長」という。）は、所掌業務に基づき非常時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う。</p> <p>28 各課（室、センター）長は、課（室、センター）員を指示、指導し、所管する業務を遂行する。また、各課（室、センター）員は、各課（室、センター）長の指示、指導に従い業務を行う。</p> <p>29 その他関連する組織は、「組織管理規程」に基づき、業務を行う。</p>	<p>20 発電課長（当直）は、原子炉施設の運転に関する当直業務を行う。</p> <p>21 保全計画課長は、原子炉施設の保修、改造の計画に関する業務を行う。</p> <p>22 電気保修課長は、原子炉施設のうち、電気設備の保修、改造の実施に関する業務を行う。</p> <p>23 制御保修課長は、原子炉施設のうち、計装制御設備の保修、改造の実施に関する業務を行う。</p> <p>24 機械保修課長は、原子炉施設のうち、機械設備の保修、改造の実施に関する業務を行う。</p> <p>25 土木建築課長は、原子炉施設のうち、土木建築設備の保修、改造の実施に関する業務を行う。</p> <p>26 原子力教育センター長は、教育・訓練の総括を行う。</p> <p>27 第15項から第18項および第20項から第25項に定める職位（以下、「各課長」という。）ならびに第13項、第14項、第19項および第26項に定める職位（以下、総称して「各課（室、センター）長」という。）は、所掌業務に基づき非常時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う。</p> <p>28 各課（室、センター）長は、第3条8.2.4で要求される検査の独立性を確保するために必要な場合は、本条各項の業務以外に、他の各課（室、センター）長が所管する検査に関する業務を行うことができる。</p> <p>29 各課（室、センター）長は、課（室、センター）員を指示、指導し、所管する業務を遂行する。また、各課（室、センター）員は、各課（室、センター）長の指示、指導に従い業務を行う。</p> <p>30 その他関連する組織は、「組織管理規程」に基づき、業務を行う。</p>	<p>・新検査制度導入に伴う変更（事業者検査の独立性確保のための対応に伴う変更）</p>

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (3/5)

【第3章 保安管理体制】

変更前	変更後	備考
<p>第2節 原子力発電安全委員会および泊発電所安全運営委員会</p> <p>(泊発電所安全運営委員会)</p> <p>第7条 発電所に泊発電所安全運営委員会（以下、「運営委員会」という。）を設置する。</p> <p>2 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、委員会で審議した事項またはあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 運転管理に関する社内規程の制定および改正</p> <p>a. 運転員の構成人員に関する事項</p> <p>b. 当直の引継方法に関する事項</p> <p>c. 原子炉の起動および停止操作に関する事項</p> <p>d. 巡視点検に関する事項</p> <p>e. 異常時の措置に関する事項</p> <p>f. 警報発生時の措置に関する事項</p> <p>g. 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項</p> <p>h. 定期的実施するサーベランスに関する事項</p> <p>(中略)</p> <p>(5) <u>保守</u>管理に関する社内規程の制定および改正</p> <p>(6) 改造の実施に関する事項</p> <p>(7) 非常事態における運転操作に関する社内規程の制定および改正（第121条）</p> <p>(8) 保安教育実施計画の策定（第129条）に関する事項</p> <p>(9) 事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項</p> <p>(以下、略)</p>	<p>第2節 原子力発電安全委員会および泊発電所安全運営委員会</p> <p>(泊発電所安全運営委員会)</p> <p>第7条 発電所に泊発電所安全運営委員会（以下、「運営委員会」という。）を設置する。</p> <p>2 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、委員会で審議した事項またはあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 運転管理に関する社内規程の制定および改正</p> <p>a. 運転員の構成人員に関する事項</p> <p>b. 当直の引継方法に関する事項</p> <p>c. 原子炉の起動および停止操作に関する事項</p> <p>d. 巡視点検に関する事項</p> <p>e. 異常時の措置に関する事項</p> <p>f. 警報発生時の措置に関する事項</p> <p>g. 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項</p> <p>h. 定期的実施するサーベランスに関する事項</p> <p>(中略)</p> <p>(5) <u>施設</u>管理に関する社内規程の制定および改正</p> <p>(6) 改造の実施に関する事項</p> <p>(7) 非常事態における運転操作に関する社内規程の制定および改正（第121条）</p> <p>(8) 保安教育実施計画の策定（第129条）に関する事項</p> <p>(9) 事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項</p> <p>(以下、略)</p>	<p>・新検査制度導入に伴う変更（実用炉規則の改正を反映）</p> <p>・新検査制度導入に伴う変更（実用炉規則の改正を反映）</p>

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (4/5)

【第3章 保安管理体制】

変更前	変更後	備考
<p>第3節 主任技術者</p> <p>(原子炉主任技術者の選任)</p> <p>第8条 社長は、原子炉主任技術者および代行者を、原子炉主任技術者免状を有する者であつて、次の各号の業務に通算して3年以上従事した経験を有する者の中から選任する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 原子炉施設の<u>工事または保守</u>管理に関する業務 (2) 原子炉の運転に関する業務 (3) 原子炉施設の設計に係る安全性の解析および評価に関する業務 (4) 原子炉に使用する燃料体の設計または管理に関する業務 <p>(以下、略)</p>	<p>第3節 主任技術者</p> <p>(原子炉主任技術者の選任)</p> <p>第8条 社長は、原子炉主任技術者および代行者を、原子炉主任技術者免状を有する者であつて、次の各号の業務に通算して3年以上従事した経験を有する者の中から選任する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 原子炉施設の<u>施設</u>管理に関する業務 (2) 原子炉の運転に関する業務 (3) 原子炉施設の設計に係る安全性の解析および評価に関する業務 (4) 原子炉に使用する燃料体の設計または管理に関する業務 <p>(以下、略)</p>	<p>・新検査制度導入に伴う変更（実用炉規則の改正を反映）</p>

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (5/5)

【第3章 保安管理体制】

変更前	変更後	備考																																				
<p>(原子炉主任技術者の職務等)</p> <p>第9条 原子炉主任技術者は、原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実にを行うことを任務とし、「発電用原子炉主任技術者業務マニュアル」に基づき、次の職務を遂行する。</p> <p>(1) 原子炉施設の運転に関し保安上必要な場合は、運転に従事する者（所長を含む。以下、本条において同じ。）へ指示する。</p> <p>(2) 表9-1に定める事項について、所長の承認に先立ち確認する。</p> <p>(3) 表9-2に定める事項について、各課（室、センター）長からの報告内容等を確認する。</p> <p>(中略)</p>	<p>(原子炉主任技術者の職務等)</p> <p>第9条 原子炉主任技術者は、原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実にを行うことを任務とし、「発電用原子炉主任技術者業務マニュアル」に基づき、次の職務を遂行する。</p> <p>(1) 原子炉施設の運転に関し保安上必要な場合は、運転に従事する者（所長を含む。以下、本条において同じ。）へ指示する。</p> <p>(2) 表9-1に定める事項について、所長の承認に先立ち確認する。</p> <p>(3) 表9-2に定める事項について、各課（室、センター）長からの報告内容等を確認する。</p> <p>(中略)</p>																																					
表9-1	表9-1																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>条文</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第23条 (制御棒の挿入限界)</td> <td>制御棒の挿入限界</td> </tr> <tr> <td>第31条 (軸方向中性子束出力偏差)</td> <td>軸方向中性子束出力偏差の目標範囲および許容運転制限範囲</td> </tr> <tr> <td>第35条 (1次冷却材の温度・圧力および1次冷却材温度変化率)</td> <td>1次冷却材温度・圧力の制限範囲</td> </tr> <tr> <td>第91条 (異常収束後の措置)</td> <td>原子炉の再起動</td> </tr> <tr> <td>第95条 (燃料の取替等)</td> <td>燃料装荷実施計画</td> </tr> <tr> <td>第103条 (管理区域の設定・解除)</td> <td>第5項に定める一時的な管理区域の設定・解除 第7項に定める管理区域の設定・解除</td> </tr> <tr> <td>第129条 (所員への保安教育)</td> <td>所員への保安教育実施計画</td> </tr> <tr> <td>第130条 (請負会社従業員への保安教育)</td> <td>請負会社従業員への保安教育実施計画</td> </tr> </tbody> </table>	条文	内容	第23条 (制御棒の挿入限界)	制御棒の挿入限界	第31条 (軸方向中性子束出力偏差)	軸方向中性子束出力偏差の目標範囲および許容運転制限範囲	第35条 (1次冷却材の温度・圧力および1次冷却材温度変化率)	1次冷却材温度・圧力の制限範囲	第91条 (異常収束後の措置)	原子炉の再起動	第95条 (燃料の取替等)	燃料装荷実施計画	第103条 (管理区域の設定・解除)	第5項に定める一時的な管理区域の設定・解除 第7項に定める管理区域の設定・解除	第129条 (所員への保安教育)	所員への保安教育実施計画	第130条 (請負会社従業員への保安教育)	請負会社従業員への保安教育実施計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th>条文</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第23条 (制御棒の挿入限界)</td> <td>制御棒の挿入限界</td> </tr> <tr> <td>第31条 (軸方向中性子束出力偏差)</td> <td>軸方向中性子束出力偏差の目標範囲および許容運転制限範囲</td> </tr> <tr> <td>第35条 (1次冷却材の温度・圧力および1次冷却材温度変化率)</td> <td>1次冷却材温度・圧力の制限範囲</td> </tr> <tr> <td>第91条 (異常収束後の措置)</td> <td>原子炉の再起動</td> </tr> <tr> <td>第95条 (燃料の取替等)</td> <td>燃料装荷実施計画 第2項に定める取替炉心の安全性の評価結果</td> </tr> <tr> <td>第103条 2 (管理区域の設定・解除)</td> <td>第5項に定める一時的な管理区域の設定・解除 第7項に定める管理区域の設定・解除</td> </tr> <tr> <td>第129条 (所員への保安教育)</td> <td>所員への保安教育実施計画</td> </tr> <tr> <td>第130条 (請負会社従業員への保安教育)</td> <td>請負会社従業員への保安教育実施計画</td> </tr> </tbody> </table>	条文	内容	第23条 (制御棒の挿入限界)	制御棒の挿入限界	第31条 (軸方向中性子束出力偏差)	軸方向中性子束出力偏差の目標範囲および許容運転制限範囲	第35条 (1次冷却材の温度・圧力および1次冷却材温度変化率)	1次冷却材温度・圧力の制限範囲	第91条 (異常収束後の措置)	原子炉の再起動	第95条 (燃料の取替等)	燃料装荷実施計画 第2項に定める取替炉心の安全性の評価結果	第103条 2 (管理区域の設定・解除)	第5項に定める一時的な管理区域の設定・解除 第7項に定める管理区域の設定・解除	第129条 (所員への保安教育)	所員への保安教育実施計画	第130条 (請負会社従業員への保安教育)	請負会社従業員への保安教育実施計画	<p>・新検査制度導入に伴う変更（条文番号の変更を反映）</p>
条文	内容																																					
第23条 (制御棒の挿入限界)	制御棒の挿入限界																																					
第31条 (軸方向中性子束出力偏差)	軸方向中性子束出力偏差の目標範囲および許容運転制限範囲																																					
第35条 (1次冷却材の温度・圧力および1次冷却材温度変化率)	1次冷却材温度・圧力の制限範囲																																					
第91条 (異常収束後の措置)	原子炉の再起動																																					
第95条 (燃料の取替等)	燃料装荷実施計画																																					
第103条 (管理区域の設定・解除)	第5項に定める一時的な管理区域の設定・解除 第7項に定める管理区域の設定・解除																																					
第129条 (所員への保安教育)	所員への保安教育実施計画																																					
第130条 (請負会社従業員への保安教育)	請負会社従業員への保安教育実施計画																																					
条文	内容																																					
第23条 (制御棒の挿入限界)	制御棒の挿入限界																																					
第31条 (軸方向中性子束出力偏差)	軸方向中性子束出力偏差の目標範囲および許容運転制限範囲																																					
第35条 (1次冷却材の温度・圧力および1次冷却材温度変化率)	1次冷却材温度・圧力の制限範囲																																					
第91条 (異常収束後の措置)	原子炉の再起動																																					
第95条 (燃料の取替等)	燃料装荷実施計画 第2項に定める取替炉心の安全性の評価結果																																					
第103条 2 (管理区域の設定・解除)	第5項に定める一時的な管理区域の設定・解除 第7項に定める管理区域の設定・解除																																					
第129条 (所員への保安教育)	所員への保安教育実施計画																																					
第130条 (請負会社従業員への保安教育)	請負会社従業員への保安教育実施計画																																					
(以下、略)	(以下、略)																																					

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (1/20)
【第4章 運転管理 (第33条以外)】

変更前	変更後	備考																		
<p>(原子炉の運転期間)</p> <p>第11条の2 所長は、表11の2に定める原子炉の運転期間^{※1}の範囲内で運転を行う。 なお、実用炉規則第49条第1項第2号に基づき、原子力規制委員会が施設定期検査(以下、「定期検査」という。)を受けるべき時期を定めて承認している場合は、その承認を受けた時期の範囲内で運転を行う。</p> <p>※1：原子炉の運転期間とは、定期検査が終了した日から、次回定期検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間をいう。 なお、原子炉を停止するとは、当該原子炉の主発電機の解列をいう。(以下、本条において同じ。)</p> <p>表11の2</p> <table border="1" data-bbox="806 2030 898 2712"> <tr> <td>1号炉</td> <td>2号炉</td> <td>3号炉</td> </tr> <tr> <td>13ヶ月</td> <td>13ヶ月</td> <td>13ヶ月</td> </tr> <tr> <td colspan="3">原子炉の運転期間</td> </tr> </table>	1号炉	2号炉	3号炉	13ヶ月	13ヶ月	13ヶ月	原子炉の運転期間			<p>(原子炉の運転期間)</p> <p>第11条の2 所長は、表11の2に定める原子炉の運転期間^{※1}の範囲内で運転を行う。 なお、実用炉規則第55条第4項第1号に基づき、原子力規制委員会が定期事業者検査を行うべき時期を定めて承認している場合は、その承認を受けた時期の範囲内で運転を行う。</p> <p>※1：原子炉の運転期間とは、定期事業者検査(実用炉規則第55条第3項の規定を適用して行うものを除く。以下、本章において同じ。)が終了した日から、次回定期事業者検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間をいう。 なお、原子炉を停止するとは、当該原子炉の主発電機の解列をいう。(以下、本条において同じ。)</p> <p>表11の2</p> <table border="1" data-bbox="793 831 886 1513"> <tr> <td>1号炉</td> <td>2号炉</td> <td>3号炉</td> </tr> <tr> <td>13ヶ月</td> <td>13ヶ月</td> <td>13ヶ月</td> </tr> <tr> <td colspan="3">原子炉の運転期間</td> </tr> </table>	1号炉	2号炉	3号炉	13ヶ月	13ヶ月	13ヶ月	原子炉の運転期間			<ul style="list-style-type: none"> 新検査制度導入に伴う変更(実用炉規則の改正を反映) 記載の明確化(炉規則第55条第3項は運転中の定事検の規定であるため、停止中の定事検の規定であることを明確化)
1号炉	2号炉	3号炉																		
13ヶ月	13ヶ月	13ヶ月																		
原子炉の運転期間																				
1号炉	2号炉	3号炉																		
13ヶ月	13ヶ月	13ヶ月																		
原子炉の運転期間																				

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (2/20)
【第4章 運転管理 (第33条以外)】

変更前	変更後	備考
<p>(規定なし)</p>	<p><u>(運転管理業務)</u> 第12条の2 各課長および発電室長は、モードに応じた原子力安全への影響度を考慮して原子炉施設を安全な状態に維持するとともに、事故等を安全に収束させるため、運転管理に関する次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電課長(当直)は、原子炉施設の運転に関する次の事項を実施する。</p> <p>a. 中央制御室における監視、第13条第1項および第2項の巡視点検によって、施設の運転監視を実施し、その結果、異状があれば関係する各課長に通知する。</p> <p>b. 運転操作(系統管理を含む)を実施する。</p> <p>c. 原子炉施設に係る警報発生時の対応操作を実施する。</p> <p>d. 原子炉施設の設備故障および事故発生時の対応操作を実施する。</p> <p>(2) 発電課長(当直)は、関係する各課長の依頼に基づき運転操作(系統管理を含む)が必要な場合は、第1項(1) bによる運転操作(系統管理を含む)を実施する。また、関係する各課長は、発電課長(当直)から引き渡された系統に対して、必要な作業を行い、作業完了後に発電課長(当直)へ系統を引き渡す。</p> <p>(3) 各課長および発電室長は、第3節(第85条から第88条を除く)各条第2項の運転上の制限を満足していることを確認するために行う原子炉施設の定期的な試験・確認等の計画を定め、実施する。なお、原子炉起動前の施設および設備の点検については、第16条に従い実施する。</p>	<p>• 新検査制度導入に伴う変更(運転管理業務に係る規定の追加)</p>

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (3/20)
【第4章 運転管理 (第33条以外)】

変更前	変更後	備考
<p>(巡視点検)</p> <p>第13条 発電課長（当直）は、毎日1回以上、原子炉施設（原子炉格納容器内、アニュラス内および第105条第1項で定める区域を除く）を巡視し、次の施設および設備について点検を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 原子炉冷却系統施設 (2) 制御材駆動設備 (3) 電源、給排水および排気施設 <p>2 発電課長（当直）は、「泊発電所運転要領」に従って、原子炉格納容器内、アニュラス内および第105条第1項で定める区域の監視を行うとともに、原子炉格納容器内（特に立入りが制限された区域を除く）を巡視し、点検を行う。</p> <p>(運転管理に関する社内規程の作成)</p> <p>第14条 発電室長は、次の各号に掲げる原子炉施設の運転管理に関する社内規程を作成し、制定・改正にあたっては、第7条第2項に基づき運営委員会の確認を得る。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 原子炉の起動および停止操作に関する事項 (2) 巡視点検に関する事項 (3) 異常時の措置に関する事項 (4) 警報発生時の措置に関する事項 (5) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項 (6) 定期的実施するサーベランスに関する事項 	<p>(巡視点検)</p> <p>第13条 発電課長（当直）は、毎日1回以上、原子炉施設（原子炉格納容器内、アニュラス内および第105条第1項で定める区域を除く）を巡視し、次の施設および設備について点検を行う。</p> <p><u>なお、実施においては、第118条の3第3項に定める観点を含めて行う。（以下、本条において同じ。）</u></p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 原子炉冷却系統施設 (2) 制御材駆動設備 (3) 電源、給排水および排気施設 <p>2 発電課長（当直）は、「泊発電所運転要領」に従って、原子炉格納容器内、アニュラス内および第105条第1項で定める区域の監視を行うとともに、原子炉格納容器内（特に立入りが制限された区域を除く）を巡視し、点検を行う。</p> <p>(運転管理に関する社内規程の作成)</p> <p>第14条 発電室長は、次の各号に掲げる原子炉施設の運転管理に関する社内規程を作成し、制定・改正にあたっては、第7条第2項に基づき運営委員会の確認を得る。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 原子炉の起動および停止操作に関する事項 (2) 巡視点検に関する事項 (3) 異常時の措置に関する事項 (4) 警報発生時の措置に関する事項 (5) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項 (6) 定期的実施するサーベランスに関する事項 	<p>・新検査制度導入に伴う変更（施設管理との関連を追記）</p> <p>・新検査制度導入に伴う変更（実用炉規則の改正を反映）</p>

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (4/20)
【第4章 運転管理 (第33条以外)】

変更前	変更後	備考
<p>(原子炉起動前の確認事項) 第16条 発電課長（当直）は、原子炉の起動開始までに、次の施設および設備を点検し、異常の有無を確認する。</p> <p>(1) 原子炉冷却系統施設 (2) 制御材駆動設備 (3) 電源、給排水および排気施設</p> <p>2 発電室長は、最終ヒートアップ開始※¹までに、第3節の条文中で<u>定期検査時</u>に関係長から発電室長に通知されることとなっている確認項目※²について、通知が完了していることを確認するとともに、その旨を発電課長（当直）に通知する。</p> <p>※1：<u>定期検査</u>の最終段階において、原子炉を臨界にするためにモード5からモード4への移行を開始することという。 ※2：最終ヒートアップ開始以降に実施される確認項目を除く。</p> <p>(制御棒動作機能) 第22条 モード1および2（臨界状態）において、制御棒動作機能は、表22-1で定める事項を運転上の制限とする。 2 制御棒動作機能が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 制御保修課長は、<u>定期検査時</u>に、制御棒の全引抜位置からの落下時間（原子炉トリップ信号発信から全ストロークの85%に至るまでの時間）が、1号炉および2号炉では2.1秒以下、3号炉では2.5秒以下であることを確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p style="text-align: center;">（以下、略）</p>	<p>(原子炉起動前の確認事項) 第16条 発電課長（当直）は、原子炉の起動開始までに、次の施設および設備を点検し、異常の有無を確認する。</p> <p>(1) 原子炉冷却系統施設 (2) 制御材駆動設備 (3) 電源、給排水および排気施設</p> <p>2 発電室長は、最終ヒートアップ開始※¹までに、第3節の条文中で<u>定期事業者検査時</u>に関係長から発電室長に通知されることとなっている確認項目※²について、通知が完了していることを確認するとともに、その旨を発電課長（当直）に通知する。</p> <p>※1：<u>定期事業者検査</u>の最終段階において、原子炉を臨界にするためにモード5からモード4への移行操作を開始することという。 ※2：最終ヒートアップ開始以降に実施される確認項目を除く。</p> <p>(制御棒動作機能) 第22条 モード1および2（臨界状態）において、制御棒動作機能は、表22-1で定める事項を運転上の制限とする。 2 制御棒動作機能が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。 (1) 制御保修課長は、<u>定期事業者検査時</u>に、制御棒の全引抜位置からの落下時間（原子炉トリップ信号発信から全ストロークの85%に至るまでの時間）が、1号炉および2号炉では2.1秒以下、3号炉では2.5秒以下であることを確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p style="text-align: center;">（以下、略）</p>	<p>・新検査制度導入に伴う変更（実用炉規則の改正を反映）</p> <p>・新検査制度導入に伴う変更（実用炉規則の改正を反映）</p>

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (5/20)
【第4章 運転管理 (第33条以外)】

変更前	変更後	備考
<p>(制御棒位置指示)</p> <p>第24条 モード1および2において、制御棒位置指示は、表24-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 制御棒位置指示が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 制御保修課長は、定期検査時に、制御棒の移動範囲において、各制御棒位置がステップカウンタの表示値の±12ステップ以内であることを確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(以下、略)</p> <p>(炉物理検査-モード2-1)</p> <p>第26条 モード2での炉物理検査時^{*1}において、第21条(減速材温度係数)、第22条(制御棒動作機能)および第23条(制御棒の挿入限界)の適用を除外することができる。この場合、停止余裕は、表26-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 停止余裕が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 技術課長は、モード2での炉物理検査開始までに、第33条(計測および制御設備)の規定に基づく出力領域および中間領域炉外核計測装置に関する設定値確認および機能検査が完了していることを確認する。</p> <p>(以下、略)</p> <p>(加圧器安全弁)</p> <p>第43条 モード1、2、3および4(1次冷却材温度が130℃を超える)において、加圧器安全弁は、表43-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 加圧器安全弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 機械保修課長は、定期検査時に、加圧器安全弁の吹出し圧力が表43-2で定める設定値であることを確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(以下、略)</p>	<p>(制御棒位置指示)</p> <p>第24条 モード1および2において、制御棒位置指示は、表24-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 制御棒位置指示が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 制御保修課長は、定期事業者検査時に、制御棒の移動範囲において、各制御棒位置がステップカウンタの表示値の±12ステップ以内であることを確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(以下、略)</p> <p>(炉物理検査-モード2-1)</p> <p>第26条 モード2での炉物理検査時^{*1}において、第21条(減速材温度係数)、第22条(制御棒動作機能)および第23条(制御棒の挿入限界)の適用を除外することができる。この場合、停止余裕は、表26-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 停止余裕が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 技術課長は、モード2での炉物理検査開始までに、第33条(計測および制御設備)の規定に基づく出力領域および中間領域炉外核計測装置に関する設定値確認および機能確認が完了していることを確認する。</p> <p>(以下、略)</p> <p>(加圧器安全弁)</p> <p>第43条 モード1、2、3および4(1次冷却材温度が130℃を超える)において、加圧器安全弁は、表43-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 加圧器安全弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 機械保修課長は、定期事業者検査時に、加圧器安全弁の吹出し圧力が表43-2で定める設定値であることを確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(以下、略)</p>	<p>・新検査制度導入に伴う変更(実用炉規則の改正を反映)</p> <p>・新検査制度導入に伴う変更(事業者検査の独立性確保のための対応に伴う変更)</p> <p>・新検査制度導入に伴う変更(実用炉規則の改正を反映)</p>

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (6/20)
【第4章 運転管理 (第33条以外)】

変更前	変更後	備考
<p>(加圧器逃がし弁) 第44条 モード1、2および3において、加圧器逃がし弁および加圧器逃がし弁元弁は、表44-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 加圧器逃がし弁および加圧器逃がし弁元弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 制御保修課長は、<u>定期検査</u>時に、加圧器逃がし弁の吹出し圧力および吹止まり圧力が表44-2で定める設定値であることを確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(2) 制御保修課長は、<u>定期検査</u>時に、加圧器逃がし弁が全開および全閉することを確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(3) 発電室長は、<u>定期検査</u>時に、加圧器逃がし弁元弁が全開および全閉することを確認する。</p> <p>(以下、略)</p> <p>(低温過加圧防護) 第45条 モード4^{*1}、5および6^{*2}において、低温過加圧に係る機器は、表45-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 低温過加圧に係る機器が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 制御保修課長は、<u>定期検査</u>時に、2台の加圧器逃がし弁について、低温過加圧防護のための計器校正を行い、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(2) 発電課長（当直）は、モード4、5および6において、12時間に1回、1台以上の高圧注入ポンプの操作スイッチがプルアウト状態^{*3}であることを確認する。</p> <p>(以下、略)</p>	<p>(加圧器逃がし弁) 第44条 モード1、2および3において、加圧器逃がし弁および加圧器逃がし弁元弁は、表44-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 加圧器逃がし弁および加圧器逃がし弁元弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 制御保修課長は、<u>定期事業者検査</u>時に、加圧器逃がし弁の吹出し圧力および吹止まり圧力が表44-2で定める設定値であることを確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(2) 制御保修課長は、<u>定期事業者検査</u>時に、加圧器逃がし弁が全開および全閉することを確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(3) 発電室長は、<u>定期事業者検査</u>時に、加圧器逃がし弁元弁が全開および全閉することを確認する。</p> <p>(以下、略)</p> <p>(低温過加圧防護) 第45条 モード4^{*1}、5および6^{*2}において、低温過加圧に係る機器は、表45-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 低温過加圧に係る機器が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 制御保修課長は、<u>定期事業者検査</u>時に、2台の加圧器逃がし弁について、低温過加圧防護のための計器校正を行い、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(2) 発電課長（当直）は、モード4、5および6において、12時間に1回、1台以上の高圧注入ポンプの操作スイッチがプルアウト状態^{*3}であることを確認する。</p> <p>(以下、略)</p>	<p>・新検査制度導入に伴う変更（実用炉規則の改正を反映）</p> <p>・新検査制度導入に伴う変更（実用炉規則の改正を反映）</p>

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (7/20)
【第4章 運転管理 (第33条以外)】

変更前	変更後	備考
<p>(1 次冷却材漏えい率) 第46条 モード1、2、3および4において、原子炉格納容器内への漏えい率および原子炉格納容器内漏えい監視装置は、表46-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 原子炉格納容器内への漏えい率および原子炉格納容器内漏えい監視装置が、前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 制御保修課長は、<u>定期検査</u>時に、原子炉格納容器サンプ水位計および凝縮液量測定装置の健全性を確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(以下、略)</p> <p>(蒸気発生器細管漏えい監視) 第47条 モード1、2、3および4において、蒸気発生器細管および蒸気発生器細管漏えい監視装置は、表47-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 蒸気発生器細管および蒸気発生器細管漏えい監視装置が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 制御保修課長は、<u>定期検査</u>時に、復水器排気ガスモニタ、蒸気発生器ブローダウン水および高感度型主蒸気管モニタ検出器の校正を行い、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(2) 機械保修課長は、<u>定期検査</u>時に、渦流探傷検査により蒸気発生器細管の健全性を確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(以下、略)</p> <p>(余熱除去系への漏えい監視) 第48条 モード1、2、3および4 (余熱除去系隔離弁が閉止している場合) において、1次冷却系から余熱除去系への漏えいは、表48-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 1次冷却系から余熱除去系への漏えいが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 機械保修課長は、<u>定期検査</u>時に、1次冷却系から余熱除去系への漏えいがないことを確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(以下、略)</p>	<p>(1 次冷却材漏えい率) 第46条 モード1、2、3および4において、原子炉格納容器内への漏えい率および原子炉格納容器内漏えい監視装置は、表46-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 原子炉格納容器内への漏えい率および原子炉格納容器内漏えい監視装置が、前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 制御保修課長は、<u>定期事業者検査</u>時に、原子炉格納容器サンプ水位計および凝縮液量測定装置の健全性を確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(以下、略)</p> <p>(蒸気発生器細管漏えい監視) 第47条 モード1、2、3および4において、蒸気発生器細管および蒸気発生器細管漏えい監視装置は、表47-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 蒸気発生器細管および蒸気発生器細管漏えい監視装置が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 制御保修課長は、<u>定期事業者検査</u>時に、復水器排気ガスモニタ、蒸気発生器ブローダウン水モニタおよび高感度型主蒸気管モニタ検出器の校正を行い、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(2) 機械保修課長は、<u>定期事業者検査</u>時に、渦流探傷検査により蒸気発生器細管の健全性を確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(以下、略)</p> <p>(余熱除去系への漏えい監視) 第48条 モード1、2、3および4 (余熱除去系隔離弁が閉止している場合) において、1次冷却系から余熱除去系への漏えいは、表48-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 1次冷却系から余熱除去系への漏えいが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 機械保修課長は、<u>定期事業者検査</u>時に、1次冷却系から余熱除去系への漏えいがないことを確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(以下、略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 新検査制度導入に伴う変更 (実用炉規則の改正を反映)
<p>(1 次冷却材漏えい率) 第46条 モード1、2、3および4において、原子炉格納容器内への漏えい率および原子炉格納容器内漏えい監視装置は、表46-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 原子炉格納容器内への漏えい率および原子炉格納容器内漏えい監視装置が、前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 制御保修課長は、<u>定期検査</u>時に、原子炉格納容器サンプ水位計および凝縮液量測定装置の健全性を確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(以下、略)</p> <p>(蒸気発生器細管漏えい監視) 第47条 モード1、2、3および4において、蒸気発生器細管および蒸気発生器細管漏えい監視装置は、表47-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 蒸気発生器細管および蒸気発生器細管漏えい監視装置が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 制御保修課長は、<u>定期検査</u>時に、復水器排気ガスモニタ、蒸気発生器ブローダウン水および高感度型主蒸気管モニタ検出器の校正を行い、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(2) 機械保修課長は、<u>定期検査</u>時に、渦流探傷検査により蒸気発生器細管の健全性を確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(以下、略)</p> <p>(余熱除去系への漏えい監視) 第48条 モード1、2、3および4 (余熱除去系隔離弁が閉止している場合) において、1次冷却系から余熱除去系への漏えいは、表48-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 1次冷却系から余熱除去系への漏えいが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 機械保修課長は、<u>定期検査</u>時に、1次冷却系から余熱除去系への漏えいがないことを確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(以下、略)</p>	<p>(1 次冷却材漏えい率) 第46条 モード1、2、3および4において、原子炉格納容器内への漏えい率および原子炉格納容器内漏えい監視装置は、表46-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 原子炉格納容器内への漏えい率および原子炉格納容器内漏えい監視装置が、前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 制御保修課長は、<u>定期事業者検査</u>時に、原子炉格納容器サンプ水位計および凝縮液量測定装置の健全性を確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(以下、略)</p> <p>(蒸気発生器細管漏えい監視) 第47条 モード1、2、3および4において、蒸気発生器細管および蒸気発生器細管漏えい監視装置は、表47-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 蒸気発生器細管および蒸気発生器細管漏えい監視装置が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 制御保修課長は、<u>定期事業者検査</u>時に、復水器排気ガスモニタ、蒸気発生器ブローダウン水モニタおよび高感度型主蒸気管モニタ検出器の校正を行い、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(2) 機械保修課長は、<u>定期事業者検査</u>時に、渦流探傷検査により蒸気発生器細管の健全性を確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(以下、略)</p> <p>(余熱除去系への漏えい監視) 第48条 モード1、2、3および4 (余熱除去系隔離弁が閉止している場合) において、1次冷却系から余熱除去系への漏えいは、表48-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 1次冷却系から余熱除去系への漏えいが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 機械保修課長は、<u>定期事業者検査</u>時に、1次冷却系から余熱除去系への漏えいがないことを確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(以下、略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 新検査制度導入に伴う変更 (実用炉規則の改正を反映)

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (8/20)

【第4章 運転管理 (第33条以外)】

変更前	変更後	備考								
<p>(非常用炉心冷却系－モード1、2および3－)</p> <p>第51条 モード1、2および3において、非常用炉心冷却系は、表51－1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 非常用炉心冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電室長は、<u>定期検査</u>時に、高圧注入ポンプおよび余熱除去ポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および表51－2で定める事項を確認する。</p> <p>(2) 発電室長は、<u>定期検査</u>時に、高圧注入系の自動作動弁が、模擬信号により正しい位置へ作動することを確認する。</p> <p>(3) 発電室長は、<u>定期検査</u>時に、高圧注入ポンプおよび余熱除去ポンプが模擬信号により起動することを確認する。</p> <p>(4) 発電課長 (当直) は、<u>定期検査</u>時に、施設等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</p> <p>(5) 機械保修課長は、<u>定期検査</u>時に、原子炉格納容器再循環サンプが異物等により塞がれていないことを確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(6) 発電課長 (当直) は、モード1、2および3において、1ヶ月に1回、2台の高圧注入ポンプおよび2台の余熱除去ポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する^{※1}。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p>3 発電課長 (当直) は、非常用炉心冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表51－3の措置を講じる。</p> <p>※1：運転中のポンプについては、運転状態により確認する (以下、本条において同じ)。</p> <table border="1" data-bbox="1501 1662 1648 2745"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用炉心冷却系</td> <td>(1) 高圧注入系の2系統が動作可能であること^{※2}^{※3} (2) 低圧注入系の2系統が動作可能であること^{※2}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：非常用炉心冷却系の弁開閉点検を行う場合、2時間に限り、運転上の制限を適用しない。</p> <p>※3：高圧注入ポンプを用いて蓄圧タンクの水張りをを行っている場合は、高圧注入系への切替操作が可能な状態であることを条件に、動作不能とはみなさない。</p> <p>(以下、略)</p>	項目	運転上の制限	非常用炉心冷却系	(1) 高圧注入系の2系統が動作可能であること ^{※2} ^{※3} (2) 低圧注入系の2系統が動作可能であること ^{※2}	<p>(非常用炉心冷却系－モード1、2および3－)</p> <p>第51条 モード1、2および3において、非常用炉心冷却系は、表51－1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 非常用炉心冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電室長は、<u>定期事業者検査</u>時に、高圧注入ポンプおよび余熱除去ポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および表51－2で定める事項を確認する。</p> <p>(2) 発電室長は、<u>定期事業者検査</u>時に、高圧注入系の自動作動弁が、模擬信号により正しい位置へ作動することを確認する。</p> <p>(3) 発電室長は、<u>定期事業者検査</u>時に、高圧注入ポンプおよび余熱除去ポンプが模擬信号により起動することを確認する。</p> <p>(4) 発電課長 (当直) は、<u>定期事業者検査</u>時に、施設等により固定されていない非常用炉心冷却系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</p> <p>(5) 機械保修課長は、<u>定期事業者検査</u>時に、原子炉格納容器再循環サンプが異物等により塞がれていないことを確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(6) 発電課長 (当直) は、モード1、2および3において、1ヶ月に1回、2台の高圧注入ポンプおよび2台の余熱除去ポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する^{※1}。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p>(7) <u>発電課長 (当直) は、モード1、2および3において、1ヶ月に1回、非常用炉心冷却系の弁の開閉確認を行い、弁の動作に異常がないことを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。</u></p> <p>3 発電課長 (当直) は、非常用炉心冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表51－3の措置を講じる。</p> <p>※1：運転中のポンプについては、運転状態により確認する (以下、本条において同じ)。</p> <table border="1" data-bbox="1501 460 1648 1528"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用炉心冷却系</td> <td>(1) 高圧注入系の2系統が動作可能であること^{※2} (2) 低圧注入系の2系統が動作可能であること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：高圧注入ポンプを用いて蓄圧タンクの水張りをを行っている場合は、高圧注入系への切替操作が可能な状態であることを条件に、動作不能とはみなさない。</p> <p>(以下、略)</p>	項目	運転上の制限	非常用炉心冷却系	(1) 高圧注入系の2系統が動作可能であること ^{※2} (2) 低圧注入系の2系統が動作可能であること	<p>・新検査制度導入に伴う変更 (実用炉規則の改正を反映)</p> <p>・新検査制度導入に伴う変更 (サーベイヤンスの実条件性能確認として、確認行為を追加)</p>
項目	運転上の制限									
非常用炉心冷却系	(1) 高圧注入系の2系統が動作可能であること ^{※2} ^{※3} (2) 低圧注入系の2系統が動作可能であること ^{※2}									
項目	運転上の制限									
非常用炉心冷却系	(1) 高圧注入系の2系統が動作可能であること ^{※2} (2) 低圧注入系の2系統が動作可能であること									

【第4章 運転管理 (第33条以外)】

変更前	変更後	備考												
<p>(非常用炉心冷却系－モード4ー)</p> <p>第52条 モード4において、非常用炉心冷却系は、表52ー1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 非常用炉心冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 発電課長 (当直) は、モード4において、1ヶ月に1回、1台以上の高圧注入ポンプまたは充てんポンプ、および1台以上の余熱除去ポンプが手動起動可能であることを確認する。</p> <p>3 発電課長 (当直) は、非常用炉心冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表52ー2の措置を講じる。</p> <p>表 52ー1</p> <table border="1" data-bbox="829 1662 1018 2730"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用炉心冷却系</td> <td>(1) 高圧注入系または充てん系1系統以上が動作可能であること^{※1}</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(2) 低圧注入系1系統以上が動作可能であること^{※1}^{※2}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：非常用炉心冷却系の弁閉閉点検を行う場合、2時間に限り、運転上の制限を適用しない。</p> <p>※2：余熱除去ポンプを用いて余熱除去運転を行っている場合は、低圧注入系への切替操作が可能な状態であることを条件に動作不能とはみなさない。</p> <p>(以下、略)</p>	項目	運転上の制限	非常用炉心冷却系	(1) 高圧注入系または充てん系1系統以上が動作可能であること ^{※1}		(2) 低圧注入系1系統以上が動作可能であること ^{※1} ^{※2}	<p>(非常用炉心冷却系－モード4ー)</p> <p>第52条 モード4において、非常用炉心冷却系は、表52ー1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 非常用炉心冷却系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 発電課長 (当直) は、モード4において、1ヶ月に1回、1台以上の高圧注入ポンプまたは充てんポンプ、および1台以上の余熱除去ポンプが手動起動可能であることを確認する。</p> <p>(2) 発電課長 (当直) は、モード4において、1ヶ月に1回、非常用炉心冷却系の弁の閉閉確認を行い、弁の動作に異常がないことを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p>3 発電課長 (当直) は、非常用炉心冷却系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表52ー2の措置を講じる。</p> <p>表 52ー1</p> <table border="1" data-bbox="829 460 1018 1528"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用炉心冷却系</td> <td>(1) 高圧注入系または充てん系1系統以上が動作可能であること</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(2) 低圧注入系1系統以上が動作可能であること^{※1}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：余熱除去ポンプを用いて余熱除去運転を行っている場合は、低圧注入系への切替操作が可能な状態であることを条件に動作不能とはみなさない。</p> <p>(以下、略)</p>	項目	運転上の制限	非常用炉心冷却系	(1) 高圧注入系または充てん系1系統以上が動作可能であること		(2) 低圧注入系1系統以上が動作可能であること ^{※1}	<p>• 新検査制度導入に伴う変更 (サーベイヤンスの実条件性能確認として、確認行為を追加)</p>
項目	運転上の制限													
非常用炉心冷却系	(1) 高圧注入系または充てん系1系統以上が動作可能であること ^{※1}													
	(2) 低圧注入系1系統以上が動作可能であること ^{※1} ^{※2}													
項目	運転上の制限													
非常用炉心冷却系	(1) 高圧注入系または充てん系1系統以上が動作可能であること													
	(2) 低圧注入系1系統以上が動作可能であること ^{※1}													

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (10/20)
【第4章 運転管理 (第33条以外)】

変更前	変更後	備考
<p>(原子炉格納容器)</p> <p>第55条 モード1、2、3および4において、原子炉格納容器は、表55-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 原子炉格納容器が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 機械保修課長は、<u>定期検査</u>時に、原子炉格納容器漏えい率が表55-3で定めるいずれかの漏えい率内にあることを確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(2) 機械保修課長は、<u>定期検査</u>時に、エアロクインターロックス機構の健全性を確認し、その結果を発電課長（当直）に通知する。</p> <p>(3) 発電室長は、<u>定期検査</u>時に、表55-6で定める系統の原子炉格納容器自動隔離弁が模擬信号により隔離動作することを確認する。</p> <p>(4) 発電課長（当直）は、<u>定期検査</u>時に、事故条件下において閉止していることが要求される原子炉格納容器隔離弁で、閉操作または閉動作が可能な状態であることを条件に開状態としている原子炉格納容器隔離弁（前号で隔離動作を確認した原子炉格納容器自動隔離弁を含む）を除き、閉止状態であることを確認する。ただし、原子炉格納容器隔離弁のうち、手動隔離弁および閉止フランジについては、至近の記録、施設管理の実施、区域管理の実施等により確認を行うことができる。</p> <p style="text-align: center;">(以下、略)</p>	<p>(原子炉格納容器)</p> <p>第55条 モード1、2、3および4において、原子炉格納容器は、表55-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 原子炉格納容器が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 機械保修課長は、<u>定期事業者検査</u>時に、原子炉格納容器漏えい率が表55-3で定めるいずれかの漏えい率内にあることを確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(2) 機械保修課長は、<u>定期事業者検査</u>時に、エアロクインターロックス機構の健全性を確認し、その結果を発電課長（当直）に通知する。</p> <p>(3) 発電室長は、<u>定期事業者検査</u>時に、表55-6で定める系統の原子炉格納容器自動隔離弁が模擬信号により隔離動作することを確認する。</p> <p>(4) 発電課長（当直）は、<u>定期事業者検査</u>時に、事故条件下において閉止していることが要求される原子炉格納容器隔離弁で、閉操作または閉動作が可能な状態であることを条件に開状態としている原子炉格納容器隔離弁（前号で隔離動作を確認した原子炉格納容器自動隔離弁を含む）を除き、閉止状態であることを確認する。ただし、原子炉格納容器隔離弁のうち、手動隔離弁および閉止フランジについては、至近の記録、施設管理の実施、区域管理の実施等により確認を行うことができる。</p> <p style="text-align: center;">(以下、略)</p>	<p>・新検査制度導入に伴う変更（実用炉規則の改正を反映）</p>
<p>(原子炉格納容器真空逃がし系)</p> <p>第56条 モード1、2、3および4において、原子炉格納容器真空逃がし系は、表56-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 原子炉格納容器真空逃がし系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 機械保修課長は、<u>定期検査</u>時に、原子炉格納容器真空逃がし弁が動作可能であることを確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p style="text-align: center;">(以下、略)</p>	<p>(原子炉格納容器真空逃がし系)</p> <p>第56条 モード1、2、3および4において、原子炉格納容器真空逃がし系は、表56-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 原子炉格納容器真空逃がし系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 機械保修課長は、<u>定期事業者検査</u>時に、原子炉格納容器真空逃がし弁が動作可能であることを確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p style="text-align: center;">(以下、略)</p>	<p>・新検査制度導入に伴う変更（実用炉規則の改正を反映）</p>

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (11/20)
【第4章 運転管理 (第33条以外)】

変更前	変更後	備考
<p>(原子炉格納容器スプレイ系)</p> <p>第57条 モード1、2、3および4において、原子炉格納容器スプレイ系は、表57-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 原子炉格納容器スプレイ系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電室長は、<u>定期検査</u>時に、格納容器スプレイポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および表57-3で定める事項を確認する。</p> <p>(2) 発電室長は、<u>定期検査</u>時に、格納容器スプレイポンプが、模擬信号により起動することを確認する。</p> <p>(3) 発電室長は、<u>定期検査</u>時に、原子炉格納容器スプレイ系の自動弁が、模擬信号により正しい位置へ作動することを確認する。</p> <p>(4) 発電課長（当直）は、<u>定期検査</u>時に、施設等により固定されていない原子炉格納容器スプレイ系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</p> <p>(5) 安全管理課長は、<u>定期検査</u>時に、よう素除去薬品タンクの薬品^{*1}濃度を確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(6) 発電課長（当直）は、よう素除去薬品タンクの薬品溶液量を表57-2に定める頻度で確認する。</p> <p>(7) 発電課長（当直）は、モード1、2、3および4において、1ヶ月に1回、2台の格納容器スプレイポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p>3 発電課長（当直）は、原子炉格納容器スプレイ系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表57-4の措置を講じる。</p> <p>※1：1号炉および2号炉についてはか性ソーダ、3号炉についてはヒドラジンをいう。（以下、本条において同じ。）</p>	<p>(原子炉格納容器スプレイ系)</p> <p>第57条 モード1、2、3および4において、原子炉格納容器スプレイ系は、表57-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 原子炉格納容器スプレイ系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電室長は、<u>定期事業者検査</u>時に、格納容器スプレイポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および表57-3で定める事項を確認する。</p> <p>(2) 発電室長は、<u>定期事業者検査</u>時に、格納容器スプレイポンプが、模擬信号により起動することを確認する。</p> <p>(3) 発電室長は、<u>定期事業者検査</u>時に、原子炉格納容器スプレイ系の自動弁が、模擬信号により正しい位置へ作動することを確認する。</p> <p>(4) 発電課長（当直）は、<u>定期事業者検査</u>時に、施設等により固定されていない原子炉格納容器スプレイ系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</p> <p>(5) 安全管理課長は、<u>定期事業者検査</u>時に、よう素除去薬品タンクの薬品^{*1}濃度を確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(6) 発電課長（当直）は、よう素除去薬品タンクの薬品溶液量を表57-2に定める頻度で確認する。</p> <p>(7) 発電課長（当直）は、モード1、2、3および4において、1ヶ月に1回、2台の格納容器スプレイポンプについて、ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。</p> <p><u>(8) 発電課長（当直）は、モード1、2、3および4において、1ヶ月に1回、原子炉格納容器スプレイ系の弁の開閉確認を行い、弁の動作に異常がないことを確認する。また、確認する際に操作した弁については、正しい位置に復旧していることを確認する。</u></p> <p>3 発電課長（当直）は、原子炉格納容器スプレイ系が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表57-4の措置を講じる。</p> <p>※1：1号炉および2号炉についてはか性ソーダ、3号炉についてはヒドラジンをいう。（以下、本条において同じ。）</p>	<p>• 新検査制度導入に伴う変更（実用炉規則の改正を反映）</p> <p>• 新検査制度導入に伴う変更（サーベイヤンスの実条件性能確認として、確認行為を追加）</p>

【第4章 運転管理 (第33条以外)】

変更前		変更後		備考																												
表 57-1	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器スプレイ系</td> <td>(1) 2系統が動作可能であること※2 (2) よう素除去薬品タンクの薬品濃度および薬品溶液量が表 57-2 で定める制限値内にあること</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：原子炉格納容器スプレイ系の弁開閉点検を行う場合、2時間に限り、運転上の制限を適用しない。</p>	項目	運転上の制限	原子炉格納容器スプレイ系	(1) 2系統が動作可能であること※2 (2) よう素除去薬品タンクの薬品濃度および薬品溶液量が表 57-2 で定める制限値内にあること	表 57-1	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉格納容器スプレイ系</td> <td>(1) 2系統が動作可能であること (2) よう素除去薬品タンクの薬品濃度および薬品溶液量が表 57-2 で定める制限値内にあること</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	原子炉格納容器スプレイ系	(1) 2系統が動作可能であること (2) よう素除去薬品タンクの薬品濃度および薬品溶液量が表 57-2 で定める制限値内にあること	<ul style="list-style-type: none"> 新検査制度導入に伴う変更 (サーベイランスの実条件性能確認として、確認行為を追加) 																				
項目	運転上の制限																															
原子炉格納容器スプレイ系	(1) 2系統が動作可能であること※2 (2) よう素除去薬品タンクの薬品濃度および薬品溶液量が表 57-2 で定める制限値内にあること																															
項目	運転上の制限																															
原子炉格納容器スプレイ系	(1) 2系統が動作可能であること (2) よう素除去薬品タンクの薬品濃度および薬品溶液量が表 57-2 で定める制限値内にあること																															
表 57-2	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">制限値</th> <th rowspan="2">確認頻度</th> </tr> <tr> <th>1号炉および2号炉</th> <th>3号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>薬品濃度</td> <td>30wt%以上</td> <td>35wt%以上</td> <td>定期検査時</td> </tr> <tr> <td>薬品溶液量 (有効水量)</td> <td>9.9m³以上</td> <td>1.6m³以上</td> <td>モード1、2、3 および4において6カ月に1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下、略)</p>	項目	制限値		確認頻度	1号炉および2号炉	3号炉	薬品濃度	30wt%以上	35wt%以上	定期検査時	薬品溶液量 (有効水量)	9.9m ³ 以上	1.6m ³ 以上	モード1、2、3 および4において6カ月に1回	表 57-2	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="2">制限値</th> <th rowspan="2">確認頻度</th> </tr> <tr> <th>1号炉および2号炉</th> <th>3号炉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>薬品濃度</td> <td>30wt%以上</td> <td>35wt%以上</td> <td>定期事業者検査時</td> </tr> <tr> <td>薬品溶液量 (有効水量)</td> <td>9.9m³以上</td> <td>1.6m³以上</td> <td>モード1、2、3 および4において6カ月に1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>(以下、略)</p>	項目	制限値		確認頻度	1号炉および2号炉	3号炉	薬品濃度	30wt%以上	35wt%以上	定期事業者検査時	薬品溶液量 (有効水量)	9.9m ³ 以上	1.6m ³ 以上	モード1、2、3 および4において6カ月に1回	<ul style="list-style-type: none"> 新検査制度導入に伴う変更 (実用炉規則の改正を反映)
項目	制限値		確認頻度																													
	1号炉および2号炉	3号炉																														
薬品濃度	30wt%以上	35wt%以上	定期検査時																													
薬品溶液量 (有効水量)	9.9m ³ 以上	1.6m ³ 以上	モード1、2、3 および4において6カ月に1回																													
項目	制限値		確認頻度																													
	1号炉および2号炉	3号炉																														
薬品濃度	30wt%以上	35wt%以上	定期事業者検査時																													
薬品溶液量 (有効水量)	9.9m ³ 以上	1.6m ³ 以上	モード1、2、3 および4において6カ月に1回																													

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (13/20)
【第4章 運転管理 (第33条以外)】

変更前	変更後	備考
<p>(アニュウラス空気浄化系)</p> <p>第58条 モード1、2、3および4において、アニュウラス空気浄化系は、表58-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 アニュウラス空気浄化系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 機械保修課長は、<u>定期検査</u>時に、アニュウラス空気浄化フィルタのよう素除去効率(総合除去効率)が表58-2に定める値であることを確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(2) 発電室長は、<u>定期検査</u>時に、アニュウラス空気浄化ファンが模擬信号により起動することを確認する。</p> <p>(3) 発電室長は、<u>定期検査</u>時に、アニュウラス空気浄化ファンの起動により、自動作動ダンパが正しい位置に作動することを確認する。</p> <p>(4) 発電課長(当直)は、モード1、2、3および4において、1ヶ月に1回、2台のアニュウラス空気浄化ファンについて、ファンを起動し、動作可能であることを確認する*1。</p> <p>(以下、略)</p> <p>(アニュウラス)</p> <p>第59条 モード1、2、3および4において、アニュウラスは、表59-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 アニュウラスが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 発電室長は、<u>定期検査</u>時に、アニュウラス空気浄化ファンの起動により、アニュウラスが10分以内に負圧になることを確認する。</p> <p>(以下、略)</p>	<p>(アニュウラス空気浄化系)</p> <p>第58条 モード1、2、3および4において、アニュウラス空気浄化系は、表58-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 アニュウラス空気浄化系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 機械保修課長は、<u>定期事業者検査</u>時に、アニュウラス空気浄化フィルタのよう素除去効率(総合除去効率)が表58-2に定める値であることを確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(2) 発電室長は、<u>定期事業者検査</u>時に、アニュウラス空気浄化ファンが模擬信号により起動することを確認する。</p> <p>(3) 発電室長は、<u>定期事業者検査</u>時に、アニュウラス空気浄化ファンの起動により、自動作動ダンパが正しい位置に作動することを確認する。</p> <p>(4) 発電課長(当直)は、モード1、2、3および4において、1ヶ月に1回、2台のアニュウラス空気浄化ファンについて、ファンを起動し、動作可能であることを確認する*1。</p> <p>(以下、略)</p> <p>(アニュウラス)</p> <p>第59条 モード1、2、3および4において、アニュウラスは、表59-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 アニュウラスが前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 発電室長は、<u>定期事業者検査</u>時に、アニュウラス空気浄化ファンの起動により、アニュウラスが10分以内に負圧になることを確認する。</p> <p>(以下、略)</p>	<p>・新検査制度導入に伴う変更(実用炉規則の改正を反映)</p> <p>・新検査制度導入に伴う変更(実用炉規則の改正を反映)</p>

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (14/20)

【第4章 運転管理 (第33条以外)】

変更前	変更後	備考
<p>(主蒸気安全弁) 第60条 モード1、2および3において*1、主蒸気安全弁は、表60-1で定める事項を運転上の制限とする。 2 主蒸気安全弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 機械保修課長は、<u>定期検査</u>時に、主蒸気安全弁設定値が表60-3に定める値であることを確認し、その結果を発電室長に通知する。 (以下、略)</p> <p>(主蒸気隔離弁) 第61条 モード1、2および3において、主蒸気隔離弁は、表61-1で定める事項を運転上の制限とする。 2 主蒸気隔離弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 機械保修課長は、<u>定期検査</u>時に、主蒸気隔離弁が模擬信号で5秒以内に閉止することを確認し、その結果を発電室長に通知する。 (以下、略)</p> <p>(主給水隔離弁、主給水制御弁および主給水バイパス制御弁) 第62条 モード1、2および3において、主給水隔離弁、主給水制御弁および主給水バイパス制御弁は、表62-1で定める事項を運転上の制限とする。 2 主給水隔離弁、主給水制御弁および主給水バイパス制御弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 制御保修課長は、<u>定期検査</u>時に、主給水隔離弁、主給水制御弁および主給水バイパス制御弁が閉止可能であることを確認し、その結果を発電室長に通知する。 (以下、略)</p>	<p>(主蒸気安全弁) 第60条 モード1、2および3において*1、主蒸気安全弁は、表60-1で定める事項を運転上の制限とする。 2 主蒸気安全弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 機械保修課長は、<u>定期事業者検査</u>時に、主蒸気安全弁設定値が表60-3に定める値であることを確認し、その結果を発電室長に通知する。 (以下、略)</p> <p>(主蒸気隔離弁) 第61条 モード1、2および3において、主蒸気隔離弁は、表61-1で定める事項を運転上の制限とする。 2 主蒸気隔離弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 機械保修課長は、<u>定期事業者検査</u>時に、主蒸気隔離弁が模擬信号で5秒以内に閉止することを確認し、その結果を発電室長に通知する。 (以下、略)</p> <p>(主給水隔離弁、主給水制御弁および主給水バイパス制御弁) 第62条 モード1、2および3において、主給水隔離弁、主給水制御弁および主給水バイパス制御弁は、表62-1で定める事項を運転上の制限とする。 2 主給水隔離弁、主給水制御弁および主給水バイパス制御弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 制御保修課長は、<u>定期事業者検査</u>時に、主給水隔離弁、主給水制御弁および主給水バイパス制御弁が閉止可能であることを確認し、その結果を発電室長に通知する。 (以下、略)</p>	<p>・新検査制度導入に伴う変更 (実用炉規則の改正を反映)</p> <p>・新検査制度導入に伴う変更 (実用炉規則の改正を反映)</p> <p>・新検査制度導入に伴う変更 (実用炉規則の改正を反映)</p>

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (15/20)
【第4章 運転管理 (第33条以外)】

変更前	変更後	備考
<p>(主蒸気逃がし弁) 第63条 モード1、2、3および4 (蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合) において、主蒸気逃がし弁は、表63-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 主蒸気逃がし弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 制御保修課長は、<u>定期検査</u>時に、主蒸気逃がし弁が手動で開弁できることを確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(以下、略)</p> <p>(補助給水系) 第64条 モード1、2、3および4 (蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合) において、補助給水系は、表64-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 補助給水系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電課長 (当直) は、<u>定期検査</u>時に、施錠等により固定されていない補助給水系の流路中の弁が、正しい位置にあることを確認する。</p> <p>(2) 発電室長は、<u>定期検査</u>時に、タービン動補助給水ポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および表64-2で定める事項を確認する。</p> <p>(3) 発電室長は、<u>定期検査</u>時に、電動補助給水ポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および表64-3で定める事項を確認する。</p> <p>(4) 発電室長は、<u>定期検査</u>時に、タービン動補助給水ポンプの起動弁が模擬信号により動作することを確認する。</p> <p>(5) 発電室長は、<u>定期検査</u>時に、電動補助給水ポンプが模擬信号により起動することを確認する。</p> <p>(以下、略)</p>	<p>(主蒸気逃がし弁) 第63条 モード1、2、3および4 (蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合) において、主蒸気逃がし弁は、表63-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 主蒸気逃がし弁が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 制御保修課長は、<u>定期事業者検査</u>時に、主蒸気逃がし弁が手動で開弁できることを確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(以下、略)</p> <p>(補助給水系) 第64条 モード1、2、3および4 (蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合) において、補助給水系は、表64-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 補助給水系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電課長 (当直) は、<u>定期事業者検査</u>時に、施錠等により固定されていない補助給水系の流路中の弁が、正しい位置にあることを確認する。</p> <p>(2) 発電室長は、<u>定期事業者検査</u>時に、タービン動補助給水ポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および表64-2で定める事項を確認する。</p> <p>(3) 発電室長は、<u>定期事業者検査</u>時に、電動補助給水ポンプを起動させ、異常な振動、異音、異臭、漏えいがないこと、および表64-3で定める事項を確認する。</p> <p>(4) 発電室長は、<u>定期事業者検査</u>時に、タービン動補助給水ポンプの起動弁が模擬信号により動作することを確認する。</p> <p>(5) 発電室長は、<u>定期事業者検査</u>時に、電動補助給水ポンプが模擬信号により起動することを確認する。</p> <p>(以下、略)</p>	<p>・新検査制度導入に伴う変更 (実用炉規則の改正を反映)</p> <p>・新検査制度導入に伴う変更 (実用炉規則の改正を反映)</p>

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (16/20)

【第4章 運転管理 (第33条以外)】

変更前	変更後	備考
<p>(原子炉補機冷却水系)</p> <p>第66条 モード1、2、3および4において、原子炉補機冷却水系は、表66-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 原子炉補機冷却水系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電課長(当直)は、<u>定期検査</u>時に、施設等により固定されていない原子炉補機冷却水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</p> <p>(2) 発電室長は、<u>定期検査</u>時に、原子炉補機冷却水ポンプが模擬信号により起動することを確認する。</p> <p>(3) 発電室長は、<u>定期検査</u>時に、原子炉補機冷却水系自動作動弁が模擬信号により正しい位置に作動することを確認する。</p> <p>(以下、略)</p>	<p>(原子炉補機冷却水系)</p> <p>第66条 モード1、2、3および4において、原子炉補機冷却水系は、表66-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 原子炉補機冷却水系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電課長(当直)は、<u>定期事業者検査</u>時に、施設等により固定されていない原子炉補機冷却水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</p> <p>(2) 発電室長は、<u>定期事業者検査</u>時に、原子炉補機冷却水ポンプが模擬信号により起動することを確認する。</p> <p>(3) 発電室長は、<u>定期事業者検査</u>時に、原子炉補機冷却水系自動作動弁が模擬信号により正しい位置に作動することを確認する。</p> <p>(以下、略)</p>	<p>・新検査制度導入に伴う変更(実用炉規則の改正を反映)</p>
<p>(原子炉補機冷却海水系)</p> <p>第67条 モード1、2、3および4において、原子炉補機冷却海水系は、表67-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 原子炉補機冷却海水系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電課長(当直)は、<u>定期検査</u>時に、施設等により固定されていない原子炉補機冷却海水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</p> <p>(2) 発電室長は、<u>定期検査</u>時に、原子炉補機冷却海水ポンプが模擬信号により起動することを確認する。</p> <p>(以下、略)</p>	<p>(原子炉補機冷却海水系)</p> <p>第67条 モード1、2、3および4において、原子炉補機冷却海水系は、表67-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 原子炉補機冷却海水系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電課長(当直)は、<u>定期事業者検査</u>時に、施設等により固定されていない原子炉補機冷却海水系の流路中の弁が正しい位置にあることを確認する。</p> <p>(2) 発電室長は、<u>定期事業者検査</u>時に、原子炉補機冷却海水ポンプが模擬信号により起動することを確認する。</p> <p>(以下、略)</p>	<p>・新検査制度導入に伴う変更(実用炉規則の改正を反映)</p>

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (17/20)

【第4章 運転管理 (第33条以外)】

変更前	変更後	備考
<p>(中央制御室非常用循環系)</p> <p>第68条 モード1、2、3、4および使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において、中央制御室非常用循環系は、表68-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 中央制御室非常用循環系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 機械保修課長は、<u>定期検査</u>時に、中央制御室非常用循環フィルタのよう素除去効率(総除去効率)が表68-2に定める値であることを確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(2) 発電室長は、<u>定期検査</u>時に、中央制御室非常用循環ファンが模擬信号により起動すること、および自動作動ダンパが正しい位置に作動することを確認する。</p> <p>(以下、略)</p> <p>(安全補機室空気浄化系)</p> <p>第69条 モード1、2、3および4において、安全補機室空気浄化系は、表69-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 安全補機室空気浄化系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 機械保修課長は、<u>定期検査</u>時に、1号炉および2号炉の安全補機室空気浄化フィルタのよう素除去効率(総合除去効率)が表69-2に定める値であることを確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(2) 発電室長は、<u>定期検査</u>時に、1号炉および2号炉の安全補機室空気浄化ファンが模擬信号により起動することを確認する。</p> <p>(3) 発電室長は、<u>定期検査</u>時に、模擬信号により自動作動ダンパが正しい位置に作動することを確認する。</p> <p>(4) 発電室長は、<u>定期検査</u>時に、1号炉および2号炉の安全補機室空気浄化ファンを起動させ、異常な振動、異音がないこと、および安全補機室内の圧力が10分以内に負圧になることを確認する。</p> <p>(5) 発電室長は、<u>定期検査</u>時に、3号炉のエアユラス空気浄化ファンを起動させ、異常な振動、異音がないこと、および安全補機室内の圧力が10分以内に負圧になることを確認する。</p> <p>(以下、略)</p>	<p>(中央制御室非常用循環系)</p> <p>第68条 モード1、2、3、4および使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において、中央制御室非常用循環系は、表68-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 中央制御室非常用循環系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 機械保修課長は、<u>定期事業者検査</u>時に、中央制御室非常用循環フィルタのよう素除去効率(総合除去効率)が表68-2に定める値であることを確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(2) 発電室長は、<u>定期事業者検査</u>時に、中央制御室非常用循環ファンが模擬信号により起動すること、および自動作動ダンパが正しい位置に作動することを確認する。</p> <p>(以下、略)</p> <p>(安全補機室空気浄化系)</p> <p>第69条 モード1、2、3および4において、安全補機室空気浄化系は、表69-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 安全補機室空気浄化系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 機械保修課長は、<u>定期事業者検査</u>時に、1号炉および2号炉の安全補機室空気浄化フィルタのよう素除去効率(総合除去効率)が表69-2に定める値であることを確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(2) 発電室長は、<u>定期事業者検査</u>時に、1号炉および2号炉の安全補機室空気浄化ファンが模擬信号により起動することを確認する。</p> <p>(3) 発電室長は、<u>定期事業者検査</u>時に、模擬信号により自動作動ダンパが正しい位置に作動することを確認する。</p> <p>(4) 発電室長は、<u>定期事業者検査</u>時に、1号炉および2号炉の安全補機室空気浄化ファンを起動させ、異常な振動、異音がないこと、および安全補機室内の圧力が10分以内に負圧になることを確認する。</p> <p>(5) 発電室長は、<u>定期事業者検査</u>時に、3号炉のエアユラス空気浄化ファンを起動させ、異常な振動、異音がないこと、および安全補機室内の圧力が10分以内に負圧になることを確認する。</p> <p>(以下、略)</p>	<p>・新検査制度導入に伴う変更 (実用炉規則の改正を反映)</p> <p>・新検査制度導入に伴う変更 (実用炉規則の改正を反映)</p>

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (18/20)

【第4章 運転管理 (第33条以外)】

変更前	変更後	備考
<p>(ディーゼル発電機－モード1、2、3および4－)</p> <p>第72条 モード1、2、3および4において、ディーゼル発電機は、表72-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 ディーゼル発電機が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電室長は、定期検査時に、次の事項を確認する。</p> <p>a. 模擬信号によりディーゼル発電機が起動し、10秒以内にディーゼル発電機の電圧が確立すること。</p> <p>b. ディーゼル発電機に電源を求めめる機器が、母線電圧確立から所定の時間内に所定のシーケンスに従って順次負荷をとることができること。</p> <p>c. bにおける所定負荷のもとにおいて、ディーゼル発電機が電圧6,900±345Vおよび周波数50±2.5Hzで運転可能であること。</p> <p>(以下、略)</p> <p>(非常用直流電源－モード1、2、3および4－)</p> <p>第75条 モード1、2、3および4において、非常用直流電源 (蓄電池および充電器) は、表75-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 非常用直流電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 電気保修課長は、定期検査時に、非常用直流電源の健全性を確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(以下、略)</p>	<p>(ディーゼル発電機－モード1、2、3および4－)</p> <p>第72条 モード1、2、3および4において、ディーゼル発電機は、表72-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 ディーゼル発電機が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 発電室長は、定期事業者検査時に、次の事項を確認する。</p> <p>a. 模擬信号によりディーゼル発電機が起動し、10秒以内にディーゼル発電機の電圧が確立すること。</p> <p>b. ディーゼル発電機に電源を求めめる機器が、母線電圧確立から所定の時間内に所定のシーケンスに従って順次負荷をとることができること。</p> <p>c. bにおける所定負荷のもとにおいて、ディーゼル発電機が電圧6,900±345Vおよび周波数50±2.5Hzで運転可能であること。</p> <p>(以下、略)</p> <p>(非常用直流電源－モード1、2、3および4－)</p> <p>第75条 モード1、2、3および4において、非常用直流電源 (蓄電池および充電器) は、表75-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2 非常用直流電源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 電気保修課長は、定期事業者検査時に、非常用直流電源の健全性を確認し、その結果を発電室長に通知する。</p> <p>(以下、略)</p>	<p>・新検査制度導入に伴う変更 (実用炉規則の改正を反映)</p> <p>・新検査制度導入に伴う変更 (実用炉規則の改正を反映)</p>

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (19/20)

【第4章 運転管理 (第33条以外)】

変更前	変更後	備考																																																																																	
<p>(運転上の制限の確認)</p> <p>第85条 各課長または発電室長は、運転上の制限を満足していることを第3節第19条から第84条の第2項 (以下、各条において「この規定第2項」という。) で定める事項により確認する。</p> <p>2 この規定第2項で定める頻度および第3節第19条から第84条の第3項 (以下、各条において「この規定第3項」という。) で定める要求される措置の頻度に関して、その確認の間隔は、表85-1に定める範囲内で延長することができる*1。ただし、確認回数の低減を目的として、恒常的に延長してはならない。</p> <p>なお、定める頻度以上で実施するものを妨げるものではない*1。</p> <p>(中略)</p>	<p>(運転上の制限の確認)</p> <p>第85条 各課長または発電室長は、運転上の制限を満足していることを第3節第19条から第84条の第2項 (以下、各条において「この規定第2項」という。) で定める事項により確認する。</p> <p>なお、この確認は、確認する機能が必要となる事故時等の条件で必要な性能が発揮できるかどうかを確認 (以下、「実条件性能確認」という。) するために十分な方法 (事故時等の条件を模擬できない場合等においては、実条件性能確認に相当する方法であることを検証した代替の方法を含む。) により行う。</p> <p>2 この規定第2項で定める頻度および第3節第19条から第84条の第3項 (以下、各条において「この規定第3項」という。) で定める要求される措置の頻度に関して、その確認の間隔は、表85-1に定める範囲内で延長することができる*1。ただし、確認回数の低減を目的として、恒常的に延長してはならない。</p> <p>なお、定める頻度以上で実施するものを妨げるものではない*1。</p> <p>(中略)</p>	<p>・新検査制度導入に伴う変更 (実条件性能確認の規定の追加)</p>																																																																																	
<p>表 85-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">頻度</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>この規定第2項または第3項で定める頻度</th> <th>延長できる時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>15分に1回</td><td>3分</td><td>分単位の間隔で確認する</td></tr> <tr><td>1時間に1回</td><td>15分</td><td>分単位の間隔で確認する</td></tr> <tr><td>4時間に1回</td><td>1時間</td><td>時間単位の間隔で確認する</td></tr> <tr><td>8時間に1回</td><td>2時間</td><td>時間単位の間隔で確認する</td></tr> <tr><td>12時間に1回</td><td>3時間</td><td>時間単位の間隔で確認する</td></tr> <tr><td>1日に1回</td><td>6時間</td><td>時間単位の間隔で確認する ただし、直勤務で確認する場合は、所定の直の時間帯で確認する</td></tr> <tr><td>3日に1回</td><td>1日</td><td>日単位の間隔で確認する</td></tr> <tr><td>1週間に1回</td><td>2日</td><td>1週間=7日 日単位の間隔で確認する</td></tr> <tr><td>1ヶ月に1回</td><td>7日</td><td>1ヶ月=31日 日単位の間隔で確認する</td></tr> <tr><td>3ヶ月に1回</td><td>23日</td><td>3ヶ月=92日 日単位の間隔で確認する</td></tr> <tr><td>6ヶ月に1回</td><td>46日</td><td>6ヶ月=184日 日単位の間隔で確認する</td></tr> <tr><td>定期検査</td><td></td><td>定期検査開始から総合負荷性能検査までの期間</td></tr> </tbody> </table>	頻度		備考	この規定第2項または第3項で定める頻度	延長できる時間	15分に1回	3分	分単位の間隔で確認する	1時間に1回	15分	分単位の間隔で確認する	4時間に1回	1時間	時間単位の間隔で確認する	8時間に1回	2時間	時間単位の間隔で確認する	12時間に1回	3時間	時間単位の間隔で確認する	1日に1回	6時間	時間単位の間隔で確認する ただし、直勤務で確認する場合は、所定の直の時間帯で確認する	3日に1回	1日	日単位の間隔で確認する	1週間に1回	2日	1週間=7日 日単位の間隔で確認する	1ヶ月に1回	7日	1ヶ月=31日 日単位の間隔で確認する	3ヶ月に1回	23日	3ヶ月=92日 日単位の間隔で確認する	6ヶ月に1回	46日	6ヶ月=184日 日単位の間隔で確認する	定期検査		定期検査開始から総合負荷性能検査までの期間	<p>表 85-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">頻度</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>この規定第2項または第3項で定める頻度</th> <th>延長できる時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>15分に1回</td><td>3分</td><td>分単位の間隔で確認する</td></tr> <tr><td>1時間に1回</td><td>15分</td><td>分単位の間隔で確認する</td></tr> <tr><td>4時間に1回</td><td>1時間</td><td>時間単位の間隔で確認する</td></tr> <tr><td>8時間に1回</td><td>2時間</td><td>時間単位の間隔で確認する</td></tr> <tr><td>12時間に1回</td><td>3時間</td><td>時間単位の間隔で確認する</td></tr> <tr><td>1日に1回</td><td>6時間</td><td>時間単位の間隔で確認する ただし、直勤務で確認する場合は、所定の直の時間帯で確認する</td></tr> <tr><td>3日に1回</td><td>1日</td><td>日単位の間隔で確認する</td></tr> <tr><td>1週間に1回</td><td>2日</td><td>1週間=7日 日単位の間隔で確認する</td></tr> <tr><td>1ヶ月に1回</td><td>7日</td><td>1ヶ月=31日 日単位の間隔で確認する</td></tr> <tr><td>3ヶ月に1回</td><td>23日</td><td>3ヶ月=92日 日単位の間隔で確認する</td></tr> <tr><td>6ヶ月に1回</td><td>46日</td><td>6ヶ月=184日 日単位の間隔で確認する</td></tr> <tr><td>定期事業者検査</td><td></td><td>定期事業者検査開始から総合負荷性能検査までの期間</td></tr> </tbody> </table> <p>・新検査制度導入に伴う変更 (実用炉規則の改正を反映)</p>	頻度		備考	この規定第2項または第3項で定める頻度	延長できる時間	15分に1回	3分	分単位の間隔で確認する	1時間に1回	15分	分単位の間隔で確認する	4時間に1回	1時間	時間単位の間隔で確認する	8時間に1回	2時間	時間単位の間隔で確認する	12時間に1回	3時間	時間単位の間隔で確認する	1日に1回	6時間	時間単位の間隔で確認する ただし、直勤務で確認する場合は、所定の直の時間帯で確認する	3日に1回	1日	日単位の間隔で確認する	1週間に1回	2日	1週間=7日 日単位の間隔で確認する	1ヶ月に1回	7日	1ヶ月=31日 日単位の間隔で確認する	3ヶ月に1回	23日	3ヶ月=92日 日単位の間隔で確認する	6ヶ月に1回	46日	6ヶ月=184日 日単位の間隔で確認する	定期事業者検査		定期事業者検査開始から総合負荷性能検査までの期間
頻度		備考																																																																																	
この規定第2項または第3項で定める頻度	延長できる時間																																																																																		
15分に1回	3分	分単位の間隔で確認する																																																																																	
1時間に1回	15分	分単位の間隔で確認する																																																																																	
4時間に1回	1時間	時間単位の間隔で確認する																																																																																	
8時間に1回	2時間	時間単位の間隔で確認する																																																																																	
12時間に1回	3時間	時間単位の間隔で確認する																																																																																	
1日に1回	6時間	時間単位の間隔で確認する ただし、直勤務で確認する場合は、所定の直の時間帯で確認する																																																																																	
3日に1回	1日	日単位の間隔で確認する																																																																																	
1週間に1回	2日	1週間=7日 日単位の間隔で確認する																																																																																	
1ヶ月に1回	7日	1ヶ月=31日 日単位の間隔で確認する																																																																																	
3ヶ月に1回	23日	3ヶ月=92日 日単位の間隔で確認する																																																																																	
6ヶ月に1回	46日	6ヶ月=184日 日単位の間隔で確認する																																																																																	
定期検査		定期検査開始から総合負荷性能検査までの期間																																																																																	
頻度		備考																																																																																	
この規定第2項または第3項で定める頻度	延長できる時間																																																																																		
15分に1回	3分	分単位の間隔で確認する																																																																																	
1時間に1回	15分	分単位の間隔で確認する																																																																																	
4時間に1回	1時間	時間単位の間隔で確認する																																																																																	
8時間に1回	2時間	時間単位の間隔で確認する																																																																																	
12時間に1回	3時間	時間単位の間隔で確認する																																																																																	
1日に1回	6時間	時間単位の間隔で確認する ただし、直勤務で確認する場合は、所定の直の時間帯で確認する																																																																																	
3日に1回	1日	日単位の間隔で確認する																																																																																	
1週間に1回	2日	1週間=7日 日単位の間隔で確認する																																																																																	
1ヶ月に1回	7日	1ヶ月=31日 日単位の間隔で確認する																																																																																	
3ヶ月に1回	23日	3ヶ月=92日 日単位の間隔で確認する																																																																																	
6ヶ月に1回	46日	6ヶ月=184日 日単位の間隔で確認する																																																																																	
定期事業者検査		定期事業者検査開始から総合負荷性能検査までの期間																																																																																	

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (20/20)
【第4章 運転管理 (第33条以外)】

変更前	変更後	備考
<p>(予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合)</p> <p>第87条 各課長または発電室長は、予防保全を目的とした点検・保修を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合は、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置を要求される完了時間の範囲内で実施する^{*1}。</p> <p>なお、運用方法については、表 86-1 の例に準拠するものとする。</p> <p>2 各課長または発電室長は、予防保全を目的とした点検・保修を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合であって、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置を要求される完了時間の範囲を超えて実施する場合は、あらかじめ必要な安全措置を定め、原子炉主任技術者の確認を得て実施する^{*1}。</p> <p>(以下、略)</p>	<p>(予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合)</p> <p>第87条 各課長または発電室長は、予防保全を目的とした点検・保修を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合は、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置を、<u>その有効性について確率的リスク評価等を用いて検証した上で</u>、要求される完了時間の範囲内で実施する^{*1}。</p> <p>なお、運用方法については、表 86-1 の例に準拠するものとする。</p> <p>2 各課長または発電室長は、予防保全を目的とした点検・保修を実施するため、計画的に運転上の制限外に移行する場合であって、当該運転上の制限を満足していないと判断した場合に要求される措置を要求される完了時間の範囲を超えて実施する場合は、あらかじめ必要な安全措置を定め、<u>その有効性について確率的リスク評価等を用いて検証した上で</u>、原子炉主任技術者の確認を得て実施する^{*1}。</p> <p>(以下、略)</p>	<p>・新検査制度導入に伴う変更(予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合の要求事項の追加を反映)</p>

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (1/44)

【第4章 運転管理 (第33条)】

(計測および制御設備)

第33条 次の計測および制御設備は、表33-1で定める事項を運転上の制限とする。

(中略)

表33-2 原子炉保護系計装 (1号炉および2号炉)

【凡例】

- (a) 原子炉トリップしゃ断器が閉じ、制御棒の引き抜きが行える場合
- (b) P-10 (出力領域中性子束) インターロック未満
- (c) P-6 (中間領域中性子束) インターロック以上
- (d) P-6 (中間領域中性子束) インターロック未満
- (e) 原子炉トリップしゃ断器が開いている場合
- (f) P-7 (低出力原子炉トリップブロック) インターロック以上
- (g) P-8 (出力領域中性子束) インターロック以上
- (h) P-7 (低出力原子炉トリップブロック) インターロック以上とP-8 (出力領域中性子束) インターロック未満
- (i) P-13 (タービン低出力原子炉トリップブロック) インターロック以上
- (j) 原子炉格納容器内での燃料移動中でない場合
- (k) 原子炉格納容器内での燃料移動中の場合

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項					
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当			
1. 原子炉保護系論理回路	-	モード1および2	2系統	A. 1系統が動作不能である場合	A.1 制御係課長は、当該システムを動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認 ^{※3} のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能検査を実施する。残りの系統が動作可能な状態においては、検査のためのバイパスを2時間に限り行うことができる。	1ヶ月に1回(交互に1系統ずつ)	制御係課長			
				B. 原子炉トリップしゃ断器1系統が動作不能である場合	B.1 電気係課長は、当該システムを動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	1時間				機能検査を実施する。	定期検査時	制御係課長
				C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 発電課長(当直)は、モード3にする。	12時間						
		モード3(a)、4(a)および5(a)	2系統	A. 1系統が動作不能である場合	A.1 制御係課長は、当該システムを動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	48時間	機能確認を実施する。残りの系統が動作可能な状態においては、確認のためのバイパスを2時間に限り行うことができる。	1ヶ月に1回(交互に1系統ずつ)	制御係課長			
				B. 原子炉トリップしゃ断器1系統が動作不能である場合	B.1 電気係課長は、当該システムを動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	48時間				機能確認を実施する。	定期事業者検査時	制御係課長
				C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 発電課長(当直)は、原子炉トリップしゃ断器を開く。	1時間						

※2 : 特に定める場合を除き、チャンネル・系統毎に個別の条件が適用される(以下、本条において同じ)。
 ※3 : 「正常な状態であることを確認」とは、定期検査時の記録確認および運転中に作業を実施した場合はその復旧状態の確認を行うことをいう(以下、本条において同じ)。

変更前

(計測および制御設備)

第33条 次の計測および制御設備は、表33-1で定める事項を運転上の制限とする。

(中略)

表33-2 原子炉保護系計装 (1号炉および2号炉)

【凡例】

- (a) 原子炉トリップしゃ断器が閉じ、制御棒の引き抜きが行える場合
- (b) P-10 (出力領域中性子束) インターロック未満
- (c) P-6 (中間領域中性子束) インターロック以上
- (d) P-6 (中間領域中性子束) インターロック未満
- (e) 原子炉トリップしゃ断器が開いている場合
- (f) P-7 (低出力原子炉トリップブロック) インターロック以上
- (g) P-8 (出力領域中性子束) インターロック以上
- (h) P-7 (低出力原子炉トリップブロック) インターロック以上とP-8 (出力領域中性子束) インターロック未満
- (i) P-13 (タービン低出力原子炉トリップブロック) インターロック以上
- (j) 原子炉格納容器内での燃料移動中でない場合
- (k) 原子炉格納容器内での燃料移動中の場合

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項					
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当			
1. 原子炉保護系論理回路	-	モード1および2	2系統	A. 1系統が動作不能である場合	A.1 制御係課長は、当該システムを動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認 ^{※3} のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能確認を実施する。残りの系統が動作可能な状態においては、確認のためのバイパスを2時間に限り行うことができる。	1ヶ月に1回(交互に1系統ずつ)	制御係課長			
				B. 原子炉トリップしゃ断器1系統が動作不能である場合	B.1 電気係課長は、当該システムを動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	1時間				機能確認を実施する。	定期事業者検査時	制御係課長
				C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 発電課長(当直)は、モード3にする。	12時間						
		モード3(a)、4(a)および5(a)	2系統	A. 1系統が動作不能である場合	A.1 制御係課長は、当該システムを動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	48時間	機能確認を実施する。残りの系統が動作可能な状態においては、確認のためのバイパスを2時間に限り行うことができる。	1ヶ月に1回(交互に1系統ずつ)	制御係課長			
				B. 原子炉トリップしゃ断器1系統が動作不能である場合	B.1 電気係課長は、当該システムを動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	48時間				機能確認を実施する。	定期事業者検査時	制御係課長
				C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 発電課長(当直)は、原子炉トリップしゃ断器を開く。	1時間						

※2 : 特に定める場合を除き、チャンネル・系統毎に個別の条件が適用される(以下、本条において同じ)。
 ※3 : 「正常な状態であることを確認」とは、定期事業者検査時の記録確認および運転中に作業を実施した場合はその復旧状態の確認を行うことをいう(以下、本条において同じ)。

変更後

- ・新検査制度導入に伴う変更(事業者検査の独立性確保のための対応に伴う変更)
- ・新検査制度導入に伴う変更(実用炉規則の改正を反映)
- ・新検査制度導入に伴う変更(実用炉規則の改正を反映)

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (2/44)

【第4章 運転管理 (第33条)】

変更前

表33-2 原子炉保護系計装 (1号炉および2号炉) (続き)

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
2. 手動原子炉トリップ	-	モード1 および2	2	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 制御係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間	機能検査を実施する。	定期検査時	制御係長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電係長(当直)は、モード3にする。 および B.2 発電係長(当直)は、原子炉トリップしゃ断器を開く。	12時間 13時間			
		モード3(a)、 4(a)および 5(a)	2	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 制御係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間			
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電係長(当直)は、原子炉トリップしゃ断器を開く。	1時間			

変更後

表33-2 原子炉保護系計装 (1号炉および2号炉) (続き)

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
2. 手動原子炉トリップ	-	モード1 および2	2	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 制御係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間	機能確認を実施する。	定期事業者検査時	制御係長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電係長(当直)は、モード3にする。 および B.2 発電係長(当直)は、原子炉トリップしゃ断器を開く。	12時間 13時間			
		モード3(a)、 4(a)および 5(a)	2	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 制御係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間			
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電係長(当直)は、原子炉トリップしゃ断器を開く。	1時間			

・新検査制度導入に伴う変更 (実用炉規則の改正を反映)

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (3/44)

【第4章 運転管理 (第33条)】

変更前

表33-2 原子炉保護系計装 (1号炉および2号炉) (続き)

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
3. 出力領域中性子束高	高設定 定格出力の111%以下	モード1 および2	4※4	A. 1チャンネル (バイパスしたチャンネルを除く) が動作不能である場合	A. 1 制御係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする※5。	6時間	原子炉熱出力と出力領域中性子束の指示値との差を比較する。 比較差が±2%を超える場合は、出力領域中性子束の指示値を校正する。 設定値確認および機能検査を実施する。	原子炉熱出力が15%以上とってから24時間以内 その後の1日に1回	技術係長 または 発電係長 (当直) 制御係長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 発電係長 (当直) は、モード3にする。	12時間			
	低設定 定格出力の27%以下	モード1 (b) および2	4※4	A. 1チャンネル (バイパスしたチャンネルを除く) が動作不能である場合	A. 1 制御係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする※5。	6時間			
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 発電係長 (当直) は、モード3にする。	12時間			
4. 出力領域中性子束変化率高	増加率高 定格出力の11%ステップ以下	モード1 および2	4※4	A. 1チャンネル (バイパスしたチャンネルを除く) が動作不能である場合	A. 1 制御係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする※5。	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	制御係長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 発電係長 (当直) は、モード3にする。	12時間			
	減少率高 定格出力の11%ステップ以下	モード1 および2	4※4	A. 1チャンネル (バイパスしたチャンネルを除く) が動作不能である場合	A. 1 制御係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする※5。	6時間			
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 発電係長 (当直) は、モード3にする。	12時間			

※4 : 検出器特性検査時、炉内外核計装照合校正時、出力領域中性子束計装の指示校正時またはモード2での炉物理検査においては、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※5 : 検出器特性検査時、炉内外核計装照合校正時、出力領域中性子束計装の指示校正時またはモード2での炉物理検査においては、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。

※6 : 「動作不能でないことを指示値により確認」とは、当該チャンネルの指示値に異常な変動がないことを確認すること、また可能であれば他の計器チャンネルによって得られた値と差異がないことを確認することをいう。なお、トリップ状態にあるチャンネルについては指示値の確認を行う必要はない (以下、本案において同じ)。

変更後

表33-2 原子炉保護系計装 (1号炉および2号炉) (続き)

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
3. 出力領域中性子束高	高設定 定格出力の111%以下	モード1 および2	4※4	A. 1チャンネル (バイパスしたチャンネルを除く) が動作不能である場合	A. 1 制御係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする※5。	6時間	原子炉熱出力と出力領域中性子束の指示値との差を比較する。 比較差が±2%を超える場合は、出力領域中性子束の指示値を校正する。 設定値確認および機能検査を実施する。	原子炉熱出力が15%以上とってから24時間以内 その後の1日に1回	技術係長 または 発電係長 (当直) 制御係長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 発電係長 (当直) は、モード3にする。	12時間			
	低設定 定格出力の27%以下	モード1 (b) および2	4※4	A. 1チャンネル (バイパスしたチャンネルを除く) が動作不能である場合	A. 1 制御係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする※5。	6時間			
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 発電係長 (当直) は、モード3にする。	12時間			
4. 出力領域中性子束変化率高	増加率高 定格出力の11%ステップ以下	モード1 および2	4※4	A. 1チャンネル (バイパスしたチャンネルを除く) が動作不能である場合	A. 1 制御係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする※5。	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期事業者検査時	制御係長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 発電係長 (当直) は、モード3にする。	12時間			
	減少率高 定格出力の11%ステップ以下	モード1 および2	4※4	A. 1チャンネル (バイパスしたチャンネルを除く) が動作不能である場合	A. 1 制御係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする※5。	6時間			
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 発電係長 (当直) は、モード3にする。	12時間			

※4 : 検出器特性検査時、炉内外核計装照合校正時、出力領域中性子束計装の指示校正時またはモード2での炉物理検査においては、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※5 : 検出器特性検査時、炉内外核計装照合校正時、出力領域中性子束計装の指示校正時またはモード2での炉物理検査においては、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。

※6 : 「動作不能でないことを指示値により確認」とは、当該チャンネルの指示値に異常な変動がないことを確認すること、また可能であれば他の計器チャンネルによって得られた値と差異がないことを確認することをいう。なお、トリップ状態にあるチャンネルについては指示値の確認を行う必要はない (以下、本案において同じ)。

・新検査制度導入に伴う変更 (事業者検査の独立性確保のための対応に伴う変更)
・新検査制度導入に伴う変更 (実用炉規則の改正を反映)

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (4/44)

【第4章 運転管理 (第33条)】

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置			確認事項					
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当			
5. 中間領域中性子束高	定格出力の30%以下	モード1 (b) および2 (c)	2 ^{*7}	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 発電課長 (当直) は、P-6未滿にする。 または A.2 発電課長 (当直) は、P-10以上にする。	2時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	制御係課長			
				B. 2チャンネルが動作不能である場合	B.1 発電課長 (当直) は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作および制御棒引抜操作を全て中止する。 および B.2 発電課長 (当直) は、P-6未滿にする。	速やかに				動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	発電課長 (当直)
		モード2 (d)	2	A. 1または2チャンネルが動作不能である場合	A.1 制御係課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	P-6を超えるまでに						
		モード2 (d)	2 ^{*8}	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 発電課長 (当直) は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作および制御棒引抜操作を全て中止する。 B. 2チャンネルが動作不能である場合	速やかに				設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	制御係課長
6. 中性子源領域中性子束高	2×10 ⁵ cps 以下	モード2 (d)	2 ^{*8}	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 発電課長 (当直) は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作および制御棒引抜操作を全て中止する。 B.1 発電課長 (当直) は、原子炉トリップしゃ断器を開く。	速やかに	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	制御係課長			
				B. 2チャンネルが動作不能である場合	B.1 発電課長 (当直) は、原子炉トリップしゃ断器を開く。	速やかに				動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	発電課長 (当直)
		モード3 (a), 4 (a) および5 (a)	2 ^{*8, *9}	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 制御係課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B.1 発電課長 (当直) は、原子炉トリップしゃ断器を開く。	48時間						
		モード3 (e), 4 (e) および5 (e)	1 (監視機能のみ)	A. 全てのチャンネルが動作不能である場合	A.1 発電課長 (当直) は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および A.2 発電課長 (当直) は、停止余裕が第19条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。	速やかに 2時間 その後の12時間に1回						

※7 : 制御棒引抜阻止の設定または中間領域中性子束高トリップ設定点の設定時においては、残りのチャンネルが動作可能であることを条件に、2時間に限り、1チャンネルをバイパスすることができる。
この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※8 : 「中間領域中性子束高」2チャンネルが動作可能であることを条件に、P-6リセット時においては、2チャンネルをバイパスすることができる。
この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※9 : 「中性子源領域停止時中性子束高」の警報を設定する場合は、残りのチャンネルが動作可能であることを条件に、2時間に限り、1チャンネルをバイパスすることができる。
この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

変更前

変更後

・新検査制度導入に伴う変更 (事業者検査の独立性確保のための対応に伴う変更)
・新検査制度導入に伴う変更 (実用炉規則の改正を反映)

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (5/44)
【第4章 運転管理 (第33条)】

変更前

表33-2 原子炉保護系計装 (1号炉および2号炉) (続き)

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
6. 中性子源領域中性子束高	2×10 ⁹ cps 以下	モード6(j)	1 (監視機能のみ)	A. 全てのチャンネルが動作不能である場合	A.1 発電課長(当直)は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および A.2 発電課長(当直)は、1次冷却材中のほう素濃度が第79条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。	速やかに 4時間 その後の12時間1回	設定値確認および機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回 ただし、適用モード6(k)の場合は、12時間に1回	制御係課長 発電課長(当直)
		モード6(k)	2 (監視機能のみ)	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 2チャンネルが動作不能である場合	A.1 技術課長は、原子炉格納容器内の燃料の移動を中止する ^{※10} 。 および A.2 発電課長(当直)は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 B.1 技術課長は、原子炉格納容器内の燃料の移動を中止する ^{※10} 。 および B.2 発電課長(当直)は、1チャンネルを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および B.3 発電課長(当直)は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および B.4 発電課長(当直)は、1次冷却材中のほう素濃度が第79条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。	速やかに 速やかに 速やかに 速やかに 4時間 その後の12時間1回			

※10: 移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。
 ※11: A. 2の措置を完了し、かつ、1次冷却材中のほう素濃度が第79条で定める運転上の制限を満足していることを1日に1回確認することで、燃料の取出作業を行うことができる。
 ※12: B. 3の措置を完了し、かつ、1次冷却材中のほう素濃度が第79条で定める運転上の制限を満足していることを12時間に1回確認することで、燃料の取出作業を行うことができる。

変更後

表33-2 原子炉保護系計装 (1号炉および2号炉) (続き)

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
6. 中性子源領域中性子束高	2×10 ⁹ cps 以下	モード6(j)	1 (監視機能のみ)	A. 全てのチャンネルが動作不能である場合	A.1 発電課長(当直)は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および A.2 発電課長(当直)は、1次冷却材中のほう素濃度が第79条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。	速やかに 4時間 その後の12時間1回	設定値確認および機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回 ただし、適用モード6(k)の場合は、12時間に1回	制御係課長 発電課長(当直)
		モード6(k)	2 (監視機能のみ)	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 2チャンネルが動作不能である場合	A.1 技術課長は、原子炉格納容器内の燃料の移動を中止する ^{※10} 。 および A.2 発電課長(当直)は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 B.1 技術課長は、原子炉格納容器内の燃料の移動を中止する ^{※10} 。 および B.2 発電課長(当直)は、1チャンネルを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。 および B.3 発電課長(当直)は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および B.4 発電課長(当直)は、1次冷却材中のほう素濃度が第79条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。	速やかに 速やかに 速やかに 速やかに 4時間 その後の12時間1回			

※10: 移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。
 ※11: A. 2の措置を完了し、かつ、1次冷却材中のほう素濃度が第79条で定める運転上の制限を満足していることを1日に1回確認することで、燃料の取出作業を行うことができる。
 ※12: B. 3の措置を完了し、かつ、1次冷却材中のほう素濃度が第79条で定める運転上の制限を満足していることを12時間に1回確認することで、燃料の取出作業を行うことができる。

・新検査制度導入に伴う変更 (事業者検査の独立性確保のための対応に伴う変更)
 ・新検査制度導入に伴う変更 (実用炉規則の改正を反映)

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (6/44)

【第4章 運転管理 (第33条)】

変更前

表33-2 原子炉保護系計装 (1号炉および2号炉) (続き)

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
7. 過大温度ΔT高	第34条の設定範囲内	モード1および2	4 ^{※3}	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合	A. 1 制御係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする ^{※4} 。	6時間	炉内外核計装照合校正を実施する。	燃料取替後、原子炉熱出力が70%以上となつて48時間以内に1回	技術係長および制御係長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 発電係長(当直)は、モード3にする。	12時間			
8. 過大出力ΔT高	第34条の設定範囲内	モード1および2	4 ^{※3}	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合	A. 1 制御係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする ^{※4} 。	6時間	比較差が±3%を超える場合は、炉内外核計装照合校正を実施する。 設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	制御係長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 発電係長(当直)は、モード3にする。	12時間			
9. 原子炉圧力低	12.84 MPa[gage] (130.9 kg/cm ² g) 以上	モード1(f)	4 ^{※3}	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合	A. 1 制御係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする ^{※4} 。	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	制御係長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 発電係長(当直)は、P-7未滿にする。	12時間			
10. 原子炉圧力高	16.61 MPa[gage] (169.4 kg/cm ² g) 以下	モード1および2	4 ^{※3}	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合	A. 1 制御係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする ^{※4} 。	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	制御係長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 発電係長(当直)は、モード3にする。	12時間			
11. 加圧器水位高	計器スパンの92%以下	モード1(f)	4 ^{※3}	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合	A. 1 制御係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする ^{※4} 。	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	制御係長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 発電係長(当直)は、P-7未滿にする。	12時間			

※13: 残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。
 ※14: 残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に1チャンネルをバイパスすることができる。

変更後

表33-2 原子炉保護系計装 (1号炉および2号炉) (続き)

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
7. 過大温度ΔT高	第34条の設定範囲内	モード1および2	4 ^{※3}	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合	A. 1 制御係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする ^{※4} 。	6時間	炉内外核計装照合校正を実施する。	燃料取替後、原子炉熱出力が70%以上となつて48時間以内に1回	技術係長および制御係長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 発電係長(当直)は、モード3にする。	12時間			
8. 過大出力ΔT高	第34条の設定範囲内	モード1および2	4 ^{※3}	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合	A. 1 制御係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする ^{※4} 。	6時間	比較差が±3%を超える場合は、炉内外核計装照合校正を実施する。 設定値確認および機能検査を実施する。	定期事業者検査時	制御係長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 発電係長(当直)は、モード3にする。	12時間			
9. 原子炉圧力低	12.84 MPa[gage] (130.9 kg/cm ² g) 以上	モード1(f)	4 ^{※3}	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合	A. 1 制御係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする ^{※4} 。	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期事業者検査時	制御係長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 発電係長(当直)は、P-7未滿にする。	12時間			
10. 原子炉圧力高	16.61 MPa[gage] (169.4 kg/cm ² g) 以下	モード1および2	4 ^{※3}	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合	A. 1 制御係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする ^{※4} 。	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期事業者検査時	制御係長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 発電係長(当直)は、モード3にする。	12時間			
11. 加圧器水位高	計器スパンの92%以下	モード1(f)	4 ^{※3}	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合	A. 1 制御係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする ^{※4} 。	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期事業者検査時	制御係長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 発電係長(当直)は、P-7未滿にする。	12時間			

※13: 残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。
 ※14: 残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に1チャンネルをバイパスすることができる。

・新検査制度導入に伴う変更(事業者検査の独立性確保のための対応に伴う変更)
 ・新検査制度導入に伴う変更(実用炉規則の改正を反映)

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (7/44)
【第4章 運転管理 (第33条)】

表33-2 原子炉保護系計装 (1号炉および2号炉) (続き)

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
12. 1次冷却材流量低	1ループ 定格流量の87%以上	モード1 (g)	1ループあたり4 ^{※3}	A. 1チャンネル (バイパスしたチャンネルを除く) が動作不能である場合	A.1 制御係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする ^{※4} 。	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	定期検査時 発電課長 (当直)
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電課長 (当直) は、P-8未済にする。	12時間			
2ループ 定格流量の87%以上	モード1 (h)	1ループあたり4 ^{※3}	1ループあたり4 ^{※3}	A. 1チャンネル (バイパスしたチャンネルを除く) が動作不能である場合	A.1 制御係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする ^{※4} 。	6時間	設定値確認を実施する。	1日に1回	定期検査時 電気係長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電課長 (当直) は、P-7未済にする。	12時間			
13. 1次冷却材ポンプ電源電圧低	定格電圧の65%以上	モード1 (f)	所要の母線あたり3	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 電気係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認を実施する。	定期検査時	電気係長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電課長 (当直) は、P-7未済にする。	12時間	機能検査を実施する。	定期検査時	制御係長
14. 1次冷却材ポンプ電源周波数低	46Hz以上	モード1 (f)	所要の母線あたり3	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 電気係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認を実施する。	定期検査時	電気係長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電課長 (当直) は、P-7未済にする。	12時間	機能検査を実施する。	定期検査時	制御係長
15. 蒸気発生器水位低	計器スパンの11%以上	モード1および2	1基あたり4 ^{※3}	A. 1チャンネル (バイパスしたチャンネルを除く) が動作不能である場合	A.1 制御係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする ^{※4} 。	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	定期検査時 発電課長 (当直)
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電課長 (当直) は、モード3にする。	12時間			

表33-2 原子炉保護系計装 (1号炉および2号炉) (続き)

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
12. 1次冷却材流量低	1ループ 定格流量の87%以上	モード1 (g)	1ループあたり4 ^{※3}	A. 1チャンネル (バイパスしたチャンネルを除く) が動作不能である場合	A.1 制御係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする ^{※4} 。	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	定期事業者検査時 発電課長 (当直)
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電課長 (当直) は、P-8未済にする。	12時間			
2ループ 定格流量の87%以上	モード1 (h)	1ループあたり4 ^{※3}	1ループあたり4 ^{※3}	A. 1チャンネル (バイパスしたチャンネルを除く) が動作不能である場合	A.1 制御係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする ^{※4} 。	6時間	設定値確認を実施する。	1日に1回	定期事業者検査時 電気係長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電課長 (当直) は、P-7未済にする。	12時間			
13. 1次冷却材ポンプ電源電圧低	定格電圧の65%以上	モード1 (f)	所要の母線あたり3	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 電気係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認を実施する。	定期事業者検査時	電気係長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電課長 (当直) は、P-7未済にする。	12時間	機能検査を実施する。	定期事業者検査時	制御係長
14. 1次冷却材ポンプ電源周波数低	46Hz以上	モード1 (f)	所要の母線あたり3	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 電気係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認を実施する。	定期事業者検査時	電気係長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電課長 (当直) は、P-7未済にする。	12時間	機能検査を実施する。	定期事業者検査時	制御係長
15. 蒸気発生器水位低	計器スパンの11%以上	モード1および2	1基あたり4 ^{※3}	A. 1チャンネル (バイパスしたチャンネルを除く) が動作不能である場合	A.1 制御係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする ^{※4} 。	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	定期事業者検査時 発電課長 (当直)
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電課長 (当直) は、モード3にする。	12時間			

・新検査制度導入に伴う変更 (事業者検査の独立性確保のための対応に伴う変更)
・新検査制度導入に伴う変更 (実用炉規則の改正を反映)

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (8/44)

【第4章 運転管理 (第33条)】

変更前

表33-2 原子炉保護系計装 (1号炉および2号炉) (続き)

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置			確認事項			
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	
16. タービントリップ	タービン 非常しゃ断 油圧低	6.4 MPa [gauge] (65 kg/cm ² g) 以上	モード1 (f)	4 ^{※3}	A. 1チャンネル (パイパスしたチャンネルを除く) が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 制御係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする ^{※4} 。 B. 1 発電課長 (当直) は、P-7未済にする。	6時間 12時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	制御係長
	主蒸気 止め弁閉	—	モード1 (f)	4	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 制御係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 発電課長 (当直) は、P-7未済にする。	6時間 12時間	機能検査を実施する。	定期検査時	制御係長
17. 非常用炉心冷却設備動作	表33-3 機能1. 非常用炉心冷却設備動作を参照	モード1 および2	2系統	A. 1系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 制御係長は、当該系統を動作可能な状態にする。 B. 1 発電課長 (当直) は、モード3にする。	6時間 12時間	機能検査を実施する。	定期検査時	制御係長	
18. 地震加速度大	水平方向	原子炉建屋4階床 (EL. 31.3m) 390 Gal以下	モード1 および2	4 ^{※3}	A. 1チャンネル (パイパスしたチャンネルを除く) が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 制御係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする ^{※4} 。 B. 1 発電課長 (当直) は、モード3にする。	6時間 12時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	制御係長
		原子炉補助建屋地下1階床 (EL. 3.3m) 280 Gal以下	4 ^{※3}							
	鉛直方向	原子炉補助建屋地下1階床 (EL. 3.3m) 140 Gal以下	4 ^{※3}							

変更後

表33-2 原子炉保護系計装 (1号炉および2号炉) (続き)

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置			確認事項			
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	
16. タービントリップ	タービン 非常しゃ断 油圧低	6.4 MPa [gauge] (65 kg/cm ² g) 以上	モード1 (f)	4 ^{※3}	A. 1チャンネル (パイパスしたチャンネルを除く) が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 制御係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする ^{※4} 。 B. 1 発電課長 (当直) は、P-7未済にする。	6時間 12時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期事業者検査時	制御係長
	主蒸気 止め弁閉	—	モード1 (f)	4	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 制御係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 発電課長 (当直) は、P-7未済にする。	6時間 12時間	機能確認を実施する。	定期事業者検査時	制御係長
17. 非常用炉心冷却設備動作	表33-3 機能1. 非常用炉心冷却設備動作を参照	モード1 および2	2系統	A. 1系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 制御係長は、当該系統を動作可能な状態にする。 B. 1 発電課長 (当直) は、モード3にする。	6時間 12時間	機能確認を実施する。	定期事業者検査時	制御係長	
18. 地震加速度大	水平方向	原子炉建屋4階床 (EL. 31.3m) 390 Gal以下	モード1 および2	4 ^{※3}	A. 1チャンネル (パイパスしたチャンネルを除く) が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 制御係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする ^{※4} 。 B. 1 発電課長 (当直) は、モード3にする。	6時間 12時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期事業者検査時	制御係長
		原子炉補助建屋地下1階床 (EL. 3.3m) 280 Gal以下	4 ^{※3}							
	鉛直方向	原子炉補助建屋地下1階床 (EL. 3.3m) 140 Gal以下	4 ^{※3}							

・新検査制度導入に伴う変更 (事業者検査の独立性確保のための対応に伴う変更)
・新検査制度導入に伴う変更 (実用炉規則の改正を反映)

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (9/44)
【第4章 運転管理 (第33条)】

変更前

表33-2 原子炉保護系計装 (1号炉および2号炉) (続き)

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
19. インターロック									
a. P-6	中間領域中性子束 6.7×10 ⁻¹¹ ~ 1.4×10 ⁻¹⁰ A	モード2 (d)	2	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合 ※15 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 制御係長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B.1 発電係長 (当直) は、モード3にする。	1時間 12時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	制御係長
b. P-7	d項およびe項参照	モード1 (f)	2	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合 ※15 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 制御係長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B.1 発電係長 (当直) は、P-7未滿にする。	1時間 12時間	機能検査を実施する。	定期検査時	制御係長
c. P-8	出力領域中性子束 定格出力の 10±1%	モード1 (g)	4	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合 ※15 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 制御係長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B.1 発電係長 (当直) は、P-8未滿にする。	1時間 12時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	制御係長
d. P-10	出力領域中性子束 定格出力の 10±1%	モード1 (b) および2	4	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合 ※15 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 制御係長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B.1 発電係長 (当直) は、モード3にする。	1時間 12時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	制御係長
e. P-13	タービン第1段圧力 定格出力の 10±0.6%	モード1 (i)	4	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合 ※15 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 制御係長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B.1 発電係長 (当直) は、P-13未滿にする。	1時間 12時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	制御係長

※15: インターロックにおける「動作不能である場合」とは、チャンネル故障あるいは出力側の故障により関連するトリップ機能が確保されない場合 (手動ブロック許可信号が誤発信した場合を含む) をいう。

変更後

表33-2 原子炉保護系計装 (1号炉および2号炉) (続き)

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
19. インターロック									
a. P-6	中間領域中性子束 6.7×10 ⁻¹¹ ~ 1.4×10 ⁻¹⁰ A	モード2 (d)	2	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合 ※15 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 制御係長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B.1 発電係長 (当直) は、モード3にする。	1時間 12時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期事業者検査時	制御係長
b. P-7	d項およびe項参照	モード1 (f)	2	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合 ※15 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 制御係長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B.1 発電係長 (当直) は、P-7未滿にする。	1時間 12時間	機能検査を実施する。	定期事業者検査時	制御係長
c. P-8	出力領域中性子束 定格出力の 10±1%	モード1 (g)	4	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合 ※15 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 制御係長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B.1 発電係長 (当直) は、P-8未滿にする。	1時間 12時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期事業者検査時	制御係長
d. P-10	出力領域中性子束 定格出力の 10±1%	モード1 (b) および2	4	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合 ※15 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 制御係長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B.1 発電係長 (当直) は、モード3にする。	1時間 12時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期事業者検査時	制御係長
e. P-13	タービン第1段圧力 定格出力の 10±0.6%	モード1 (i)	4	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合 ※15 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 制御係長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B.1 発電係長 (当直) は、P-13未滿にする。	1時間 12時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期事業者検査時	制御係長

※15: インターロックにおける「動作不能である場合」とは、チャンネル故障あるいは出力側の故障により関連するトリップ機能が確保されない場合 (手動ブロック許可信号が誤発信した場合を含む) をいう。

・新検査制度導入に伴う変更 (事業者検査の独立性確保のための対応に伴う変更)
・新検査制度導入に伴う変更 (実用炉規則の改正を反映)

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (10/44)

【第4章 運転管理 (第33条)】

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
				1. 非常用炉心冷却設備作動					
a. 非常用炉心冷却設備作動論理回路	—	モード1、2、3および4	2系統 ^{※16}	A. 1系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 制御係課長は、当該システムを動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。 B. 1 発電課長（当直）は、モード3にする。 および B. 2 発電課長（当直）は、モード5にする。	6時間 12時間 56時間	機能検査を実施する。	定期検査時	制御係課長
b. 手動	—	モード1、2、3および4	2	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 制御係課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 発電課長（当直）は、モード3にする。 および B. 2 発電課長（当直）は、モード5にする。	48時間 12時間 56時間	機能検査を実施する。	定期検査時	制御係課長
c. 原子炉格納容器圧力高（高-1）	0.031 MPa [gauge] (0.32 kg/cm ² g) 以下	モード1、2および3	4 ^{※16}	A. 1チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 制御係課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする ^{※16} 。 B. 1 発電課長（当直）は、モード3にする。 および B. 2 発電課長（当直）は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	設定値確認および機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	制御係課長 発電課長（当直）

※16：原子炉保護系論理回路の機能検査においては、残りの系統が動作可能であることを条件に、2時間に限り、1系統をバイパスすることができる。この場合は、バイパス状態にした系統を動作不能とはみなさない。

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
				1. 非常用炉心冷却設備作動					
a. 非常用炉心冷却設備作動論理回路	—	モード1、2、3および4	2系統 ^{※16}	A. 1系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 制御係課長は、当該システムを動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。 B. 1 発電課長（当直）は、モード3にする。 および B. 2 発電課長（当直）は、モード5にする。	6時間 12時間 56時間	機能確認を実施する。	定期事業者検査時	制御係課長
b. 手動	—	モード1、2、3および4	2	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 制御係課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 発電課長（当直）は、モード3にする。 および B. 2 発電課長（当直）は、モード5にする。	48時間 12時間 56時間	機能確認を実施する。	定期事業者検査時	制御係課長
c. 原子炉格納容器圧力高（高-1）	0.031 MPa [gauge] (0.32 kg/cm ² g) 以下	モード1、2および3	4 ^{※16}	A. 1チャンネル（バイパスしたチャンネルを除く）が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 制御係課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする ^{※16} 。 B. 1 発電課長（当直）は、モード3にする。 および B. 2 発電課長（当直）は、モード4にする。	6時間 12時間 36時間	設定値確認および機能確認を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	制御係課長 発電課長（当直）

※16：原子炉保護系論理回路の機能確認においては、残りの系統が動作可能であることを条件に、2時間に限り、1系統をバイパスすることができる。この場合は、バイパス状態にした系統を動作不能とはみなさない。

・新検査制度導入に伴う変更（事業者検査の独立性確保のための対応に伴う変更）
・新検査制度導入に伴う変更（実用炉規則の改正を反映）

・新検査制度導入に伴う変更（事業者検査の独立性確保のための対応に伴う変更）

変更前

変更後

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (11/44)

【第4章 運転管理 (第33条)】

機 能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置			確認事項			
				条 件	措 置	完了時間	項 目	頻 度	担 当	
							設定値確認および機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時	1日に1回	制御係長(当直) 発電課長(当直)
d. 原子炉圧力異常低	11.66 MPa [gage] (118.9 kg/cm ² g) 以上	モード1 および2 (c)	4 ⁹⁰³	A. 1チャンネル (バイパスしたチャンネルを除く) が動作不能である場合	A.1 制御係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする ⁹⁰⁴ 。	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時	1日に1回	制御係長(当直) 発電課長(当直)
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電課長(当直)は、モード3にする。 および B.2 発電課長(当直)は、モード4にする。	12時間 36時間				
e. 原子炉圧力低と加圧器水位低の一致	原子炉圧力低 12.35 MPa [gage] (125.9 kg/cm ² g) 以上	モード1、2および3 (m)	4 ⁹⁰³	A. 1チャンネル (バイパスしたチャンネルを除く) が動作不能である場合	A.1 制御係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする ⁹⁰⁴ 。	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時	1日に1回	制御係長(当直) 発電課長(当直)
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電課長(当直)は、モード3にする。 および B.2 発電課長(当直)は、モード4にする。	12時間 36時間				
加圧器水位低	計器スパンの3%以上	モード1、2および3 (m)	4 ⁹⁰³	A. 1チャンネル (バイパスしたチャンネルを除く) が動作不能である場合	A.1 制御係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする ⁹⁰⁴ 。	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時	1日に1回	制御係長(当直) 発電課長(当直)
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電課長(当直)は、モード3にする。 および B.2 発電課長(当直)は、モード4にする。	12時間 36時間				
f. 主蒸気ライン圧力低	3.35 MPa [gage] (34.2 kg/cm ² g) 以上	モード1、2および3 (m)	1ループあたり4 ⁹⁰³	A. 1チャンネル (バイパスしたチャンネルを除く) が動作不能である場合	A.1 制御係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする ⁹⁰⁴ 。	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時	1日に1回	制御係長(当直) 発電課長(当直)
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電課長(当直)は、モード3にする。 および B.2 発電課長(当直)は、モード4にする。	12時間 36時間				

変更前

変更後

・新検査制度導入に伴う変更 (事業者検査の独立性確保のための対応に伴う変更)
・新検査制度導入に伴う変更 (実用炉規則の改正を反映)

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (12/44)
 【第4章 運転管理 (第33条)】

変更前

表33-3 工学的安全施設等作動計装 (1号炉および2号炉) (続き)

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
2. 原子炉格納容器スプレイ作動									
a. 原子炉格納容器スプレイ作動論理回路	-	モード1、2、3および4	2系統 ^{※16}	A. 1系統が動作不能である場合	A.1 制御係長は、当該システムを動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	制御係長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電係長 (当直) は、モード3にする。 および B.2 発電係長 (当直) は、モード5にする。	12時間 56時間			
b. 手動	-	モード1、2、3および4	4	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 制御係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間	機能検査を実施する。	定期検査時	制御係長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電係長 (当直) は、モード3にする。 および B.2 発電係長 (当直) は、モード5にする。	12時間 56時間			
c. 原子炉格納容器圧力異常高 (高-3)	0.124 MPa [gauge] (1.26 kg/cm ² g) 以下	モード1、2および3	4 ^{※3}	A. 1チャンネル (バイパスしたチャンネルを除く) が動作不能である場合	A.1 制御係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする ^{※4} 。	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1日に1回	制御係長 発電係長 (当直)
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電係長 (当直) は、モード3にする。 および B.2 発電係長 (当直) は、モード4にする。	12時間 36時間			

変更後

表33-3 工学的安全施設等作動計装 (1号炉および2号炉) (続き)

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
2. 原子炉格納容器スプレイ作動									
a. 原子炉格納容器スプレイ作動論理回路	-	モード1、2、3および4	2系統 ^{※16}	A. 1系統が動作不能である場合	A.1 制御係長は、当該システムを動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能確認を実施する。	定期事業者検査時	制御係長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電係長 (当直) は、モード3にする。 および B.2 発電係長 (当直) は、モード5にする。	12時間 56時間			
b. 手動	-	モード1、2、3および4	4	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 制御係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間	機能確認を実施する。	定期事業者検査時	制御係長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電係長 (当直) は、モード3にする。 および B.2 発電係長 (当直) は、モード5にする。	12時間 56時間			
c. 原子炉格納容器圧力異常高 (高-3)	0.124 MPa [gauge] (1.26 kg/cm ² g) 以下	モード1、2および3	4 ^{※3}	A. 1チャンネル (バイパスしたチャンネルを除く) が動作不能である場合	A.1 制御係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする ^{※4} 。	6時間	設定値確認および機能確認を実施する。動作不能でないことを指示値により確認する。	定期事業者検査時 1日に1回	制御係長 発電係長 (当直)
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電係長 (当直) は、モード3にする。 および B.2 発電係長 (当直) は、モード4にする。	12時間 36時間			

・新検査制度導入に伴う変更 (事業者検査の独立性確保のための対応に伴う変更)
 ・新検査制度導入に伴う変更 (実用炉規則の改正を反映)

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (13/44)

【第4章 運転管理 (第33条)】

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
表33-3 工学的安全施設等作動計装 (1号炉および2号炉) (続き)									
3. 原子炉格納容器隔離									
a. 原子炉格納容器隔離A									
(1)原子炉格納容器隔離A 作動論理回路	-	モード1、2、3および4	2系統 ^{※16}	A.1 系統が動作不能である場合	A.1 制御係長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	制御係長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電係長 (当直) は、モード3にする。 および B.2 発電係長 (当直) は、モード5にする。	12時間 56時間			
(2)手動	-	モード1、2、3および4	2	A.1 チャンネルが動作不能である場合	A.1 制御係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間	機能検査を実施する。	定期検査時	制御係長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電係長 (当直) は、モード3にする。 および B.2 発電係長 (当直) は、モード5にする。	12時間 56時間			
(3)非常用炉心冷却設備作動	機能1. 非常用炉心冷却設備作動を参照								
変更前									
表33-3 工学的安全施設等作動計装 (1号炉および2号炉) (続き)									
機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
3. 原子炉格納容器隔離									
a. 原子炉格納容器隔離A									
(1)原子炉格納容器隔離A 作動論理回路	-	モード1、2、3および4	2系統 ^{※16}	A.1 系統が動作不能である場合	A.1 制御係長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能確認を実施する。	定期事業者検査時	制御係長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電係長 (当直) は、モード3にする。 および B.2 発電係長 (当直) は、モード5にする。	12時間 56時間			
(2)手動	-	モード1、2、3および4	2	A.1 チャンネルが動作不能である場合	A.1 制御係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間	機能確認を実施する。	定期事業者検査時	制御係長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電係長 (当直) は、モード3にする。 および B.2 発電係長 (当直) は、モード5にする。	12時間 56時間			
(3)非常用炉心冷却設備作動	機能1. 非常用炉心冷却設備作動を参照								
変更後									
<ul style="list-style-type: none"> ・新検査制度導入に伴う変更 (事業者検査の独立性確保のための対応に伴う変更) ・新検査制度導入に伴う変更 (実用炉規則の改正を反映) 									

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (14/44)
【第4章 運転管理 (第33条)】

表33-3 工学的安全施設等作動計装 (1号炉および2号炉) (続き)

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
b. 原子炉格納容器隔離B									
(1)原子炉格納容器隔離B作動論理回路	—	モード1、2、3および4	2系統 ^{※16}	A. 1系統が動作不能である場合	A.1 制御係長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	制御係長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電係長(当直)は、モード3にする。 および B.2 発電係長(当直)は、モード5にする。	12時間 56時間			
(2)手動	機能2. 原子炉格納容器スプレイ作動 b. 手動を参照								
(3)原子炉格納容器圧力異常高(高一3)	機能2. 原子炉格納容器スプレイ作動 c. 原子炉格納容器圧力異常高(高一3)を参照								
c. 原子炉格納容器隔離Aと非常用高圧母線低電圧信号による隔離									
(1)原子炉格納容器隔離Aと非常用高圧母線低電圧信号による隔離作動論理回路	—	モード1、2、3および4	2系統 ^{※16}	A. 1系統が動作不能である場合	A.1 制御係長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	発電室長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電係長(当直)は、モード3にする。 および B.2 発電係長(当直)は、モード5にする。	12時間 56時間			
(2)原子炉格納容器隔離A	機能3. 原子炉格納容器隔離 a. 原子炉格納容器隔離Aを参照								
(3)非常用高圧母線低電圧	定格電圧の6%以上	モード1、2、3および4	所要の母線あたり3	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 電気係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認を実施する。	定期検査時	電気係長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電係長(当直)は、モード3にする。 および B.2 発電係長(当直)は、モード5にする。	12時間 56時間	機能検査を実施する。	定期検査時	制御係長

表33-3 工学的安全施設等作動計装 (1号炉および2号炉) (続き)

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
b. 原子炉格納容器隔離B									
(1)原子炉格納容器隔離B作動論理回路	—	モード1、2、3および4	2系統 ^{※16}	A. 1系統が動作不能である場合	A.1 制御係長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能確認を実施する。	定期事業者検査時	制御係長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電係長(当直)は、モード3にする。 および B.2 発電係長(当直)は、モード5にする。	12時間 56時間			
(2)手動	機能2. 原子炉格納容器スプレイ作動 b. 手動を参照								
(3)原子炉格納容器圧力異常高(高一3)	機能2. 原子炉格納容器スプレイ作動 c. 原子炉格納容器圧力異常高(高一3)を参照								
c. 原子炉格納容器隔離Aと非常用高圧母線低電圧信号による隔離									
(1)原子炉格納容器隔離Aと非常用高圧母線低電圧信号による隔離作動論理回路	—	モード1、2、3および4	2系統 ^{※16}	A. 1系統が動作不能である場合	A.1 制御係長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能確認を実施する。	定期事業者検査時	発電室長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電係長(当直)は、モード3にする。 および B.2 発電係長(当直)は、モード5にする。	12時間 56時間			
(2)原子炉格納容器隔離A	機能3. 原子炉格納容器隔離 a. 原子炉格納容器隔離Aを参照								
(3)非常用高圧母線低電圧	定格電圧の6%以上	モード1、2、3および4	所要の母線あたり3	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 電気係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認を実施する。	定期事業者検査時	電気係長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電係長(当直)は、モード3にする。 および B.2 発電係長(当直)は、モード5にする。	12時間 56時間	機能確認を実施する。	定期事業者検査時	制御係長

・新検査制度導入に伴う変更(事業者検査の独立性確保のための対応に伴う変更)
・新検査制度導入に伴う変更(実用炉規則の改正を反映)

変更前

変更後

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (15/44)

【第4章 運転管理 (第33条)】

表33-3 工学的安全施設等作動計装 (1号炉および2号炉) (続き)									
機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
d. 原子炉格納容器換気系隔離									
(1) 原子炉格納容器換気系隔離作動論理回路	—	モード1、2、3および4	2系統 ^{※16}	A. 1系統が動作不能である場合	A.1 制御係長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能確認を実施する。	定期検査時	制御係長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電係長 (当直) は、モード3にする。 および B.2 発電係長 (当直) は、モード5にする。	12時間 56時間			
(2) 手動	手動原子炉格納容器スプレイ作動	機能2. 原子炉格納容器スプレイ作動 b. 手動を参照							
	手動原子炉格納容器隔離A	機能3. 原子炉格納容器隔離 a. 原子炉格納容器隔離A (2) 手動を参照							
(3) 非常用炉心冷却設備作動	機能1. 非常用炉心冷却設備作動を参照								

表33-3 工学的安全施設等作動計装 (1号炉および2号炉) (続き)									
機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
d. 原子炉格納容器換気系隔離									
(1) 原子炉格納容器換気系隔離作動論理回路	—	モード1、2、3および4	2系統 ^{※16}	A. 1系統が動作不能である場合	A.1 制御係長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能確認を実施する。	定期事業者検査時	制御係長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電係長 (当直) は、モード3にする。 および B.2 発電係長 (当直) は、モード5にする。	12時間 56時間			
(2) 手動	手動原子炉格納容器スプレイ作動	機能2. 原子炉格納容器スプレイ作動 b. 手動を参照							
	手動原子炉格納容器隔離A	機能3. 原子炉格納容器隔離 a. 原子炉格納容器隔離A (2) 手動を参照							
(3) 非常用炉心冷却設備作動	機能1. 非常用炉心冷却設備作動を参照								

変更前

変更後

・新検査制度導入に伴う変更 (事業者検査の独立性確保のための対応に伴う変更)
・新検査制度導入に伴う変更 (実用炉規則の改正を反映)

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (16/44)
【第4章 運転管理 (第33条)】

変更前

表33-3 工学的安全施設等作動計装 (1号炉および2号炉) (続き)

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
4. 主蒸気ライン隔離									
a. 主蒸気ライン隔離作動論理回路	-	モード1、2 (n) および 3 (n)	2 系統 ^{※16}	A. 1 系統が動作不能である場合	A. 1 制御係修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	制御係修課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 発電課長 (当直) は、モード3にする。 および B. 2 発電課長 (当直) は、モード4にする。	12時間 36時間			
b. 手動	-	モード1、2 (n) および 3 (n)	2	A. 1 チャンネルが動作不能である場合	A. 1 制御係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間	機能検査を実施する。	定期検査時	制御係修課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 発電課長 (当直) は、モード3にする。 および B. 2 発電課長 (当直) は、モード4にする。	12時間 36時間			
c. 原子炉格納容器圧力異常高 (高一2)	0.084 MPa [gauge] (0.86 kg/cm ²) 以下	モード1、2 (n) および 3 (n)	4 ^{※13}	A. 1 チャンネル (バイパスしたチャンネルを除く) が動作不能である場合	A. 1 制御係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする ^{※14} 。	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	制御係修課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 発電課長 (当直) は、モード3にする。 および B. 2 発電課長 (当直) は、モード4にする。	12時間 36時間			
d. 主蒸気ライン圧力低	機能1. 非常用炉心冷却設備作動 f. 主蒸気ライン圧力低を参照	モード1、2 (n) および 3 (m)、3 (n)	機能1. 非常用炉心冷却設備作動 f. 主蒸気ライン圧力低を参照						
e. 主蒸気ライン圧力減少率高	0.85 MPa (8.7 kg/cm ²) 以下	モード3 (n) および 3 (p)	1 ループあたり 4 ^{※13}	A. 1 チャンネル (バイパスしたチャンネルを除く) が動作不能である場合	A. 1 制御係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする ^{※14} 。	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	制御係修課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 発電課長 (当直) は、モード3にする。 および B. 2 発電課長 (当直) は、モード4にする。	12時間 36時間			

変更後

表33-3 工学的安全施設等作動計装 (1号炉および2号炉) (続き)

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
4. 主蒸気ライン隔離									
a. 主蒸気ライン隔離作動論理回路	-	モード1、2 (n) および 3 (n)	2 系統 ^{※16}	A. 1 系統が動作不能である場合	A. 1 制御係修課長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能確認を実施する。	定期事業者検査時	制御係修課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 発電課長 (当直) は、モード3にする。 および B. 2 発電課長 (当直) は、モード4にする。	12時間 36時間			
b. 手動	-	モード1、2 (n) および 3 (n)	2	A. 1 チャンネルが動作不能である場合	A. 1 制御係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間	機能確認を実施する。	定期事業者検査時	制御係修課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 発電課長 (当直) は、モード3にする。 および B. 2 発電課長 (当直) は、モード4にする。	12時間 36時間			
c. 原子炉格納容器圧力異常高 (高一2)	0.084 MPa [gauge] (0.86 kg/cm ²) 以下	モード1、2 (n) および 3 (n)	4 ^{※13}	A. 1 チャンネル (バイパスしたチャンネルを除く) が動作不能である場合	A. 1 制御係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする ^{※14} 。	6時間	設定値確認および機能確認を実施する。	定期事業者検査時	制御係修課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 発電課長 (当直) は、モード3にする。 および B. 2 発電課長 (当直) は、モード4にする。	12時間 36時間			
d. 主蒸気ライン圧力低	機能1. 非常用炉心冷却設備作動 f. 主蒸気ライン圧力低を参照	モード1、2 (n) および 3 (m)、3 (n)	機能1. 非常用炉心冷却設備作動 f. 主蒸気ライン圧力低を参照						
e. 主蒸気ライン圧力減少率高	0.85 MPa (8.7 kg/cm ²) 以下	モード3 (n) および 3 (p)	1 ループあたり 4 ^{※13}	A. 1 チャンネル (バイパスしたチャンネルを除く) が動作不能である場合	A. 1 制御係修課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする ^{※14} 。	6時間	設定値確認および機能確認を実施する。	定期事業者検査時	制御係修課長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 発電課長 (当直) は、モード3にする。 および B. 2 発電課長 (当直) は、モード4にする。	12時間 36時間			

・新検査制度導入に伴う変更 (事業者検査の独立性確保のための対応に伴う変更)
・新検査制度導入に伴う変更 (実用炉規則の改正を反映)

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (17/44)

【第4章 運転管理 (第33条)】

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置			確認事項			
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	
表33-3 工学的安全施設等作動計装 (1号炉および2号炉) (続き)										
5. 給水隔離										
a. 給水隔離作動論理回路	-	モード1、2 (q) および 3 (q)	2 系統 ²⁰	A. 1 系統が動作不能である場合	A. 1 制御係長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能確認を実施する。	定期検査時	制御係長	
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 発電係長 (当直) は、モード3にする。および B. 2 発電係長 (当直) は、モード4にする。	12時間 36時間				
b. 蒸気発生器水位異常高	77.0%以下	モード1、2 (q) および 3 (q)	1基あたり4 ²⁰	A. 1 チャンネル (バイパスしたチャンネルを除く) が動作不能である場合	A. 1 制御係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする ²⁰ 。	6時間	設定値確認および機能確認を実施する。	定期検査時	制御係長	
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 発電係長 (当直) は、モード3にする。および B. 2 発電係長 (当直) は、モード4にする。	12時間 36時間				動作不能でないことを指示値により確認する。
c. 非常用炉心冷却設備作動										
機能1. 非常用炉心冷却設備作動を参照										
d. 1次冷却材平均温度低と原子炉トリップの一致	1次冷却材平均温度低	289.25℃以上	モード1、2 (r) および 3 (r)	4 ²⁰	A. 1 チャンネル (バイパスしたチャンネルを除く) が動作不能である場合	A. 1 制御係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする ²⁰ 。	6時間	設定値確認および機能確認を実施する。	定期検査時	制御係長
					B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 発電係長 (当直) は、モード3にする。および B. 2 発電係長 (当直) は、モード4にする。	12時間 36時間			
原子炉トリップ	表33-2 原子炉保護系計装を参照									
表33-3 工学的安全施設等作動計装 (1号炉および2号炉) (続き)										
5. 給水隔離										
a. 給水隔離作動論理回路	-	モード1、2 (q) および 3 (q)	2 系統 ²⁰	A. 1 系統が動作不能である場合	A. 1 制御係長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能確認を実施する。	定期事業者検査時	制御係長	
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 発電係長 (当直) は、モード3にする。および B. 2 発電係長 (当直) は、モード4にする。	12時間 36時間				
b. 蒸気発生器水位異常高	77.0%以下	モード1、2 (q) および 3 (q)	1基あたり4 ²⁰	A. 1 チャンネル (バイパスしたチャンネルを除く) が動作不能である場合	A. 1 制御係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする ²⁰ 。	6時間	設定値確認および機能確認を実施する。	定期事業者検査時	制御係長	
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 発電係長 (当直) は、モード3にする。および B. 2 発電係長 (当直) は、モード4にする。	12時間 36時間				動作不能でないことを指示値により確認する。
c. 非常用炉心冷却設備作動										
機能1. 非常用炉心冷却設備作動を参照										
d. 1次冷却材平均温度低と原子炉トリップの一致	1次冷却材平均温度低	289.25℃以上	モード1、2 (r) および 3 (r)	4 ²⁰	A. 1 チャンネル (バイパスしたチャンネルを除く) が動作不能である場合	A. 1 制御係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする ²⁰ 。	6時間	設定値確認および機能確認を実施する。	定期事業者検査時	制御係長
					B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 発電係長 (当直) は、モード3にする。および B. 2 発電係長 (当直) は、モード4にする。	12時間 36時間			
原子炉トリップ	表33-2 原子炉保護系計装を参照									

変更前

変更後

・新検査制度導入に伴う変更 (事業者検査の独立性確保のための対応に伴う変更)
・新検査制度導入に伴う変更 (実用炉規則の改正を反映)

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (18/44)

【第4章 運転管理 (第33条)】

表33-3 工学的安全施設等作動計装 (1号炉および2号炉) (続き)

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
6. インターロック									
a. P-6	中間領域中性子束 $6.7 \times 10^{-11} \sim 1.4 \times 10^{-10} \text{A}$	モード1 および2 (c)	2	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合※17 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 制御係課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B. 1 発電課長 (当直) は、モード3にする。	1時間 12時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	制御係課長
b. P-11	加圧器圧力 $3.73 \pm 0.03 \text{MPa} [\text{gauge}]$ ($140.0 \pm 0.3 \text{kg/cm}^2 \text{g}$)	モード1、2 および3 (m)	4	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合※17 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 制御係課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B. 1 発電課長 (当直) は、モード3にする。 および B. 2 発電課長 (当直) は、モード4にする。	1時間 12時間 36時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	制御係課長

※17: インターロックにおける「動作不能である場合」とは、チャンネル故障あるいは出力側の故障により関連する作動機能が確保されない場合 (手動ブロック許可信号が誤発信した場合を含む) をいう。

変更前

表33-3 工学的安全施設等作動計装 (1号炉および2号炉) (続き)

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
6. インターロック									
a. P-6	中間領域中性子束 $6.7 \times 10^{-11} \sim 1.4 \times 10^{-10} \text{A}$	モード1 および2 (c)	2	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合※17 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 制御係課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B. 1 発電課長 (当直) は、モード3にする。	1時間 12時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期事業者検査時	制御係課長
b. P-11	加圧器圧力 $3.73 \pm 0.03 \text{MPa} [\text{gauge}]$ ($140.0 \pm 0.3 \text{kg/cm}^2 \text{g}$)	モード1、2 および3 (m)	4	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合※17 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 制御係課長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。 B. 1 発電課長 (当直) は、モード3にする。 および B. 2 発電課長 (当直) は、モード4にする。	1時間 12時間 36時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期事業者検査時	制御係課長

※17: インターロックにおける「動作不能である場合」とは、チャンネル故障あるいは出力側の故障により関連する作動機能が確保されない場合 (手動ブロック許可信号が誤発信した場合を含む) をいう。

変更後

- ・新検査制度導入に伴う変更 (事業者検査の独立性確保のための対応に伴う変更)
- ・新検査制度導入に伴う変更 (実用炉規則の改正を反映)

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (19/44)

【第4章 運転管理 (第33条)】

変更前	表33-4 事故時監視計装 (1号炉および2号炉)									
	項目	機能	所要チャンネル数	適用モード	所要チャンネル数を満足できない場合の措置 ^{※18}			確認事項		
					条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
変更前	1次冷却系計装	1次冷却材圧力	2	モード1、2 および3	A. 1チャンネルの計器が動作不能である場合	A.1 制御係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	30日	機能確認を実施する。	定期事業者検査時	制御係長
		加圧器水位	2							
		1次冷却材温度 (広域) (高温側)	2							
		1次冷却材温度 (広域) (低温側)	2							
	化学体積制御系計装	ほう酸タンク水位	2		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 制御係長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。	速やかに			
	主蒸気、給水および補助給水系計装	主蒸気ライン圧力	2/ループ							
		補助給水タンク水位	2							
		蒸気発生器水位 (広域)	2							
		蒸気発生器水位 (狭域)	2/基							
	燃料取替用水系計装	補助給水流量	2		C. 1つの機能が動作不能である場合	C.1 制御係長は、当該機能の1チャンネルを動作可能な状態にする。または代替の監視手段を確保する。	10日			
		燃料取替用水タンク水位	2							
	原子炉格納容器関連計装	格納容器再循環サンプ水位 (広域)	2		D. 条件Cの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 発電係長 (当直) は、モード3にする。および D.2 発電係長 (当直) は、モード4にする。	12時間			
		格納容器再循環サンプ水位 (狭域)	2							
		格納容器圧力	2							
		格納容器内温度	2							
		格納容器内高レンジエリアモニタ (低レンジ)	2							
		格納容器内高レンジエリアモニタ (高レンジ)	2							
	原子炉補機冷却水系計装	原子炉補機冷却水サージタンク水位	2		D. 条件Cの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 発電係長 (当直) は、モード3にする。および D.2 発電係長 (当直) は、モード4にする。	12時間			
	制御用空気系計装	制御用空気圧力	2							
	非常用炉心冷却系計装	高圧注入流量	2		D. 条件Cの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 発電係長 (当直) は、モード3にする。および D.2 発電係長 (当直) は、モード4にする。	36時間			
低圧注入流量		2								
※18: チャンネル毎、機能毎に個別の条件が適用される。										
変更後	表33-4 事故時監視計装 (1号炉および2号炉)									
	項目	機能	所要チャンネル数	適用モード	所要チャンネル数を満足できない場合の措置 ^{※18}			確認事項		
					条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
	1次冷却系計装	1次冷却材圧力	2	モード1、2 および3	A. 1チャンネルの計器が動作不能である場合	A.1 制御係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	30日	機能確認を実施する。	定期事業者検査時	制御係長
		加圧器水位	2							
		1次冷却材温度 (広域) (高温側)	2							
		1次冷却材温度 (広域) (低温側)	2							
	化学体積制御系計装	ほう酸タンク水位	2		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 制御係長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。	速やかに			
	主蒸気、給水および補助給水系計装	主蒸気ライン圧力	2/ループ							
		補助給水タンク水位	2							
		蒸気発生器水位 (広域)	2							
		蒸気発生器水位 (狭域)	2/基							
	燃料取替用水系計装	補助給水流量	2		C. 1つの機能が動作不能である場合	C.1 制御係長は、当該機能の1チャンネルを動作可能な状態にする。または代替の監視手段を確保する。	10日			
		燃料取替用水タンク水位	2							
	原子炉格納容器関連計装	格納容器再循環サンプ水位 (広域)	2		D. 条件Cの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 発電係長 (当直) は、モード3にする。および D.2 発電係長 (当直) は、モード4にする。	12時間			
		格納容器再循環サンプ水位 (狭域)	2							
		格納容器圧力	2							
		格納容器内温度	2							
		格納容器内高レンジエリアモニタ (低レンジ)	2							
		格納容器内高レンジエリアモニタ (高レンジ)	2							
原子炉補機冷却水系計装	原子炉補機冷却水サージタンク水位	2	D. 条件Cの措置を完了時間内に達成できない場合		D.1 発電係長 (当直) は、モード3にする。および D.2 発電係長 (当直) は、モード4にする。	12時間				
制御用空気系計装	制御用空気圧力	2								
非常用炉心冷却系計装	高圧注入流量	2	D. 条件Cの措置を完了時間内に達成できない場合		D.1 発電係長 (当直) は、モード3にする。および D.2 発電係長 (当直) は、モード4にする。	36時間				
	低圧注入流量	2								
※18: チャンネル毎、機能毎に個別の条件が適用される。										
										<ul style="list-style-type: none"> ・新検査制度導入に伴う変更 (事業者検査の独立性確保のための対応に伴う変更) ・新検査制度導入に伴う変更 (実用炉規則の改正を反映)

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (20/44)

【第4章 運転管理 (第33条)】

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
				1. ディーゼル発電機起動論理回路	—	モード1、2、3および4	2系統	A. 1系統が動作不能である場合	A.1 制御係長は、当該システムを動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電係長(当直)は、モード3にする。 および B.2 発電係長(当直)は、モード5にする。	12時間 56時間			
		モード5、6および照射済燃料移動中	1系統	A. 1系統が動作不能である場合	A.1 発電係長(当直)は、当該ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに			
2. 非常用高圧母線低電圧	定格電圧の69%以上	モード1、2、3、4、5、6および照射済燃料移動中	所要の母線あたり3	A. 1母線あたり1チャンネルが動作不能である場合	A.1 電気係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認を実施する。	定期検査時	電気係長
				B. 1母線あたり2チャンネル以上が動作不能である場合	B.1 電気係長は、1母線あたり2チャンネルを動作可能な状態にする。	2時間	機能検査を実施する。	定期検査時	制御係長
				C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 発電係長(当直)は、当該ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに			
3. 非常用炉心冷却設備動作	表33-3 機能1. 非常用炉心冷却設備動作を参照								

変更前

変更後

・新検査制度導入に伴う変更(事業者検査の独立性確保のための対応に伴う変更)
・新検査制度導入に伴う変更(実用炉規則の改正を反映)

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (21/44)

【第4章 運転管理 (第33条)】

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
				1. 中央制御室非常用循環系作動論理回路	—	モード1、2、3、4および使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中	A. 1系統または1チャンネルが動作不能である場合	A.1 制御係修課長は、当該系統またはチャンネルを動作可能な状態にする。	30日
2. 手動	—	—	B. 2系統または2チャンネルが動作不能である場合	B.1 制御係修課長は、当該系統またはチャンネルを動作可能な状態にする。	10日	機能検査を実施する。	定期検査時	制御係修課長	
			C. モード1、2、3および4において、条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 発電課長(当直)は、中央制御室非常用循環ファンを起動させる。	速やかに				
3. 非常用炉心冷却設備作動	—	—	D. 使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において、条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 発電課長(当直)は、中央制御室非常用循環ファンを起動させる。 または D.2 技術課長は、照射済燃料の移動を中止する ^{※19} 。	速やかに				

表33-3 機能1. 非常用炉心冷却設備作動を参照

※19: 移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

変更前

変更後

- ・新検査制度導入に伴う変更 (事業者検査の独立性確保のための対応に伴う変更)
- ・新検査制度導入に伴う変更 (実用炉規則の改正を反映)

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (22/44)

【第4章 運転管理 (第33条)】

機 能	適用モード	機能を満足できない場合の措置 ^{※20}			確認事項		
		条 件	措 置	完了時間	項 目	頻 度	担 当
		充てんポンプ 加圧器後備ヒータ 抽出オリフィス出口C/V内側隔離弁 ほう酸ポンプ 原子炉補機冷却水ポンプ 原子炉補機冷却海水ポンプ 電動補助給水ポンプ	モード1、2および3	A. 1つの機能が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 発電課長(当直)は、当該機能を動作可能な状態にする。 B.1 発電課長(当直)は、モード3にする。 および B.2 発電課長(当直)は、モード4にする。	30日 12時間 36時間	機能検査を実施する。
加圧器水位計 加圧器圧力計 蒸気発生器水位計(広域) 主蒸気ライン圧力計	モード1、2および3	A. 1つの機能が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A.1 制御係修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B.1 発電課長(当直)は、モード3にする。 および B.2 発電課長(当直)は、モード4にする。	30日 12時間 36時間	機能検査を実施する。	定期検査時	制御係修課長
					動作不能でないことを指示値により確認する。	1ヶ月に1回	発電課長(当直)

※20：機能毎に個別の条件が適用される。

変更前

変更後

・新検査制度導入に伴う変更(事業者検査の独立性確保のための対応に伴う変更)
 ・新検査制度導入に伴う変更(実用炉規則の改正を反映)

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (23/44)

【第4章 運転管理 (第33条)】

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置 ^{※2}			確認事項					
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当			
1. 原子炉保護系論理回路	-	モード1 および2	4系統	A. 1系統が動作不能である場合	A.1 制御係長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認 ^{※3} のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能検査を実施する。残りの系統が動作可能な状態においては、検査のためのバイパスを2時間に限り行うことができる。	1ヶ月に1回 (交互に2系統ずつ)	制御係長			
				B. 原子炉トリップしゃ断器1系統が動作不能である場合	B.1 電気係長は、当該系統を動作可能な状態にする。	1時間				機能検査を実施する。	定期検査時	制御係長
				C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 発電係長(当直)は、モード3にする。	12時間						
		モード3(a)、 4(a)および 5(a)	4系統	A. 1系統が動作不能である場合	A.1 制御係長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認 ^{※3} のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	48時間	機能確認を実施する。残りの系統が動作可能な状態においては、確認のためのバイパスを2時間に限り行うことができる。	1ヶ月に1回 (交互に2系統ずつ)	制御係長			
				B. 原子炉トリップしゃ断器1系統が動作不能である場合	B.1 電気係長は、当該系統を動作可能な状態にする。	48時間						
				C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 発電係長(当直)は、原子炉トリップしゃ断器を開く。	1時間						

※2 : 特に定める場合を除き、チャンネル・系統毎に個別の条件が適用される (以下、本案において同じ)。
 ※3 : 「正常な状態であることを確認」とは、定期検査時の記録確認および運転中に作業を実施した場合はその復旧状態の確認を行うことをいう (以下、本案において同じ)。

変更前

変更後

・新検査制度導入に伴う変更 (事業者検査の独立性確保のための対応に伴う変更)
 ・新検査制度導入に伴う変更 (実用炉規則の改正を反映)

・新検査制度導入に伴う変更 (実用炉規則の改正を反映)

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (24/44)

【第4章 運転管理 (第33条)】

変更前

表33-8 原子炉保護系計装 (3号炉) (続き)

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
2. 手動原子炉トリップ	-	モード1 および2	2	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 制御係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間	機能検査を実施する。	定期検査時	制御係長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電係長(当直)は、モード3にする。 および B.2 発電係長(当直)は、原子炉トリップしゃ断器を開く。	12時間 13時間			
		モード3(a)、 4(a)および 5(a)	2	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 制御係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間			
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電係長(当直)は、原子炉トリップしゃ断器を開く。	1時間			

変更後

表33-8 原子炉保護系計装 (3号炉) (続き)

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
2. 手動原子炉トリップ	-	モード1 および2	2	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 制御係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間	機能確認を実施する。	定期事業者検査時	制御係長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電係長(当直)は、モード3にする。 および B.2 発電係長(当直)は、原子炉トリップしゃ断器を開く。	12時間 13時間			
		モード3(a)、 4(a)および 5(a)	2	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 制御係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間			
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電係長(当直)は、原子炉トリップしゃ断器を開く。	1時間			

- ・新検査制度導入に伴う変更 (事業者検査の独立性確保のための対応に伴う変更)
- ・新検査制度導入に伴う変更 (実用炉規則の改正を反映)

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (25/44)

【第4章 運転管理 (第33条)】

表33-8 原子炉保護系計装 (3号炉) (続き)

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置			確認事項			
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	
3. 出力領域中性子束高	高設定	定格出力の111%以下	モード1 および2	4 ^{※4}	A. 1チャンネル (バイパスしたチャンネルを除く) が動作不能である場合	A.1 制御係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする ^{※5} 。	6時間	原子炉熱出力と出力領域中性子束の指示値との差を比較する。 比較差が±2%を超える場合は、出力領域中性子束の指示値を校正する。 設定値確認および機能検査を実施する。	原子炉熱出力が15%以上となつてから24時間以内 その後の1日に1回	技術係長 または 発電係長 (当直)
	低設定	定格出力の27%以下	モード1 (b) および2	4 ^{※4}	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電係長 (当直) は、モード3にする。	12時間	動作不能でないことを指示値により確認 ^{※6} する。	1日に1回	発電係長 (当直)
4. 出力領域中性子束変化率高	増加率高	定格出力の11%以下	モード1 および2	4 ^{※4}	A. 1チャンネル (バイパスしたチャンネルを除く) が動作不能である場合	A.1 制御係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする ^{※5} 。	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	制御係長
	減少率高	定格出力の-8%以上	モード1 および2	4 ^{※4}	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電係長 (当直) は、モード3にする。	12時間			

※4 : 検出器特性検査時、炉内外核計装照合校正時、出力領域中性子束計装の指示校正時またはモード2での炉物理検査においては、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※5 : 検出器特性検査時、炉内外核計装照合校正時、出力領域中性子束計装の指示校正時またはモード2での炉物理検査においては、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。

※6 : 「動作不能でないことを指示値により確認」とは、当該チャンネルの指示値に異常な変動がないことを確認すること、また可能であれば他の計器チャンネルによって得られた値と差異がないことを確認することをいう。なお、トリップ状態にあるチャンネルについては指示値の確認を行う必要はない (以下、本条において同じ)。

表33-8 原子炉保護系計装 (3号炉) (続き)

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置			確認事項			
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	
3. 出力領域中性子束高	高設定	定格出力の111%以下	モード1 および2	4 ^{※4}	A. 1チャンネル (バイパスしたチャンネルを除く) が動作不能である場合	A.1 制御係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする ^{※5} 。	6時間	原子炉熱出力と出力領域中性子束の指示値との差を比較する。 比較差が±2%を超える場合は、出力領域中性子束の指示値を校正する。 設定値確認および機能検査を実施する。	原子炉熱出力が15%以上となつてから24時間以内 その後の1日に1回	技術係長 または 発電係長 (当直)
	低設定	定格出力の27%以下	モード1 (b) および2	4 ^{※4}	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電係長 (当直) は、モード3にする。	12時間	動作不能でないことを指示値により確認 ^{※6} する。	1日に1回	発電係長 (当直)
4. 出力領域中性子束変化率高	増加率高	定格出力の11%以下	モード1 および2	4 ^{※4}	A. 1チャンネル (バイパスしたチャンネルを除く) が動作不能である場合	A.1 制御係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする ^{※5} 。	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期事業者検査時	制御係長
	減少率高	定格出力の-8%以上	モード1 および2	4 ^{※4}	B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電係長 (当直) は、モード3にする。	12時間			

※4 : 検出器特性検査時、炉内外核計装照合校正時、出力領域中性子束計装の指示校正時またはモード2での炉物理検査においては、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※5 : 検出器特性検査時、炉内外核計装照合校正時、出力領域中性子束計装の指示校正時またはモード2での炉物理検査においては、残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。

※6 : 「動作不能でないことを指示値により確認」とは、当該チャンネルの指示値に異常な変動がないことを確認すること、また可能であれば他の計器チャンネルによって得られた値と差異がないことを確認することをいう。なお、トリップ状態にあるチャンネルについては指示値の確認を行う必要はない (以下、本条において同じ)。

・新検査制度導入に伴う変更 (事業者検査の独立性確保のための対応に伴う変更)
・新検査制度導入に伴う変更 (実用炉規則の改正を反映)

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (26/44)

【第4章 運転管理 (第33条)】

表33-8 原子炉保護系計装 (3号炉) (続き)

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置			確認事項					
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当			
5. 中間領域中性子束高	定格出力の30%以下	モード1 (b) および2 (c)	2 ^{※7}	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 発電課長 (当直) は、P-6未滿にする。 または A.2 発電課長 (当直) は、P-10以上にする。	2時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	制御係課長			
				B. 2チャンネルが動作不能である場合	B.1 発電課長 (当直) は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作および制御棒引抜操作を全て中止する。 および B.2 発電課長 (当直) は、P-6未滿にする。	速やかに 2時間				動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	発電課長 (当直)
				モード2 (d)	2	A. 1または2チャンネルが動作不能である場合						
6. 中性子源領域中性子束高	2×10 ⁵ cps 以下	モード2 (d)	2 ^{※8}	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 発電課長 (当直) は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作および制御棒引抜操作を全て中止する。	速やかに	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	制御係課長			
				B. 2チャンネルが動作不能である場合	B.1 発電課長 (当直) は、原子炉トリップしゃ断器を開く。	速やかに				動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	発電課長 (当直)
		モード3 (a)、4 (a) および5 (a)	2 ^{※8} 、 ^{※9}	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 制御係課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	制御係課長			
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合 C. 2チャンネルが動作不能である場合	B.1 発電課長 (当直) は、原子炉トリップしゃ断器を開く。 C.1 発電課長 (当直) は、原子炉トリップしゃ断器を開く。	1時間 速やかに						
モード3 (e)、4 (e) および5 (e)	1 (監視機能のみ)	A. 全てのチャンネルが動作不能である場合	A.1 発電課長 (当直) は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および A.2 発電課長 (当直) は、停止余裕が第19条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。	速やかに 2時間 その後の12時間に1回								

※7 : 制御棒引抜阻止の設定または中間領域中性子束高トリップ設定点の設定時においては、残りのチャンネルが動作可能であることを条件に、2時間に限り、1チャンネルをバイパスすることができる。
この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※8 : 「中間領域中性子束高」2チャンネルが動作可能であることを条件に、P-6リセット時においては、2チャンネルをバイパスすることができる。
この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※9 : 「SR炉停止時中性子束高」の警報を設定する場合は、残りのチャンネルが動作可能であることを条件に、2時間に限り、1チャンネルをバイパスすることができる。
この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

表33-8 原子炉保護系計装 (3号炉) (続き)

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置			確認事項					
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当			
5. 中間領域中性子束高	定格出力の30%以下	モード1 (b) および2 (c)	2 ^{※7}	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 発電課長 (当直) は、P-6未滿にする。 または A.2 発電課長 (当直) は、P-10以上にする。	2時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期事業者検査時	制御係課長			
				B. 2チャンネルが動作不能である場合	B.1 発電課長 (当直) は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作および制御棒引抜操作を全て中止する。 および B.2 発電課長 (当直) は、P-6未滿にする。	速やかに 2時間				動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	発電課長 (当直)
				モード2 (d)	2	A. 1または2チャンネルが動作不能である場合						
6. 中性子源領域中性子束高	2×10 ⁵ cps 以下	モード2 (d)	2 ^{※8}	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 発電課長 (当直) は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作および制御棒引抜操作を全て中止する。	速やかに	設定値確認および機能検査を実施する。	定期事業者検査時	制御係課長			
				B. 2チャンネルが動作不能である場合	B.1 発電課長 (当直) は、原子炉トリップしゃ断器を開く。	速やかに				動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	発電課長 (当直)
		モード3 (a)、4 (a) および5 (a)	2 ^{※8} 、 ^{※9}	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 制御係課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期事業者検査時	制御係課長			
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合 C. 2チャンネルが動作不能である場合	B.1 発電課長 (当直) は、原子炉トリップしゃ断器を開く。 C.1 発電課長 (当直) は、原子炉トリップしゃ断器を開く。	1時間 速やかに						
モード3 (e)、4 (e) および5 (e)	1 (監視機能のみ)	A. 全てのチャンネルが動作不能である場合	A.1 発電課長 (当直) は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および A.2 発電課長 (当直) は、停止余裕が第19条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。	速やかに 2時間 その後の12時間に1回								

※7 : 制御棒引抜阻止の設定または中間領域中性子束高トリップ設定点の設定時においては、残りのチャンネルが動作可能であることを条件に、2時間に限り、1チャンネルをバイパスすることができる。
この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※8 : 「中間領域中性子束高」2チャンネルが動作可能であることを条件に、P-6リセット時においては、2チャンネルをバイパスすることができる。
この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

※9 : 「SR炉停止時中性子束高」の警報を設定する場合は、残りのチャンネルが動作可能であることを条件に、2時間に限り、1チャンネルをバイパスすることができる。
この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。

・新検査制度導入に伴う変更 (事業者検査の独立性確保のための対応に伴う変更)
・新検査制度導入に伴う変更 (実用炉規則の改正を反映)

変更前

変更後

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (27/44)

【第4章 運転管理 (第33条)】

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
				6. 中性子源領域中性子束高	$2 \times 10^5 \text{ cps}$ 以下	モード6(j)	1 (監視機能のみ)	A. 全てのチャンネルが動作不能である場合	A.1 発電課長(当直)は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および A.2 発電課長(当直)は、1次冷却材中のほう素濃度が第79条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。
モード6(k)	2 (監視機能のみ)	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 技術課長は、原子炉格納容器内の燃料の移動を中止する ^{※10} 。 および A.2 発電課長(当直)は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。	速やかに 速やかに	B. 2チャンネルが動作不能である場合	B.1 技術課長は、原子炉格納容器内の燃料の移動を中止する ^{※11} 。 および B.2 発電課長(当直)は、1チャンネルを動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに 速やかに	B.3 発電課長(当直)は、1次冷却材中のほう素濃度が低下する操作を全て中止する。 および B.4 発電課長(当直)は、1次冷却材中のほう素濃度が第79条で定める運転上の制限を満足していることを確認する。	速やかに 4時間 その後の12時間1回

※10：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。
 ※11：A. 2の措置を完了し、かつ、1次冷却材中のほう素濃度が第79条で定める運転上の制限を満足していることを1日に1回確認することで、燃料の取出作業を行うことができる。
 ※12：B. 3の措置を完了し、かつ、1次冷却材中のほう素濃度が第79条で定める運転上の制限を満足していることを12時間に1回確認することで、燃料の取出作業を行うことができる。

変更前

変更後

・新検査制度導入に伴う変更 (事業者検査の独立性確保のための対応に伴う変更)
 ・新検査制度導入に伴う変更 (実用炉規則の改正を反映)

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (28/44)

【第4章 運転管理 (第33条)】

変更前

表33-8 原子炉保護系計装 (3号炉) (続き)

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
7. 過大温度ΔT高	第34条の設定範囲内	モード1 および2	4 ^{※13}	A. 1チャンネル (バイパスしたチャンネルを除く) が動作不能である場合	A. 1 制御係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする ^{※14} 。	6時間	炉内外核計装照合校正を実施する。	燃料取替後、原子炉熱出力が70%以上となつて48時間以内に1回	技術係長 および 制御係長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 発電係長 (当直) は、モード3にする。	12時間			
8. 過大出力ΔT高	第34条の設定範囲内	モード1 および2	4 ^{※13}	A. 1チャンネル (バイパスしたチャンネルを除く) が動作不能である場合	A. 1 制御係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする ^{※14} 。	6時間	炉内出力分布測定結果と軸方向中性子束出力偏差の差を比較する。比較差が±3%を超える場合は、炉内外核計装照合校正を実施する。設定値確認および機能検査を実施する。	1ヶ月に1回	制御係長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 発電係長 (当直) は、モード3にする。	12時間			
9. 原子炉圧力低	12.73 MPa [gage] 以上	モード1 (f)	4 ^{※13}	A. 1チャンネル (バイパスしたチャンネルを除く) が動作不能である場合	A. 1 制御係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする ^{※14} 。	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	1ヶ月に1回	制御係長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 発電係長 (当直) は、P-7未滿にする。	12時間			
10. 原子炉圧力高	16.61 MPa [gage] 以下	モード1 および2	4 ^{※13}	A. 1チャンネル (バイパスしたチャンネルを除く) が動作不能である場合	A. 1 制御係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする ^{※14} 。	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	1ヶ月に1回	制御係長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 発電係長 (当直) は、モード3にする。	12時間			
11. 加圧器水位高	計器スパンの94%以下	モード1 (f)	4 ^{※13}	A. 1チャンネル (バイパスしたチャンネルを除く) が動作不能である場合	A. 1 制御係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする ^{※14} 。	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	1ヶ月に1回	制御係長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 発電係長 (当直) は、P-7未滿にする。	12時間			

※13: 残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。
 ※14: 残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に1チャンネルをバイパスすることができる。

変更後

表33-8 原子炉保護系計装 (3号炉) (続き)

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
7. 過大温度ΔT高	第34条の設定範囲内	モード1 および2	4 ^{※13}	A. 1チャンネル (バイパスしたチャンネルを除く) が動作不能である場合	A. 1 制御係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする ^{※14} 。	6時間	炉内外核計装照合校正を実施する。	燃料取替後、原子炉熱出力が70%以上となつて48時間以内に1回	技術係長 および 制御係長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 発電係長 (当直) は、モード3にする。	12時間			
8. 過大出力ΔT高	第34条の設定範囲内	モード1 および2	4 ^{※13}	A. 1チャンネル (バイパスしたチャンネルを除く) が動作不能である場合	A. 1 制御係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする ^{※14} 。	6時間	炉内出力分布測定結果と軸方向中性子束出力偏差の差を比較する。比較差が±3%を超える場合は、炉内外核計装照合校正を実施する。設定値確認および機能検査を実施する。	1ヶ月に1回	制御係長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 発電係長 (当直) は、モード3にする。	12時間			
9. 原子炉圧力低	12.73 MPa [gage] 以上	モード1 (f)	4 ^{※13}	A. 1チャンネル (バイパスしたチャンネルを除く) が動作不能である場合	A. 1 制御係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする ^{※14} 。	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	1ヶ月に1回	制御係長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 発電係長 (当直) は、P-7未滿にする。	12時間			
10. 原子炉圧力高	16.61 MPa [gage] 以下	モード1 および2	4 ^{※13}	A. 1チャンネル (バイパスしたチャンネルを除く) が動作不能である場合	A. 1 制御係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする ^{※14} 。	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	1ヶ月に1回	制御係長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 発電係長 (当直) は、モード3にする。	12時間			
11. 加圧器水位高	計器スパンの94%以下	モード1 (f)	4 ^{※13}	A. 1チャンネル (バイパスしたチャンネルを除く) が動作不能である場合	A. 1 制御係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする ^{※14} 。	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	1ヶ月に1回	制御係長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 発電係長 (当直) は、P-7未滿にする。	12時間			

※13: 残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に1チャンネルをバイパスすることができる。この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。
 ※14: 残りの3チャンネルが動作可能であることを条件に1チャンネルをバイパスすることができる。

・新検査制度導入に伴う変更 (事業者検査の独立性確保のための対応に伴う変更)
 ・新検査制度導入に伴う変更 (実用炉規則の改正を反映)

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (29/44)

【第4章 運転管理 (第33条)】

変更前

表33-8 原子炉保護系計装 (3号炉) (続き)

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
12. 1次冷却材流量低	1ループ 定格流量の87%以上	モード1 (g)	1ループあたり4 ^{※3}	A. 1チャンネル (バイパスしたチャンネルを除く) が動作不能である場合	A. 1 制御係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする ^{※4} 。	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	制御係長 (当直)
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 発電課長 (当直) は、P-8未滿にする。	12時間			
13. 1次冷却材ポンプ電源電圧低	定格電圧の65%以上	モード1 (h)	1ループあたり4 ^{※3}	A. 1チャンネル (バイパスしたチャンネルを除く) が動作不能である場合	A. 1 制御係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする ^{※4} 。	6時間	設定値確認を実施する。	1日に1回	制御係長 (当直)
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 発電課長 (当直) は、P-7未滿にする。	12時間			
14. 1次冷却材ポンプ電源周波数低	46Hz以上	モード1 (f)	所要の母線あたり3	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A. 1 電気係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認を実施する。	1日に1回	電気係長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 発電課長 (当直) は、P-7未滿にする。	12時間			
15. 蒸気発生器水位低	計器スパンの11%以上	モード1および2	1基あたり4 ^{※3}	A. 1チャンネル (バイパスしたチャンネルを除く) が動作不能である場合	A. 1 制御係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする ^{※4} 。	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	制御係長 (当直)
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 発電課長 (当直) は、モード3にする。	12時間			

変更後

表33-8 原子炉保護系計装 (3号炉) (続き)

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
12. 1次冷却材流量低	1ループ 定格流量の87%以上	モード1 (g)	1ループあたり4 ^{※3}	A. 1チャンネル (バイパスしたチャンネルを除く) が動作不能である場合	A. 1 制御係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする ^{※4} 。	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	制御係長 (当直)
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 発電課長 (当直) は、P-8未滿にする。	12時間			
13. 1次冷却材ポンプ電源電圧低	定格電圧の65%以上	モード1 (h)	1ループあたり4 ^{※3}	A. 1チャンネル (バイパスしたチャンネルを除く) が動作不能である場合	A. 1 制御係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする ^{※4} 。	6時間	設定値確認を実施する。	1日に1回	制御係長 (当直)
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 発電課長 (当直) は、P-7未滿にする。	12時間			
14. 1次冷却材ポンプ電源周波数低	46Hz以上	モード1 (f)	所要の母線あたり3	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A. 1 電気係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認を実施する。	1日に1回	電気係長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 発電課長 (当直) は、P-7未滿にする。	12時間			
15. 蒸気発生器水位低	計器スパンの11%以上	モード1および2	1基あたり4 ^{※3}	A. 1チャンネル (バイパスしたチャンネルを除く) が動作不能である場合	A. 1 制御係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする ^{※4} 。	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。動作不能でないことを指示値により確認する。	1日に1回	制御係長 (当直)
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B. 1 発電課長 (当直) は、モード3にする。	12時間			

・新検査制度導入に伴う変更 (事業者検査の独立性確保のための対応に伴う変更)
 ・新検査制度導入に伴う変更 (実用炉規則の改正を反映)

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (30/44)

【第4章 運転管理 (第33条)】

表33-8 原子炉保護系計装 (3号炉) (続き)

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置			確認事項			
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	
16. タービントリップ	タービン非常遮断油圧低	6.4 MPa [gauge] 以上	モード1 (f)	4 ^{※3}	A. 1チャンネル (バイパスしたチャンネルを除く) が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 制御係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする ^{※4} 。 B. 1 発電係長 (当直) は、P-7未滿にする。	6時間 12時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	制御係長
	主蒸気止め弁閉	—	モード1 (f)	4	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 制御係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 発電係長 (当直) は、P-7未滿にする。	6時間 12時間	機能検査を実施する。	定期検査時	制御係長
17. 非常用炉心冷却設備動作	表33-9 機能1. 非常用炉心冷却設備動作を参照	モード1 および2	2系統	A. 1系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 制御係長は、当該システムを動作可能な状態にする。 B. 1 発電係長 (当直) は、モード3にする。	6時間 12時間	機能検査を実施する。	定期検査時	制御係長	
18. 地震加速度大	水平方向	原子炉建屋4階床 (T.P. 33. 1m) 380 Gal以下	モード1 および2	4 ^{※3}	A. 1チャンネル (バイパスしたチャンネルを除く) が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 制御係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする ^{※4} 。 B. 1 発電係長 (当直) は、モード3にする。	6時間 12時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	制御係長
		原子炉補助建屋地下2階床 (T.P. -1. 7m) 200 Gal以下	4 ^{※3}							
	鉛直方向	原子炉補助建屋地下2階床 (T.P. -1. 7m) 100 Gal以下	4 ^{※3}							

変更前

表33-8 原子炉保護系計装 (3号炉) (続き)

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置			確認事項			
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	
16. タービントリップ	タービン非常遮断油圧低	6.4 MPa [gauge] 以上	モード1 (f)	4 ^{※3}	A. 1チャンネル (バイパスしたチャンネルを除く) が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 制御係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする ^{※4} 。 B. 1 発電係長 (当直) は、P-7未滿にする。	6時間 12時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期事業者検査時	制御係長
	主蒸気止め弁閉	—	モード1 (f)	4	A. 1チャンネルが動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 制御係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。 B. 1 発電係長 (当直) は、P-7未滿にする。	6時間 12時間	機能検査を実施する。	定期事業者検査時	制御係長
17. 非常用炉心冷却設備動作	表33-9 機能1. 非常用炉心冷却設備動作を参照	モード1 および2	2系統	A. 1系統が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 制御係長は、当該システムを動作可能な状態にする。 B. 1 発電係長 (当直) は、モード3にする。	6時間 12時間	機能検査を実施する。	定期事業者検査時	制御係長	
18. 地震加速度大	水平方向	原子炉建屋4階床 (T.P. 33. 1m) 380 Gal以下	モード1 および2	4 ^{※3}	A. 1チャンネル (バイパスしたチャンネルを除く) が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 制御係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする ^{※4} 。 B. 1 発電係長 (当直) は、モード3にする。	6時間 12時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期事業者検査時	制御係長
		原子炉補助建屋地下2階床 (T.P. -1. 7m) 200 Gal以下	4 ^{※3}							
	鉛直方向	原子炉補助建屋地下2階床 (T.P. -1. 7m) 100 Gal以下	4 ^{※3}							

変更後

・新検査制度導入に伴う変更 (事業者検査の独立性確保のための対応に伴う変更)
・新検査制度導入に伴う変更 (実用炉規則の改正を反映)

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (31/44)

【第4章 運転管理 (第33条)】

変更前

表33-8 原子炉保護系計装 (3号炉) (続き)

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
19. インターロック									
a. P-6	中間領域中性子束 9.52×10 ⁻¹¹ ~ 1.05×10 ⁻¹⁰ A	モード2 (d)	2	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合※15	A.1 制御係長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	1時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	制御係長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電係長 (当直) は、モード3にする。	12時間			
b. P-7	d項およびe項参照	モード1 (f)	2	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合※15	A.1 制御係長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	1時間	機能検査を実施する。	定期検査時	制御係長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電係長 (当直) は、P-7未滿にする。	12時間			
c. P-8	出力領域中性子束 定格出力の 40±0.75%	モード1 (g)	4	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合※15	A.1 制御係長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	1時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	制御係長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電係長 (当直) は、P-8未滿にする。	12時間			
d. P-10	出力領域中性子束 定格出力の 10±0.75%	モード1 (h) および2	4	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合※15	A.1 制御係長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	1時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	制御係長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電係長 (当直) は、モード3にする。	12時間			
e. P-13	タービン第1段圧力 定格出力の 10±0.6%	モード1 (i)	4	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合※15	A.1 制御係長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	1時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	制御係長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電係長 (当直) は、P-13未滿にする。	12時間			

※15: インターロックにおける「動作不能である場合」とは、チャンネル故障あるいは出力側の故障により関連するトリップ機能が確保されない場合 (手動ブロック許可信号が誤発信した場合を含む) をいう。

変更後

表33-8 原子炉保護系計装 (3号炉) (続き)

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
19. インターロック									
a. P-6	中間領域中性子束 9.52×10 ⁻¹¹ ~ 1.05×10 ⁻¹⁰ A	モード2 (d)	2	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合※15	A.1 制御係長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	1時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期事業者検査時	制御係長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電係長 (当直) は、モード3にする。	12時間			
b. P-7	d項およびe項参照	モード1 (f)	2	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合※15	A.1 制御係長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	1時間	機能検査を実施する。	定期事業者検査時	制御係長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電係長 (当直) は、P-7未滿にする。	12時間			
c. P-8	出力領域中性子束 定格出力の 40±0.75%	モード1 (g)	4	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合※15	A.1 制御係長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	1時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期事業者検査時	制御係長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電係長 (当直) は、P-8未滿にする。	12時間			
d. P-10	出力領域中性子束 定格出力の 10±0.75%	モード1 (h) および2	4	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合※15	A.1 制御係長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	1時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期事業者検査時	制御係長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電係長 (当直) は、モード3にする。	12時間			
e. P-13	タービン第1段圧力 定格出力の 10±0.6%	モード1 (i)	4	A. 1チャンネル以上が動作不能である場合※15	A.1 制御係長は、当該インターロックを運転状態に適合させる措置を講じる。	1時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期事業者検査時	制御係長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電係長 (当直) は、P-13未滿にする。	12時間			

※15: インターロックにおける「動作不能である場合」とは、チャンネル故障あるいは出力側の故障により関連するトリップ機能が確保されない場合 (手動ブロック許可信号が誤発信した場合を含む) をいう。

・新検査制度導入に伴う変更 (事業者検査の独立性確保のための対応に伴う変更)
・新検査制度導入に伴う変更 (実用炉規則の改正を反映)

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (32/44)

【第4章 運転管理 (第33条)】

表33-9 工学的安全施設等作動計装〔3号炉〕

【凡例】
 (c) P-6 (中間領域中性子束) インターロック以上
 (m) P-11 (加圧器圧力) インターロック以上
 (n) 全主蒸気隔離弁が閉止している場合は除く
 (p) P-11 (加圧器圧力) インターロック未滿
 (q) 主給水隔離弁、主給水制御弁および主給水バイパス制御弁が閉止または隔離されている場合は除く
 (r) 主給水制御弁および主給水バイパス制御弁が閉止または隔離されている場合は除く

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
1. 非常用炉心冷却設備作動									
a. 非常用炉心冷却設備作動論理回路	-	モード1、2、3および4	2系統	A. 1系統が動作不能である場合	A.1 制御係長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	制御係長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電係長 (当直) は、モード3にする。 および B.2 発電係長 (当直) は、モード5にする。	12時間 56時間			
b. 手動	-	モード1、2、3および4	2	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 制御係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間	機能検査を実施する。	定期検査時	制御係長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電係長 (当直) は、モード3にする。 および B.2 発電係長 (当直) は、モード5にする。	12時間 56時間			
c. 原子炉格納容器圧力高 (高一)	0.034 MPa [gauge] 以下	モード1、2および3	4 [※]	A. 1チャンネル (バイパスしたチャンネルを除く) が動作不能である場合	A.1 制御係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする [※] 。	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1日に1回	制御係長 発電係長 (当直)
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電係長 (当直) は、モード3にする。 および B.2 発電係長 (当直) は、モード4にする。	12時間 36時間			

表33-9 工学的安全施設等作動計装〔3号炉〕

【凡例】
 (c) P-6 (中間領域中性子束) インターロック以上
 (m) P-11 (加圧器圧力) インターロック以上
 (n) 全主蒸気隔離弁が閉止している場合は除く
 (p) P-11 (加圧器圧力) インターロック未滿
 (q) 主給水隔離弁、主給水制御弁および主給水バイパス制御弁が閉止または隔離されている場合は除く
 (r) 主給水制御弁および主給水バイパス制御弁が閉止または隔離されている場合は除く

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
1. 非常用炉心冷却設備作動									
a. 非常用炉心冷却設備作動論理回路	-	モード1、2、3および4	2系統	A. 1系統が動作不能である場合	A.1 制御係長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能確認を実施する。	定期事業者検査時	制御係長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電係長 (当直) は、モード3にする。 および B.2 発電係長 (当直) は、モード5にする。	12時間 56時間			
b. 手動	-	モード1、2、3および4	2	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 制御係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間	機能確認を実施する。	定期事業者検査時	制御係長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電係長 (当直) は、モード3にする。 および B.2 発電係長 (当直) は、モード5にする。	12時間 56時間			
c. 原子炉格納容器圧力高 (高一)	0.034 MPa [gauge] 以下	モード1、2および3	4 [※]	A. 1チャンネル (バイパスしたチャンネルを除く) が動作不能である場合	A.1 制御係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする [※] 。	6時間	設定値確認および機能確認を実施する。動作不能でないことを指示値により確認する。	定期事業者検査時 1日に1回	制御係長 発電係長 (当直)
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電係長 (当直) は、モード3にする。 および B.2 発電係長 (当直) は、モード4にする。	12時間 36時間			

・新検査制度導入に伴う変更 (事業者検査の独立性確保のための対応に伴う変更)
 ・新検査制度導入に伴う変更 (実用炉規則の改正を反映)

変更前

変更後

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (33/44)

【第4章 運転管理 (第33条)】

変更前

表33-9 工学的安全施設等作動計装〔3号炉〕(続き)

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
d. 原子炉圧力異常低	11.36 MPa [gage] 以上	モード1 および2 (c)	4 ^{※3}	A. 1チャンネル (バイパスしたチャンネルを除く) が動作不能である場合	A.1 制御係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする ^{※4} 。	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1日に1回	制御係長 発電係長 (当直)
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電係長 (当直) は、モード3にする。 および B.2 発電係長 (当直) は、モード4にする。	12時間 36時間			
e. 原子炉圧力低と加圧器水位低の一致	12.04 MPa [gage] 以上	モード1、2および3 (m)	4 ^{※3}	A. 1チャンネル (バイパスしたチャンネルを除く) が動作不能である場合	A.1 制御係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする ^{※4} 。	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1日に1回	制御係長 発電係長 (当直)
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電係長 (当直) は、モード3にする。 および B.2 発電係長 (当直) は、モード4にする。	12時間 36時間			
	計器スパンの3%以上	モード1、2および3 (m)	4 ^{※3}	A. 1チャンネル (バイパスしたチャンネルを除く) が動作不能である場合	A.1 制御係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする ^{※4} 。	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1日に1回	制御係長 発電係長 (当直)
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電係長 (当直) は、モード3にする。 および B.2 発電係長 (当直) は、モード4にする。	12時間 36時間			
f. 主蒸気ライン圧力低	3.35 MPa [gage] 以上	モード1、2および3 (m)	1ループあたり4 ^{※3}	A. 1チャンネル (バイパスしたチャンネルを除く) が動作不能である場合	A.1 制御係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする ^{※4} 。	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1日に1回	制御係長 発電係長 (当直)
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電係長 (当直) は、モード3にする。 および B.2 発電係長 (当直) は、モード4にする。	12時間 36時間			

変更後

表33-9 工学的安全施設等作動計装〔3号炉〕(続き)

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
d. 原子炉圧力異常低	11.36 MPa [gage] 以上	モード1 および2 (c)	4 ^{※3}	A. 1チャンネル (バイパスしたチャンネルを除く) が動作不能である場合	A.1 制御係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする ^{※4} 。	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。動作不能でないことを指示値により確認する。	定期事業者検査時 1日に1回	制御係長 発電係長 (当直)
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電係長 (当直) は、モード3にする。 および B.2 発電係長 (当直) は、モード4にする。	12時間 36時間			
e. 原子炉圧力低と加圧器水位低の一致	12.04 MPa [gage] 以上	モード1、2および3 (m)	4 ^{※3}	A. 1チャンネル (バイパスしたチャンネルを除く) が動作不能である場合	A.1 制御係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする ^{※4} 。	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期事業者検査時 1日に1回	制御係長 発電係長 (当直)
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電係長 (当直) は、モード3にする。 および B.2 発電係長 (当直) は、モード4にする。	12時間 36時間			
	計器スパンの3%以上	モード1、2および3 (m)	4 ^{※3}	A. 1チャンネル (バイパスしたチャンネルを除く) が動作不能である場合	A.1 制御係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする ^{※4} 。	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期事業者検査時 1日に1回	制御係長 発電係長 (当直)
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電係長 (当直) は、モード3にする。 および B.2 発電係長 (当直) は、モード4にする。	12時間 36時間			
f. 主蒸気ライン圧力低	3.35 MPa [gage] 以上	モード1、2および3 (m)	1ループあたり4 ^{※3}	A. 1チャンネル (バイパスしたチャンネルを除く) が動作不能である場合	A.1 制御係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする ^{※4} 。	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期事業者検査時 1日に1回	制御係長 発電係長 (当直)
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電係長 (当直) は、モード3にする。 および B.2 発電係長 (当直) は、モード4にする。	12時間 36時間			

・新検査制度導入に伴う変更 (事業者検査の独立性確保のための対応に伴う変更)
・新検査制度導入に伴う変更 (実用炉規則の改正を反映)

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (34/44)
【第4章 運転管理 (第33条)】

変更前

表33-9 工学的安全施設等作動計装〔3号炉〕(続き)

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
2. 原子炉格納容器スプレイ作動									
a. 原子炉格納容器スプレイ作動論理回路	-	モード1、2、3および4	2系統	A. 1系統が動作不能である場合	A.1 制御係長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	制御係長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電係長(当直)は、モード3にする。 および B.2 発電係長(当直)は、モード5にする。	12時間 56時間			
b. 手動	-	モード1、2、3および4	4	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 制御係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間	機能検査を実施する。	定期検査時	制御係長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電係長(当直)は、モード3にする。 および B.2 発電係長(当直)は、モード5にする。	12時間 56時間			
c. 原子炉格納容器圧力異常高(高-3)	0.136 MPa〔gauge〕以下	モード1、2および3	4 ^{※3}	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合	A.1 制御係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする ^{※4} 。	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1日に1回	制御係長 発電係長(当直)
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電係長(当直)は、モード3にする。 および B.2 発電係長(当直)は、モード4にする。	12時間 36時間			

変更後

表33-9 工学的安全施設等作動計装〔3号炉〕(続き)

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
2. 原子炉格納容器スプレイ作動									
a. 原子炉格納容器スプレイ作動論理回路	-	モード1、2、3および4	2系統	A. 1系統が動作不能である場合	A.1 制御係長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能確認を実施する。	定期事業者検査時	制御係長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電係長(当直)は、モード3にする。 および B.2 発電係長(当直)は、モード5にする。	12時間 56時間			
b. 手動	-	モード1、2、3および4	4	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 制御係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間	機能確認を実施する。	定期事業者検査時	制御係長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電係長(当直)は、モード3にする。 および B.2 発電係長(当直)は、モード5にする。	12時間 56時間			
c. 原子炉格納容器圧力異常高(高-3)	0.136 MPa〔gauge〕以下	モード1、2および3	4 ^{※3}	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合	A.1 制御係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする ^{※4} 。	6時間	設定値確認および機能確認を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期事業者検査時 1日に1回	制御係長 発電係長(当直)
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電係長(当直)は、モード3にする。 および B.2 発電係長(当直)は、モード4にする。	12時間 36時間			

・新検査制度導入に伴う変更(事業者検査の独立性確保のための対応に伴う変更)
・新検査制度導入に伴う変更(実用炉規則の改正を反映)

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (35/44)

【第4章 運転管理 (第33条)】

表33-9 工学的安全施設等作動計装 (3号炉) (続き)									
機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
3. 原子炉格納容器隔離									
a. 原子炉格納容器隔離A									
(1)原子炉格納容器隔離A 作動論理回路	-	モード1、2、 3および4	2系統	A.1系統が動作不能である場合	A.1 制御係長は、当該系統を動作可能な状態にする。 ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能確認を実施する。	定期事業者検査時	制御係長
				B.条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電係長 (当直) は、モード3にする。 および B.2 発電係長 (当直) は、モード5にする。	12時間 56時間			
(2)手動	-	モード1、2、 3および4	2	A.1チャンネルが動作不能である場合	A.1 制御係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間	機能確認を実施する。	定期検査時	制御係長
				B.条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電係長 (当直) は、モード3にする。 および B.2 発電係長 (当直) は、モード5にする。	12時間 56時間			
(3)非常用炉心冷却設備作動	機能1. 非常用炉心冷却設備作動を参照								

変更前

変更後

・新検査制度導入に伴う変更 (事業者検査の独立性確保のための対応に伴う変更)
・新検査制度導入に伴う変更 (実用炉規則の改正を反映)

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (36/44)
 【第4章 運転管理 (第33条)】

変更前

表33-9 工学的安全施設等作動計装 (3号炉) (続き)

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
b. 原子炉格納容器隔離B									
(1)原子炉格納容器隔離B作動論理回路	-	モード1、2、3および4	2系統	A. 1系統が動作不能である場合	A.1 制御係長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	制御係長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電係長 (当直) は、モード3にする。 および B.2 発電係長 (当直) は、モード5にする。	12時間 56時間			
(2)手動	機能2. 原子炉格納容器スプレイ作動 b. 手動を参照								
(3)原子炉格納容器圧力異常高 (高一3)	機能2. 原子炉格納容器スプレイ作動 c. 原子炉格納容器圧力異常高 (高一3) を参照								
c. 原子炉格納容器隔離Aと非常用高圧母線低電圧信号による隔離									
(1)原子炉格納容器隔離Aと非常用高圧母線低電圧信号による隔離作動論理回路	-	モード1、2、3および4	2系統	A. 1系統が動作不能である場合	A.1 制御係長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	発電室長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電係長 (当直) は、モード3にする。 および B.2 発電係長 (当直) は、モード5にする。	12時間 56時間			
(2)原子炉格納容器隔離A	機能3. 原子炉格納容器隔離 a. 原子炉格納容器隔離Aを参照								
(3)非常用高圧母線低電圧	定格電圧の69%以上	モード1、2、3および4	所要の母線あたり3	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 電気係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認を実施する。	定期検査時	電気係長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電係長 (当直) は、モード3にする。 および B.2 発電係長 (当直) は、モード5にする。	12時間 56時間			

変更後

表33-9 工学的安全施設等作動計装 (3号炉) (続き)

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
b. 原子炉格納容器隔離B									
(1)原子炉格納容器隔離B作動論理回路	-	モード1、2、3および4	2系統	A. 1系統が動作不能である場合	A.1 制御係長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能確認を実施する。	定期事業者検査時	制御係長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電係長 (当直) は、モード3にする。 および B.2 発電係長 (当直) は、モード5にする。	12時間 56時間			
(2)手動	機能2. 原子炉格納容器スプレイ作動 b. 手動を参照								
(3)原子炉格納容器圧力異常高 (高一3)	機能2. 原子炉格納容器スプレイ作動 c. 原子炉格納容器圧力異常高 (高一3) を参照								
c. 原子炉格納容器隔離Aと非常用高圧母線低電圧信号による隔離									
(1)原子炉格納容器隔離Aと非常用高圧母線低電圧信号による隔離作動論理回路	-	モード1、2、3および4	2系統	A. 1系統が動作不能である場合	A.1 制御係長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能確認を実施する。	定期事業者検査時	発電室長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電係長 (当直) は、モード3にする。 および B.2 発電係長 (当直) は、モード5にする。	12時間 56時間			
(2)原子炉格納容器隔離A	機能3. 原子炉格納容器隔離 a. 原子炉格納容器隔離Aを参照								
(3)非常用高圧母線低電圧	定格電圧の69%以上	モード1、2、3および4	所要の母線あたり3	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 電気係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認を実施する。	定期事業者検査時	電気係長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電係長 (当直) は、モード3にする。 および B.2 発電係長 (当直) は、モード5にする。	12時間 56時間			

・新検査制度導入に伴う変更 (事業者検査の独立性確保のための対応に伴う変更)
 ・新検査制度導入に伴う変更 (実用炉規則の改正を反映)

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (37/44)
【第4章 運転管理 (第33条)】

変更前

表33-9 工学的安全施設等作動計装〔3号炉〕(続き)

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
d. 原子炉格納容器換気系隔離									
(1) 原子炉格納容器換気系隔離作動論理回路	—	モード1、2、3および4	2系統	A. 1系統が動作不能である場合	A.1 制御係長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	制御係長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電係長(当直)は、モード3にする。 および B.2 発電係長(当直)は、モード5にする。	12時間 56時間			
(2) 手動	手動原子炉格納容器スプレイ作動	機能2. 原子炉格納容器スプレイ作動 b. 手動を参照							
	手動原子炉格納容器隔離A	機能3. 原子炉格納容器隔離 a. 原子炉格納容器隔離A (2) 手動を参照							
(3) 非常用炉心冷却設備作動	機能1. 非常用炉心冷却設備作動を参照								

変更後

表33-9 工学的安全施設等作動計装〔3号炉〕(続き)

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
d. 原子炉格納容器換気系隔離									
(1) 原子炉格納容器換気系隔離作動論理回路	—	モード1、2、3および4	2系統	A. 1系統が動作不能である場合	A.1 制御係長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能確認を実施する。	定期事業者検査時	制御係長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電係長(当直)は、モード3にする。 および B.2 発電係長(当直)は、モード5にする。	12時間 56時間			
(2) 手動	手動原子炉格納容器スプレイ作動	機能2. 原子炉格納容器スプレイ作動 b. 手動を参照							
	手動原子炉格納容器隔離A	機能3. 原子炉格納容器隔離 a. 原子炉格納容器隔離A (2) 手動を参照							
(3) 非常用炉心冷却設備作動	機能1. 非常用炉心冷却設備作動を参照								

- ・新検査制度導入に伴う変更(事業者検査の独立性確保のための対応に伴う変更)
- ・新検査制度導入に伴う変更(実用炉規則の改正を反映)

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (38/44)
【第4章 運転管理 (第33条)】

変更前

表33-9 工学的安全施設等作動計装〔3号炉〕(続き)

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
4. 主蒸気ライン隔離									
a. 主蒸気ライン隔離作動論理回路	-	モード1、2 (n)および3 (n)	2系統	A. 1系統が動作不能である場合	A.1 制御係長は、当該システムを動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	制御係長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電係長(当直)は、モード3にする。 および B.2 発電係長(当直)は、モード4にする。	12時間 36時間			
b. 手動	-	モード1、2 (n)および3 (n)	2	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 制御係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間	機能検査を実施する。	定期検査時	制御係長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電係長(当直)は、モード3にする。 および B.2 発電係長(当直)は、モード4にする。	12時間 36時間			
c. 原子炉格納容器圧力異常高(高-2)	0.093 MPa [gauge] 以下	モード1、2 (n)および3 (n)	4 ^{※3}	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合	A.1 制御係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする ^{※4} 。	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期検査時 1日に1回	制御係長 発電係長(当直)
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電係長(当直)は、モード3にする。 および B.2 発電係長(当直)は、モード4にする。	12時間 36時間			
d. 主蒸気ライン圧力低	機能1. 非常用炉心冷却設備作動 f. 主蒸気ライン圧力低を参照	モード1、2 (n)および3 (m)、3 (n)	機能1. 非常用炉心冷却設備作動 f. 主蒸気ライン圧力低を参照						
e. 主蒸気ライン圧力減少率高	-0.87 MPa 以上	モード3 (n)および3 (p)	1ループあたり4 ^{※3}	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合	A.1 制御係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする ^{※4} 。	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	制御係長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電係長(当直)は、モード3にする。 および B.2 発電係長(当直)は、モード4にする。	12時間 36時間			

変更後

表33-9 工学的安全施設等作動計装〔3号炉〕(続き)

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
4. 主蒸気ライン隔離									
a. 主蒸気ライン隔離作動論理回路	-	モード1、2 (n)および3 (n)	2系統	A. 1系統が動作不能である場合	A.1 制御係長は、当該システムを動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能確認を実施する。	定期事業者検査時	制御係長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電係長(当直)は、モード3にする。 および B.2 発電係長(当直)は、モード4にする。	12時間 36時間			
b. 手動	-	モード1、2 (n)および3 (n)	2	A. 1チャンネルが動作不能である場合	A.1 制御係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	48時間	機能確認を実施する。	定期事業者検査時	制御係長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電係長(当直)は、モード3にする。 および B.2 発電係長(当直)は、モード4にする。	12時間 36時間			
c. 原子炉格納容器圧力異常高(高-2)	0.093 MPa [gauge] 以下	モード1、2 (n)および3 (n)	4 ^{※3}	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合	A.1 制御係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする ^{※4} 。	6時間	設定値確認および機能確認を実施する。 動作不能でないことを指示値により確認する。	定期事業者検査時 1日に1回	制御係長 発電係長(当直)
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電係長(当直)は、モード3にする。 および B.2 発電係長(当直)は、モード4にする。	12時間 36時間			
d. 主蒸気ライン圧力低	機能1. 非常用炉心冷却設備作動 f. 主蒸気ライン圧力低を参照	モード1、2 (n)および3 (m)、3 (n)	機能1. 非常用炉心冷却設備作動 f. 主蒸気ライン圧力低を参照						
e. 主蒸気ライン圧力減少率高	-0.87 MPa 以上	モード3 (n)および3 (p)	1ループあたり4 ^{※3}	A. 1チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合	A.1 制御係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする ^{※4} 。	6時間	設定値確認および機能確認を実施する。	定期事業者検査時	制御係長
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電係長(当直)は、モード3にする。 および B.2 発電係長(当直)は、モード4にする。	12時間 36時間			

・新検査制度導入に伴う変更(事業者検査の独立性確保のための対応に伴う変更)
・新検査制度導入に伴う変更(実用炉規則の改正を反映)

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (39/44)
 【第4章 運転管理 (第33条)】

変更前

表33-9 工学的安全施設等作動計装〔3号炉〕(続き)

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置			確認事項			
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	
5. 給水隔離										
a. 給水隔離作動論理回路	-	モード1、2 (q) および 3 (q)	2 系統	A. 1 系統が動作不能である場合	A.1 制御係長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	制御係長	
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電係長(当直)は、モード3にする。 および B.2 発電係長(当直)は、モード4にする。	12時間 36時間				
b. 蒸気発生器水位異常高	77.0%以下	モード1、2 (q) および 3 (q)	1基 あたり4 ^{※3}	A. 1 チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合	A.1 制御係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする ^{※4} 。	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	制御係長	
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電係長(当直)は、モード3にする。 および B.2 発電係長(当直)は、モード4にする。	12時間 36時間				動作不能でないことを指示値により確認する。
c. 非常用炉心冷却設備作動 機能1. 非常用炉心冷却設備作動を参照										
d. 1次冷却材平均温度低と原子炉トリップの一致	1次冷却材平均温度低	289.4℃以上	モード1、2 (r) および 3 (r)	4 ^{※3}	A. 1 チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合	A.1 制御係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする ^{※4} 。	6時間	設定値確認および機能検査を実施する。	定期検査時	制御係長
					B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電係長(当直)は、モード3にする。 および B.2 発電係長(当直)は、モード4にする。	12時間 36時間			
原子炉トリップ	表33-8 原子炉保護系計装を参照									

変更後

表33-9 工学的安全施設等作動計装〔3号炉〕(続き)

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置			確認事項			
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当	
5. 給水隔離										
a. 給水隔離作動論理回路	-	モード1、2 (q) および 3 (q)	2 系統	A. 1 系統が動作不能である場合	A.1 制御係長は、当該系統を動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能確認を実施する。	定期事業者検査時	制御係長	
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電係長(当直)は、モード3にする。 および B.2 発電係長(当直)は、モード4にする。	12時間 36時間				
b. 蒸気発生器水位異常高	77.0%以下	モード1、2 (q) および 3 (q)	1基 あたり4 ^{※3}	A. 1 チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合	A.1 制御係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする ^{※4} 。	6時間	設定値確認および機能確認を実施する。	定期事業者検査時	制御係長	
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電係長(当直)は、モード3にする。 および B.2 発電係長(当直)は、モード4にする。	12時間 36時間				動作不能でないことを指示値により確認する。
c. 非常用炉心冷却設備作動 機能1. 非常用炉心冷却設備作動を参照										
d. 1次冷却材平均温度低と原子炉トリップの一致	1次冷却材平均温度低	289.4℃以上	モード1、2 (r) および 3 (r)	4 ^{※3}	A. 1 チャンネル(バイパスしたチャンネルを除く)が動作不能である場合	A.1 制御係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする ^{※4} 。	6時間	設定値確認および機能確認を実施する。	定期事業者検査時	制御係長
					B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電係長(当直)は、モード3にする。 および B.2 発電係長(当直)は、モード4にする。	12時間 36時間			
原子炉トリップ	表33-8 原子炉保護系計装を参照									

・新検査制度導入に伴う変更(事業者検査の独立性確保のための対応に伴う変更)
 ・新検査制度導入に伴う変更(実用炉規則の改正を反映)

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (40/44)

【第4章 運転管理 (第33条)】

変更前

表33-9 工学的安全施設等作動計装〔3号炉〕(続き)

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
6. インターロック									
a. P-6	中間領域中性子束 9.52×10 ⁻¹¹ ~ 1.05×10 ⁻¹⁰ A	モード1 および2(c)	2	A. 1チャンネル以上が 動作不能である場合 ※17 B. 条件Aの措置を完了 時間内に達成できな い場合	A.1 制御係長は、当該インター ロックを運転状態に適合させる措置 を講じる。 B.1 発電課長(当直)は、モード3 にする。	1時間 12時間	設定値確認および機能 検査を実施する。	定期検査時	制御係長
b. P-11	加圧器圧力3.73± 0.03MPa[gage]	モード1、2 および3(m)	4	A. 1チャンネル以上が 動作不能である場合 ※17 B. 条件Aの措置を完了 時間内に達成できな い場合	A.1 制御係長は、当該インター ロックを運転状態に適合させる措置 を講じる。 B.1 発電課長(当直)は、モード3 にする。 および B.2 発電課長(当直)は、モード4 にする。	1時間 12時間 36時間	設定値確認および機能 検査を実施する。	定期検査時	制御係長

※17: インターロックにおける「動作不能である場合」とは、チャンネル故障あるいは出力側の故障により関連する作動機能が確保されない場合(手動ブロック許可信号が誤発信した場合を含む)をいう。

変更後

表33-9 工学的安全施設等作動計装〔3号炉〕(続き)

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
6. インターロック									
a. P-6	中間領域中性子束 9.52×10 ⁻¹¹ ~ 1.05×10 ⁻¹⁰ A	モード1 および2(c)	2	A. 1チャンネル以上が 動作不能である場合 ※17 B. 条件Aの措置を完了 時間内に達成できな い場合	A.1 制御係長は、当該インター ロックを運転状態に適合させる措置 を講じる。 B.1 発電課長(当直)は、モード3 にする。	1時間 12時間	設定値確認および機能 検査を実施する。	定期事業者 検査時	制御係長
b. P-11	加圧器圧力3.73± 0.03MPa[gage]	モード1、2 および3(m)	4	A. 1チャンネル以上が 動作不能である場合 ※17 B. 条件Aの措置を完了 時間内に達成できな い場合	A.1 制御係長は、当該インター ロックを運転状態に適合させる措置 を講じる。 および B.2 発電課長(当直)は、モード4 にする。	1時間 12時間 36時間	設定値確認および機能 検査を実施する。	定期事業者 検査時	制御係長

※17: インターロックにおける「動作不能である場合」とは、チャンネル故障あるいは出力側の故障により関連する作動機能が確保されない場合(手動ブロック許可信号が誤発信した場合を含む)をいう。

- ・新検査制度導入に伴う変更(事業者検査の独立性確保のための対応に伴う変更)
- ・新検査制度導入に伴う変更(実用炉規則の改正を反映)

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (41/44)

【第4章 運転管理 (第33条)】

項目	機能	所要チャンネル数	適用モード	所要チャンネル数を満足できない場合の措置 ^{※18}			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
1次冷却系計装	1次冷却材圧力	2	モード1、2 および3	A. 1チャンネルの計器が動作不能である場合	A.1 制御係課長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	30日	機能確認を実施する。	定期事業者検査時	制御係課長
	加圧器水位	2							
	1次冷却材温度 (広域) (高温側)	3							
	1次冷却材温度 (広域) (低温側)	3							
化学体積制御系計装	ほう酸タンク水位	2		B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 制御係課長は、当該計器が故障状態であることが運転員に明確に分かるような措置を講じる。	速やかに			
主蒸気、給水および補助給水系計装	主蒸気ライン圧力	2/ループ							
	補助給水ビット水位	2							
	蒸気発生器水位 (広域)	3							
	蒸気発生器水位 (狭域)	2/基							
燃料取替用水系計装	補助給水流量	3		C. 1つの機能が動作不能である場合	C.1 制御係課長は、当該機能の1チャンネルを動作可能な状態にする。または代替の監視手段を確保する。	10日			
	燃料取替用水ビット水位	2							
	原子炉格納容器関連計装	格納容器再循環サンプ水位 (広域)							
		格納容器再循環サンプ水位 (狭域)	2						
格納容器圧力		2							
格納容器内温度		2							
原子炉補機冷却水系計装	格納容器高レンジエリアモニタ (低レンジ)	2	D. 条件Cの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 発電課長 (当直) は、モード3にする。 および D.2 発電課長 (当直) は、モード4にする。	12時間				
	格納容器高レンジエリアモニタ (高レンジ)	2							
	原子炉補機冷却水サージタンク水位	2							
	原子炉補機冷却海水母管圧力	2							
制御用空気系計装	制御用空気圧力	2	36時間						
非常用炉心冷却系計装	高圧注入流量	2							
	低圧注入流量	2							

※18：チャンネル毎、機能毎に個別の条件が適用される。

変更前

変更後

- ・新検査制度導入に伴う変更 (事業者検査の独立性確保のための対応に伴う変更)
- ・新検査制度導入に伴う変更 (実用炉規則の改正を反映)

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (42/44)

【第4章 運転管理 (第33条)】

変更前

表33-11 ディーゼル発電機起動計装〔3号炉〕

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置			確認事項					
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当			
1. ディーゼル発電機起動論理回路	-	モード1、2、3および4	2系統	A. 1系統が動作不能である場合	A.1 制御係長は、当該システムを動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能検査を実施する。	定期検査時	発電室長			
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電係長（当直）は、モード3にする。 および B.2 発電係長（当直）は、モード5にする。	12時間 56時間						
2. 非常用高圧母線低電圧	定格電圧の69%以上	モード1、2、3、4、5、6および照射済燃料移動中	所要の母線あたり3	A. 1母線あたり1チャンネルが動作不能である場合	A.1 電気係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認を実施する。	定期検査時	電気係長			
				B. 1母線あたり2チャンネル以上が動作不能である場合	B.1 電気係長は、1母線あたり2チャンネルを動作可能な状態にする。	2時間				機能検査を実施する。	定期検査時	制御係長
				C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 発電係長（当直）は、当該ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに						
3. 非常用炉心冷却設備作動	表33-9 機能1. 非常用炉心冷却設備作動を参照											

変更後

表33-11 ディーゼル発電機起動計装〔3号炉〕

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置			確認事項					
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当			
1. ディーゼル発電機起動論理回路	-	モード1、2、3および4	2系統	A. 1系統が動作不能である場合	A.1 制御係長は、当該システムを動作可能な状態にする。ただし、残りの系統が正常な状態であることを確認のうえ、作業のため当該系統のバイパスを行うことができる。	6時間	機能確認を実施する。	定期事業者検査時	発電室長			
				B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	B.1 発電係長（当直）は、モード3にする。 および B.2 発電係長（当直）は、モード5にする。	12時間 56時間						
2. 非常用高圧母線低電圧	定格電圧の69%以上	モード1、2、3、4、5、6および照射済燃料移動中	所要の母線あたり3	A. 1母線あたり1チャンネルが動作不能である場合	A.1 電気係長は、当該チャンネルを動作可能な状態にする。	6時間	設定値確認を実施する。	定期事業者検査時	電気係長			
				B. 1母線あたり2チャンネル以上が動作不能である場合	B.1 電気係長は、1母線あたり2チャンネルを動作可能な状態にする。	2時間				機能確認を実施する。	定期事業者検査時	制御係長
				C. 条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 発電係長（当直）は、当該ディーゼル発電機を動作不能とみなす。	速やかに						
3. 非常用炉心冷却設備作動	表33-9 機能1. 非常用炉心冷却設備作動を参照											

・新検査制度導入に伴う変更（事業者検査の独立性確保のための対応に伴う変更）
・新検査制度導入に伴う変更（実用炉規則の改正を反映）

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (43/44)

【第4章 運転管理 (第33条)】

機能	設定値	適用モード	所要チャンネル・系統数	所要チャンネル・系統数を満足できない場合の措置			確認事項		
				条件	措置	完了時間	項目	頻度	担当
				1. 中央制御室非常用循環系作動論理回路	—	モード1、2、3、4および使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中	2系統	A. 1系統または1チャンネルが動作不能である場合	A.1 制御係修課長は、当該系統またはチャンネルを動作可能な状態にする。
2. 手動	—		2	B. 2系統または2チャンネルが動作不能である場合	B.1 制御係修課長は、当該系統またはチャンネルを動作可能な状態にする。	10日	機能検査を実施する。	定期検査時	制御係修課長
				C. モード1、2、3および4において、条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	C.1 発電課長(当直)は、中央制御室非常用循環ファンを起動させる。	速やかに			
				D. 使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中において、条件AまたはBの措置を完了時間内に達成できない場合	D.1 発電課長(当直)は、中央制御室非常用循環ファンを起動させる。または D.2 技術課長は、照射済燃料の移動を中止する ^{※19} 。	速やかに			
3. 非常用炉心冷却設備作動				表33-9 機能1. 非常用炉心冷却設備作動を参照					

※19：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

変更前

変更後

・新検査制度導入に伴う変更（事業者検査の独立性確保のための対応に伴う変更）
・新検査制度導入に伴う変更（実用炉規則の改正を反映）

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (44/44)
【第4章 運転管理 (第33条)】

機 能	適用モード	機能を満足できない場合の措置 ^{※20}			確認事項		
		条 件	措 置	完了時間	項 目	頻 度	担 当
		充てんポンプ 加圧器後備ヒータ 抽出オリフィス出口C/V内側隔離弁 ほう酸ポンプ 原子炉補機冷却水ポンプ 原子炉補機冷却海水ポンプ 電動補助給水ポンプ	モード1、2および3	A. 1つの機能が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 発電課長(当直)は、当該機能を動作可能な状態にする。 B. 1 発電課長(当直)は、モード3にする。 および B. 2 発電課長(当直)は、モード4にする。	30日 12時間 36時間	機能検査を実施する。
加圧器水位計 加圧器圧力計 蒸気発生器水位計(広域) 主蒸気ライン圧力計	モード1、2および3	A. 1つの機能が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	A. 1 制御係修課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B. 1 発電課長(当直)は、モード3にする。 および B. 2 発電課長(当直)は、モード4にする。	30日 12時間 36時間	機能検査を実施する。	定期検査時	制御係修課長
					動作不能でないことを指し値により確認する。	1ヶ月に1回	発電課長(当直)

※20：機能毎に個別の条件が適用される。

変更前

変更後

- ・新検査制度導入に伴う変更(事業者検査の独立性確保のための対応に伴う変更)
- ・新検査制度導入に伴う変更(実用炉規則の改正を反映)

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表（1/6）

【第5章 燃料管理】

変更前	変更後	備考
<p>第5章 燃料管理</p> <p>(新燃料の運搬)</p> <p>第92条 技術課長は、新燃料輸送容器から新燃料を取り出す場合は、燃料取扱棟クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用する。</p> <p>2 技術課長は、発電所内において、新燃料を運搬する場合は、次の事項を遵守し、新燃料輸送容器に収納する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器を使用すること。</p> <p>(2) 燃料取扱棟クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること。</p> <p>(3) 新燃料が臨界に達しない措置を講じること。</p> <p>3 技術課長は、発電所内において、新燃料を収納した新燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 容器の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(2) 法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(3) 容器および車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p>4 安全管理課長は、第3項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面の放射性物質の密度（以下、「表面汚染密度」という。）が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>5 技術課長は、新燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p>	<p>第5章 燃料管理</p> <p>(新燃料の運搬)</p> <p>第92条 技術課長は、新燃料輸送容器から新燃料を取り出す場合は、燃料取扱棟クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用する。</p> <p>2 技術課長は、発電所内において、新燃料を運搬する場合は、次の措置を講じ、<u>運搬前にこれらの措置の実施状況を確認し、新燃料輸送容器に収納する。</u></p> <p>(1) 法令に適合する容器を使用すること。</p> <p>(2) 燃料取扱棟クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること。</p> <p>(3) 新燃料が臨界に達しない措置を講じること。</p> <p>3 技術課長は、発電所内において、新燃料を収納した新燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、次の措置を講じ、<u>運搬前にこれらの措置の実施状況を確認する。</u></p> <p>(1) 容器の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(2) 法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(3) <u>運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること。</u></p> <p>(4) <u>車両を徐行させること。</u></p> <p>(5) <u>核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</u></p> <p>(6) 容器および車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p>4 安全管理課長は、第3項の運搬において、<u>運搬前に</u>容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面の放射性物質の密度（以下、「表面汚染密度」という。）が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>5 技術課長は、<u>新燃料を収納した新燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合したものであることを確認するため、次の検査を実施する。</u></p> <p>(1) <u>外観検査</u></p> <p>(2) <u>線量当量率検査</u></p> <p>(3) <u>未臨界検査</u></p> <p>(4) <u>吊上検査</u></p> <p>(5) <u>重量検査</u></p> <p>(6) <u>収納物検査</u></p> <p>(7) <u>表面密度検査</u></p> <p>6 技術課長は、新燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p>	<p>新検査制度導入に伴う変更（新燃料の運搬前の遵守事項に係る記載の充実）</p> <p>新検査制度導入に伴う変更（新燃料を収納した輸送容器を管理区域外に運搬する場合の遵守事項を規定）</p>

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (2/6)

【第5章 燃料管理】

変更前	変更後	備考
<p>(燃料の検査) 第94条 技術課長は、<u>定期検査</u>時に、装荷予定の照射された燃料のうちから燃料集合体外観検査を行う燃料を選定し、健全性に異常のないことを確認する。</p> <p>2 <u>技術課長は、定期検査時における1次冷却材中のよう素131の増加量の測定結果等に基づき、シッピング検査を行い、燃料の使用の可否を判断する。</u> <u>なお、漏えいと判断した燃料については、あわせて燃料集合体外観検査を行う。</u></p> <p>3 技術課長は、<u>第1項または第2項の検査の結果、使用しないと判断した燃料のうち、使用済燃料ラックに収納することが適切でない</u>と判断した燃料については、破損燃料保管容器に収納する等の措置を講じる。</p> <p>4 技術課長は、<u>第1項または第2項の検査を実施するために燃料を移動する場合は、使用済燃料ピットクレーンを使用する。</u></p>	<p>(燃料の検査) 第94条 技術課長は、<u>定期事業者検査</u>時に、装荷予定の照射された燃料のうちから燃料集合体外観検査を行う燃料を選定し、健全性に異常のないことを確認するとともに、<u>燃料の使用の可否を判断する。</u></p> <p>2 <u>第1項については、第8章の施設管理に基づき実施する。</u></p> <p>3 技術課長は、<u>第1項の検査の結果、使用済燃料ラックに収納することが適切でない</u>と判断した燃料については、破損燃料保管容器に収納する等の措置を講じる。</p> <p>4 技術課長は、<u>第1項の検査を実施するために燃料を移動する場合は、使用済燃料ピットクレーンを使用する。</u></p>	<p>新検査制度導入に伴う変更（定期事業者検査により燃料の使用の可否を判断すること及び燃料の検査は施設管理に基づき実施することを規定）</p>

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (3/6)

【第5章 燃料管理】

変更前	変更後	備考
<p>(燃料の取替等)</p> <p>第95条 技術課長は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合は、取替炉心の配置、燃料装荷のための安全措置、方法、体制を燃料装荷実施計画に定め、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>2 技術課長は、第1項の燃料装荷実施計画を定める前に、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷した後の原子炉起動から次回定期検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間にわたり原子炉を運転できる取替炉心の燃焼度を用いて、以下の項目について取替炉心の安全性評価を行い、その評価結果が、制限値を満足していることを確認する。</p> <p>(1) 反応度停止余裕</p> <p>(2) 最大線出力密度</p> <p>(3) 燃料集合体最高燃焼度 $F^{N_{XY}}$</p> <p>(4) 減速材温度係数</p> <p>(6) 最大反応度添加率</p> <p>(7) 制御棒クラストタ落下時のプロセスおよび $F^{N_{\Delta H}}$</p> <p>(8) 制御棒クラストタ飛出し時のプロセスおよび F_Q</p> <p>3 燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷した後に、第2項の期間を延長する場合には、あらかじめ技術課長は、その延長する期間も含め第2項に定める評価および確認を行い、原子炉主任技術者の確認を得て、所長に報告する。ただし、延長後の期間にわたり原子炉を運転できる取替炉心の燃焼度が、第2項の評価に用いた取替炉心の燃焼度を超えていない場合は除く。</p> <p>4 技術課長は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合、または原子炉から使用済燃料ピットへ取り出す場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合は、第1項の燃料装荷実施計画に従うこと。</p> <p>(2) 燃料取扱棟クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーン、燃料移送装置、燃料取替クレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること。</p>	<p>(燃料の取替等)</p> <p>第95条 技術課長は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合は、取替炉心の配置、燃料装荷のための安全措置、方法、体制を燃料装荷実施計画に定め、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>2 技術課長は、取替炉心毎に原子炉の運転履歴および燃料配置等の変更によって生じる炉心特性の変化を考慮し、原子炉設置(変更)許可申請書に基づき設定する制限値(燃料の機械設計、核設計および熱水力設計を考慮した安全評価の解析入力値、設計条件に基づく値または設計方針による値)を満足することを確認するため、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 技術課長は、第1項の燃料装荷実施計画を定める前に、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷した後の原子炉起動から次回定期事業者検査を開始するために原子炉を停止するまでの期間にわたり原子炉を所定の出力で運転できるよう設定した取替炉心の燃焼度を用いて、以下の項目について取替炉心の安全性評価を行う。評価には、妥当性を確認した計算コードを用いることとし、妥当性を確認する体制をあらかじめ定める。</p> <p>a. 反応度停止余裕</p> <p>b. 最大線出力密度</p> <p>c. 燃料集合体最高燃焼度</p> <p>d. 水平方向ピーキング係数 $F^{N_{XY}}$</p> <p>e. 減速材温度係数</p> <p>f. 最大反応度添加率</p> <p>g. 制御棒クラストタ落下時の評価および核的エンタルピ上昇熱水路係数 $F^{N_{\Delta H}}$</p> <p>h. 制御棒クラストタ飛出し時の評価および熱流速熱水路係数 F_Q</p> <p>i. 出力運転時ほう素濃度</p> <p>(2) 技術課長は、取替炉心の安全性の評価結果が制限値を満足していることを確認するとともに、原子炉主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>3 技術課長は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷した後に、第2項の評価に用いた期間を延長する場合には、あらかじめ、その延長する期間も含め第2項に定める評価および確認を行い、原子炉主任技術者の確認を得て、所長に報告する。ただし、延長後の期間にわたり原子炉を運転できる取替炉心の燃焼度が、第2項の評価に用いた取替炉心の燃焼度を超えていない場合は除く。</p> <p>4 技術課長は、燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合、または原子炉から使用済燃料ピットへ取り出す場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 燃料を貯蔵施設から原子炉へ装荷する場合は、第1項の燃料装荷実施計画に従うこと。</p> <p>(2) 燃料取扱棟クレーン、新燃料エレベータ、使用済燃料ピットクレーン、燃料移送装置、燃料取替クレーンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること。</p>	<p>新検査制度導入に伴う変更(取替炉心の安全性評価に係る規定の充実)</p>

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (4/6)

【第5章 燃料管理】

変更前	変更後	備考																
<p>(使用済燃料の貯蔵)</p> <p>第96条 技術課長は、使用済燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 各号炉の使用済燃料を表96-1に定める使用済燃料ピットに貯蔵すること。</p> <p>(2) 使用済燃料ピットの目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨および貯蔵上の注意事項を掲示すること。</p> <p>(3) 使用済燃料ピットクレーンを使用すること。</p> <p>(4) 使用済燃料ピットにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。</p> <p>表 96-1</p> <table border="1" data-bbox="871 1852 1058 2662"> <thead> <tr> <th>各号炉の使用済燃料</th> <th>貯蔵可能な使用済燃料ピット</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号炉</td> <td>1号炉、3号炉※1</td> </tr> <tr> <td>2号炉</td> <td>2号炉、3号炉※1</td> </tr> <tr> <td>3号炉</td> <td>3号炉</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：使用済燃料ピットで2年以上冷却した燃料を貯蔵する。</p>	各号炉の使用済燃料	貯蔵可能な使用済燃料ピット	1号炉	1号炉、3号炉※1	2号炉	2号炉、3号炉※1	3号炉	3号炉	<p>(使用済燃料の貯蔵)</p> <p>第96条 技術課長は、使用済燃料（以下、<u>照射済燃料を含む</u>）を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 各号炉の使用済燃料を表96-1に定める使用済燃料ピットに貯蔵すること。</p> <p>(2) 使用済燃料ピットの目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨および貯蔵上の注意事項を掲示すること。</p> <p>(3) 使用済燃料ピットクレーンを使用すること。</p> <p>(4) 使用済燃料ピットにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。</p> <p>(5) <u>使用済燃料ラックに収納することが適切でない</u>と判断した使用済燃料については、<u>破損燃料保管容器に収納する等の措置を講じる。</u></p> <p>表96-1</p> <table border="1" data-bbox="871 670 1058 1484"> <thead> <tr> <th>各号炉の使用済燃料</th> <th>貯蔵可能な使用済燃料ピット</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号炉</td> <td>1号炉、3号炉※1</td> </tr> <tr> <td>2号炉</td> <td>2号炉、3号炉※1</td> </tr> <tr> <td>3号炉</td> <td>3号炉</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：使用済燃料ピットで2年以上冷却した燃料を貯蔵する。</p>	各号炉の使用済燃料	貯蔵可能な使用済燃料ピット	1号炉	1号炉、3号炉※1	2号炉	2号炉、3号炉※1	3号炉	3号炉	<p>新検査制度導入に伴う変更（使用済燃料の貯蔵に係る規定の充実）</p>
各号炉の使用済燃料	貯蔵可能な使用済燃料ピット																	
1号炉	1号炉、3号炉※1																	
2号炉	2号炉、3号炉※1																	
3号炉	3号炉																	
各号炉の使用済燃料	貯蔵可能な使用済燃料ピット																	
1号炉	1号炉、3号炉※1																	
2号炉	2号炉、3号炉※1																	
3号炉	3号炉																	

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (5/6)

【第5章 燃料管理】

変更前	変更後	備考
<p>(使用済燃料の運搬)</p> <p>第97条 技術課長は、発電所内において、使用済燃料を運搬する場合は、次の事項を遵守し、キャスクピットにおいて、使用済燃料輸送容器に収納する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 法令に適合する容器を使用すること。 使用済燃料ピットクレーンを使用すること。 使用済燃料が臨界に達しない措置を講じること。 収納する使用済燃料のタイプおよび冷却期間が、容器の収納条件に適合していること。 <p>2 技術課長は、使用済燃料輸送容器から使用済燃料を取り出す場合は、キャスクピットにおいて、使用済燃料ピットクレーンを使用する。</p> <p>3 技術課長は、発電所内において、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、次の事項を遵守する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 容器の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること。 法令に定める危険物と混載しないこと。 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること。 車両を徐行させること。 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。 容器および車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。 <p>4 安全管理課長は、第3項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p>	<p>(使用済燃料の運搬)</p> <p>第97条 技術課長は、発電所内において、使用済燃料を運搬する場合は、次の措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認し、キャスクピットにおいて、使用済燃料輸送容器に収納する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 法令に適合する容器を使用すること。 使用済燃料ピットクレーンを使用すること。 使用済燃料が臨界に達しない措置を講じること。 収納する使用済燃料のタイプおよび冷却期間が、容器の収納条件に適合していること。 <p>2 技術課長は、使用済燃料輸送容器から使用済燃料を取り出す場合は、キャスクピットにおいて、使用済燃料ピットクレーンを使用する。</p> <p>3 技術課長は、発電所内において、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、次の措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 容器の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること。 法令に定める危険物と混載しないこと。 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること。 車両を徐行させること。 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。 容器および車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。 <p>4 安全管理課長は、第3項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>5 所長は、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器が法令で定められた技術基準に適合するものであることを確認するための検査を統括する。</p> <p>6 原子力安全・品質保証室長は、第4条に定める保安に関する組織のうち、使用済燃料を運搬する組織とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。</p> <p>7 前項の検査実施責任者は、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合、次の検査を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 外観検査 気密漏えい検査 圧力測定検査 線量当量率検査 未臨界検査 温度測定検査 吊上検査 	<p>新検査制度導入に伴う変更（使用済燃料の運搬に係る規定の充実）</p> <p>新検査制度導入に伴う変更（使用済燃料を収納した輸送容器を管理区域外に運搬する場合の遵守事項および検査の独立性の担保について規定）</p>

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (6/6)

【第5章 燃料管理】

変更前	変更後	備考
<p><u>5</u> 技術課長は、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p>	<p><u>(8)</u> <u>重量検査</u> <u>(9)</u> <u>収納物検査</u> <u>(10)</u> <u>表面密度検査</u></p> <p><u>8</u> 技術課長は、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p>	

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (1/3)

【第6章 放射性廃棄物管理】

変更前	変更後	備考
<p>(規定なし)</p> <p>(放射性固体廃棄物の管理)</p> <p>第98条 各課長は、次に定める放射性固体廃棄物の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵[*]1または保管する。</p> <p>(中略)</p> <p>5 安全管理課長は、管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入して運搬すること。ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が法令に定める限度を超えない場合であって、法令に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 容器等の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講ずること。</p> <p>(3) 法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(4) 容器等の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p>6 安全管理課長は、第5項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第104条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>7 安全管理課長は、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、<u>所長の承認を得る。</u></p>	<p>(放射性固体廃棄物の管理)</p> <p>第98条の2 各課長は、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵[*]1または保管する。</p> <p>(中略)</p> <p>5 安全管理課長は、管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の措置を講じ、<u>運搬前にこれらの措置の実施状況を確認する。</u></p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入して運搬すること。ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が法令に定める限度を超えない場合であって、法令に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 容器等の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講ずること。</p> <p>(3) 法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(4) 容器等の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p>(5) <u>運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること。</u></p> <p>(6) <u>車両を徐行させること。</u></p> <p>(7) <u>核燃料物質等の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</u></p> <p>6 安全管理課長は、第5項の運搬において、<u>運搬前に</u>容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第104条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>7 安全管理課長は、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、<u>次の事項を実施する。</u></p> <p>(1) <u>埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を作成し、発電所外の廃棄に関する措置の実施状況を確認する。</u></p> <p>(2) <u>発電所外の廃棄施設の廃棄事業者へ埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を引き渡す。</u></p> <p>(3) <u>放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄するにあたって、所長の承認を得る。</u></p> <p>8 <u>安全管理課長は、発電所外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、所長の承認を得る。</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (ALARAの精神にのっとり排気、排水等を管理することを規定)</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (条文番号の繰り下げ)</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (放射性固体廃棄物の運搬前の遵守事項に係る規定の充実)</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合の遵守事項を規定)</p>

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (2/3)

【第6章 放射性廃棄物管理】

変更前	変更後	備考
<p>※1：貯蔵とは、保管の前段階のもので、廃棄とは異なるものをいう（以下、本条において同じ）。</p> <p>（放射性廃棄物でない廃棄物の管理）</p> <p>第98条の2 「原子炉施設において設置された資材等または使用された物品であって「核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物で廃棄しようとするもの」でない廃棄物（以下、本条において「放射性廃棄物でない廃棄物」という。）」の判断をしようとする対象物の範囲は、管理区域内において設置された金属、コンクリート類、ガラスくず、廃油、プラスチック等（以下、本条において「資材等」という。）および管理区域内において使用された工具類等（以下、本条において「物品」という。）とする。</p> <p>（以下、略）</p> <p>（事故由来放射性物質の降下物の影響確認）</p> <p>第98条の3 安全管理課長は、原子炉等規制法および電気事業法に基づく工事計画（変更）認可申請書に記載されている設備・機器等（以下、本条において「設備・機器等」という。）について、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故由来の放射性物質の降下物（以下、本条において「降下物」という。）の影響の有無を確認する場合は、適切な測定方法により、降下物の分布調査を行う。</p> <p>（以下、略）</p> <p>（規定なし）</p>	<p>9 安全管理課長は、第8項の運搬において、運搬前に次の事項を確認する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入されていること。</p> <p>(2) 法令に定める書類および物品以外のものが収納されていないこと。</p> <p>10 安全管理課長は、第8項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、第104条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>※1：貯蔵とは、保管の前段階のもので、廃棄とは異なるものをいう（以下、本条において同じ）。</p> <p>（放射性廃棄物でない廃棄物の管理）</p> <p>第98条の3 「原子炉施設において設置された資材等または使用された物品であって「核燃料物質および核燃料物質によって汚染された物で廃棄しようとするもの」でない廃棄物（以下、本条において「放射性廃棄物でない廃棄物」という。）」の判断をしようとする対象物の範囲は、管理区域内において設置された金属、コンクリート類、ガラスくず、廃油、プラスチック等（以下、本条において「資材等」という。）および管理区域内において使用された工具類等（以下、本条において「物品」という。）とする。</p> <p>（以下、略）</p> <p>（事故由来放射性物質の降下物の影響確認）</p> <p>第98条の4 安全管理課長は、原子炉等規制法および電気事業法に基づく工事計画（変更）認可申請書に記載されている設備・機器等（以下、本条において「設備・機器等」という。）について、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故由来の放射性物質の降下物（以下、本条において「降下物」という。）の影響の有無を確認する場合は、適切な測定方法により、降下物の分布調査を行う。</p> <p>（以下、略）</p> <p>（輸入廃棄物の管理）</p> <p>第98条の5 原子力部長は、輸入廃棄物を廃棄物管理設備に廃棄する場合は、当該輸入廃棄物が法令で定める基準に適合したものであることを確認する。</p> <p>2 原子力部長は、輸入廃棄物が法令で定める基準に適合することを確認するための検査を統括する。</p> <p>3 原子力部長は、輸入廃棄物の管理に関する業務を行う組織とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（条文番号の繰り下げ）</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（条文番号の繰り下げ）</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（輸入廃棄物の廃棄に係る規定を追加）</p>

【第6章 放射性廃棄物管理】

変更前	変更後	備考																																				
<p>(放出管理用計測器の管理)</p> <p>第101条 安全管理課長および制御係課長は、表101に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能になった場合は、修理または代替品を補充する。</p> <p>表 101</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>計測器種類</th> <th>担当課長</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射性液体廃棄物 放出管理用計測器</td> <td>廃棄物処理設備排水モニタ</td> <td>制御係課長</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置</td> <td>安全管理課長</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射性気体廃棄物 放出管理用計測器</td> <td>排気筒モニタ</td> <td>制御係課長</td> <td>5台</td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置</td> <td>安全管理課長</td> <td>1台^{※1}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：放射性液体廃棄物放出管理用計測器と共用</p>	分類	計測器種類	担当課長	数量	放射性液体廃棄物 放出管理用計測器	廃棄物処理設備排水モニタ	制御係課長	2台	試料放射能測定装置	安全管理課長	2台	放射性気体廃棄物 放出管理用計測器	排気筒モニタ	制御係課長	5台	試料放射能測定装置	安全管理課長	1台 ^{※1}	<p>(放出管理用計測器の管理)</p> <p>第101条 安全管理課長および制御係課長は、表101に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能になった場合は、修理または代替品を補充する。</p> <p>表 101</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>計測器種類</th> <th>担当課長</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射性液体廃棄物 放出管理用計測器</td> <td>廃棄物処理設備排水モニタ</td> <td>制御係課長</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置</td> <td>安全管理課長</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">放射性気体廃棄物 放出管理用計測器</td> <td>排気筒モニタ</td> <td>制御係課長</td> <td>5台</td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置</td> <td>安全管理課長</td> <td>1台^{※1}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：放射性液体廃棄物放出管理用計測器と共用</p>	分類	計測器種類	担当課長	数量	放射性液体廃棄物 放出管理用計測器	廃棄物処理設備排水モニタ	制御係課長	2台	試料放射能測定装置	安全管理課長	2台	放射性気体廃棄物 放出管理用計測器	排気筒モニタ	制御係課長	5台	試料放射能測定装置	安全管理課長	1台 ^{※1}	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（放出管理用計測器の機能維持に係る規定の充実）</p>
分類	計測器種類	担当課長	数量																																			
放射性液体廃棄物 放出管理用計測器	廃棄物処理設備排水モニタ	制御係課長	2台																																			
	試料放射能測定装置	安全管理課長	2台																																			
放射性気体廃棄物 放出管理用計測器	排気筒モニタ	制御係課長	5台																																			
	試料放射能測定装置	安全管理課長	1台 ^{※1}																																			
分類	計測器種類	担当課長	数量																																			
放射性液体廃棄物 放出管理用計測器	廃棄物処理設備排水モニタ	制御係課長	2台																																			
	試料放射能測定装置	安全管理課長	2台																																			
放射性気体廃棄物 放出管理用計測器	排気筒モニタ	制御係課長	5台																																			
	試料放射能測定装置	安全管理課長	1台 ^{※1}																																			

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (1/7)

【第7章 放射線管理】

変更前	変更後	備考
<p>(規定なし)</p> <p>第1節 区域管理</p> <p>(管理区域の設定・解除)</p> <p>第103条 管理区域は、添付2に示す区域とする。</p> <p>2 安全管理課長は、管理区域を壁、柵等の区画物によって区画する他、標識を設けることによつて明らかに他の場所と区別する。</p> <p>3 安全管理課長は、管理区域を解除する場合は、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。</p> <p>4 安全管理課長は、添付2における管理区域境界付近において、表103に示す作業を行う場合は、3ヶ月以内に限り管理区域を設定または解除することができる。設定または解除にあたっては、安全管理課長は、目的、期間および場所を明らかにするとともに、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。</p> <p>なお、当該エリアを元に戻す場合についても、安全管理課長は、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。</p> <p>5 安全管理課長は、第4項以外で、一時的に管理区域を設定または解除する場合は、原子炉主任技術者の承認を得て、所長の承認を得て行うことができる。設定または解除にあたって、安全管理課長は、目的、期間および場所を明らかにするとともに、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。</p> <p>なお、当該エリアを元に戻す場合についても、安全管理課長は、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認し、原子炉主任技術者の承認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>6 安全管理課長は、第5項にかかわらず、緊急を要する場合は、管理区域を設定することができる。設定にあたって、安全管理課長は、法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。</p> <p>7 安全管理課長は、第6項における管理区域を設定した場合は、設定後において、目的、期間および場所を明らかにし、原子炉主任技術者の承認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>なお、当該エリアを元に戻す場合についても、安全管理課長は、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認し、原子炉主任技術者の承認を得て、所長の承認を得る。</p>	<p><u>(放射線管理に係る基本方針)</u></p> <p><u>第103条 発電所における放射線管理に係る保安活動は、放射線による従業員等の被ばくを、定められた限度以下であつてかつ合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</u></p> <p>第1節 区域管理</p> <p>(管理区域の設定・解除)</p> <p>第103条の2 管理区域は、添付2に示す区域とする。</p> <p>2 安全管理課長は、管理区域を壁、柵等の区画物によって区画する他、標識を設けることによつて明らかに他の場所と区別する。</p> <p>3 安全管理課長は、管理区域を解除する場合は、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。</p> <p>4 安全管理課長は、添付2における管理区域境界付近において、表103の2に示す作業を行う場合は、3ヶ月以内に限り管理区域を設定または解除することができる。設定または解除にあたっては、安全管理課長は、目的、期間および場所を明らかにするとともに、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。</p> <p>なお、当該エリアを元に戻す場合についても、安全管理課長は、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。</p> <p>5 安全管理課長は、第4項以外で、一時的に管理区域を設定または解除する場合は、原子炉主任技術者の承認を得て、所長の承認を得て行うことができる。設定または解除にあたって、安全管理課長は、目的、期間および場所を明らかにするとともに、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。</p> <p>なお、当該エリアを元に戻す場合についても、安全管理課長は、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認し、原子炉主任技術者の承認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>6 安全管理課長は、第5項にかかわらず、緊急を要する場合は、管理区域を設定することができる。設定にあたって、安全管理課長は、法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。</p> <p>7 安全管理課長は、第6項における管理区域を設定した場合は、設定後において、目的、期間および場所を明らかにし、原子炉主任技術者の承認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>なお、当該エリアを元に戻す場合についても、安全管理課長は、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認し、原子炉主任技術者の承認を得て、所長の承認を得る。</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (ALARAの精神にのっとり、従業員の被ばくを管理することを規定)</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (条文字番号繰り下げ)</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (記載の適正化)</p>

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (2/7)

【第7章 放射線管理】

変更前	変更後	備考																												
<p>表 103</p> <table border="1"> <tr><td>タンク点検等</td><td>監視カメラ点検等</td></tr> <tr><td>ポンプ点検等</td><td>扉・シャッター修理他作業</td></tr> <tr><td>バルブ点検等</td><td>清掃作業</td></tr> <tr><td>配管点検等</td><td>建物補修</td></tr> <tr><td>ケーブール点検等</td><td>搬出入作業</td></tr> <tr><td>空調点検等</td><td>物品の仮置</td></tr> <tr><td>計測器類点検等</td><td></td></tr> </table>	タンク点検等	監視カメラ点検等	ポンプ点検等	扉・シャッター修理他作業	バルブ点検等	清掃作業	配管点検等	建物補修	ケーブール点検等	搬出入作業	空調点検等	物品の仮置	計測器類点検等		<p>表 103 の2</p> <table border="1"> <tr><td>タンク点検等</td><td>監視カメラ点検等</td></tr> <tr><td>ポンプ点検等</td><td>扉・シャッター修理他作業</td></tr> <tr><td>バルブ点検等</td><td>清掃作業</td></tr> <tr><td>配管点検等</td><td>建物補修</td></tr> <tr><td>ケーブール点検等</td><td>搬出入作業</td></tr> <tr><td>空調点検等</td><td>物品の仮置</td></tr> <tr><td>計測器類点検等</td><td></td></tr> </table>	タンク点検等	監視カメラ点検等	ポンプ点検等	扉・シャッター修理他作業	バルブ点検等	清掃作業	配管点検等	建物補修	ケーブール点検等	搬出入作業	空調点検等	物品の仮置	計測器類点検等		<p>原子力規制における 検査制度の見直しに 伴う変更（記載の適 正化）</p>
タンク点検等	監視カメラ点検等																													
ポンプ点検等	扉・シャッター修理他作業																													
バルブ点検等	清掃作業																													
配管点検等	建物補修																													
ケーブール点検等	搬出入作業																													
空調点検等	物品の仮置																													
計測器類点検等																														
タンク点検等	監視カメラ点検等																													
ポンプ点検等	扉・シャッター修理他作業																													
バルブ点検等	清掃作業																													
配管点検等	建物補修																													
ケーブール点検等	搬出入作業																													
空調点検等	物品の仮置																													
計測器類点検等																														

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (3/7)

【第7章 放射線管理】

変更前	変更後	備考												
<p>(線量の評価)</p> <p>第110条 安全管理課長は、所員の放射線業務従事者の実効線量および等価線量を表110に定める項目および頻度に基づき評価し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p> <p>表 110</p> <table border="1" data-bbox="808 1899 919 2706"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部被ばくによる線量</td> <td>3ヶ月に1回※1</td> </tr> <tr> <td>内部被ばくによる線量</td> <td>3ヶ月に1回※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：女子（妊娠不能と診断された者および妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。）にあつては、1ヶ月に1回とする。</p>	項目	頻度	外部被ばくによる線量	3ヶ月に1回※1	内部被ばくによる線量	3ヶ月に1回※1	<p>(放射線業務従事者の線量管理等)</p> <p>第110条 各課（室、センター）長は、管理区域内で作業を実施する場合、作業内容に応じて作業計画を立案するとともに、放射線防護上必要な措置を講じることで放射線業務従事者の線量低減に努める。</p> <p>2 安全管理課長は、所員の放射線業務従事者の実効線量および等価線量を表110に定める項目および頻度に基づき評価し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p> <p>表 110</p> <table border="1" data-bbox="808 697 919 1504"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部被ばくによる線量</td> <td>3ヶ月に1回※1</td> </tr> <tr> <td>内部被ばくによる線量</td> <td>3ヶ月に1回※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：女子（妊娠不能と診断された者および妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。）にあつては、1ヶ月に1回とする。</p>	項目	頻度	外部被ばくによる線量	3ヶ月に1回※1	内部被ばくによる線量	3ヶ月に1回※1	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（条名称の変更および管理区域内の作業計画の立案、放射線業務従事者の線量低減に努めること（ALARAの精神に基づく活動）を規定）</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（条文番号繰り下げ）</p>
項目	頻度													
外部被ばくによる線量	3ヶ月に1回※1													
内部被ばくによる線量	3ヶ月に1回※1													
項目	頻度													
外部被ばくによる線量	3ヶ月に1回※1													
内部被ばくによる線量	3ヶ月に1回※1													

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (4/7)

【第7章 放射線管理】

変更前	変更後	備考
<p>第3節 外部放射線に係る線量当量率等の測定</p> <p>(中略)</p> <p>(規定なし)</p>	<p>第3節 外部放射線に係る線量当量率等の測定</p> <p>(中略)</p> <p><u>(平常時の環境放射線モニタリング)</u> <u>第112条の2 安全管理課長は、周辺環境への放射性物質の影響を確認するため、平常時の環境放射線モニタリングの計画を立案し、その計画に基づき測定を行い評価する。</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更(平常時の環境放射線モニタリングの立案およびそれに基づく測定・評価を行うことを規定)</p>

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (5/7)

【第7章 放射線管理】

変更前		変更後		備考																																																																					
<p>(放射線計測器類の管理) 第113条 安全管理課長および制御係課長は、表113に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。</p>		<p>(放射線計測器類の管理) 第113条 安全管理課長および制御係課長は、表113に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。また、定期的に点検を実施し機能維持を図る。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理または代替品を補充する。</p>		<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（放射線計測器類の定期的な確認により機能維持を図ることを規定）</p>																																																																					
<p>表 113</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>計測器種類</th> <th>担当課長</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被ばく管理用計測器</td> <td>ホールボダイカウンタ</td> <td>安全管理課長</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">放射線管理用計測器</td> <td>線量当量率測定用サーベイメータ</td> <td rowspan="4">安全管理課長</td> <td>4台</td> </tr> <tr> <td>汚染密度測定用サーベイメータ</td> <td>4台</td> </tr> <tr> <td>退出モニタ</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置</td> <td>2台^{※1}</td> </tr> <tr> <td></td> <td>積算線量計</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">放射線監視用計測器</td> <td>モニタリングポスト</td> <td rowspan="3">制御係課長</td> <td>7台</td> </tr> <tr> <td>モニタリングステーション</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>エリアモニタ</td> <td>29台^{※2}</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">環境放射能用計測器</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td rowspan="2">安全管理課長</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>積算線量計測定装置</td> <td>1台</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1台は表101の試料放射能測定装置と共用 ※2：管理区域外測定用の3台を含む。</p>		分類	計測器種類		担当課長	数量	被ばく管理用計測器	ホールボダイカウンタ	安全管理課長	1台	放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	安全管理課長	4台	汚染密度測定用サーベイメータ	4台	退出モニタ	2台	試料放射能測定装置	2台 ^{※1}		積算線量計	1式	放射線監視用計測器	モニタリングポスト	制御係課長	7台	モニタリングステーション	1台	エリアモニタ	29台 ^{※2}	環境放射能用計測器	試料放射能測定装置	安全管理課長	1台	積算線量計測定装置	1台	<p>表 113</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>計測器種類</th> <th>担当課長</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被ばく管理用計測器</td> <td>ホールボダイカウンタ</td> <td>安全管理課長</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">放射線管理用計測器</td> <td>線量当量率測定用サーベイメータ</td> <td rowspan="4">安全管理課長</td> <td>4台</td> </tr> <tr> <td>汚染密度測定用サーベイメータ</td> <td>4台</td> </tr> <tr> <td>退出モニタ</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置</td> <td>2台^{※1}</td> </tr> <tr> <td></td> <td>積算線量計</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">放射線監視用計測器</td> <td>モニタリングポスト</td> <td rowspan="3">制御係課長</td> <td>7台</td> </tr> <tr> <td>モニタリングステーション</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>エリアモニタ</td> <td>29台^{※2}</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">環境放射能用計測器</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td rowspan="2">安全管理課長</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>積算線量計測定装置</td> <td>1台</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1台は表101の試料放射能測定装置と共用 ※2：管理区域外測定用の3台を含む。</p>		分類	計測器種類	担当課長	数量	被ばく管理用計測器	ホールボダイカウンタ	安全管理課長	1台	放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	安全管理課長	4台	汚染密度測定用サーベイメータ	4台	退出モニタ	2台	試料放射能測定装置	2台 ^{※1}		積算線量計	1式	放射線監視用計測器	モニタリングポスト	制御係課長	7台	モニタリングステーション	1台	エリアモニタ	29台 ^{※2}	環境放射能用計測器	試料放射能測定装置	安全管理課長	1台	積算線量計測定装置
分類	計測器種類	担当課長	数量																																																																						
被ばく管理用計測器	ホールボダイカウンタ	安全管理課長	1台																																																																						
放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	安全管理課長	4台																																																																						
	汚染密度測定用サーベイメータ		4台																																																																						
	退出モニタ		2台																																																																						
	試料放射能測定装置		2台 ^{※1}																																																																						
	積算線量計	1式																																																																							
放射線監視用計測器	モニタリングポスト	制御係課長	7台																																																																						
	モニタリングステーション		1台																																																																						
	エリアモニタ		29台 ^{※2}																																																																						
環境放射能用計測器	試料放射能測定装置	安全管理課長	1台																																																																						
	積算線量計測定装置		1台																																																																						
分類	計測器種類	担当課長	数量																																																																						
被ばく管理用計測器	ホールボダイカウンタ	安全管理課長	1台																																																																						
放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	安全管理課長	4台																																																																						
	汚染密度測定用サーベイメータ		4台																																																																						
	退出モニタ		2台																																																																						
	試料放射能測定装置		2台 ^{※1}																																																																						
	積算線量計	1式																																																																							
放射線監視用計測器	モニタリングポスト	制御係課長	7台																																																																						
	モニタリングステーション		1台																																																																						
	エリアモニタ		29台 ^{※2}																																																																						
環境放射能用計測器	試料放射能測定装置	安全管理課長	1台																																																																						
	積算線量計測定装置		1台																																																																						

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (6/7)

【第7章 放射線管理】

変更前	変更後	備考
<p>第4節 物品移動の管理</p> <p>(管理区域外等への搬出および運搬)</p> <p>第114条 安全管理課長は、各課（室、センター）長が管理区域外に搬出する物品または管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する物品の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から搬出される場合は、この限りでない。</p> <p>2 各課（室、センター）長は、管理区域外に核燃料物質等（第92条、第97条および第98条に定めるものを除く。以下、本条において同じ。）を運搬する場合は船舶輸送に伴い車両によって運搬する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入して運搬すること。ただし、核燃料物質等の放射能濃度が法令に定める限度を超えない場合であって、法令に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 容器等の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(3) 法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(4) 容器等の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p>3 安全管理課長は、第2項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p>	<p>第4節 物品移動の管理</p> <p>(管理区域外等への搬出および運搬)</p> <p>第114条 安全管理課長は、各課（室、センター）長が管理区域外に搬出する物品または管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する物品の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から搬出される場合は、この限りでない。</p> <p>2 各課（室、センター）長は、管理区域外に核燃料物質等（第92条、第97条および第98条の2に定めるものを除く。以下、本条において同じ。）を運搬する場合は船舶輸送に伴い車両によって運搬する場合は、次の措置を講じ、<u>運搬前にこれら措置の実施状況を確認する。</u></p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入して運搬すること。ただし、核燃料物質等の放射能濃度が法令に定める限度を超えない場合であって、法令に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 容器等の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(3) 法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(4) 容器等の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p>(5) <u>運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること。</u></p> <p>(6) <u>車両を徐行させること。</u></p> <p>(7) <u>核燃料物質等の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</u></p> <p>3 安全管理課長は、第2項の運搬において、<u>運搬前に</u>容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（管理区域外への運搬時の確認事項について、運搬前に行うことを明記）</p>

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (7/7)

【第7章 放射線管理】

変更前	変更後	備考
<p>(発電所外への運搬) 第115条 各課（室、センター）長は、核燃料物質等（第92条、第97条および第98条に定めるものを除く。）を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p>	<p>(発電所外への運搬) 第115条 各課（室、センター）長は、核燃料物質等（第92条、第97条および第98条の2に定めるものを除く。）を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。 2 各課（室、センター）長は、<u>運搬にあたっては法令に定める核燃料物質等の区分に応じた輸送物として運搬する。</u> 3 各課（室、センター）長は、<u>運搬前に次の事項を確認する。</u> (1) <u>法令に適合する容器に封入されていること。</u> (2) <u>法令に定める書類および物品以外のものが収納されていないこと。</u> (3) <u>L型輸送物については、開封されたときに見やすい位置に法令に定める表示を行うこと。</u> (4) <u>A型輸送物もしくはBM型輸送物については、みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるように、容易に破れないシールの貼付け等の措置を講じること。</u> 4 <u>安全管理課長は、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</u></p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（発電所外への運搬時の遵守事項および遵守状況を確認すること）を規定)</p>

【第8章 施設管理】

変更前	変更後	備考
<p>第8章 保守管理</p> <p>(<u>保守管理計画</u>)</p> <p>第118条 <u>保守管理を実施するにあたり、以下の保守管理計画を定める。</u></p> <p><u>1. 定義</u></p> <p>本保守管理計画における用語の定義は「<u>原子力発電所の保守管理規程 (JEAC4209-2007)</u>」に従うものとする。</p> <p><u>2. 保守管理の実施方針および保守管理目標</u></p> <p>(1) 社長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、<u>保守管理</u>の継続的な改善を図るため、<u>保守管理</u>の現状等を踏まえ、<u>保守管理</u>の実施方針を定める。また、<u>12</u>の<u>保守管理</u>の有効性評価の結果、および<u>保守管理</u>を行う観点から特別な状態（<u>7.3</u>参照）を踏まえ<u>保守管理</u>の実施方針の見直しを行う。</p> <p>(2) さらに、第118条の<u>2</u>に定める長期<u>保守管理</u>方針を策定または変更した場合には、長期<u>保守管理</u>方針に従い安全を実施することを<u>保守管理</u>の実施方針に反映する。</p> <p>(3) 組織は、<u>保守管理</u>の実施方針に基づき、<u>保守管理</u>の改善を図るための<u>保守管理</u>目標を設定する。また、<u>12</u>の<u>保守管理</u>の有効性評価の結果、および<u>保守管理</u>を行う観点から特別な状態（<u>7.3</u>参照）を踏まえ<u>保守管理</u>目標の見直しを行う。</p> <p><u>3. 保全プログラムの策定</u></p> <p>組織は、<u>2</u>の<u>保守管理</u>目標を達成するため<u>4</u>より<u>11</u>からなる保全プログラムを策定する。また、<u>12</u>の<u>保守管理</u>の有効性評価の結果、および<u>保守管理</u>を行う観点から特別な状態（<u>7.3</u>参照）を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。</p> <p><u>4. 保全の対象範囲の策定</u></p> <p>組織は、<u>原子力発電施設</u>の中から、各号炉毎に保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。</p> <p>(1) 「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針（平成2年8月30日原子力安全委員会決定）」（以下、「重要度分類指針」という。）において、一般の産業施設よりも更に高度な信頼性の確保および維持が要求される機能を有する設備</p> <p>(2) 重要度分類指針において、一般の産業施設と同等以上の信頼性の確保および維持が要求される機能を有する設備</p> <p>(3) 「<u>発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令（昭和40年通商産業省令第62号）</u>（<u>以下、「省令62号」という。</u>）」に規定される設備</p>	<p>第8章 施設管理</p> <p>(<u>施設管理計画</u>)</p> <p>第118条 <u>原子炉施設について原子炉設置（変更）許可を受けた設備に係る事項および「<u>実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（以下、「技術基準規則」という。）</u>」を含む要求事項への適合を維持し、<u>原子炉施設の安全を確保するため、以下の施設管理計画を定める。</u></u></p> <p><u>1. 施設管理の実施方針および施設管理目標</u></p> <p>(1) 社長は、原子炉施設の安全確保を最優先として、<u>施設管理</u>の継続的な改善を図るため、<u>施設管理</u>の現状等を踏まえ、<u>施設管理</u>の実施方針を定める。また、<u>11</u>の<u>施設管理</u>の有効性評価の結果、および<u>施設管理</u>を行う観点から特別な状態（<u>6.3</u>参照）を踏まえ<u>施設管理</u>の実施方針の見直しを行う。</p> <p>(2) さらに、第118条の<u>6</u>に定める長期<u>施設管理</u>方針を策定または変更した場合には、長期<u>施設管理</u>方針に従い安全を実施することを<u>施設管理</u>の実施方針に反映する。</p> <p>(3) 組織は、<u>施設管理</u>の実施方針に基づき、<u>管理</u>の改善を図るための<u>施設管理</u>目標を設定する。また、<u>11</u>の<u>施設管理</u>の有効性評価の結果、および<u>施設管理</u>を行う観点から特別な状態（<u>6.3</u>参照）を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。</p> <p><u>2. 保全プログラムの策定</u></p> <p>組織は、<u>1</u>の<u>施設管理</u>目標を達成するため<u>3</u>より<u>10</u>からなる保全プログラムを策定する。また、<u>11</u>の<u>施設管理</u>の有効性評価の結果、および<u>施設管理</u>を行う観点から特別な状態（<u>6.3</u>参照）を踏まえ保全プログラムの見直しを行う。</p> <p><u>3. 保全対象範囲の策定</u></p> <p>組織は、<u>原子炉施設</u>の中から、各号炉毎に保全を行うべき対象範囲として次の各項の設備を選定する。</p> <p>(1) 「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針（平成2年8月30日原子力安全委員会決定）」（以下、「重要度分類指針」という。）において、一般の産業施設よりも更に高度な信頼性の確保および維持が要求される機能を有する設備</p> <p>(2) 重要度分類指針において、一般の産業施設と同等以上の信頼性の確保および維持が要求される機能を有する設備</p> <p>(3) <u>原子炉設置（変更）許可申請書および設計および工事計画認可申請書で保管および設置要求があり、許可または認可を得た設備</u></p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則および保安規定審査基準の改正ならびに原子力事業者等における使用事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド（保安措置運用ガイド）の反映）</p>

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (2/12)

【第8章 施設管理】

変更前	変更後	備考
<p>(4) 炉心損傷または格納容器機能喪失を防止するために必要な機能を有する設備</p> <p>(5) その他自ら定める設備</p> <p><u>5</u> <u>保安重要度の設定</u></p> <p>組織は、<u>4</u>の保安対象範囲について系統毎の範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統および機器の<u>保安重要度</u>を設定する。</p> <p>(1) 系統の保安重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため重要度分類指針の重要度に基づき、<u>PSA</u>から得られるリスク情報を考慮して設定する。</p> <p>(2) 機器の保安重要度は、当該機器が属する系統の保安重要度と整合するよう設定する。</p> <p>なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、<u>PSA</u>から得られるリスク情報を考慮することができる。</p> <p>(3) 構築物の保安重要度は、(1)または(2)に基づき設定する。</p> <p><u>6</u> 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定および監視</p> <p>(1) 組織は、保全の有効性を監視、評価するために<u>5</u>の<u>保安重要度</u>を踏まえ、プラントレベルおよび系統レベルの保全活動管理指標を設定する。</p> <p>a. プラントレベルの保全活動管理指標</p> <p>プラントレベルの保全活動管理指標として、以下のものを設定する。</p> <p>① 7000 臨界時間あたりの計画外自動停止回数</p> <p>② 7000 臨界時間あたりの計画外出力変動回数</p> <p>③ 工学的安全施設の計画外作動回数</p> <p>b. 系統レベルの保全活動管理指標</p> <p>系統レベルの保全活動管理指標として、<u>5 (1)</u>の<u>保安重要度</u>の高い系統のうち、重要度分類指針クラス1、クラス2およびリスク重要度の高い系統機能に対して以下のものを設定する。</p> <p>① 予防可能故障 (MPFF) 回数</p> <p>② 非待機 (UA) 時間^{*1}</p> <p>(2) 組織は、以下に基づき保全活動管理指標の目標値を設定する。また、<u>11</u>の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。</p> <p>a. プラントレベルの保全活動管理指標</p> <p>プラントレベルの保全活動管理指標の目標値は、運転実績を踏まえて設定する。</p> <p>b. 系統レベルの保全活動管理指標</p> <p>① 予防可能故障 (MPFF) 回数の目標値は、運転実績、重要度分類指針の重要度、リスク重要度を考慮して設定する。</p>	<p>(4) 炉心損傷または格納容器機能喪失を防止するために必要な機能を有する設備</p> <p>(5) その他自ら定める設備</p> <p><u>4</u> <u>施設管理の重要度の設定</u></p> <p>組織は、<u>3</u>の保安対象範囲について系統毎の範囲と機能を明確にした上で、構築物、系統および機器の<u>施設管理の重要度として点検に用いる重要度 (以下、「保安重要度」という。)</u>と<u>設計および工事に用いる重要度</u>を設定する。</p> <p>(1) 系統の保安重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため、重要度分類指針の重要度に基づき、<u>確率的リスク評価</u>から得られるリスク情報を考慮して設定する。</p> <p>(2) 機器の保安重要度は、当該機器が属する系統の保安重要度と整合するよう設定する。</p> <p>なお、この際、機器が故障した場合の系統機能への影響、<u>確率的リスク評価</u>から得られるリスク情報、<u>運転経験等</u>を考慮することができる。</p> <p>(3) 構築物の保安重要度は、(1)または(2)に基づき設定する。</p> <p>(4) <u>設計および工事に用いる重要度は、原子炉施設の安全性を確保するため、重要度分類指針の重要度等を組み合わせて設定する。</u></p> <p>(5) <u>5</u>の<u>保全活動管理指標の設定、監視計画の策定および監視以降の保全活動は重要度に応じた管理を行う。</u></p> <p><u>5</u> 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定および監視</p> <p>(1) 組織は、保全の有効性を監視、評価するために<u>4</u>の<u>施設管理の重要度</u>を踏まえ、<u>施設管理目標の中で</u>プラントレベルおよび系統レベルの保全活動管理指標を設定する。</p> <p>a. プラントレベルの保全活動管理指標</p> <p>プラントレベルの保全活動管理指標として、以下のものを設定する。</p> <p>① 7000 臨界時間あたりの計画外自動・手動停止回数</p> <p>② 7000 臨界時間あたりの計画外出力変動回数</p> <p>③ 工学的安全施設の計画外作動回数</p> <p>b. 系統レベルの保全活動管理指標</p> <p>系統レベルの保全活動管理指標として、<u>4 (1)</u>の<u>施設管理の重要度</u>の高い系統のうち、重要度分類指針クラス1、クラス2およびリスク重要度の高い系統機能に対して以下のものを設定する。</p> <p>① 予防可能故障 (MPFF) 回数</p> <p>② 非待機 (UA) 時間^{*1}</p> <p>(2) 組織は、以下に基づき保全活動管理指標の目標値を設定する。また、<u>10</u>の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全活動管理指標の目標値の見直しを行う。</p> <p>a. プラントレベルの保全活動管理指標</p> <p>プラントレベルの保全活動管理指標の目標値は、運転実績を踏まえて設定する。</p> <p>b. 系統レベルの保全活動管理指標</p> <p>① 予防可能故障 (MPFF) 回数の目標値は、運転実績、重要度分類指針の重要度、リスク重要度を考慮して設定する。</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (実用炉規則および保安規定審査基準の改正ならびに保安措置運用ガイドの反映)</p>

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (3/12)

【第8章 施設管理】

変更前	変更後	備考
<p>② 非待機 (UA) 時間の目標値は、点検実績および第4章第3節 (運転上の制限) 第19条から第84条の第3項で定める要求される措置の完了時間を参照して設定する。</p> <p>(3) 組織は、プラントまたは系統の供用開始までに、保全活動管理指標の監視項目、監視方法および算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。 なお、監視計画には、計画の始期および期間に関することを含める。</p> <p>(4) 組織は、監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報の採取および監視を実施し、その結果を記録する。</p> <p>※1：非待機 (UA) 時間については、待機状態にある機能および待機状態にある系統の動作に必須の機能に対してのみ設定する。</p> <p><u>7</u> 保全計画の策定</p> <p>(1) 組織は、<u>4</u>の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。 なお、保全計画には、計画の始期および期間に関することを含める。</p> <p>a. 点検計画 (<u>7.1</u> 参照)</p> <p>b. <u>補修、取替えおよび改造計画</u> (<u>7.2</u> 参照)</p> <p>c. 特別な保全計画 (<u>7.3</u> 参照)</p> <p>(2) 組織は、保全計画の策定にあたって、<u>5</u>の保全重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、<u>11</u>の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全計画の見直しを行う。</p> <p>a. 運転実績、事故および故障事例などの運転経験</p> <p>b. 使用環境および設置環境</p> <p>c. 劣化、故障モード</p> <p>d. 機器の構造等の設計的知見</p> <p>e. 科学的知見</p> <p>(3) 組織は、保全の実施段階での原子炉の安全性が確保されていることを確認するとともに、安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、保全計画を策定する。</p> <p><u>7.1</u> 点検計画の策定</p> <p>(1) 組織は、原子炉停止中または運転中に点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法ならびにそれらの実施頻度および実施時期を定めた点検計画を策定する。</p> <p>(2) 組織は、構築物、系統および機器の適切な単位ごとに、予防保全を基本として、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。</p> <p>a. 予防保全</p> <p>(a) 時間基準保全</p> <p>(b) 状態基準保全</p> <p>b. 事後保全</p> <p>(3) 組織は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。</p>	<p>② 非待機 (UA) 時間の目標値は、点検実績および第4章第3節 (運転上の制限) 第19条から第84条の第3項で定める要求される措置の完了時間を参照して設定する。</p> <p>(3) 組織は、プラントまたは系統の供用開始までに、保全活動管理指標の監視項目、監視方法および算出周期を具体的に定めた監視計画を策定する。 なお、監視計画には、計画の始期および期間に関することを含める。</p> <p>(4) 組織は、監視計画に従い保全活動管理指標に関する情報の採取および監視を実施し、その結果を記録する。</p> <p>※1：非待機 (UA) 時間については、待機状態にある機能および待機状態にある系統の動作に必須の機能に対してのみ設定する。</p> <p><u>6</u> 保全計画の策定</p> <p>(1) 組織は、<u>3</u>の保全対象範囲に対し、以下の保全計画を策定する。 なお、保全計画には、計画の始期および期間に関することを含める。</p> <p>a. 点検計画 (<u>6.1</u> 参照)</p> <p>b. <u>設計および工事の計画</u> (<u>6.2</u> 参照)</p> <p>c. 特別な保全計画 (<u>6.3</u> 参照)</p> <p>(2) 組織は、保全計画の策定にあたって、<u>4</u>の施設管理の重要度を勘案し、必要に応じて次の事項を考慮する。また、<u>10</u>の保全の有効性評価の結果を踏まえ保全計画の見直しを行う。</p> <p>a. 運転実績、事故および故障事例などの運転経験</p> <p>b. 使用環境および設置環境</p> <p>c. 劣化、故障モード</p> <p>d. 機器の構造等の設計的知見</p> <p>e. 科学的知見</p> <p>(3) 組織は、保全の実施段階での原子炉の安全性が確保されていることを確認するとともに、安全機能に影響を及ぼす可能性のある行為を把握し、保全計画を策定する。</p> <p><u>6.1</u> 点検計画の策定</p> <p>(1) 組織は、原子炉停止中または運転中に点検を実施する場合は、あらかじめ保全方式を選定し、点検の方法ならびにそれらの実施頻度および実施時期を定めた点検計画を策定する。</p> <p>(2) 組織は、構築物、系統および機器の適切な単位ごとに、予防保全を基本として、以下に示す保全方式から適切な方式を選定する。</p> <p>a. 予防保全</p> <p>(a) 時間基準保全</p> <p>(b) 状態基準保全</p> <p>b. 事後保全</p> <p>(3) 組織は、選定した保全方式の種類に応じて、次の事項を定める。</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (実用炉規則および保安規定審査基準の改正ならびに保安措置運用ガイドの反映)</p>

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (4/12)

【第8章 施設管理】

変更前	変更後	備考
<p>a. 時間基準保全</p> <p>(a) 点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>イ 点検の具体的方法</p> <p>ロ 構築物、系統および機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法および管理基準</p> <p>ハ 実施頻度</p> <p>ニ 実施時期</p> <p>なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に設備診断技術を使った状態監視データ採取、巡視点検または定例試験の状態監視を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。</p> <p>b. 状態基準保全</p> <p>(a) 設備診断技術を使い状態監視データを採取する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>イ 状態監視データの具体的採取方法</p> <p>ロ 機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法および必要な対応を適切に判断するための管理基準</p> <p>ハ 状態監視データ採取頻度</p> <p>ニ 実施時期</p> <p>ホ 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>(b) 巡視点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>イ 巡視点検の具体的方法</p> <p>ロ 構築物、系統および機器の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法および管理基準</p> <p>ハ 実施頻度</p> <p>ニ 実施時期</p> <p>ホ 機器の状態が管理基準に達するかまたは故障の兆候を発見した場合の対応方法</p> <p>(c) 定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>イ 定例試験の具体的方法</p> <p>ロ 構築物、系統および機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法及び管理基準</p> <p>ハ 実施頻度</p> <p>ニ 実施時期</p> <p>ホ 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>c. 事後保全</p> <p>事後保全を選定した場合は、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法および修復時期を定める。</p>	<p>a. 時間基準保全</p> <p>(a) 点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>イ 点検の具体的方法</p> <p>ロ 構築物、系統および機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法および管理基準</p> <p>ハ 実施頻度</p> <p>ニ 実施時期</p> <p>なお、時間基準保全を選定した機器に対して、運転中に設備診断技術を使った状態監視データ採取、巡視点検または定例試験の状態監視を実施する場合は、状態監視の内容に応じて、状態基準保全を選定した場合に準じて必要な事項を定める。</p> <p>b. 状態基準保全</p> <p>(a) 設備診断技術を使い状態監視データを採取する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>イ 状態監視データの具体的採取方法</p> <p>ロ 機器の故障の兆候を検知するために必要な状態監視データ項目、評価方法および必要な対応を適切に判断するための管理基準</p> <p>ハ 状態監視データ採取頻度</p> <p>ニ 実施時期</p> <p>ホ 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>(b) 巡視点検を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>イ 巡視点検の具体的方法</p> <p>ロ 構築物、系統および機器の状態を監視するために必要なデータ項目、評価方法および管理基準</p> <p>ハ 実施頻度</p> <p>ニ 実施時期</p> <p>ホ 機器の状態が管理基準に達するかまたは故障の兆候を発見した場合の対応方法</p> <p>(c) 定例試験を実施する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>イ 定例試験の具体的方法</p> <p>ロ 構築物、系統および機器が所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要なデータ項目、評価方法および管理基準</p> <p>ハ 実施頻度</p> <p>ニ 実施時期</p> <p>ホ 機器の状態が管理基準に達した場合の対応方法</p> <p>c. 事後保全</p> <p>事後保全を選定した場合は、機能喪失の発見後、修復を実施する前に、修復方法、修復後に所定の機能を発揮することの確認方法および修復時期を定める。</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (実用炉規則および保安規定審査基準の改正ならびに保安措置運用ガイドの反映)</p>

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (5/12)

【第8章 施設管理】

変更前	変更後	備考
<p>7.2 補修、取替えおよび改造計画の策定</p> <p>(1) 組織は、<u>補修、取替えおよび改造</u>を実施する場合は、あらかじめその方法および実施時期を定めた計画を策定する。また、安全上重要な機器等^{※2}の<u>補修、取替えおよび改造</u>を実施する場合は、その計画段階において、法令に基づく必要な手続き^{※3}の要否について確認を行い、その結果を記録する。</p> <p>(2) 組織は、<u>補修、取替えおよび改造</u>を実施する構築物、系統および機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを検査および試験により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 検査および試験の具体的方法</p> <p>b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な検査および試験の項目、評価方法および管理基準</p> <p>c. 検査および試験の実施時期</p> <p>※2：「安全上重要な機器等」とは、「安全上重要な機器等」を定める告示（平成15年経済産業省告示第327号）に定める機器および構築物をいう（以下、第131条において同じ。）</p> <p>※3：法令に基づく必要な手続きとは、原子炉等規制法第43条の3の8（変更の許可及び届出等）、第43条の3の9（工事の計画の認可）、第43条の3の10（工事の計画の届出）、第43条の3の11（使用前検査）および第43条の3の13（溶接安全管理検査）ならびに電気事業法第47条・第48条（工事計画）、第49条・第50条（使用前検査）および第52条（溶接安全管理検査）に係る手続きをいう。（以下、第131条において同じ。）</p> <p>7.3 特別な保全計画の策定</p> <p>(1) 組織は、地震、事故等により長期停止を伴った保全を実施する場合などは、特別な措置として、あらかじめ当該原子炉施設の状態に応じた保全方法および実施時期を定めた計画を策定する。</p>	<p>(4) 組織は、<u>点検を実施する構築物、系統および機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを事業者検査^{※2}により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</u></p> <p>a. <u>事業者検査の具体的方法</u></p> <p>b. <u>所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な事業者検査の項目、評価方法および管理基準</u></p> <p>c. <u>事業者検査の実施時期</u></p> <p>※2：事業者検査とは、<u>点検および工事に伴うリソース（次工程への引渡し）のため、点検および工事とは別に、要求事項への適合を確認する合否判定行為であり、第118条の4による使用前事業者検査および第118条の5による定期事業者検査をいう（以下、本条において同じ）。</u></p> <p>6.2 設計および工事の計画の策定</p> <p>(1) 組織は、<u>設計および工事</u>を実施する場合は、あらかじめその方法および実施時期を定めた<u>設計および工事</u>の計画を策定する。また、安全上重要な機器等の<u>工事</u>を実施する場合は、その計画段階において、法令に基づく必要な手続き^{※3}の要否について確認を行い、その結果を記録する。</p> <p>(2) 組織は、<u>原子炉施設に対する使用前点検を行う場合は、使用前点検の方法ならびにそれらの実施頻度および実施時期を定めた使用前点検の計画を策定する。</u></p> <p>(3) 組織は、<u>工事</u>を実施する構築物、系統および機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを<u>事業者検査ならびに事業者検査以外の検査および試験（以下「試験等」という。）</u>により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. <u>事業者検査および試験等の具体的方法</u></p> <p>b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な<u>事業者検査</u>および<u>試験等</u>の項目、評価方法および管理基準</p> <p>c. <u>事業者検査および試験等の実施時期</u></p> <p>※3：法令に基づく必要な手続きとは、原子炉等規制法第43条の3の8（変更の許可及び届出等）、第43条の3の9（設計及び工事の計画の認可）、第43条の3の10（設計及び工事の計画の届出）、第43条の3の11 <u>第3項</u>（使用前<u>事業者検査の確認申請</u>）ならびに電気事業法第47条・第48条（工事計画）、第49条・第50条（使用前検査）に係る手続きをいう。</p> <p>6.3 特別な保全計画の策定</p> <p>(1) 組織は、地震、事故等により長期停止を伴った保全を実施する場合などは、特別な措置として、あらかじめ当該原子炉施設の状態に応じた保全方法および実施時期を定めた計画を策定する。</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（実用炉規則および保安規定審査基準の改正ならびに保安措置運用ガイドの反映）</p>

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (6/12)

【第8章 施設管理】

変更前	変更後	備考
<p>(2) 組織は、特別な保全計画に基づき保全を実施する構築物、系統および機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 点検の具体的方法</p> <p>b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法および管理基準</p> <p>c. 点検の実施時期</p> <p><u>8</u> 保全の実施</p> <p>(1) 組織は、<u>7</u> で定めた保全計画にしたがって<u>点検・補修等の保全</u>を実施する。</p> <p>(2) 組織は、保全の実施にあたって、<u>以下の必要なプロセス</u>を実施する。</p> <p><u>a. 工事計画</u></p> <p><u>b. 設計管理</u></p> <p><u>c. 調達管理</u></p> <p><u>d. 工事管理</u></p> <p>(3) 組織は、<u>点検・補修等の結果</u>について記録する。</p>	<p>(2) 組織は、特別な保全計画に基づき保全を実施する構築物、系統および機器が、所定の機能を発揮しうる状態にあることを点検により確認・評価する時期までに、次の事項を定める。</p> <p>a. 点検の具体的方法</p> <p>b. 所定の機能を発揮しうる状態にあることを確認・評価するために必要な点検の項目、評価方法および管理基準</p> <p>c. 点検の実施時期</p> <p><u>7</u> 保全の実施</p> <p>(1) 組織は、<u>6</u> で定めた保全計画にしたがって保全を実施する。</p> <p>(2) 組織は、保全の実施にあたって、<u>第118条の2による設計管理および第118条の3による作業管理</u>を実施する。</p> <p>(3) 組織は、<u>保全の結果</u>について記録する。</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (実用炉規則および保安規定審査基準の改正ならびに保安措置運用ガイドの反映)</p>
<p><u>9</u> <u>点検・補修等の結果の確認・評価</u></p> <p>(1) 組織は、あらかじめ定められた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統および機器の<u>点検・補修等の結果</u>から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期*4までに確認・評価し、記録する。</p> <p>(2) 組織は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、<u>点検・補修等</u>が実施されていることを、所定の時期*4までに確認・評価し、記録する。</p> <p>※4：所定の時期とは、所定の機能が要求される時またはあらかじめ計画された保全の完了時をいう。</p>	<p><u>8</u> <u>保全の結果の確認・評価</u></p> <p>(1) 組織は、あらかじめ定められた方法で、保全の実施段階で採取した構築物、系統および機器の<u>保全の結果</u>から所定の機能を発揮しうる状態にあることを、所定の時期*4までに確認・評価し、記録する。</p> <p>(2) 組織は、<u>原子炉施設の使用を開始するために、所定の機能を発揮しうる状態にあることを検証するため、事業者検査を実施する。</u></p> <p>(3) 組織は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、<u>保全</u>が実施されていることを、所定の時期*4までに確認・評価し、記録する。</p> <p>※4：所定の時期とは、所定の機能が要求される時またはあらかじめ計画された保全の完了時をいう。</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (実用炉規則および保安規定審査基準の改正ならびに保安措置運用ガイドの反映)</p>

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表（7/12）

【第8章 施設管理】

変更前	変更後	備考
<p><u>10</u> <u>点検・補修等</u>の不適合管理、是正処置および<u>予防処置</u></p> <p>(1) 組織は、以下のa. およびb. の場合には、不適合管理を行った上で、<u>9</u>の<u>確認・評価の結果を踏まえて実施すべき原子炉施設の点検等の方法、実施頻度および時期の是正処置ならびに予防処置</u>を講じる。</p> <p>a. <u>点検・補修等</u>を実施した構築物、系統および機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合</p> <p>b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあって、定めたプロセスに基づき、<u>点検・補修等</u>が実施されることが確認・評価できない場合に</p> <p><u>(2)</u> 組織は、(1)a.およびb.の場合の<u>不適合管理、是正処置および予防処置について記録する</u>。</p> <p><u>11</u> 保全の有効性評価</p> <p>組織は、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認すると共に、継続的な改善につなげる。</p> <p>(1) 組織は、あらかじめ定めた時期および内容に基づき、保全の有効性を評価する。</p> <p>なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。</p> <p>a. 保全活動管理指標の監視結果</p> <p>b. 保全データの推移および経年劣化の長期的な傾向監視の実績</p> <p>c. トラブルなど運転経験</p> <p>d. 高経年化技術評価</p> <p>e. 他プラントのトラブルおよび経年劣化傾向に係るデータ</p> <p>f. リスク情報、科学的知見</p> <p>(2) 組織は、保全の有効性評価の結果を踏まえ、構築物、系統および機器の保全方式を変更する場合には、<u>7.1</u>に基づき保全方式を選定する。また、構築物、系統および機器の点検間隔を変更する場合には、保全重要度を踏まえた上で、以下の評価方法を活用して評価する。</p> <p>a. 点検および取替結果の評価</p> <p>b. 劣化トレンドによる評価</p> <p>c. 類似機器等のベンチマークによる評価</p> <p>d. 研究成果等による評価</p> <p>(3) 組織は、保全の有効性評価の結果とその根拠および必要となる改善内容について記録する。</p>	<p><u>9</u> 不適合管理、是正処置および<u>未然防止処置</u></p> <p>(1) 組織は、<u>施設管理の対象となる施設およびプロセスを監視し、以下のa. およびb. の状態に至らないよう通常と異なる状態を監視・検知し、必要なら是正処置を講じるとともに、以下のa. およびb. に至った場合には、不適合管理を行った上で、是正処置を講じる</u>。</p> <p>a. <u>保全</u>を実施した構築物、系統および機器が所定の機能を発揮しうることを確認・評価できない場合</p> <p>b. 最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合にあって、定めたプロセスに基づき、<u>保全</u>が実施されることが確認・評価できない場合に</p> <p><u>(2)</u> 組織は、他の原子炉施設の<u>運転経験等の知見を基に、自らの組織で起こり得る問題の影響に照らし、適切な未然防止処置を講じる</u>。</p> <p><u>(3)</u> 組織は、(1)および(2)の活動を<u>第3条に基づき実施する</u>。</p> <p><u>10</u> 保全の有効性評価</p> <p>組織は、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認すると共に、継続的な改善につなげる。</p> <p>(1) 組織は、あらかじめ定めた時期および内容に基づき、保全の有効性を評価する。</p> <p>なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行う。</p> <p>a. 保全活動管理指標の監視結果</p> <p>b. 保全データの推移および経年劣化の長期的な傾向監視の実績</p> <p>c. トラブルなど運転経験</p> <p>d. 高経年化技術評価結果</p> <p>e. 他プラントのトラブルおよび経年劣化傾向に係るデータ</p> <p>f. リスク情報、科学的知見</p> <p>(2) 組織は、保全の有効性評価の結果を踏まえ、構築物、系統および機器の保全方式を変更する場合には、<u>6.1</u>に基づき保全方式を選定する。また、構築物、系統および機器の点検間隔を変更する場合には、保全重要度を踏まえた上で、以下の評価方法を活用して評価する。</p> <p>a. 点検および取替結果の評価</p> <p>b. 劣化トレンドによる評価</p> <p>c. 類似機器等のベンチマークによる評価</p> <p>d. 研究成果等による評価</p> <p>(3) 組織は、保全の有効性評価の結果とその根拠および必要となる改善内容について記録する。</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (実用炉規則および保安規定審査基準の改正ならびに保安措置運用ガイドの反映)</p>

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (8/12)

【第8章 施設管理】

変更前	変更後	備考
<p>12 保守管理の有効性評価</p> <p>(1) 組織は、11の保安の有効性評価の結果および2の保守管理目標の達成度から、定期的に保守管理の有効性を評価し、保守管理が有効に機能していることを確認すると共に、継続的な改善につなげる。</p> <p>(2) 組織は、保守管理の有効性評価の結果とその根拠および改善内容について記録する。</p> <p>13 情報共有</p> <p>組織は、保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報について、「泊発電所トラブル対応マニュアル」に基づき、PWR事業者連絡会を通じて他の原子炉設置者と共有する。</p> <p>(規定なし)</p>	<p>11 施設管理の有効性評価</p> <p>(1) 組織は、10の保安の有効性評価の結果および1の施設管理目標の達成度から、定期的に施設管理の有効性を評価し、施設管理が有効に機能していることを確認すると共に、継続的な改善につなげる。</p> <p>(2) 組織は、施設管理の有効性評価の結果とその根拠および改善内容について記録する。</p> <p>12 構成管理</p> <p>組織は、施設管理を通じ以下の要素間の均衡を維持する。</p> <p>a. 設計要件 (第3条7.2.1に示す業務・原子炉施設に対する要求事項のうち、「構築物、系統、および機器がどのようなものでなければならぬか」という要件を含む第118条の2の設計に対する要求事項をいう。)</p> <p>b. 施設構成情報 (第3条4.2.1に示す文書のうち、「構築物、系統、および機器がどのようなものかを示す図書、情報」をいう。)</p> <p>c. 物理的構成 (実際の構築物、系統、および機器をいう。)</p> <p>13 情報共有</p> <p>組織は、保守点検を行った事業者から得られた保安の向上に資するために必要な技術情報について、「泊発電所トラブル対応マニュアル」に基づき、PWR事業者連絡会を通じて他の原子炉設置者と共有する。</p> <p>(設計管理)</p> <p>第118条の2 組織は、原子炉施設の工事を行う場合、新たな設計または過去に実施した設計結果の変更が該当するかどうかを判断する。</p> <p>2 組織は、第1項において該当すると判断した場合、次の各号に掲げる要求事項を満たす設計を第3条7.3に従って実施する。</p> <p>(1) 保安の結果の反映および既設設備への影響の考慮を含む、機能および性能に関する要求事項</p> <p>(2) 技術基準規則の規定および原子炉設置 (変更) 許可申請書の記載事項を含む、適用される法令・規制要求事項</p> <p>(3) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報</p> <p>(4) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項</p> <p>3 本条における設計管理には、第118条の3に定める作業管理および第118条の4に定める使用前事業者検査の実施を考慮する。</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (実用炉規則および保安規定審査基準の改正ならびに保安措置運用ガイドの反映)</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更 (保安措置運用ガイドの反映)</p>

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (9/12)

【第8章 施設管理】

変更前	変更後	備考
<p>(規定なし)</p> <p><u>(溶接事業者検査の実施)</u></p> <p>第118条の3 所長は、溶接事業者検査（以下、本条において「検査」という。）に係る責任を有し、検査に必要な実施手順および実施体制を定める。</p> <p>2 原子力安全・品質保証室および機械保修課長は、前項に基づき次の各号の実施体制を確立し、適切に検査を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施に係る組織を構築する。</p> <p>(2) 検査の手順を適用法規に従い定める。</p> <p>(3) 検査の手順に係る工程が管理された状態にあることを確認する。</p> <p>(4) 検査に協力する事業者に対して管理を行う。</p> <p>(5) 検査に係る記録を管理する。</p> <p>(6) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</p>	<p>変更に伴う変更（保安措置運用ガイドの反映）</p> <p><u>(作業管理)</u></p> <p>第118条の3 組織は、前条の設計管理の結果に従い工事を実施する。</p> <p>2 組織は、原子炉施設の点検および工事を行う場合、原子炉施設の安全を確保するため次の事項を考慮した作業管理を行う。</p> <p>(1) 他の原子炉施設および周辺環境からの影響による作業対象設備の損傷および劣化の防止</p> <p>(2) 供用中の原子炉施設に対する悪影響の防止</p> <p>(3) 供用開始後の管理上重要な初期データの採取</p> <p>(4) 作業工程の管理</p> <p>(5) 供用開始までの作業対象設備の管理</p> <p>(6) 第6章に基づく放射性廃棄物管理</p> <p>(7) 第7章に基づく放射線管理</p> <p>3 組織は、原子炉施設の状態を日常的に確認し、偶発故障等の発生も念頭に、設備等が正常な状態から外れ、または外れる兆候が認められる場合に、適切に正常な状態に回復させることができよう、本項および第13条による巡視点検を定期的に行う。</p>	<p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（保安措置運用ガイドの反映）</p> <p>原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（保安措置運用ガイドの反映）</p>

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (10/12)

【第8章 施設管理】

変更前	変更後	備考
<p>(規定なし)</p>	<p><u>(使用前事業者検査の実施)</u> 第118条の4 所長は、設計および工事の計画の認可または設計および工事の計画の届出（以下、本条において「設工認」という。）の対象となる原子炉施設について、設置または変更の工事にあたり、設工認に従って行われたものであること、技術基準規則へ適合することを確認するため の使用前事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括する。</p> <p>2 原子力安全・品質保証室長は、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設置または変更の工事を実施した組織とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。</p> <p>3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査要領書^{*1}を定め、それを実施する。</p> <p>(3) 検査対象の原子炉施設が下記の基準に適合していることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</p> <p>a. 設工認に従って行われたものであること。</p> <p>b. 技術基準規則に適合するものであること。</p> <p>(4) 検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号a. およびb. の基準に適合することを最終判断する。</p> <p>※1：検査を行うにあたっては、あらかじめ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>a. 構造、強度および漏えいを確認するために十分な方法</p> <p>b. 機能および性能を確認するために十分な方法</p> <p>c. その他設置または変更の工事がその設計および工事の計画に従って行われたものであることを確認するために十分な方法</p> <p>4 検査実施責任者は検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</p> <p>(1) 第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる工事を実施した組織とは別の組織の者。</p> <p>(2) 検査対象となる設置または変更の工事の調達における供給者のなかで、当該工事を実施した箇所とは別の所属の者。</p> <p>(3) 前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役割の供給者。</p> <p>5 検査実施責任者は、検査内容および検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者および前項に規定する検査員の立会程度を定め、それを実施する。</p> <p>6 検査に係る各課（室、センター）長は、第3項および第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査業務に係る役割を調達する場合、当該役割の供給者に対して管理を行う。</p> <p>(2) 検査に係る記録の管理を行う。</p> <p>(3) 検査に係る要員の教育訓練を行う。</p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（保安措置運用ガイドの反映）</p>

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (11/12)

【第8章 施設管理】

変更前	変更後	備考
<p>(定期事業者検査の実施) 第118条の4 所長は、定期事業者検査（以下、本条において「検査」という。）に係る責任を有し、検査に必要な実施手順および実施体制を定める。</p> <p>2 技術課長、安全管理課長、保全計画課長、電気保修課長、制御保修課長および機械保修課長ならびに発電室長は、前項に基づき次の各号の実施体制を確立し、適切に検査を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) 検査の手順を適用法規に従い定める。</p> <p>(3) 検査を手順に従い実施する。</p>	<p>(定期事業者検査の実施) 第118条の5 所長は、原子炉施設が技術基準規則に適合するものであることを定期的に確認するため<u>の定期事業者検査（以下、本条において「検査」という。）を統括する。</u></p> <p>2 原子力安全・品質保証室長は、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の設備管理部置とは別の組織の者を、検査実施責任者として指名する。</p> <p>3 前項の検査実施責任者は、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 検査の実施体制を構築する。</p> <p>(2) <u>検査要領書^{*1}を定め、それを実施する。</u></p> <p>(3) <u>検査対象の原子炉施設が技術基準規則に適合するものであることを判断するために必要な検査項目と、検査項目ごとの判定基準を定める。</u></p> <p>(4) <u>検査項目ごとの判定結果を踏まえ、検査対象の原子炉施設が前号の基準に適合することを最終判断する。</u></p> <p>※1：各プラントの特徴に応じ、検査の時期、対象、以下に示す方法その他必要な事項を定めた検査要領書を定める。</p> <p>a. <u>開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗および異常の発生状況を確認するために十分な方法。</u></p> <p>b. <u>試運転その他機能および作動の状況を確認するために十分な方法。</u></p> <p>c. a. およびb. による方法のほか、技術基準規則に適合している状態を維持するかどうかを判定する方法で行うものとする。</p> <p>4 検査実施責任者は検査項目ごとの判定業務を検査員に行わせることができる。このとき、検査員として次の各号に掲げる事項のいずれかを満たすものを指名する。</p> <p>(1) <u>第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる設備の設備管理部置とは別の組織の者。</u></p> <p>(2) <u>検査対象となる設備の工事または点検の調達における供給者のなかで、当該工事または点検を実施する箇所とは別の所属の者。</u></p> <p>(3) <u>前号に掲げる供給者とは別の、当該検査業務に係る役務の供給者。</u></p> <p>5 検査実施責任者は、検査内容および検査対象設備の重要度に応じて、検査実施責任者および前項に規定する検査員の立会頻度を定め、それを実施する。</p> <p>6 <u>検査に関する各課（室、センター）長は、第3項および第4項に係る事項について、次の各号を実施する。</u></p> <p>(1) <u>検査業務に係る役務を調達する場合、当該役務の供給者に対して管理を行う。</u></p> <p>(2) <u>検査に係る記録の管理を行う。</u></p> <p>(3) <u>検査に係る要員の教育訓練を行う。</u></p>	<p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（保安措置運用ガイドの反映）</p>

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (12/12)

【第8章 施設管理】

変更前	変更後	備考
<p>(原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価および長期保守管理方針)</p> <p>第118条の2 組織は、1号炉に関し、重要度分類指針におけるクラス1、2、3の機能を有する機器および構造物^{※1}（以下、本条において「機器および構造物」という。）について、営業運転を開始した日以後30年を経過する日までに実施した以下の事項について、第11条の2に定める原子炉の運転期間を変更する場合、あるいはその他経年劣化に関する技術的な評価を行うために設定した条件、評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行い、その結果に基づき、策定した長期保守管理方針を変更する。</p> <p>(1) 経年劣化に関する技術的な評価</p> <p>(2) 前号に基づく長期保守管理方針の策定^{※2}</p> <p>2 組織は、2号炉および3号炉に関し、機器および構造物について、各号炉毎、営業運転を開始した日以後30年を経過する日までに、実施手順および実施体制を定め、これに基づき、前項(1)、(2)の事項を実施する。</p> <p>3 組織は、機器および構造物について、各号炉毎、運転期間延長認可申請^{※3}をする場合においては営業運転を開始した日以後40年を経過する日までに、実施手順および実施体制を定め、これに基づき、第1項(1)、(2)の事項を実施する。</p> <p>4 組織は、機器および構造物について、各号炉毎、認可^{※4}を受けた延長期間が10年を超える場合にあっては、営業運転を開始した日以後50年を経過する日までに、実施手順および実施体制を定め、これに基づき、第1項(1)、(2)の事項を実施する。</p> <p>5 1号炉の長期保守管理方針は添付4に示すものとする。</p> <p>※1：動作する機能を有する機器および構造物に関し、原子炉施設の供用に伴う劣化の状況が的確に把握される箇所を除く。</p> <p>※2：30年を経過する日までに策定する場合は10年間の、それ以外の場合は延長する期間が満了する日までの方針。</p> <p>※3：原子炉等規制法第43条の3の32第4項に規定される申請をいう。</p> <p>※4：原子炉等規制法第43条の3の32第2項に規定される認可をいう。</p>	<p>(原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価および長期施設管理方針)</p> <p>第118条の6 組織は、1号炉に関し、重要度分類指針におけるクラス1、2、3の機能を有する機器および構造物^{※1}（以下、本条において「機器および構造物」という。）について、営業運転を開始した日以後30年を経過する日までに実施した以下の事項について、第11条の2に定める原子炉の運転期間を変更する場合、あるいはその他経年劣化に関する技術的な評価を行うために設定した条件、評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行い、その結果に基づき、策定した長期施設管理方針を変更する。</p> <p>(1) 経年劣化に関する技術的な評価</p> <p>(2) 前号に基づく長期施設管理方針の策定^{※2}</p> <p>2 組織は、2号炉および3号炉に関し、機器および構造物について、各号炉毎、営業運転を開始した日以後30年を経過する日までに、実施手順および実施体制を定め、これに基づき、前項(1)、(2)の事項を実施する。</p> <p>3 組織は、機器および構造物について、各号炉毎、運転期間延長認可申請^{※3}をする場合においては営業運転を開始した日以後40年を経過する日までに、実施手順および実施体制を定め、これに基づき、第1項(1)、(2)の事項を実施する。</p> <p>4 組織は、機器および構造物について、各号炉毎、認可^{※4}を受けた延長期間が10年を超える場合にあっては、営業運転を開始した日以後50年を経過する日までに、実施手順および実施体制を定め、これに基づき、第1項(1)、(2)の事項を実施する。</p> <p>5 1号炉の長期施設管理方針は添付4に示すものとする。</p> <p>※1：動作する機能を有する機器および構造物に関し、原子炉施設の供用に伴う劣化の状況が的確に把握される箇所を除く。</p> <p>※2：30年を経過する日までに策定する場合は10年間の、それ以外の場合は延長する期間が満了する日までの方針。</p> <p>※3：原子炉等規制法第43条の3の32第4項に規定される申請をいう。</p> <p>※4：原子炉等規制法第43条の3の32第2項に規定される認可をいう。</p>	<p>備考</p> <p>・原子力規制における検査制度の見直しに伴う変更（法令改正に伴い、「保守管理」を「施設管理」に変更）</p>

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (2/4)

【第10章 保安教育】

変更前		変更後		備考	
保安教育実施方針(放射線業務従事者教育)					
<p>※1:各課(班、セクター)長が、定められた基準に従い、各項目の全部または一部について十分な知識および技能を有していると認められた者については、該当する教育について省略することができ、および対象者に要求されている教育項目は、対象者と異なる時点で実施される。</p> <p>○:業務に関連する者が教育の対象 ○:合計の教育時間 ◎:全員が教育の対象</p>					
<p>総括表中分類との対応</p> <p>①核燃料物質または使用済燃料の種類の確認および性状 ②核燃料物質または使用済燃料によって汚染された物の種類 ③核燃料物質または使用済燃料によって汚染された物の種類 ④外部放射線による線量当量率および空気中の放射性物質の濃度の監視の方法 ⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認および汚染の除去の方法 ⑥異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法</p>	<p>放射線管理に関すること ※1</p> <p>①管理区域への立入りおよび退去の手順 ②核燃料物質または使用済燃料またはこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵および廃棄の作業 ③核燃料物質または使用済燃料によって汚染された設備の健全な作業 ※1 ④外部放射線による線量当量率および空気中の放射性物質の濃度の監視の方法 ⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認および汚染の除去の方法 ⑥異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法</p>	<p>放射線管理に関すること ※1</p> <p>①管理区域に関すること ※1 ②核燃料物質または使用済燃料によって汚染された物の取扱 ③核燃料物質または使用済燃料によって汚染された設備の健全な作業 ※1 ④外部放射線による線量当量率および空気中の放射性物質の濃度の監視の方法 ⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認および汚染の除去の方法 ⑥異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法</p>	<p>放射線管理に関すること ※1</p> <p>①核燃料物質または使用済燃料の種類の確認および性状 ②核燃料物質または使用済燃料によって汚染された物の種類 ③核燃料物質または使用済燃料によって汚染された物の種類 ④外部放射線による線量当量率および空気中の放射性物質の濃度の監視の方法 ⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認および汚染の除去の方法 ⑥異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法</p>	<p>放射線管理に関すること ※1</p> <p>①核燃料物質または使用済燃料の種類の確認および性状 ②核燃料物質または使用済燃料によって汚染された物の種類 ③核燃料物質または使用済燃料によって汚染された設備の健全な作業 ※1 ④外部放射線による線量当量率および空気中の放射性物質の濃度の監視の方法 ⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認および汚染の除去の方法 ⑥異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法</p>	<p>放射線管理に関すること ※1</p> <p>①核燃料物質または使用済燃料の種類の確認および性状 ②核燃料物質または使用済燃料によって汚染された物の種類 ③核燃料物質または使用済燃料によって汚染された設備の健全な作業 ※1 ④外部放射線による線量当量率および空気中の放射性物質の濃度の監視の方法 ⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認および汚染の除去の方法 ⑥異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法</p>
<p>副長(当直)</p> <p>運転員 I</p> <p>運転員 II</p> <p>放射性廃棄物処理設備の業務に携わる者</p> <p>燃料取扱の業務に左記以外の技 術系所属</p> <p>事務系所属</p>	<p>副長(当直)</p> <p>運転員 I</p> <p>運転員 II</p> <p>放射性廃棄物処理設備の業務に携わる者</p> <p>燃料取扱の業務に左記以外の技 術系所属</p> <p>事務系所属</p>	<p>副長(当直)</p> <p>運転員 I</p> <p>運転員 II</p> <p>放射性廃棄物処理設備の業務に携わる者</p> <p>燃料取扱の業務に左記以外の技 術系所属</p> <p>事務系所属</p>	<p>副長(当直)</p> <p>運転員 I</p> <p>運転員 II</p> <p>放射性廃棄物処理設備の業務に携わる者</p> <p>燃料取扱の業務に左記以外の技 術系所属</p> <p>事務系所属</p>	<p>副長(当直)</p> <p>運転員 I</p> <p>運転員 II</p> <p>放射性廃棄物処理設備の業務に携わる者</p> <p>燃料取扱の業務に左記以外の技 術系所属</p> <p>事務系所属</p>	<p>副長(当直)</p> <p>運転員 I</p> <p>運転員 II</p> <p>放射性廃棄物処理設備の業務に携わる者</p> <p>燃料取扱の業務に左記以外の技 術系所属</p> <p>事務系所属</p>
<p>核燃料物質または使用済燃料の種類の確認および性状 ②核燃料物質または使用済燃料によって汚染された物の種類 ③核燃料物質または使用済燃料によって汚染された物の種類 ④外部放射線による線量当量率および空気中の放射性物質の濃度の監視の方法 ⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認および汚染の除去の方法 ⑥異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法</p>	<p>核燃料物質または使用済燃料の種類の確認および性状 ②核燃料物質または使用済燃料によって汚染された物の種類 ③核燃料物質または使用済燃料によって汚染された物の種類 ④外部放射線による線量当量率および空気中の放射性物質の濃度の監視の方法 ⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認および汚染の除去の方法 ⑥異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法</p>	<p>核燃料物質または使用済燃料の種類の確認および性状 ②核燃料物質または使用済燃料によって汚染された物の種類 ③核燃料物質または使用済燃料によって汚染された物の種類 ④外部放射線による線量当量率および空気中の放射性物質の濃度の監視の方法 ⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認および汚染の除去の方法 ⑥異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法</p>	<p>核燃料物質または使用済燃料の種類の確認および性状 ②核燃料物質または使用済燃料によって汚染された物の種類 ③核燃料物質または使用済燃料によって汚染された物の種類 ④外部放射線による線量当量率および空気中の放射性物質の濃度の監視の方法 ⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認および汚染の除去の方法 ⑥異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法</p>	<p>核燃料物質または使用済燃料の種類の確認および性状 ②核燃料物質または使用済燃料によって汚染された物の種類 ③核燃料物質または使用済燃料によって汚染された物の種類 ④外部放射線による線量当量率および空気中の放射性物質の濃度の監視の方法 ⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認および汚染の除去の方法 ⑥異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法</p>	<p>核燃料物質または使用済燃料の種類の確認および性状 ②核燃料物質または使用済燃料によって汚染された物の種類 ③核燃料物質または使用済燃料によって汚染された物の種類 ④外部放射線による線量当量率および空気中の放射性物質の濃度の監視の方法 ⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認および汚染の除去の方法 ⑥異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法</p>
<p>原子炉施設における作業の方法 および同施設に係る設備の取扱い</p>	<p>原子炉施設における作業の方法 および同施設に係る設備の取扱い</p>	<p>原子炉施設における作業の方法 および同施設に係る設備の取扱い</p>	<p>原子炉施設における作業の方法 および同施設に係る設備の取扱い</p>	<p>原子炉施設における作業の方法 および同施設に係る設備の取扱い</p>	<p>原子炉施設における作業の方法 および同施設に係る設備の取扱い</p>
<p>関係法令</p>	<p>関係法令</p>	<p>関係法令</p>	<p>関係法令</p>	<p>関係法令</p>	<p>関係法令</p>
<p>電離放射線の影響を与える影響</p>	<p>電離放射線の影響を与える影響</p>	<p>電離放射線の影響を与える影響</p>	<p>電離放射線の影響を与える影響</p>	<p>電離放射線の影響を与える影響</p>	<p>電離放射線の影響を与える影響</p>
<p>原子炉施設に係る設備の構造および取扱いの方法に関する知識</p>	<p>原子炉施設に係る設備の構造および取扱いの方法に関する知識</p>	<p>原子炉施設に係る設備の構造および取扱いの方法に関する知識</p>	<p>原子炉施設に係る設備の構造および取扱いの方法に関する知識</p>	<p>原子炉施設に係る設備の構造および取扱いの方法に関する知識</p>	<p>原子炉施設に係る設備の構造および取扱いの方法に関する知識</p>

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (3/4)

【第10章 保安教育】

変更後

備考

表1-29-3

保安教育実施方針(運転員等)

※1:各対象者に要求されている教育項目は、対象者ごとの時点で満たされる。 ※2:法令等の遵守は、関係法令および保安規定の遵守に関すること。 ※3:本表は、同一科目でも対象者の職位に応じて理解の難易度、深さに差がある。 ※4:本表は、同一科目でも対象者の職位に応じて理解の難易度、深さに差がある。 (ある教育で、複数の科目が同一の教育の時間である) ※5:この年間〇〇時間以上とは、運転員が行う一連の教育の時間である。 (上表はこの教育時間の中に含まれている。上記の表の科目の時間を積んだ時間ではない) ※6:各科目の内容が変更されているかどうかは科目毎の時間の区別が行わない。

保安教育の内容	保安教育の内容		保安教育の内容		保安教育の内容		備考
	小分(項目)		小分(項目)		小分(項目)		
	科目	項目	科目	項目	科目	項目	
関係法令および保安規定の遵守に関すること	原子炉施設保安規定および法令等の遵守事項		関係法令および保安規定の遵守に関する事項		関係法令および保安規定の遵守に関する事項		◎
	原子炉物理・監管理		原子炉物理・監管理に関する事項		原子炉物理・監管理に関する事項		
原子炉施設の運転に関すること	運転管理	運転管理Ⅰ	運転上の過失防止の教育	◎	◎	◎	◎
		運転管理Ⅱ	運転上の過失防止の教育	◎	◎	◎	
		運転管理Ⅲ	運転上の過失防止の教育	◎	◎	◎	
		異常時対応	異常時対応(規程) (異常時対応)	◎	◎	◎	
	異常時対応	異常時対応	異常時対応(規程) (異常時対応)	◎	◎	◎	
		異常時対応	異常時対応(規程) (異常時対応)	◎	◎	◎	
		異常時対応	異常時対応(規程) (異常時対応)	◎	◎	◎	
		異常時対応	異常時対応(規程) (異常時対応)	◎	◎	◎	
	運転訓練	シミュレータ訓練Ⅰ	運転停止・異常時・警報発生時対応訓練	◎	◎	◎	
		シミュレータ訓練Ⅱ	運転停止・異常時・警報発生時対応訓練	◎	◎	◎	
		シミュレータ訓練Ⅲ	運転停止・異常時・警報発生時対応訓練	◎	◎	◎	
		シミュレータ訓練Ⅳ	運転停止・異常時・警報発生時対応訓練	◎	◎	◎	
監理管理	監理管理Ⅰ	監理業務の計画・実施・評価に関する事項	◎	◎	◎		
	監理管理Ⅱ	監理業務の計画・実施・評価に関する事項	◎	◎	◎		
	監理管理Ⅲ	監理業務の計画・実施・評価に関する事項	◎	◎	◎		
	監理管理Ⅳ	監理業務の計画・実施・評価に関する事項	◎	◎	◎		
最終検査および関係法令の遵守に関すること	最終検査・教育・運転および関係に関する事項		最終検査・教育・運転および関係に関する事項		最終検査・教育・運転および関係に関する事項		
	最終検査・教育・運転および関係に関する事項		最終検査・教育・運転および関係に関する事項		最終検査・教育・運転および関係に関する事項		
	最終検査・教育・運転および関係に関する事項		最終検査・教育・運転および関係に関する事項		最終検査・教育・運転および関係に関する事項		
	最終検査・教育・運転および関係に関する事項		最終検査・教育・運転および関係に関する事項		最終検査・教育・運転および関係に関する事項		

◎:全員が教育の対象者 (関連する業務内容に応じて教育内容に議決あり) ×:教育の対象外

変更前

表1-29-3

保安教育実施方針(運転員等)

※1:各対象者に要求されている教育項目は、対象者ごとの時点で満たされる。 ※2:法令等の遵守は、関係法令および保安規定の遵守に関すること。 ※3:本表は、同一科目でも対象者の職位に応じて理解の難易度、深さに差がある。 ※4:本表は、同一科目でも対象者の職位に応じて理解の難易度、深さに差がある。 (ある教育で、複数の科目が同一の教育の時間である) ※5:この年間〇〇時間以上とは、運転員が行う一連の教育の時間である。 (上表はこの教育時間の中に含まれている。上記の表の科目の時間を積んだ時間ではない) ※6:各科目の内容が変更されているかどうかは科目毎の時間の区別が行わない。

保安教育の内容	保安教育の内容		保安教育の内容		保安教育の内容		備考
	小分(項目)		小分(項目)		小分(項目)		
	科目	項目	科目	項目	科目	項目	
関係法令および保安規定の遵守に関すること	原子炉施設保安規定および法令等の遵守事項		関係法令および保安規定の遵守に関する事項		関係法令および保安規定の遵守に関する事項		◎
	原子炉物理・監管理		原子炉物理・監管理に関する事項		原子炉物理・監管理に関する事項		
原子炉施設の運転に関すること	運転管理	運転管理Ⅰ	運転上の過失防止の教育	◎	◎	◎	◎
		運転管理Ⅱ	運転上の過失防止の教育	◎	◎	◎	
		運転管理Ⅲ	運転上の過失防止の教育	◎	◎	◎	
		異常時対応	異常時対応(規程) (異常時対応)	◎	◎	◎	
	異常時対応	異常時対応	異常時対応(規程) (異常時対応)	◎	◎	◎	
		異常時対応	異常時対応(規程) (異常時対応)	◎	◎	◎	
		異常時対応	異常時対応(規程) (異常時対応)	◎	◎	◎	
		異常時対応	異常時対応(規程) (異常時対応)	◎	◎	◎	
	運転訓練	シミュレータ訓練Ⅰ	運転停止・異常時・警報発生時対応訓練	◎	◎	◎	
		シミュレータ訓練Ⅱ	運転停止・異常時・警報発生時対応訓練	◎	◎	◎	
		シミュレータ訓練Ⅲ	運転停止・異常時・警報発生時対応訓練	◎	◎	◎	
		シミュレータ訓練Ⅳ	運転停止・異常時・警報発生時対応訓練	◎	◎	◎	
監理管理	監理管理Ⅰ	監理業務の計画・実施・評価に関する事項	◎	◎	◎		
	監理管理Ⅱ	監理業務の計画・実施・評価に関する事項	◎	◎	◎		
	監理管理Ⅲ	監理業務の計画・実施・評価に関する事項	◎	◎	◎		
	監理管理Ⅳ	監理業務の計画・実施・評価に関する事項	◎	◎	◎		
最終検査および関係法令の遵守に関すること	最終検査・教育・運転および関係に関する事項		最終検査・教育・運転および関係に関する事項		最終検査・教育・運転および関係に関する事項		
	最終検査・教育・運転および関係に関する事項		最終検査・教育・運転および関係に関する事項		最終検査・教育・運転および関係に関する事項		
	最終検査・教育・運転および関係に関する事項		最終検査・教育・運転および関係に関する事項		最終検査・教育・運転および関係に関する事項		
	最終検査・教育・運転および関係に関する事項		最終検査・教育・運転および関係に関する事項		最終検査・教育・運転および関係に関する事項		

◎:全員が教育の対象者 (関連する業務内容に応じて教育内容に議決あり) ×:教育の対象外

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (1/7)

【第 11 章 記録および報告】

変更前	変更後	備考																														
<p>(記 録)</p> <p>第131条 各課 (室、センター) 長は、表131-1および表131-2に定める保安に関する記録を適正に作成^{※1} (表131-1第1項および第2項を除く。) し、保存する。</p> <p>なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>2 組織は、表131-3に定める保安に関する記録を適正に作成^{※1}し、保存する。</p> <p>なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>※1：「適正に作成」とは、不正行為を行わずに作成することをいう。</p> <p>表 131-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記録 (実用炉規則第 67 条に基づく記録)</th> <th>記録すべき場合^{※2}</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 使用前検査の結果</td> <td>検査の都度</td> <td>同一事項に関する次の検査の時点までの期間</td> </tr> <tr> <td>2. 定期検査の結果</td> <td>毎日 1 回</td> <td>巡視または点検を実施した施設または設備を廃棄した後 5 年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>3. 原子炉施設の巡視または点検の状況ならびにその担当者の氏名</td> <td></td> <td>保守管理を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後 5 年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>4. 保守管理の実施状況およびその担当者の氏名 (1) 保全活動管理指標の監視結果およびその担当者の氏名 (2) 点検・補修等の結果 (安全上重要な機器等の補修、取替えおよび改造) については、法令に基づく必要な手続きの要否の確認結果を含む) およびその担当者の氏名 (3) 点検・補修等の結果の確認・評価およびその担当者の氏名 (4) 点検・補修等の不適合管理、是正処置、予防処置およびその担当者の氏名</td> <td>保守管理の実施の都度</td> <td>評価を実施した原子炉施設の保守管理に関する方針、保守管理の目標または保守管理の実施に関する計画の改定までの期間</td> </tr> <tr> <td>5. 保守管理に関する方針、保守管理の目標および保守管理の実施に関する計画の評価の結果およびその評価の担当者の氏名 (1) 保全の有効性評価およびその担当者の氏名 (2) 保守管理の有効性評価およびその担当者の氏名</td> <td>評価の都度</td> <td>評価を実施した原子炉施設の施設管理の方針、施設管理の目標または施設管理の実施に関する計画の改定までの期間</td> </tr> </tbody> </table>	記録 (実用炉規則第 67 条に基づく記録)	記録すべき場合 ^{※2}	保存期間	1. 使用前検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査の時点までの期間	2. 定期検査の結果	毎日 1 回	巡視または点検を実施した施設または設備を廃棄した後 5 年が経過するまでの期間	3. 原子炉施設の巡視または点検の状況ならびにその担当者の氏名		保守管理を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後 5 年が経過するまでの期間	4. 保守管理の実施状況およびその担当者の氏名 (1) 保全活動管理指標の監視結果およびその担当者の氏名 (2) 点検・補修等の結果 (安全上重要な機器等の補修、取替えおよび改造) については、法令に基づく必要な手続きの要否の確認結果を含む) およびその担当者の氏名 (3) 点検・補修等の結果の確認・評価およびその担当者の氏名 (4) 点検・補修等の不適合管理、是正処置、予防処置およびその担当者の氏名	保守管理の実施の都度	評価を実施した原子炉施設の保守管理に関する方針、保守管理の目標または保守管理の実施に関する計画の改定までの期間	5. 保守管理に関する方針、保守管理の目標および保守管理の実施に関する計画の評価の結果およびその評価の担当者の氏名 (1) 保全の有効性評価およびその担当者の氏名 (2) 保守管理の有効性評価およびその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した原子炉施設の施設管理の方針、施設管理の目標または施設管理の実施に関する計画の改定までの期間	<p>(記 録)</p> <p>第131条 各課 (室、センター) 長は、表131-1および表131-2に定める保安に関する記録を適正に作成^{※1} (表131-1第1項を除く。) し、保存する。</p> <p>なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>2 組織は、表131-3に定める保安に関する記録を適正に作成^{※1}し、保存する。</p> <p>なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>※1：「適正に作成」とは、不正行為を行わずに作成することをいう。</p> <p>表 131-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記録 (実用炉規則第 67 条に基づく記録)</th> <th>記録すべき場合^{※2}</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 使用前確認の結果</td> <td>確認の都度</td> <td>同一事項に関する次の確認の時点までの期間</td> </tr> <tr> <td>2. 施設管理の実施状況およびその担当者の氏名 (1) 保全活動管理指標の監視結果およびその担当者の氏名 (2) 保全の結果 (安全上重要な機器等の工事) については、法令に基づく必要な手続きの要否の確認結果を含む) およびその担当者の氏名 (3) 保全の結果の確認・評価およびその担当者の氏名 (4) 不適合管理、是正処置、未然防止処置およびその担当者の氏名</td> <td>施設管理の実施の都度</td> <td>施設管理を実施した原子炉施設の解体または廃棄した後 5 年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>3. 施設管理方針、施設管理の目標および施設管理の実施に関する計画の評価の結果およびその評価の担当者の氏名 (1) 保全の有効性評価およびその担当者の氏名 (2) 施設管理の有効性評価およびその担当者の氏名</td> <td>評価の都度</td> <td>評価を実施した原子炉施設の施設管理の方針、施設管理の目標または施設管理の実施に関する計画の改定までの期間</td> </tr> </tbody> </table>	記録 (実用炉規則第 67 条に基づく記録)	記録すべき場合 ^{※2}	保存期間	1. 使用前確認の結果	確認の都度	同一事項に関する次の確認の時点までの期間	2. 施設管理の実施状況およびその担当者の氏名 (1) 保全活動管理指標の監視結果およびその担当者の氏名 (2) 保全の結果 (安全上重要な機器等の工事) については、法令に基づく必要な手続きの要否の確認結果を含む) およびその担当者の氏名 (3) 保全の結果の確認・評価およびその担当者の氏名 (4) 不適合管理、是正処置、未然防止処置およびその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	施設管理を実施した原子炉施設の解体または廃棄した後 5 年が経過するまでの期間	3. 施設管理方針、施設管理の目標および施設管理の実施に関する計画の評価の結果およびその評価の担当者の氏名 (1) 保全の有効性評価およびその担当者の氏名 (2) 施設管理の有効性評価およびその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した原子炉施設の施設管理の方針、施設管理の目標または施設管理の実施に関する計画の改定までの期間	<p>・新検査制度導入に伴う変更 (実用炉規則の改正を反映)</p> <p>・新検査制度導入に伴う変更 (実用炉規則の改正を反映)</p>
記録 (実用炉規則第 67 条に基づく記録)	記録すべき場合 ^{※2}	保存期間																														
1. 使用前検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査の時点までの期間																														
2. 定期検査の結果	毎日 1 回	巡視または点検を実施した施設または設備を廃棄した後 5 年が経過するまでの期間																														
3. 原子炉施設の巡視または点検の状況ならびにその担当者の氏名		保守管理を実施した原子炉施設を解体または廃棄した後 5 年が経過するまでの期間																														
4. 保守管理の実施状況およびその担当者の氏名 (1) 保全活動管理指標の監視結果およびその担当者の氏名 (2) 点検・補修等の結果 (安全上重要な機器等の補修、取替えおよび改造) については、法令に基づく必要な手続きの要否の確認結果を含む) およびその担当者の氏名 (3) 点検・補修等の結果の確認・評価およびその担当者の氏名 (4) 点検・補修等の不適合管理、是正処置、予防処置およびその担当者の氏名	保守管理の実施の都度	評価を実施した原子炉施設の保守管理に関する方針、保守管理の目標または保守管理の実施に関する計画の改定までの期間																														
5. 保守管理に関する方針、保守管理の目標および保守管理の実施に関する計画の評価の結果およびその評価の担当者の氏名 (1) 保全の有効性評価およびその担当者の氏名 (2) 保守管理の有効性評価およびその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した原子炉施設の施設管理の方針、施設管理の目標または施設管理の実施に関する計画の改定までの期間																														
記録 (実用炉規則第 67 条に基づく記録)	記録すべき場合 ^{※2}	保存期間																														
1. 使用前確認の結果	確認の都度	同一事項に関する次の確認の時点までの期間																														
2. 施設管理の実施状況およびその担当者の氏名 (1) 保全活動管理指標の監視結果およびその担当者の氏名 (2) 保全の結果 (安全上重要な機器等の工事) については、法令に基づく必要な手続きの要否の確認結果を含む) およびその担当者の氏名 (3) 保全の結果の確認・評価およびその担当者の氏名 (4) 不適合管理、是正処置、未然防止処置およびその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	施設管理を実施した原子炉施設の解体または廃棄した後 5 年が経過するまでの期間																														
3. 施設管理方針、施設管理の目標および施設管理の実施に関する計画の評価の結果およびその評価の担当者の氏名 (1) 保全の有効性評価およびその担当者の氏名 (2) 施設管理の有効性評価およびその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した原子炉施設の施設管理の方針、施設管理の目標または施設管理の実施に関する計画の改定までの期間																														

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (2/7)

【第11章 記録および報告】

変更前		変更後		備考
表 131-1 (続き)				
記録 (実用炉規則第 67 条に基づく記録)	記録すべき場合※2	記録 (実用炉規則第 67 条に基づく記録)	記録すべき場合※2	
6. 熱出力	10 年間	4. 熱出力	10 年間	
7. 炉心の中性子束密度	10 年間	5. 炉心の中性子束密度	10 年間	
8. 炉心の温度	10 年間	6. 炉心の温度	10 年間	
9. 冷却材入口温度	10 年間	7. 冷却材入口温度	10 年間	
10. 冷却材出口温度	10 年間	8. 冷却材出口温度	10 年間	
11. 冷却材圧力	10 年間	9. 冷却材圧力	10 年間	
12. 冷却材流量	10 年間	10. 冷却材流量	10 年間	
13. 制御棒位置	1 年間	11. 制御棒位置	1 年間	
14. 原子炉に使用している冷却材の純度および毎日の補給量	1 年間	12. 原子炉に使用している冷却材の純度および毎日の補給量	1 年間	
15. 原子炉内における燃料体の配置	取出後 10 年間	13. 原子炉内における燃料体の配置	配置または配置替えの 都度	取出後 10 年間
16. 運転開始前の点検結果	1 年間	14. 運転開始前の点検結果	開始の都度	1 年間
17. 運転停止後の点検結果	1 年間	15. 運転停止後の点検結果	停止の都度	1 年間
18. 運転開始日時	1 年間	16. 運転開始日時	その都度	1 年間
19. 臨界到達日時	1 年間	17. 臨界到達日時	その都度	1 年間
20. 運転代替日時	1 年間	18. 運転代替日時	その都度	1 年間
21. 緊急しや断日時	1 年間	19. 緊急しや断日時	その都度	1 年間
22. 運転停止日時	1 年間	20. 運転停止日時	その都度	1 年間
23. 警報装置から発せられた警報の内容※3	1 年間	21. 警報装置から発せられた警報の内容※3	その都度	1 年間
24. 運転責任者の氏名および運転員の氏名ならびにこれらの者の交代の日時および交代時の引継事項	1 年間	22. 運転責任者の氏名および運転員の氏名ならびにこれらの者の交代の日時および交代時の引継事項	交代の都度	1 年間
25. 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置	5 年間	23. 運転上の制限に関する確認結果および運転上の制限を満足していないと判断した場合に講じた措置	その都度	1 年間 (運転上の制限を満足していないと判断した場合、当該記録について 5 年間)
26. 使用済燃料の払出し時における放射能の量	10 年間	24. 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置	配置または配置替えの 都度	5 年間
27. 燃料体の形状または性状に関する検査の結果	取出後 10 年間	25. 使用済燃料の払出し時における放射能の量	払出しの都度	10 年間
28. 原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	10 年間	26. 燃料体の形状または性状に関する検査の結果	挿入前および取出後 (装荷予定のない場合を除く)	取出後 10 年間
29. 放射性廃棄物の排気口または排気監視設備および排水口または排水監視設備における放射性物質の 1 日間および 3 月間についての平均濃度	10 年間	27. 原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	毎日運転中 1 回	10 年間
		28. 放射性廃棄物の排気口または排気監視設備および排水口または排水監視設備における放射性物質の 1 日間および 3 月間についての平均濃度	1 日間の平均濃度にあつては毎日 1 回、3 月間の平均濃度にあつては 3 月毎に 1 回	10 年間

・番号繰上げ

・新検査制度導入に伴う変更 (実用炉規則の改正を反映)

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (3/7)

【第11章 記録および報告】

変更前		変更後		備考
表 131-1 (続き)				
記録 (実用炉規則第 67 条に基づく記録)	記録すべき場合※2	記録すべき場合※2	保存期間	
30. 管理区域における外部放射線に係る 1 週間の線量当量、空気中の放射性物質の 1 週間についての平均濃度および放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週 1 回	毎週 1 回	10 年間	
31. 放射線業務従事者の 4 月 1 日を始期とする 1 年間の線量、女子*4 の放射線業務従事者の 4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日および 1 月 1 日を始期とする各 3 月間の線量ならびに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月 1 日を始期とする 1 月間の線量	※5	※5	※5	
32. 4 月 1 日を始期とする 1 年間の線量が 20 ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該 1 年間を含む原子力規制委員会が定める 5 年間の線量	原子力規制委員会が定める 5 年間に於いて毎年度 1 回 (左欄に掲げる当該 1 年間に限る)	原子力規制委員会が定める 5 年間に於いて毎年度 1 回 (左欄に掲げる当該 1 年間に限る)	※5	
33. 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期および終期ならびに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	その都度	※5	
34. 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴および原子力規制委員会が定める 5 年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就く時	その者が当該業務に就く時	※5	
35. 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類ならびにその運搬の日時および経路	運搬の都度	運搬の都度	1 年間	
36. 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、または容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量および比重ならびにその廃棄の日、場所および方法	その廃棄の都度	その廃棄の都度	※6	
37. 放射性廃棄物を容器に封入し、または容器に固型化した場合には、その方法	封入または固型化の都度	封入または固型化の都度	※6	
38. 放射性物質による汚染の広がり防止および除去を行った場合には、その状況および担当者の氏名	広がり防止および除去の都度	広がり防止および除去の都度	1 年間	
表 131-1 (続き)				
記録 (実用炉規則第 67 条に基づく記録)				
29. 管理区域における外部放射線に係る 1 週間の線量当量、空気中の放射性物質の 1 週間についての平均濃度および放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週 1 回	毎週 1 回	10 年間	
30. 放射線業務従事者の 4 月 1 日を始期とする 1 年間の線量、女子*4 の放射線業務従事者の 4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日および 1 月 1 日を始期とする各 3 月間の線量ならびに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月 1 日を始期とする 1 月間の線量	※5	※5	※5	
31. 4 月 1 日を始期とする 1 年間の線量が 20 ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該 1 年間を含む原子力規制委員会が定める 5 年間の線量	原子力規制委員会が定める 5 年間に於いて毎年度 1 回 (左欄に掲げる当該 1 年間に限る)	原子力規制委員会が定める 5 年間に於いて毎年度 1 回 (左欄に掲げる当該 1 年間に限る)	※5	
32. 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期および終期ならびに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	その都度	※5	
33. 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴および原子力規制委員会が定める 5 年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就く時	その者が当該業務に就く時	※5	
34. 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類ならびにその運搬の日時および経路	運搬の都度	運搬の都度	1 年間	
35. 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、または容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量および比重ならびにその廃棄の日、場所および方法	その廃棄の都度	その廃棄の都度	※6	
36. 放射性廃棄物を容器に封入し、または容器に固型化した場合には、その方法	封入または固型化の都度	封入または固型化の都度	※6	
37. 放射性物質による汚染の広がり防止および除去を行った場合には、その状況および担当者の氏名	広がり防止および除去の都度	広がり防止および除去の都度	1 年間	
備考				
・番号繰上げ				

【第11章 記録および報告】

変更前		変更後		備考																																																												
表 131-1 (続き)	<p>記録 (実用炉規則第 67 条に基づく記録)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>39. 事故の発生および復旧の日時</th> <th>記録すべき場合※2</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その都度</td> <td>その都度</td> <td>※6</td> </tr> <tr> <td>40. 事故の状況および事故に際して採った処置</td> <td>その都度</td> <td>※6</td> </tr> <tr> <td>41. 事故の原因</td> <td>その都度</td> <td>※6</td> </tr> <tr> <td>42. 事故後の処置</td> <td>その都度</td> <td>※6</td> </tr> <tr> <td>43. 風向および風速</td> <td>連続して</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>44. 降雨量</td> <td>連続して</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>45. 大気温度</td> <td>連続して</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>46. 保安教育の実施計画</td> <td>策定の都度</td> <td>3年間</td> </tr> <tr> <td>47. 保安教育の実施日時、項目および受けた者の氏名</td> <td>実施の都度</td> <td>3年間</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：記録可能な状態において常に記録しており、点検、故障または消耗品の交換による記録不能な期間を除く。</p> <p>※3：「警報装置から発せられた警報」とは、省令 62 号第 21 条第 1 項に規定する範囲をいう。</p> <p>※4：妊娠不能と診断された者および妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。</p> <p>※5：その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合、またはその記録を保存している期間が5年を超えた場合において、その記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間。</p> <p>※6：廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間。</p>	39. 事故の発生および復旧の日時	記録すべき場合※2	保存期間	その都度	その都度	※6	40. 事故の状況および事故に際して採った処置	その都度	※6	41. 事故の原因	その都度	※6	42. 事故後の処置	その都度	※6	43. 風向および風速	連続して	10年間	44. 降雨量	連続して	10年間	45. 大気温度	連続して	10年間	46. 保安教育の実施計画	策定の都度	3年間	47. 保安教育の実施日時、項目および受けた者の氏名	実施の都度	3年間	表 131-1 (続き)	<p>記録 (実用炉規則第 67 条に基づく記録)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>38. 事故の発生および復旧の日時</th> <th>記録すべき場合※2</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>その都度</td> <td>その都度</td> <td>※6</td> </tr> <tr> <td>39. 事故の状況および事故に際して採った処置</td> <td>その都度</td> <td>※6</td> </tr> <tr> <td>40. 事故の原因</td> <td>その都度</td> <td>※6</td> </tr> <tr> <td>41. 事故後の処置</td> <td>その都度</td> <td>※6</td> </tr> <tr> <td>42. 風向および風速</td> <td>連続して</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>43. 降雨量</td> <td>連続して</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>44. 大気温度</td> <td>連続して</td> <td>10年間</td> </tr> <tr> <td>45. 保安教育の実施計画</td> <td>策定の都度</td> <td>3年間</td> </tr> <tr> <td>46. 保安教育の実施日時、項目および受けた者の氏名</td> <td>実施の都度</td> <td>3年間</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：記録可能な状態において常に記録しており、点検、故障または消耗品の交換による記録不能な期間を除く。</p> <p>※3：「警報装置から発せられた警報」とは、技術基準規則第 47 条第 1 項および第 2 項に規定する範囲をいう。</p> <p>※4：妊娠不能と診断された者および妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。</p> <p>※5：その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合、またはその記録を保存している期間が5年を超えた場合において、その記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間。</p> <p>※6：廃止措置が終了し、その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて、原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間。</p>	38. 事故の発生および復旧の日時	記録すべき場合※2	保存期間	その都度	その都度	※6	39. 事故の状況および事故に際して採った処置	その都度	※6	40. 事故の原因	その都度	※6	41. 事故後の処置	その都度	※6	42. 風向および風速	連続して	10年間	43. 降雨量	連続して	10年間	44. 大気温度	連続して	10年間	45. 保安教育の実施計画	策定の都度	3年間	46. 保安教育の実施日時、項目および受けた者の氏名	実施の都度	3年間	<p>番号繰上げ</p> <p>・関係規則の引用条文の変更</p>
39. 事故の発生および復旧の日時	記録すべき場合※2	保存期間																																																														
その都度	その都度	※6																																																														
40. 事故の状況および事故に際して採った処置	その都度	※6																																																														
41. 事故の原因	その都度	※6																																																														
42. 事故後の処置	その都度	※6																																																														
43. 風向および風速	連続して	10年間																																																														
44. 降雨量	連続して	10年間																																																														
45. 大気温度	連続して	10年間																																																														
46. 保安教育の実施計画	策定の都度	3年間																																																														
47. 保安教育の実施日時、項目および受けた者の氏名	実施の都度	3年間																																																														
38. 事故の発生および復旧の日時	記録すべき場合※2	保存期間																																																														
その都度	その都度	※6																																																														
39. 事故の状況および事故に際して採った処置	その都度	※6																																																														
40. 事故の原因	その都度	※6																																																														
41. 事故後の処置	その都度	※6																																																														
42. 風向および風速	連続して	10年間																																																														
43. 降雨量	連続して	10年間																																																														
44. 大気温度	連続して	10年間																																																														
45. 保安教育の実施計画	策定の都度	3年間																																																														
46. 保安教育の実施日時、項目および受けた者の氏名	実施の都度	3年間																																																														

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (5/7)

【第 11 章 記録および報告】

変更前			変更後			備考
表 131-2	記録 (実用炉規則第 37 条および第 57 条に基づく記録)	記録すべき場合	保存期間	表 131-2	記録すべき場合	保存期間
1. <u>溶接</u> 事業者検査の結果の記録	1. <u>使用前</u> 事業者検査の結果の記録	当該 <u>溶接</u> 事業者検査に係る <u>原子炉容器等</u> の存続する期間	当該 <u>溶接</u> 事業者検査に係る <u>原子炉容器等</u> の存続する期間	1. <u>使用前</u> 事業者検査の結果の記録	記録すべき場合	保存期間
(1) 検査年月日	(1) 検査年月日			(1) 検査年月日		
(2) 検査の対象	(2) 検査の対象			(2) 検査の対象		
(3) 検査の方法	(3) 検査の方法			(3) 検査の方法		
(4) 検査の結果	(4) 検査の結果			(4) 検査の結果		
(5) 検査を行った者の氏名	(5) 検査を行った者の氏名			(5) 検査を行った者の氏名		
(6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容	(6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容	検査の都度	検査の都度	(6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容	検査の都度	
(7) 検査の実施に係る組織	(7) 検査の実施に係る組織			(7) 検査の実施に係る組織		
(8) 検査の実施に係る工程管理	(8) 検査の実施に係る工程管理			(8) 検査の実施に係る工程管理		
(9) 検査において <u>協力</u> した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項	(9) 検査において <u>協力</u> した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項			(9) 検査において <u>役務を供給</u> した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項		
(10) 検査記録の管理に関する事項	(10) 検査記録の管理に関する事項			(10) 検査記録の管理に関する事項		
(11) 検査に係る教育訓練に関する事項	(11) 検査に係る教育訓練に関する事項			(11) 検査に係る教育訓練に関する事項		
2. 定期事業者検査の結果の記録	2. 定期事業者検査の結果の記録	当該 <u>溶接</u> 事業者検査に係る <u>原子炉容器等</u> の存続する期間	当該 <u>溶接</u> 事業者検査に係る <u>原子炉容器等</u> の存続する期間	2. 定期事業者検査の結果の記録		
(1) 検査年月日	(1) 検査年月日			(1) 検査年月日		
(2) 検査の対象	(2) 検査の対象			(2) 検査の対象		
(3) 検査の方法	(3) 検査の方法			(3) 検査の方法		
(4) 検査の結果	(4) 検査の結果			(4) 検査の結果		
(5) 検査を行った者の氏名	(5) 検査を行った者の氏名			(5) 検査を行った者の氏名		
(6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容	(6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容	検査の都度	検査の都度	(6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容	検査の都度	
(7) 検査の実施に係る組織	(7) 検査の実施に係る組織			(7) 検査の実施に係る組織		
(8) 検査の実施に係る工程管理	(8) 検査の実施に係る工程管理			(8) 検査の実施に係る工程管理		
(9) 検査において <u>協力</u> した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項	(9) 検査において <u>協力</u> した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項			(9) 検査において <u>役務を供給</u> した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項		
(10) 検査記録の管理に関する事項	(10) 検査記録の管理に関する事項			(10) 検査記録の管理に関する事項		
(11) 検査に係る教育訓練に関する事項	(11) 検査に係る教育訓練に関する事項			(11) 検査に係る教育訓練に関する事項		

・新検査制度導入に伴う変更(実用炉規則の改正を反映)

当該使用前事業者検査に係る発電用原子炉施設の存続する期間

その発電用原子炉施設が廃棄された後5年が経過するまでの期間

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (6/7)

【第 11 章 記録および報告】

変更前		変更後		備考
表 131-3※7	記録 (実用炉規則第 67 条に基づく記録)	記録 (実用炉規則第 67 条に基づく記録)	表 131-3※7	・新検査制度導入に伴う変更 (実用炉規則の改正を反映)
1. 品質方針および品質目標	変更の都度 変更後 5 年が経過するまでの期間	変更の都度 変更の都度	変更後 5 年が経過するまでの期間	
2. 第 3 条に定める品質保証計画	変更の都度 変更後 5 年が経過するまでの期間	変更の都度 変更の都度	変更後 5 年が経過するまでの期間	
3. 表 3-1 に示す社内規程	変更の都度 変更後 5 年が経過するまでの期間	変更の都度 変更の都度	変更後 5 年が経過するまでの期間	

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (7/7)

【第 11 章 記録および報告】





変更前		変更後		備考
表 131-3※7 (続き)	記録すべき場合	記録すべき場合	保存期間	
<p>表 131-3※7 (続き)</p> <p>記録 (実用炉規則第 67 条に基づく記録)</p> <p>4. JEAC4111 の要求事項に基づき作成する次の記録</p> <p>(1) マネジメントレビューの結果の記録</p> <p>(2) 教育・訓練、技能および経験について該当する記録</p> <p>(3) 業務のプロセスおよびその結果が、要求事項を満たしていることとを実証するために必要な記録 (本項の他で定めるものを除く。)</p> <p>(4) 業務に対する要求事項のレビューの結果の記録およびこのレビューを受けてとられた処置の記録</p> <p>(5) 原子力施設の要求事項に関連する設計へのインプットの記録</p> <p>(6) 設計のレビューの結果の記録および必要な処置があればその記録</p> <p>(7) 設計の検証の結果の記録および必要な処置があればその記録</p> <p>(8) 設計の妥当性確認の結果の記録および必要な処置があればその記録</p> <p>(9) 設計の変更の記録</p> <p>(10) 設計の変更のレビューの結果の記録および必要な処置があればその記録</p> <p>(11) 調達先の評価の結果の記録および評価によって必要とされた処置があればその記録</p> <p>(12) プロセスの妥当性確認で組織が記録が必要とされた活動の記録</p> <p>(13) 業務に関するトレーサビリティの記録</p> <p>(14) 組織外の所有物に関して、組織が必要と判断した場合の記録</p> <p>(15) 校正または検証に用いた基準の記録</p> <p>(16) 測定機器が要求事項に適合していないと判断した場合の、過去の測定結果の妥当性評価の記録</p> <p>(17) 校正および検証結果の記録</p> <p>(18) 内部監査の結果の記録</p> <p>(19) 検査および試験の合否判定基準への適合の記録</p> <p>(20) リリース (次工程への引渡し) を正式に許可した人の記録</p> <p>(21) 不適合の性質および不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録</p> <p>(22) 是正処置の結果の記録</p> <p>(23) 予防処置の結果の記録</p>	<p>表 131-3※7 (続き)</p> <p>記録 (実用炉規則第 67 条に基づく記録)</p> <p>4. 品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する次の記録</p> <p>(1) マネジメントレビューの結果の記録</p> <p>(2) 要員の力量および教育訓練その他の措置に係る記録</p> <p>(3) 個別業務に必要なプロセスおよび当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録 (本項の他で定めるものを除く。)</p> <p>(4) 個別業務等要求事項のレビューの結果の記録および当該レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録</p> <p>(5) 個別業務等要求事項として設計に用いる情報の記録</p> <p>(6) 設計のレビューの結果の記録および当該レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録</p> <p>(7) 設計の検証の結果の記録および当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録</p> <p>(8) 設計の妥当性確認の結果の記録および当該妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録</p> <p>(9) 設計の変更に係る記録</p> <p>(10) 設計の変更のレビュー、検証および妥当性確認の結果の記録およびその結果に基づき講じた措置に係る記録</p> <p>(11) 供給者の評価の結果の記録および当該評価に基づき講じた措置に係る記録</p> <p>(12) 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認の結果の記録</p> <p>(13) 機器等または個別業務に関するトレーサビリティの記録</p> <p>(14) 組織の外部の者の物品に関して、組織が必要と判断した場合の記録</p> <p>(15) 当該計量の標準が存在しない場合における、校正または検証の根拠についての記録</p> <p>(16) 監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合における、従前の監視測定の結果の妥当性を評価した記録</p> <p>(17) 監視測定のための設備の校正および検証結果の記録</p> <p>(18) 内部監査結果の記録</p> <p>(19) 使用前事業者検査等または自主検査等の結果に係る記録</p> <p>(20) プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録</p> <p>(21) 不適合の内容の記録および当該不適合に対して講じた措置 (特別採用を含む。) に係る記録</p> <p>(22) 講じた全ての是正処置およびその結果の記録</p> <p>(23) 講じた全ての未然防止処置およびその結果の記録</p>	<p>表 131-3※7 (続き)</p> <p>記録 (実用炉規則第 67 条に基づく記録)</p> <p>4. JEAC4111 の要求事項に基づき作成する次の記録</p> <p>(1) マネジメントレビューの結果の記録</p> <p>(2) 教育・訓練、技能および経験について該当する記録</p> <p>(3) 業務のプロセスおよびその結果が、要求事項を満たしていることとを実証するために必要な記録 (本項の他で定めるものを除く。)</p> <p>(4) 業務に対する要求事項のレビューの結果の記録およびこのレビューを受けてとられた処置の記録</p> <p>(5) 原子力施設の要求事項に関連する設計へのインプットの記録</p> <p>(6) 設計のレビューの結果の記録および必要な処置があればその記録</p> <p>(7) 設計の検証の結果の記録および必要な処置があればその記録</p> <p>(8) 設計の妥当性確認の結果の記録および必要な処置があればその記録</p> <p>(9) 設計の変更の記録</p> <p>(10) 設計の変更のレビューの結果の記録および必要な処置があればその記録</p> <p>(11) 調達先の評価の結果の記録および評価によって必要とされた処置があればその記録</p> <p>(12) プロセスの妥当性確認で組織が記録が必要とされた活動の記録</p> <p>(13) 業務に関するトレーサビリティの記録</p> <p>(14) 組織外の所有物に関して、組織が必要と判断した場合の記録</p> <p>(15) 校正または検証に用いた基準の記録</p> <p>(16) 測定機器が要求事項に適合していないと判断した場合の、過去の測定結果の妥当性評価の記録</p> <p>(17) 校正および検証結果の記録</p> <p>(18) 内部監査の結果の記録</p> <p>(19) 検査および試験の合否判定基準への適合の記録</p> <p>(20) リリース (次工程への引渡し) を正式に許可した人の記録</p> <p>(21) 不適合の性質および不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録</p> <p>(22) 是正処置の結果の記録</p> <p>(23) 予防処置の結果の記録</p>	<p>表 131-3※7 (続き)</p> <p>記録 (実用炉規則第 67 条に基づく記録)</p> <p>4. 品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する次の記録</p> <p>(1) マネジメントレビューの結果の記録</p> <p>(2) 要員の力量および教育訓練その他の措置に係る記録</p> <p>(3) 個別業務に必要なプロセスおよび当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録 (本項の他で定めるものを除く。)</p> <p>(4) 個別業務等要求事項のレビューの結果の記録および当該レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録</p> <p>(5) 個別業務等要求事項として設計に用いる情報の記録</p> <p>(6) 設計のレビューの結果の記録および当該レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録</p> <p>(7) 設計の検証の結果の記録および当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録</p> <p>(8) 設計の妥当性確認の結果の記録および当該妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録</p> <p>(9) 設計の変更に係る記録</p> <p>(10) 設計の変更のレビュー、検証および妥当性確認の結果の記録およびその結果に基づき講じた措置に係る記録</p> <p>(11) 供給者の評価の結果の記録および当該評価に基づき講じた措置に係る記録</p> <p>(12) 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認の結果の記録</p> <p>(13) 機器等または個別業務に関するトレーサビリティの記録</p> <p>(14) 組織の外部の者の物品に関して、組織が必要と判断した場合の記録</p> <p>(15) 当該計量の標準が存在しない場合における、校正または検証の根拠についての記録</p> <p>(16) 監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合における、従前の監視測定の結果の妥当性を評価した記録</p> <p>(17) 監視測定のための設備の校正および検証結果の記録</p> <p>(18) 内部監査結果の記録</p> <p>(19) 使用前事業者検査等または自主検査等の結果に係る記録</p> <p>(20) プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録</p> <p>(21) 不適合の内容の記録および当該不適合に対して講じた措置 (特別採用を含む。) に係る記録</p> <p>(22) 講じた全ての是正処置およびその結果の記録</p> <p>(23) 講じた全ての未然防止処置およびその結果の記録</p>	<p>・新検査制度導入に伴う変更 (改正品管規則を反映)</p>

※7：表131-1 および表131-2に掲げるものを除く。

※7：表 131-1 および表 131-2 に掲げるものを除く。

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (1/2)

【添付2 管理区域図】

変更前	変更後	備考
<p>添付2 管理区域図</p> <p>(第103条および第104条関連)</p> <p>管理区域表示凡例</p> <p> 管理区域※1</p> <p> 汚染のおそれのない管理区域</p> <p>※1：第104条第1項(2)に該当する管理区域を示す。 ただし、管理区域全体図については、汚染のおそれのない管理区域が含まれている場合がある。</p>	<p>添付2 管理区域図</p> <p>(第103条の2および第104条関連)</p> <p>管理区域表示凡例</p> <p> 管理区域※1</p> <p> 汚染のおそれのない管理区域</p> <p>※1：第104条第1項(2)に該当する管理区域を示す。 ただし、管理区域全体図については、汚染のおそれのない管理区域が含まれている場合がある。</p>	<p>・記載の適正化</p>

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (2/2)

【添付2 管理区域図】

変更前	変更後	備考
<p>添付2 管理区域図</p> <p>(第103条および第104条関連)</p> <div data-bbox="1163 1884 1297 2404" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 添付2については核物質防護上の理由から公開しないこととしております。 </div>	<p>添付2 管理区域図</p> <p>(第103条の2および第104条関連)</p> <div data-bbox="1163 706 1297 1225" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 添付2については核物質防護上の理由から公開しないこととしております。 </div>	<p>・記載の適正化</p>

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (1/1)

【添付4 長期保守管理方針】

変更前	変更後	備考
<p>添付4 長期保守管理方針 (第118条の2関連)</p> <p>1号炉 長期保守管理方針 (始期：平成31年6月22日、適用期間：10年間) 高経年化対策の観点から充実すべき保守管理の項目はなし※1</p> <p>※1：冷温停止状態※2が維持されることを前提とした評価による。 ※2：モード1、2、3および4以外</p>	<p>添付4 長期施設管理方針 (第118条の6関連)</p> <p>1号炉 長期保守管理方針 (始期：令和元年6月22日、適用期間：10年間) 高経年化対策の観点から充実すべき保守管理の項目はなし※1</p> <p>※1：冷温停止状態※2が維持されることを前提とした評価による。 ※2：モード1、2、3および4以外</p>	<p>・新検査制度導入に伴う変更 (実用炉規則の改正を反映) ・番号の繰り下げ</p> <p>・改元に伴う変更</p>

泊発電所原子炉施設保安規定変更比較表 (1/1)

【付則】

変更前	変更後	備考
<p>付 則 (中略) (規定なし)</p>	<p>付 則 (中略)</p> <p><u>付則 (年 月 日 号)</u> <u>(施行期日)</u> <u>第1条 この規定は、 年 月 日から施行する。</u></p>	<p>・この規定は、原子力 規制委員会の認可を 受けた日から10日 以内に施行する。</p>